規　程　集

編　集

日本バプテスト連盟

目次

第１編 連盟一般関係..... 10

第１章　基本の規定..... 11
○ 宗教法人「日本バプテスト連盟」規約..... 11
第２章　協力伝道の諸活動に関する規定..... 21
○ 日本バプテスト連盟総会規則..... 21
○ 選挙管理運営規程..... 29
○ 選挙における個人情報保護規程..... 33
○ 日本バプテスト連盟総会議事規程..... 41
○ 日本バプテスト連盟理事会規則..... 51
○ 日本バプテスト連盟監事規則..... 61
○ 日本バプテスト連盟監査に関する施行規程..... 65
○ ~~日本バプテスト連盟地区宣教主事規程~~　（2024 年 6 月 11 日第 1 回理事会にて廃止）..... 71
○ 教会特別支援規程..... 81
○ 教会（又は伝道所）不動産取得のための特別支援規程..... 91
○ 全国支援・地域協働プロジェクト規程..... 95
○ ~~全国拠点開拓伝道所支援規程~~　（2024 年 6 月 11 日第１回理事会にて廃止）..... 101
○ 牧師研修活動支援規程..... 103
○ 伝道プログラム支援規程..... 105
○ ~~国内宣教師規程~~　（2024 年 6 月 11 日第１回理事会にて廃止）..... 107
○ 国外伝道宣教師規程..... 108
○ 日本バプテスト連盟宣教師館使用規程..... 112
○ 国外伝道のための日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度に関する規定（略称：国外伝道推薦留学生奨学金制度）..... 116
○ 国際ミッション・ボランティア規程..... 118
○ 国際ミッション・ボランティア奨励金制度に関する規程..... 121
○ 日本バプテスト連盟神学奨学金規程..... 125
○ （１）西南学院大学神学部学生奨学金制度に関する施行細則..... 131
○ （２）神学研究国外留学奨励金制度に関する施行細則..... 141
○ （３）日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度..... 151
○ 日本バプテスト連盟推薦留学生選考規程..... 161
○ 日本バプテスト連盟国外留学生受入れ規程..... 171
○ 連合立等神学校支援規程..... 181

○ 日本バプテスト連盟ハラスメント防止規程 183
○ 日本バプテスト連盟ハラスメント防止ガイドライン 187
第３章　経理、財産に関する規程 191
○ 日本バプテスト連盟経理規程 191
○ 資金運用管理規程 201
○ 資金運用管理規程細則 206
○ 日本バプテスト連盟公印規程 211
○ 日本バプテスト連盟文書保存に関する規程 213
○ 宗教法人　「日本バプテスト連盟」　閲覧に関する規程 215
○ 非公開資料の取り扱いに関する規程 217
○ デジタル資料の取り扱いに関する規程 218
○ 日本バプテスト連盟の出版事業の運営に関する規程 221
○ 日本バプテスト連盟旅費規程 225
○ 日本バプテスト連盟海外旅費規程 241
○ 日本バプテスト連盟回転資金規程 251
○ 日本バプテスト連盟回転資金規程施行細則 271
○ 東日本大震災被災地支援特別会計規程 281
○ 連盟からの出捐による不動産取得の取扱いに関する規程 291
○ 連盟からの出捐によって取得した不動産の管理及び処分に関する規程（略称：不動産管理処分規程） 301
○ 「連盟からの出捐によって取得した不動産の管理及び処分に関する規程」における換地、売却等の土地処分に関しての申し合せ 311
○ 連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程 321
○ 不動産移管の手続きについて（解説） 331
○ 連盟からの出捐により取得した不動産に対する換地清算金等の処理に関する規程 351
○ 道路、下水道等受益者負担金の補助に関する規程 361

第２編 連盟教役者関係 370

○ 日本バプテスト連盟牧師給支援規程 371
○ 日本バプテスト連盟教役者の待機期間中における補助給付に関する規程 381
○ 日本バプテスト連盟教役者厚生共済規程 391
○ 日本バプテスト連盟教役者退職金規程 401
○ 日本バプテスト連盟 教役者退職年金移行措置規程 413
○ 日本バプテスト連盟 教役者退職年金補償一時金規程 419
○ 日本バプテスト連盟 教役者退職年金補償金規程 423

○ 日本バプテスト連盟 年金制度移行助成規程 425
○ 日本バプテスト連盟 年金制度移行支援室設置規程 429

第３編　機　関 430

○ 日本バプテスト連盟宣教研究所の運営に関する規程 431

第４編 事業団体関係 440

第１章　直属事業体関係 441
~~○ 天城山荘の運営に関する規程~~　（2024 年 6 月 11 日第１回理事会にて廃止） 441
~~○ 日本バプテスト連盟天城山荘委員会規程~~　（2024 年 6 月 11 日第１回理事会にて廃止） 451
第２章　西南学院大学神学部関係 461
○ 伝道者養成に関する協議会規程 461
○ 学校法人西南学院と宗教法人日本バプテスト連盟との伝道者養成に関する確認書 471
○ 西南学院大学神学部の西新校地への移転並びに干隈校地等売却に伴う神学部の将来構想 473

第５編 その他（参考資料） 480

○ 日本バプテスト連盟教役者会規約 481
○ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約 491
○ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約　細則 501
○ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程 505
○ 連盟加盟の教会、および連盟関係諸機関について 510
○ 日本バプテスト女性連合規約 511
○ 「連盟立」幼稚園、保育園に関する取り決め 521
○ 宗教法人「　　教会」規則（ヒナ型） 531
○ 非法人「　　教会」規則（ヒナ型） 541
○ 宗教法人法 551

第1編　連盟一般関係

第１章　基本の規定

○ 宗教法人「日本バプテスト連盟」規約

1947年 4月 3日　　連盟結成
1953年 5月 28日　　宗教法人設立
1971年 7月 22日 第25回年次総会制定
1991年 2月 22日 第43回定期総会改定
1996年 11月 15日 第46回定期総会改定
1998年 11月 13日 第47回定期総会改定
2004年 11月 12日 第50回定期総会改定
2006年 11月 17日 第52回定期総会改定
2008年 11月 14日 第54回定期総会改定
2021年 2月 24日 第66回定期総会改定
2022年 1月 20日 第67回定期総会改定
2022年 3月 18日 2021年度臨時総会改定
2023年 2月 24日　第68回定期総会改定

目次

第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　教会（第５条～第８条）
第３章　総会（第９条～第15条）
第４章　理事会その他の機関
　第１節　代表役員及び責任役員（第16条～第20条）
　第２節　代務者（第21条～第24条）
　第３節　仮代表役員及び仮責任役員（第25条）
　第４節　理事会（第26条・第27条）
　第５節　理事会に所属する委員会（第28条）
　第６節　監事（第29条）
　第７節　理事、監事に対する経費の支弁（第30条）
第５章　財務（第31条～第37条）
第６章　機関（第38条）
第７章　事業（第39条・第40条）
第８章　補則（第41条～第44条）
附則

第１章　総則

（名称）

第１条　この宗教団体は、宗教法人法による宗教法人であって、「日本バプテスト連盟」(以下「連盟」という。)といい、その規則を「日本バプテスト連盟規約」(以下「規約」という。)という。

（事務所の所在地）

第２条　連盟は、事務所を埼玉県さいたま市南区南浦和１丁目２番４号に置く。

（目的）

第３条　連盟は、「バプテストの主義と理想」に基づき、教会を包括し、教会相互間の連絡及び協力を図り、教会の霊的生命を深め、伝道、教育、出版等を通して、キリストの福音をひろめ、教会員及び求道者を教化育成し、並びに伝道者養成に努め、その他この宗教団体の目的を達成するために必要な財産管理、その他の業務及び事業を行うことを目的とする。

（公告の方法）

第４条　連盟の公告は、機関紙「バプテスト」に１回掲載し、及び事務所の掲示場に２週間掲示して行う。

第２章　教会

（加盟教会）

第５条　連盟は、「バプテストの主義と理想」に基づき、規約に従って互いに協力してキリストの福音を立証し、宣教しようとする教会を「加盟教会」とする。

2　「加盟教会」は協力伝道を共に担い、協力伝道献金を捧げる。

（被包括団体）

第６条　連盟は、加盟教会をもって被包括団体とする。

（加盟、脱退の勧告及び除名）

第７条　教会が連盟に加盟しようとするときは、連盟の承認を必要とする。

2　連盟は、教会に加盟教会からの脱退を勧告することができる。

3　連盟は、加盟教会の除名を決定することができる。

4　前３項の手続きについては、別に定める規則による。

（教会財産の処分等）

第８条　教会の財産のうち、その取得に関し連盟と関係ある財産の処分等については、連盟の同意を必要とする。

第３章　総会

（組織）

第９条　連盟は、第３条の目的を遂行するために総会を置く。

2　総会は、加盟教会（以下「教会」という。)をもって構成する。

3　教会を代表する者の資格、その他については別に定める規則による。

4　教会の議決権は、各々平等とする。

（招集）

第１０条　総会は定期総会及び臨時総会とする。

2　総会は、議長が招集する。

3　議長は、毎年１回定期総会を招集しなければならない。

4　議長は、教会総数の５分の１以上又は理事会から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

（総会役員）

第１１条　総会に、総会役員として議長１名、副議長１名を置く。

2　議長及び副議長は、選出された２名の総会役員の互選により決定する。

3　総会役員は、連盟加盟の教会の会員（以下「教会員」という。）のうちから、選挙によって選出する。選挙等に関する事項は、選挙管理運営規程に定める。

4　理事は総会役員及び監事になることができない。

5　総会役員の職務については、総会規則に定める。

（総会委員会）

第１２条　総会は、必要に応じて、若干の委員会を設けることができる。

2　委員会の組織、職務権限については別に定める規則による。

（議事及び議決の定足数）

第１３条　総会は、書面によって議決権を行使した教会及び電気通信回線を用いた方法により出席した教会を含めた出席教会（以下「出席教会」という。）の数が、加盟教会数の過半数に達しなければ、議事を開き議決することが出来ない。

2　総会の議決は、この規約に別段の定めがある場合を除いて、あるいは総会議場において出席教会の 3 分の 2 以上の議決の採決方法が承認される場合を除いて、書面による議決権行使を含めた出席教会の過半数で決する。

3　書面による議決権行使の方法については総会規則に定める。

（審議事項）

第１４条　総会において処理すべき事項は、次の通りとする。

(1) 規約及び規則の制定並びに変更に関する事項
(2) 教会の加盟、脱退勧告及び除名等の決定に関する事項
(3) 責任役員、総会役員、監事の任免に関する事項
(4) 前期諸活動に関する事項
(5) 前期歳入歳出決算に関する事項
(6) 活動基本方針に関する事項
(7) 次期活動計画に関する事項
(8) 次期歳入歳出予算に関する事項
(9) 協力伝道献金に関する事項
(10) その他理事会が必要と認めた事項
(11) その他連盟において重要な事項

（総会の権限委任）

第１５条　総会閉会中、緊急な必要が生じた場合は、理事会の議を経て、これを処理することができる。この場合、次の総会において承認を受けなければならない。

第４章　理事会その他の機関

第１節　代表役員及び責任役員

（員数及び呼称）

第１６条　連盟には 12 名の責任役員を置き、そのうち 1 名を代表役員とする。

2　代表役員である理事を「理事長」といい、責任役員を「理事」という。

3　理事の中に 「副理事長」、「常務理事」、「財務理事」を各 1 名置く。

（資格及び選任）

第１７条　理事は、教会員でなければならない。

2　常務理事及び財務理事は、理事会の推薦を経て、総会において選任する。

3　常務理事及び財務理事以外の理事は選挙によって選出する。選挙に関する事項は、選挙管理運営規程に定める。

4　理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事の定数の３分の１を超えてはならない。

（任期）

第１８条　常務理事の任期は、選任された翌年度の４月１日から４年とする。ただし、重任の場合の任期は２年とする。

2　財務理事の任期は、選任された翌年度の４月１日から２年とする。

3　常務理事及び財務理事以外の理事の任期は、選出された翌年度の４月１日から２年とする。

4　補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

5　理事は、引き続き３期を超えて在任することはできない。ただし、常務理事については、この限りでない。

6　任期途中の理事を解任するときは、理事会は理事定数の３分の２以上の議決を経て総会の承認を得なければならない。

7　理事は、辞任又は任期満了後でも、後任者又は代務者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

（代表役員の職務権限）

第１９条　理事長は、連盟を代表し、その事務を総理する。

（責任役員の職務権限）

第２０条　理事は、理事会を組織し、この法人の事務を決定する。

2　理事の職務分担については、別に定める規則による。

第２節　代務者

（代表役員の代務者）

第２１条　次の各号の一に該当するときは、副理事長がその代務者となる。ただし、副理事長をもって充てることができないときは、理事の互選による。

(1) 理事長が死亡、辞任その他の事由で欠け、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 理事長が病気、旅行その他の事由で3 ケ月以上その職務を行うことができないとき。

（責任役員の代務者）

第２２条　次の各号の一に該当するときは、教会員のうちから、理事会においてその代務者を選任する。

(1) 理事長以外の理事が死亡、辞任、その他の事由で欠け、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき

(2) 理事長以外の理事が病気、その他の事由で３ケ月以上その職務を行うことができないとき。

2　第 17 条第４項の規定は、理事長以外の理事の代務者の選任に準用する。

（代務者の職務権限）

第２３条　代務者は、それぞれ理事長、副理事長、その他の理事に代って、その職務権限の全部を行う。

（代務者の退任）

第２４条　代務者は、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

第３節　仮代表役員及び仮責任役員

（仮代表役員及び仮責任役員）

第２５条　理事長は、連盟と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合には、副理事長が仮代表役員となる。ただし、副理事長に事故があるときは、理事の互選により、仮代表役員を選任する。

2　理事は、その理事と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、議決権を有する理事の員数が理事定数の３分の２に満たないこととなった場合は、理事会において、その員数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選任しなければならない。

第４節　理事会

（理事会）

第２６条　理事会は、理事長が招集する。

2　定期理事会は、年３回開催する。

3　理事長は、理事定数の３分の１以上、又は監事会から請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

4　理事会に、議長１名を置き、理事長をもってこれに充てる。

5　理事会は、理事定数の３分の２以上の出席で成立する。

6　理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いて、理事定数の過半数の賛成によって決し、その議決権は、各々平等とする。

7　理事会に出席しない理事は、書面による意見開陳及び議決権の行使をすることができる。ただし、代理人による出席及び代理人による表決はできない。

8　理事会は電気通信回線を用いた方法により開催することができる。

（理事会の所管事項）

第２７条　理事会の所管事項については、別に定める規則による。

第５節　理事会に所属する委員会

（委員会）

第２８条　理事会は、必要に応じて、若干の委員会を設けることができる。

2　委員会の構成、職務権限等については、理事会が別に定める規則による。

第６節　監事

（監事）

第２９条　連盟に監事２名を置き、監事会を構成する。

2　監事は、理事及び理事会所属の各委員会の委員、総会役員を兼ねることはできない。選挙に関する事項は、選挙管理運営規程に定める。

3　監事の任期は、総会において選出された翌年度の４月１日から２年とする。ただし、重任は妨げないが、引き続き３期を超えて在任することはできない。

4　監事は、任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

5　監事は、次の職務を行う。

(1)　連盟の財産管理状況を監査し、理事会及び総会に報告すること。

(2)　総会の決議事項に基づく理事の業務執行状況を監査し、理事会及び総会に報告すること。

(3)　連盟の諸登記事項を確認すること。

(4)　会計監査に関する事項

① 当該各年度の一般会計決算の監査

② 当該各年度の特別会計決算の監査

③ 連盟が直接運営する公益事業及びその他の事業の当該総会期各年度の会計決算の監査

④ 連盟財政に関連する諸業務の監査

⑤ 以上の監査結果の総会及び理事会への報告

6　監事には、理事及びその親族、その他特殊な関係にあるもの、また連盟の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊な関係にあるものであってはならない。

（主任監事）

第２９条の２　監事の職務を統轄するため主任監事１名を置く。

2　主任監事は選出された２名の監事の互選で決定する。

3　主任監事は監事の職務遂行に必要な監事会を招集し議長となる。

4　監事は理事会に陪席してその職務に関わる意見を述べることができる。

第７節　理事、監事に対する経費の支弁

（理事、監事に対する経費の支弁）

第３０条　理事、監事は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。ただし、理事が職員として給与を受ける場合はこの限りでない。

第５章　財務

（会計年度）

第３１条　連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（財産の種類）

第３２条　連盟の財産は、次の通りとする。

(1) 連盟の所有する動産及び不動産

(2) 各種献金

(3) 事業収入及び寄付金品

(4) 財産より生ずる収入

(5) その他の収入

（会計の区分）

第３３条　連盟の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2　特別会計を設定するときは、理事定数の 3 分の 2 以上の議決を経て総会の承認を得なければならない。

（予算の編成）

第３４条　予算は、毎会計年度毎に、理事会において理事定数の 3 分の 2 以上の議決を得て編成し、総会の承認を得なければならない。

2　予算作成後にやむをえない事由を生じたときは、理事定数の 3 分の 2 以上の議決を得て、既定予算の追加又は更正をすることができる。この場合においては、次の総会の追認を得なければならない。

（決算）

第３５条　決算の書類は、理事会において、毎会計年度終了後 3 ケ月以内に、理事定数の 3 分の 2 以上の議決を得て作成し、監事の監査を経た上、次の総会の承認を得なければならない。

2　前項にいう決算の書類には、収支計算書、財産目録等を含むものとする。

（財産の管理及び処分等）

第３６条　連盟が次に掲げる行為をしようとする場合は、理事会において理事定数の 3 分の 2 以上の議決及び総会の承認を得なければならない。ただし、この行為が緊急の必要に基づくものかつ軽微なものである場合は、理事会において理事定数の 3 分の 2 以上の議決を経て、これを処理することができる。この場合、次の総会において追認を得なければならない。

(1) 財産目録に掲げる不動産又は財産を処分し、又は担保に供すること。

(2) 財産目録に掲げる建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

(3) 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は保証をすること。

(4) 新たな義務の負担及び権利の放棄をすること。

（財産の管理運用の細目）

第３７条　財産の管理運用の細目については、別に定める規則による。

第６章　機関

（機関）

第３８条　連盟は、バプテストの主義と理想に基づき、第 3 条の目的を遂行するための機関として「日本バプテスト連盟宣教研究所」を設置する。

2　前項の機関に関する管理運営は、連盟理事会が別に定める規則に従って委嘱する委員会がこれを行う。

第７章　事業

（公益事業及びその他の事業）

第３９条　連盟は「バプテストの主義と理想」に基づいて、次の事業を行う。

出版事業

2　前項の事業に関する管理運営は、理事会において別に定める規則に従って委嘱する。

3　第 1 項の事業より得られた収益は、連盟又はその事業活動のために使用しなければならない。

4　第 1 項に掲げる事業に関する重要事項については、理事会において、理事定数の 3 分の 2 以上の議決及び総会の承認を得なければならない。

（事業団体の助成）

第４０条　連盟は、連盟が設立し、かつ、「バプテストの主義と理想」に基づいて管理運営される学校法人、財団法人、その他の法人と緊密な連絡を保つとともに、諸般の助成を行うことができる。

第８章　補則

（規約の変更及び合併）

第４１条　この規約を変更しようとするときは、総会において出席教会数の 3 分の 2 以上及び理事定数の 6 分の 5 以上の議決を得た上、所轄庁の認証を受けなければならない。この法人が合併しようとするときも、また同様とする。

（解散の手続き）

第４２条　この法人が解散しようとするときは、総会において出席教会数の 3 分の 2 以上及び理事定数の 6 分の 5 以上の議決を得た上、所轄庁の認証を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第４３条　この法人が解散した場合における残余財産は、「バプテストの主義と理想」に基づく宗教法人である教会、又はその他の公益法人に寄付する。

2　前項の決定は、解散のときにおける総会において出席教会数の 3 分の 2 以上及び理事定数の 6 分の 5 以上の議決を得なければならない。

（施行細則）

第４４条　この規約を施行するために必要な規則は、総会の議決を経て別に定める。

附　則

1. この規約は、この法人の設立の登記をした日から施行する。
2. 従前の規則は、廃止する。
3. 従前の規則の規定は、宗教法人法附則第三項の宗教法人に該当する教会については、この規約施行後も、なおその効力を有する。但し、この規約中の規定に相当するものについては、この限りでない。この場合においては、この規約中のその相当する規定に従うものとする。
4. この規約施行当初の代表役員その他の責任役員は、左の通りである。

代表役員（理事長）　熊野清樹
責任役員（副理事長）木村文太郎
責任役員（理事）　三善敏夫
尾崎主一
菅野救爾
荒瀬　昇
イービー・ドージャー
松村秀一
古賀武夫
河野貞幹
荒川直三
イー・エル・コープランド
中村保三
福原　武
アール・シー・シェラー

附　則

1. この変更規則施行の際、現に理事長、副理事長その他の理事の地位に在る者の任期は従前就任の日から起算し昭和三十六年十二月三十一日までとする。

附　則

1. この変更規約は昭和三十九年一月一日から適用し、それまでの間は従前の例による。
2. この変更規約施行当初の理事のうち七人（理事長及び副理事長を除く。）の任期は、昭和三十九年十二月三十一日までとする。

附　則

1. この規約は、1973 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（1989 年 4 月 25 日）から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（1992 年 2 月 14 日）から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（1997 年 5 月 16 日）から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（1999 年 7 月 26 日）から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2005 年 1 月 14 日）から施行する。
2. 第 16 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 41 条、第 42 条及び第 43 条の規定変更は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

1. この規約の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2007 年 2 月 28 日）から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2009 年 3 月 27 日）から施行する。

附　則

1. この規約の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2022 年 6 月 14 日）から施行する。この規約の変更の際、現に責任役員の職にあるものは、それぞれこの規約における責任役員とみなす。ただし、その任期は、変更後の規約に基づいて選任された新たな責任役員が就任するまでとする。

附　則

1. この規約の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2023 年 10 月 13 日）から施行する。

第２章　協力伝道の諸活動に関する規定

○ 日本バプテスト連盟総会規則

（1971 年 7 月 22 日 第 25 回 年次総会制定
1993 年 2 月 26 日 第 44 回 定期総会改定
1996 年 11 月 15 日 第 46 回 定期総会改定
2004 年 11 月 12 日 第 50 回 定期総会改定
2005 年 11 月 18 日 第 51 回 定期総会改定
2007 年 11 月 17 日 第 53 回 定期総会改定
2009 年 11 月 14 日 第 55 回 定期総会改定
2010 年 11 月 12 日 第 56 回 定期総会改定
2013 年 11 月 15 日 第 59 回 定期総会改定
2016 年 11 月 16 日 第 62 回 定期総会改定
2018 年 11 月 16 日 第 64 回 定期総会改定
2020 年 10 月 24 日 2020 年度臨時総会改定
2022 年 1 月 20 日 第 67 回 定期総会改定）

目次

第 1 章　総則（第 1 条）
第 2 章　代議員及び総会構成（第 2 条～第 14 条）
第 3 章　総会役員（第 15 条～第 20 条）
第 4 章　総会委員（第 21 条～第 26 条）
第 5 章　総会牧師（第 27 条）
第 6 章　選挙及び選任（第 28 条～第 38 条）
第 7 章　教会の加盟、脱退、脱退勧告、除名等（第 39 条～第 50 条）
第 8 章　批准（第 51 条）
第 9 章　総会事務局及びその業務（第 52 条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日本バプテスト連盟規約（以下「規約」という。）第 3 章各条に基づく総会の運営を円滑にすることを目的とする。

第２章　総会構成

（登録教会）

第２条　加盟教会（以下「教会」という。）は総会に出席登録をすることができる。

2　総会に出席登録をした教会を登録教会という。

3　登録教会は総会において一つの議決権を行使することができる。

（出席者）

第３条　この規則でいう出席者とは、教会の会員（以下「教会員」という。）であって総会に参加している者のことをいう。

2　出席者は所定の要領に従い電気通信回線を用いた方法により総会に参加できる。

3　出席者は総会において発言することができる。

（教会を代表する者）

第４条　登録教会は、それぞれの教会の定める手続きに基づき、前条の出席者の中から 1 名を、教会を代表する者（以下「代表者」という。）として選出しなければならない。

2　登録教会の議決権は、前項の代表者を通じて行使される。

（新規加盟教会の出席登録）

第５条　当該総会において加盟が認められた教会は、総会に出席登録及び代表者の通知をすることができる。

（陪席者）

第６条　この規則でいう陪席者とは、教会あるいは理事会あるいは総会役員が総会に参加することを認めた者のうち、教会員ではない者のことをいう。

2　陪席者は所定の要領に従い電気通信回線を用いた方法により総会に参加できる。

3　陪席者は総会において発言することができる。ただし、議決権はない。

（総会の期日及び開催方法）

第７条　理事会は、総会の期日及び開催方法を決定するものとする。ただし、規約第 13 条に基づく総会議事の開催、議決について、自然災害や感染症等、止むを得ない事情があると判断した場合は、総会の議事、審議及び採決を書面又は電気通信回線を用いた方法によってのみ行う（以下「書面による総会」という。）ことを決定し、教会に通知しなければならない。

2　書面による総会については別に定める。

（定期総会の招集）

第８条　総会議長（以下「議長」という。）は定期総会を招集する場合、その期日及び開催方法を、総会期日の 100 日前までに教会に通知しなければならない。

（教会の出席登録）

第９条　前条の通知を受けた教会は、定期総会期日の 60 日前までに議長に出席の意思を通知し、出席登録しなければならない。

2　同一総会における代表者の交代については、その旨、文書をもって議長に届け出て、その承認を得なければならない。

（議案の提出及び提案）

第１０条　理事会は、規約第 14 条に基づく総会決議事項について所定の要領に従って、総会に議案を提出することができる。

2　教会は、規約第 14 条に基づく総会決議事項について所定の要領に従って、総会の議案にすることを提案することができる。

3　教会及び理事会が前項の議案を提出ないし提案しようとするときは、定期総会期日の 60 日前までにその議案を議長に通知しなければならない。

4　議長は教会から提案された議案を定期総会の議案とするか否かを判断する。

（議案の通知）

第１１条　議長は、教会が提案する議案及び理事会が提出する議案を文書にまとめ、これを定期総会期日の 50 日前までに各教会に通知しなければならない。

（議案の修正）

第１２条　理事会は別に定める手続に従い議案を修正することができる。

2　理事会は前項の修正された議案について、総会期日の 30 日前までに各教会に通知しなければならない。

（臨時総会）

第１３条　議長は、規約第 10 条第 4 項に基づいて臨時総会を招集する場合、その期日、開催方法、議案及び出席の登録締切期日を示して、期日の 20 日前までに各教会に通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた教会は、出席の意思及び代表者の氏名等を、所定の登録締切期日までに議長に通知し、登録しなければならない。

（書面等による議決権行使）

第１４条　総会に出席しない教会は、所定の要領に従って、書面等による議決権を行使することができる。

2　前項の議決権は、次に掲げる方法によって行使することができる。

(1)　書面の提出

(2)　電気通信回線を用いる方法

(3) その他議長が個別承認した方法

3　教会は、前項の議決権行使を総会期日の 30 日前から 7 日前までに行わなければならない。

4　第 2 項の議決権行使をした教会は総会に出席できない。

（総会議事規程）

第１５条　総会の議事運営を円滑にするため、別に総会議事規程を定める。

2　総会の議事運営に関してこの規則に定める事項を除いては、すべて総会議事規程によるものとする。

第３章　総会役員

（総会役員の任期及び資格）

第１６条　規約第 11 条に定める総会役員の任期は、当該役員として選出された翌年度の 4 月 1 日から 2 年とする。

2　総会役員は、引き続き 3 期を越えて在任することはできない。

3　総会役員が総会に出席できなくなったとき、又は死亡その他の事故のため、その職務を果たすことができないと認められるときは、その資格を喪失する。

4　前項の事由により、総会役員のうち、議長に欠員を生じたときは、理事会は副議長を議長とし、当該選挙における次点者を副議長として選任し、総会に報告する。また副議長に欠員を生じたときは、この規則に特段の定めのある場合を除き、当該選挙における次点者を副議長として選任し、受諾に至らなかった場合はそれ以降の得票者を順次選任し、総会に報告する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5　理事、監事並びに理事会所属の各委員会の委員は、総会役員となることはできない。

（議長団の構成及び職務）

第１７条　議長団の構成を次の通りとする。

(1) 規約第 11 条に定める総会役員としての議長 1 名

(2) 規約第 11 条に定める総会役員としての副議長 1 名

(3) 書記　1 名

(4) 総会運営委員　若干名

2　議長団は、次の事項を取り扱う。

(1)　議案に関して第 11 条に定める事項

(2)　書記、総会運営委員及び第 23 条に定める選挙管理委員の選任及び欠員の補充

(3)　総会運営に関し、第 21 条に定める事項

(4)　その他、総会に必要な事項

（議長の職務）

第１８条　議長は、総会を招集すると共に、これを代表し、かつ議場の秩序を維持し、議事を円滑に促進することを職務とする。

2　議長は、議長団を招集し、前条第 2 項に定める事項を決定する。

3　議長は、議事運営のための補助者を選任する。

（副議長の職務）

第１９条　副議長は、議長を補佐して議場の秩序を維持し、議事を円滑に促進することを職務とする。

2　副議長は、議長に事故あるとき、議長の職務を代行する。

（書記の職務及び任期）

第２０条　書記は、規約、規則等に基づいて議事が円滑に促進されるよう、議長を補佐すると共に、総会記録の作成を管理することを職務とする。

2　書記の任期は議長に指名された年度の 4 月 1 日から 1 年とする。ただし再任は妨げない。

（総会運営委員の職務及び任期）

第２１条　総会運営委員は、次の事項を取り扱う。

(1) 資格審査に関する事項

①　代表者の資格等の確認

②　会期中の代表者の出欠や交代等の確認

(2) 議事運営に関する事項

①　議事日程の編成、及び変更のあるときの処置

②　議決権行使状況の確認

③　会議の混乱、その他事故あるときの処置

④　その他、議事運営に必要な事項の取り扱い

2　総会運営委員の任期は議長に指名された年度の 4 月 1 日から 1 年とする。ただし再任は妨げない。

3　第 18 条 3 項に定める議事運営のための補助者の任期は議長に指名された年度の 4 月 1 日から 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第４章　選挙管理委員

（選挙管理委員会の設置）

第２２条　総会は規約第 12 条に基づく総会委員会として選挙管理委員会を置く。

（選挙管理委員の任期及び資格）

第２３条　選挙管理委員の任期は、当該委員として選任された年度の 4 月 1 日から 1 年とする。ただし再任は妨げない。

2　選挙管理委員が死亡その他の事故のため、その職務を果すことができないと認められるときは、その資格を喪失する。

3　理事、監事並びに理事会所属の各委員会の委員は選挙管理委員となることはできない。

（選挙管理委員会の構成及び職務）

第２４条　選挙管理委員会は、委員 4 名をもって構成し、そのうち 1 名を互選により委員長とする。

2　選挙管理委員会は次の事項を取り扱う。

(1) 選挙に関わる期日の決定

(2) 各種選挙の管理

(3) 選挙人名簿の調製

(4) 選挙啓発

(5) 選挙結果の総会への報告

(6) その他各種選挙に関わる事項

（総会特別委員会）

第２５条　総会は必要に応じて総会特別委員会を設けることができる。

2　総会特別委員会の選任方法、任期、資格、職務及び構成は、総会が当該委員会を設置するときに定める。

第５章　選挙及び選任

（選出される者の資格）

第２６条　選挙によって選出される者及び総会において選任される者は、すべて教会員でなければならない。

（候補者の確定）

第２７条　選挙管理委員会は、選挙管理運営規程第 3 条に基づく各教会からの推薦により、次期理事、監事、総会役員の候補者を確定する。

（選挙）

第２８条　総会は、前条により確定した候補者のうちから、別に定める手続に基づき投票によって次の各号の理事、監事、総会役員を選挙によって選出する。

(1) 理事　　10 名

(2) 監事　　2 名

(3) 総会役員　2 名

2　理事長及び副理事長、主任監事、議長及び副議長の選任方法は別に定める。

（後任理事及び監事の選任）

第２９条　理事会は、理事及び監事が死亡、辞任その他の事由により欠員となったときは、当該理事又は監事を選出した選挙の候補者のうち、得票数の多い者から順に後任者として選任する。

2　前項により後任者を選任する場合において、理事は選挙管理運営規程第 7 条に基づき、男性以外の者 4 名以上、非教役者 4 名以上、かつ男性の教役者 4 名以下とし、監事は同規程第 8 条に基づき、

男性の教役者 1 名以下としなければならない。ただし、これにより理事及び監事の定数に不足が生じる場合は、この限りではない。

3　前 2 項により、後任者を選任することができない場合は、理事は理事会が、監事は総会役員が後任者を選任する。

4　第 1 項、第 3 項により選任された後任者の任期は、死亡、辞任その他の事由により欠けた理事及び監事の残任期間とする。

（常務理事の選任）

第３０条　総会は、選挙管理運営規程第 14 条の手続に従い、理事会の推薦により次期の常務理事を選任する。

（財務理事の選任）

第３１条　財務理事の選任については常務理事に関する規程を準用する。

第６章　教会の加盟、脱退、脱退勧告、除名等

（加盟手続きの 1）

第３２条　教会が連盟に加盟しようとする場合は、次の各号の手続きをしなければならない。

(1) その教会の総会において加盟の決議をする。

(2) 牧師及び役員又はこれに準ずる者の連署捺印した加盟願い及び次に掲げる書類を理事会を経て総会に提出する。

イ　信仰告白

ロ　教会の沿革

ハ　連盟加盟に関する総会議事録(写)

ニ　過去 1 ケ年以上の教会員数、受浸者数、集会出席数、その他教会の教勢を明らかにする　書類

ホ　決算、予算、財産目録その他、教会の財政状態を明らかにする書類

ヘ　教会の運営に関する規則

（加盟手続きの 2）

第３３条　前条の規定に従って加盟願いが提出された場合、理事会及び総会は、次の各号の手続きによって加盟の可否を決定しなければならない。

(1) 理事会は、加盟願いを提出した教会の加盟の可否を慎重に検討し、及び、教会側の加盟に関する理解を得るため、理事を派遣して、その教会の牧師及び役員等と会合し、協議する。

(2) 理事会は、前号の派遣理事の報告を徴した上、加盟を可とする場合は、理事定数の 6 分の 5 以上の議決を得て、直近の総会に推薦する。

(3) 総会は 3 分の 2 以上の多数決をもって加盟の可否を決定する。

（脱退）

第３４条　教会は、連盟と信仰上又は教会政治上、立場を著しく異にするに至った場合、脱退届を提出の上、連盟から脱退することができる。

2　前項の場合、脱退しようとする教会は、次の各号の手続きをしなければならない。

(1) その教会の総会において、連盟から脱退する旨の決議を行う。

(2) その教会の牧師及び役員又はこれに準ずる者の連署捺印した脱退願い及び前号の総会議事録(写)を理事会に提出する。

3　脱退届けを受理した場合、理事会は理事を派遣して当該教会の代表役員及び責任役員と会合し、脱退しようとするに至った事情について理解に到達するよう務めなければならない。

4　理事会は前各項について十分な措置をとった上、直近の総会に報告すること。

（脱退に伴う財産の処理）

第３５条　教会が連盟から脱退しようとする場合、理事会は、次の各号の手続きをしなければならない。

(1) 理事会は、その教会の脱退について、止むを得ないものと認めた場合、その教会財産のうち、連盟からの補助又は連盟を通じての出捐によってその全部又は一部を取得した財産については、規約第 8 条及び連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程（以下「不動産移管規程」という。）第 7 条によって処理するため、相互に十分な了解が成立するよう努める。

(2) 理事会は、前号について十分な措置をとった上、その経緯を総会に報告する。

（脱退の勧告）

第３６条　教会がバプテストの主義と主張に著しく背き、かつ、規約等に違背した場合、理事会は、その教会に脱退の勧告をすることができる。

（除名）

第３７条　理事会は、前条による勧告にもかかわらず当該教会が脱退をしない場合、当該教会の除名について総会に提案することができる。

（除名の手続）

第３８条　教会を除名しようとする場合、理事会及び総会は、次の各号の手続きをしなければならない。

(1) 理事会は、理事を派遣して、その教会の牧師及び役員等と会合し、除名を回避するために最善の努力を払う。

(2) 理事会は、前号の措置にもかかわらず事態の回避ができなかった場合、総会に除名について提案する。

(3) 総会は、出席教会の 3 分の 2 以上の議決によって除名を決定する。

（除名に伴う財産の処理）

第３９条　総会が除名を決議した場合、理事会は、その教会財産のうち、連盟からの補助又は連盟を通じての出捐によって、その全部又は一部を取得した財産について、規約第 8 条及び不動産移管規程第 7 条によって処理する。

（解散又は消滅）

第４０条　教会は、教会規則に従って解散を決議した場合は、遅滞無くその旨を理事会に報告しなければならない。

2　教会の解散が自らを含む 2 以上の教会の合併を前提とした解散である場合、各々の教会は理事会に合併の種類、時期、残余財産の継承、連盟加盟の意思等その合併後の概要についても報告しなければならない。

3　教会が解散以外の事由によって消滅する場合に、理事会は当該教会関係者から事情を聴取して当該教会の実体がないと判断した場合には、当該教会の消滅を宣言することができる。

（解散又は消滅に伴う残余財産の処分）

第４１条　理事会は、教会から解散決議の報告を受けた場合は、残余財産となる教会財産のうち連盟出捐によるものについては、不動産移管規程第 7 条（3）による手続きをするように求めなければならない。

2　教会の消滅の場合は、前項の手続きに準ずる。

（合併）

第４２条　解散した教会を含む 2 以上の教会が合併して新設の教会を作る場合、新設の教会は、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

（合併による新設教会の連盟加盟）

第４３条　合併による新設教会の連盟加盟は第 32 条及び第 33 条に定める手続きによらなければならない。

第７章　批准

（教会の総会決議事項の批准）

第４４条　教会が総会決議事項を批准しない場合は、議事録発表後 1 ケ月以内に、その旨を理事長に文書をもって通知しなければならない。

第８章　総会事務局及びその業務

（総会事務局及びその業務）

第４５条　総会を開催する場合、常務理事は議長の要請に基づいて、その期日の 250 日前までに総会事務局を組織しなければならない。

2　総会事務局は、常務理事の指示に基づいて総会に必要な業務を行う。

付　則

1　この規則を変更するときは、教会又は理事会の発議により、書面による議決権行使を含む総会出席教会数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2　この規則は、2023 年 4 月 1 日より発効する。

○ 選挙管理運営規程

2022 年 1 月 20 日 第 67 回 年次総会制定

（選挙で選出される役職）

第１条　選挙で選出される役職は次の通りとする。

(1) 理事　10名

(2) 監事　2名

(3) 総会役員　2名

（総会において選任される役職）

第２条　総会において選任される役職は次の通りとする。

(1) 常務理事　1名

(2) 財務理事　1名

（選挙される者の資格）

第３条　第１条に掲げる役職の選挙の候補者は、次の各号を満たしていなければならない。

(1)候補者となることを理解し、承諾した者

(2)1以上の教会から書面又は電気通信回線を用いた方法により推薦を受けた者

(3)在籍する教会により、候補者になることに同意しない旨の申入れが、選挙の公示前日までに、選挙管理委員会になされていない者

（公示）

第４条　選挙管理委員会は、各教会に対して、定期総会期日の250日前までに候補者の推薦を求める選挙要領を公開し、選挙の実施を公示しなければならない。

（候補者の確定）

第５条　各教会は、前項の選挙要領に従い、次期の理事、監事及び総会役員の候補者を、各定数まで推薦することができる。

２　前項により候補者を推薦する教会は、候補者及び候補者の属する教会の同意を得て、また自教会の意思決定を経た上で、候補者の氏名及びその所属教会その他の所定事項を書面又は電気通信回線を用いた方法により、定期総会期日の190日前までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

３　選挙管理委員会は、各教会から推薦された候補者が第3条の要件を満たしていることを確認した上、当該要件を満たしている者を候補者として確定する。

４　選挙管理委員会は、前項で確定した候補者の情報を、識別情報による認証その他各教会のみが閲覧できる措置をとった上、電気通信回線を用いた方法により随時公開するものとする。

（投票）

第６条　選挙の投票期間は総会期日の180日前から140日前までとする。

２　選挙の投票方式は選挙管理委員会が別途定める。ただし、投票方式には書面によるもののほか、電気通信回線を用いたものを認める。

３　教会は、総会事務局宛に前項の投票方法によって定期総会期日の140日前までに投票をしなければならない。

４　選挙管理委員会は投票の期日後速やかに開票し、その結果を教会に公開しなければならない。

5　投票は、定数までの候補者に投票をすることができる全数連記式とする。

（理事選挙の当選人の確定）

第７条　理事選挙において、定数10名の当選人を以下の手順によって確定する。

①　候補者のうち推薦を受諾する際に自身が男性であることを届け出た者（以下「男性」という。）以外の者の中から、得票数の多い上位4名を優先して当選人とする。

②　候補者のうち教役者以外の者（以下「非教役者」という。）の中から、得票数の多い上位4名を優先して当選人とする。

③ 上記①②は、男性以外の者で且つ非教役者である者が当選人となることを妨げるものではない。

④　候補者のうち理事定数から上記①②で当選人となった者の数を控除した人数に満つるまで、得票数の多い順に当選人を確定する。ただし、男性教役者の当選人が4名を超えることは出来ない。

2　前項の定めにかかわらず、加盟教会総数の5分の1以上の投票を得なかった候補者は当選人としない。

（監事選挙の当選人の確定）

第８条　監事選挙において、定数2名の当選人を以下の手順によって確定する。

① 候補者のうち得票数の多い上位2名を当選人とする。

② 上位２名とも男性の教役者である場合、当選人となるのは、うち上位1名とする。

③ 上記①②による当選人数が、監事定数に達しない場合は、監事定数に達するまで、得票数の多い順に当選人を確定する。ただし、男性の教役者の当選は1名までとする。

2　16条１項第２号において、主任監事を確定する場合、男性の教役者を２期連続して主任監事とすることはできない。

（総会役員選挙の当選人の確定）

第９条　前条の規定は総会役員選挙について準用する。この場合において、前条2項中「主任監事」とあるのは「議長」と読み替える。

（理事の決選投票）

第１０条　第７条の規定の手順によっても、当選人の数が理事の定数に満たない場合、決選投票によって、定数に不足する人数（以下「定数不足数」という。）の理事を選出する。この場合、定数不足数の倍数の得票上位の候補者の中から、また候補者の数が定数不足数の倍数に満たないときはすべての候補者の中から、定数不足数に満つるまで、得票数の多い順に当選人を確定する。

2　決選投票の期間は総会期日の130日前から90日前までとする。

3　第１項の場合、選挙管理委員会は投票用紙に、定数不足数の倍数の候補者を、また候補者の数が定数不足数の倍数に満たない場合はすべての候補者を得票順に記載する。

4　教会は、自教会の意思決定を経た上で総会事務局に一つの投票用紙を総会期日の90日前までに書面又は電気通信回線を用いた投票をしなければならない。

5　選挙管理委員会は前項の期日後速やかに開票し、その結果を教会に公開しなければならない。

6　投票は、定数不足数までの候補者に投票をすることができる全数連記式とする。

7　決選投票の結果得票同点の場合は、開票日に選挙管理委員会の行う抽選によって当選人を確定する。

8　前項の「選挙管理運営委員会の行う抽選による確定」は、日本バプテスト連盟規約（法人規則）第11条第2項、第21条、第25条第1項及び第29条の2第2項における「互選による決定」並びに「互選による選出」がされない場合に準用する。

（信任投票）

第１１条　第７条の規定によって確定した当選人の数が理事定数を満たさず、かつ当選人以外の候補者の数が定数不足数に満たない場合は、前条の規定にかかわらず、その候補者に対して書面又は電気通信回線を用いた信任投票を行う。

2　選挙管理委員会は、加盟教会総数の5分の1以上の投票を得た候補者を当選人に確定する。

3　信任投票の期間は総会期日の130日前から90日前までとする。

4　選挙管理委員会は前項の期日後速やかに開票し、その結果を教会に公開しなければならない。

（補欠投票）

第１２条　選挙において、当選人が定数を満たさなかった場合、選挙管理委員会は補欠選挙を行わなければならない。

2　選挙管理委員会は、定数に欠けている役職と数を明示し、総会期日の80日前までに候補者の推薦を求める補欠選挙要領を公開し補欠選挙の実施を公示しなければならない。

3　第4条の候補者を推薦する教会は、候補者及び候補者の属する教会の同意を得て、また自教会の意思決定を経た上で、候補者の氏名及びその所属教会その他の所定事項を書面又は電気通信回線を用いた方法により、総会期日の50日前までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

4　選挙管理委員会は、教会から推薦された候補者が第3条の要件を満たしていることを確認し、識別情報による認証その他各教会のみが閲覧できる措置をとった上、電気通信回線を用いた方法により、当該候補者の情報を随時公開するものとする。

5　補欠選挙の投票期間は総会期日の40日前から10日前までとする。

6　教会は、教会の意思決定を経た上で総会事務局に一つの投票用紙を総会期日の10日前までに書面又は電気通信回線を用いた投票をしなければならない。

7　選挙管理委員会は前項の期日後速やかに開票し、その結果を教会に公開しなければならない。

8　投票は、定数までの候補者に投票をすることができる全数連記式とする。

（選挙結果の報告）

第１３条　選挙管理委員会は、選挙結果を直近の総会において報告しなければならない。

（常務理事の選任）

第１４条　理事会は次期常務理事候補者を総会に推薦する。

2　総会は過半数の議決をもって次期常務理事を選任する。

（財務理事の選任）

第１５条　財務理事の選任については常務理事に関する規定を準用する。

（役職の確定と報告）

第１６条　第13条の総会における報告と承認後、また第14条と第15条の選任の後、速やかに、当選人及び選任された者は互選により以下の各号の役職を確定しなくてはならない。

(1) 理事においては理事長及び副理事長

(2) 監事においては主任監事

(3) 総会役員においては議長及び副議長

２　選挙管理委員会は、当該選挙の行われた年度内に前項で確定した役職を教会に報告しなければならない。

３　互選によって確定された役職の任期は、理事あるいは監事、総会役員としての任期と同じものとする。

付則

１　この規則を変更するときは、教会又は理事会の発議により、書面による議決権行使を含む総会出席教会数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

２　この規則は、2022 年 1 月 20 日より発効する。

○ 選挙における個人情報保護規程

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の理事、監事、総会役員を選出する選挙（以下「選挙」という。）における候補者のプライバシーを保護し、その個人情報を適切に管理するためのものである。

（適用範囲）

第２条　この規程は、選挙管理委員、総会議長、総会副議長、総会書記、総会運営委員、議事運営のための補助者（以下「選挙実務者」という。）等選挙実務に携わる者に適用する。

（定義）

第３条　この規程における「個人情報」とは、個人情報保護法第2条に定められた「個人情報」のうち、選挙実務の過程で知りえた、選挙の候補者（以下「候補者」という）に関する情報のことをいう。

（職務）

第４条　選挙実務者は、職務遂行上の範囲に限り個人情報を利用することができる。

2　選挙実務者は、個人情報を漏洩してはならない。これは退任した後も同様とする。

（選挙実務者の資格の喪失と辞任）

第５条　選挙実務者は、在任中に本条に違反したことが判明した時点で、その資格を喪失する。

2　前項の資格喪失の判断は総会役員が行う。

3　選挙実務者は資格を喪失した時点で辞任し、総会役員が直後の総会において報告し総会の追認を受ける。

（提出書類）

第６条　候補者を推薦する加盟教会は、付属様式の「選挙候補者の承諾書」、「候補者の所属教会の同意書」、「推薦教会の推薦書」、「個人情報の提供及び利用に関する同意書」を選挙管理委員長に提出する。

附則

1.　この規程は、2022年4月1日から施行する。

2.　この規程の改廃については、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

〔2022 年 3 月 31 日　理事会制定〕

○ 日本バプテスト連盟総会議事規程

1972 年 7 月 25 日 第 26 回年次総会制定
1993 年 2 月 26 日 第 44 回定期総会改定
1996 年 11 月 15 日 第 46 回定期総会改定
2000 年 11 月 17 日 第 48 回定期総会改定
2005 年 11 月 18 日 第 51 回定期総会改定
2014 年 11 月 12 日 第 60 回定期総会改定
2016 年 11 月 16 日 第 62 回定期総会改定
2018 年 11 月 16 日 第 64 回定期総会改定
2021 年 2 月 24 日 第 66 回定期総会改定
2022 年 1 月 20 日 第 67 回定期総会改定

第１章　総則

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟総会規則（以下「規則」という。）第 14 条によってこれを定める。

第２条　日本バプテスト連盟総会（以下「総会」という。）は、規則に特別の定めがない事項については、この規程に基づいて運営しなければならない。

第３条　総会は、原則として日本バプテスト連盟加盟教会（以下「教会」という。）の会員に公開されるものとする。

第４条　総会は、規則及びこの規程に定めがない事項で会議の運営上必要なことは、その都度議場に諮って定めるものとする。

第２章　総会の成立

第５条　総会議長（以下「議長」という。）は、総会運営委員の報告に基づいて定足数を確認の上、総会の成立並びに開会を宣言するものとする。

第６条　議長は、必要あると認めるときは、総会運営を助けるために補助者を置くことができる。

第７条　議長は、宗教法人登記手続のため、議事録署名人 2 名を指名する。

第３章　議案の確定

第８条　規則第10条に定める議案の提出にあたり、理事会は自ら提出する議案について、あらかじめ教会に対して説明の機会を設けることができる。

2　規則第 12 条に定める議案の修正のために、理事会は自ら提出した議案について教会に対して説明の機会を設けることができる。

3　議案が修正された場合、議長は総会期日の 30 日前までに教会に通知しなければならない。

第４章　議事

第９条　総会に出席する者は議長の許可がなければ発言することができない。

2　議長は、議案提出者に対して議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付するものとする。

第１０条　　教会は、教会を代表する者（以下「代表者」という。）を通して、総会議場において審議中の議題に直接関係する事項又は議事進行上必要と判断した事項について発議することができる。

2　前項の発議を動議といい、教会は、次の各号にかかげる動議を提出することができる。

(1)　質疑終結の動議
(2)　討論終結の動議
(3)　先決議案の動議
(4)　議事日程変更の動議
(5)　議案修正の動議
(6)　総会役員並びに総会委員不信任の動議
(7)　その他、議事の運営に関し必要な動議

3　動議は、別に定める場合を除き、他に2教会以上の賛成があるとき成立する。

第１１条　予算の修正並びに予算の増減を伴うもの、あるいは新たに予算の計上を必要とするものについては、動議とすることはできない。

第１２条　議長は、動議が成立した場合、すべての審議に優先して、動議を議題とするか否かを議場に諮らなければならない。尚、議事進行の動議については、本採決をもって次条の採決とする。

2　議事進行以外の動議を議題とすることについては、書面による議決権は反対の数に算入するものとする。

第１３条　議長は、動議が議題とされた場合には、すべての議案に優先して審議に付さなければならない。

2　議事進行に関する動議は、討論を行わず採決する。尚、議事進行に関する動議とは、第10条第2項の(1)から(3)に規定する動議を指す。

3　議題とされた動議の採決については、書面による議決権は棄権とみなすものとする。

第１４条　議案提出者が議案を撤回する場合は、総会期日の30日前までに議長に通知しなければならない。この期限を過ぎて議案を撤回する場合は、議場の承認を必要とする。ただし、議決された後は、これを撤回することはできない。

2　前項ただし書きの修正に関する規定は、明らかに誤字、脱字と判断される場合は適用しない。

3　前項の場合は、次のように取り扱う。

①　同一会期中の場合は、議長が修正を行い、議場に報告する。
②　総会会期後の場合は、理事会がその修正を行い、次の総会に報告する。

第１５条　一度決議された議案は、同一会期中に、再び提出することはできない。

第１６条　議長は、質疑、討論、その他の発言につき、あらかじめ議場で決められた場合を除き、　時間を制限することができる。

2　議長が定めた制限時間に関し、書面により議決権を行使した教会を除く出席教会のうち、5教会以上が異議を申し出たときは、議長は直ちにこれを議場に諮らなければならない。

第１７条　議長は、採決しようとするときは、採決についての宣言をする前に採決すべき事項及び採決の方法を議場に明確に告げなければならない。採決についての議長の宣言があった後は、議場からの発言は一切認められない。ただし採決の方法についての議事運営上の動議は認められる。

第１８条　議長は、投票によって採決を行うものとする。

2　議長は、採決についての宣言をする際、投票の期限を議場に告げなければならない。

第１９条　　議長は、採決する場合、これに条件を付することはできない。

2　教会は、投票の期限を過ぎて自己の表決について更正を求めることはできない。

第２０条　　修正案がある場合は、これを先に採決する。

2　二つ以上の修正案があるときは、原案に対してその趣旨に遠いものから先に採決する。

3　前項による採決の順序が判然としない場合は、議長の判断によって採決する。

第５章　総会記録及び議事録

第２１条　　総会記録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 総会の日時、方法及び開会、休憩、散会、閉会等に関する事項

(2) 出席教会数

(3) 議長団の氏名及び出席代表者の氏名

(4) 議事日程及びその変更

(5) 報告事項及び議案

(6) 議事の経過

イ　報告及び承認事項

ロ　議題、提案説明者の氏名及び説明の要旨

ハ　討論の経過の要旨

ニ　採決の方法と結果

(7) その他、議場で必要と認められた事項

2　総会事務局は、総会記録を補うものとして、議案の説明及び討論を録画することができる。

第２２条　　総会記録が完成したときは、議長、副議長及び書記がこれに署名し、これを総会事務局に送付するものとする。

第２３条　　総会事務局は、前条により送付された総会記録を確実に保管しなければならない。

2　総会事務局は、総会記録のほかに、総会招集の手続き開始時から、総会関係の残務完了時までの庶務、会計に関する事務記録及び総会と共に行った行事等の記録を作成するものとする。

第２４条　　総会事務局は、総会の終了後 3 ケ月以内に総会記録に基づいて議事録を作成し、これを印刷に付して教会に配布しなければならない。

2　総会事務局は、議事録の作成、配布をもってその業務を終了する。

第６章　陪席者

第２５条　　規則第 6 条に定める陪席者は、陪席者であることを明確に付言して議長の承認を求め、許された後でなければ発言できない。

付　則

1.　この規程を改廃しようとするときは、教会又は理事会の発議により、総会の議決を得なければならない。

2.　この規程は、2023 年 4 月 1 日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟理事会規則

（1971年　7月22日　第25回　年次総会制定
1988年　8月26日　第42回　年次総会改定
1996年 11月15日　第46回　定期総会改定
1998年 11月13日　第47回　定期総会改定
2002年 11月13日　第49回　定期総会改定
2004年 11月12日　第50回　定期総会改定
2005年 11月18日　第51回　定期総会改定
2006年 11月17日　第52回　定期総会改定
2009年 11月14日　第55回　定期総会改定
2018年 11月16日　第64回　定期総会改定
2022年　1月20日　第67回　定期総会改定
2024年　2月　3日　第69回　定期総会改定）

目次

第1章　総則（第1条～第4条）
第2章　理事の職務分掌（第5条～第9条）
第3章　理事会に所属する委員会（第11条～第22条）
第4章　事務所（第23条・第24条）
第5章　機関（第25条）
第6章　公益事業等及び互助事業（第26条・第27条）
付則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、日本バプテスト連盟規約第20条、第27条及び第28条に基づき、日本バプテスト連盟理事会（以下「理事会」という。)の職務、運営等に関し定めることを目的とする。

（理事会の構成）

第2条　理事会は、次の12名をもって構成する。

(1) 理事長　　1名
(2) 副理事長　　1名
(3) 常務理事　　1名
(4) 財務理事　　1名
(5) その他の理事　8名

2　前項の理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

（理事会の所管事項）

第3条　理事会は、次の事項を掌理し、その業務を監督するものとする。

(1) 総会が付託した事項
(2) 連盟の活動基本方針の策定に関する事項
(3) 諸教会の伝道に資する計画の策定と実施に関する事項

(4) 連盟に属する公益事業並びにその他の事業の管理運営に関する事項
(5) 連盟の予算案の編成、予算の執行及び決算書の作成、承認に関する事項
(6) 予算外収支の応急的処理に関する事項
(7) 連盟財産の管理並びに運用に関する事項
(8) 連盟からの出捐により取得した不動産の管理運用及び処分に関する事項
(9) 宗教法人法に定める必要な書類の作成並びに保管に関する事項
(10) 連盟諸規程の制定、改廃及び運用に関する事項
(11) 人事に関する事項
(12) 教会の連盟加盟及び除名に関する事項
(13) 教会の解散、消滅及び合併に関する事項

2　理事会は、総会から付託された事項に重要な変更を加えたときは、次の総会で承認を受けなければならない。

（陪席者）

第４条　主任監事及び監事は、理事会に陪席してその職務に関わる意見を述べることができる。ただし議決権は認めない。

2　理事会は、陪席者として次に掲げる者の発言を求める。但し議決権は認めない。
(1) 宣教研究所運営委員会委員長

3　理事会は、必要に応じ、陪席者として次の各号に掲げる者の出席を認め、その発言を許すことができる。ただし、議決権は認めない。
(1) 各常設委員会委員長
(2) (1)以外の委員会委員長
(3) 総会議長及び副議長
(4) 常務理事が指名する職員
(5) その他理事会が必要と認めた者

第２章　理事の職務分掌

（理事長の職務）

第５条　理事長は、本連盟を代表し、次の職務を行う。
(1) 理事会を招集し、議長となる。
(2) 理事会に所属する常設委員会、特別委員会並びに臨時委員会及び事務所その他の機関に報告を求め、必要あるときは、これに指示をあたえる。

（副理事長の職務）

第６条　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。

（理事の職務）

第７条　理事は、連盟の業務を決定し、その業務遂行を監督する。

2　理事会は、必要に応じ、理事の全部又は一部にその職務を分掌させることができる。

3　各理事は議案を理事会に提出することができる。

（常務理事の職務）

第８条　常務理事は、第７条に定める理事の職務を負うほか、常務理事として事務所を統轄し、総会及び理事会から付託された業務その他必要な業務を執行する。

(財務理事の職務)

第９条　財務理事は、第７条に定める理事の職務を負うほか、総会及び理事会から付託された財務に関する業務を執行する。

(常任理事会)

第１０条　理事会は、その職務を円滑に遂行するために、理事の中から常任理事を選び、第3条に定める事項のうち、人事等緊急を要する事項を委託することができる。常任理事会は委託事項を決議し、理事会に議事録を提出しなければならない。

2　常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、財務理事及び前項で選任された常任理事をもって理事定数の2分の1未満で構成する。

3　常任理事会は必要を認めた者の陪席を認め、その発言を許すことができる。ただし理事を陪席者とする場合は、常任理事会に出席する理事の総和が理事定数の2分の1未満でなくてはならない。

4　常任理事会は、理事長が必要に応じて、これを召集する。

5　その他、常任理事会に係わる事項やその改廃については、理事会で決定する。

第３章　理事会に所属する委員会

(常設委員会の設置)

第１１条　規約第28条に基づき、理事会のもとに常設委員会をおく。

2　常設委員会は以下の5つとする。

(1)総務委員会

(2)財政委員会

(3)地域協働委員会

(4)研修委員会

(5)ハラスメント対策委員会

3　各常設委員会の詳細については、別に定める規則による。

4　理事会は４年毎に常設委員会の働きについて評価をしなければならない。

(常設委員会の構成及び委員の選出)

第１２条　常設委員会は、委員長及び委員をもって構成される。

2　理事会は、常設委員会からの推薦に基づき、常設委員会の委員を選出する。

3　各常設委員会は互選によって委員長を選出する

4　前項にかかわらず、財務理事は財政委員会の長となる。また理事会はハラスメント対策委員会の長を選任する。

5　常設委員の任期を２年とし再任をさまたげないものとする。

(常設委員会の職務)

第１３条　常設委員会は、理事会に付託された業務を行う。

2　常設委員会委員長は理事会に議案を提出することができる。

3　常設委員会はその職務を円滑に行うために実務を補佐する者を置くことができる。

（常設委員会の改廃）

第１４条　第 11 条 4 項の評価に基づき理事会は 4 年毎に常設委員会の存置もしくは改廃を決める。

（特別委員会の設置）

第１５条　理事会は、総会の決議に基づき、その他必要ある場合に特別委員会を設け、所管の業務の一部を付託することができる。

2　理事会は 4 年毎に特別委員会の働きについて評価をしなければならない。

（特別委員会の構成及び委員の選出）

第１６条　特別委員会は、委員長 1 名及び若干名の委員をもって構成される。

2　　理事会は、任期を定めて特別委員会の委員長及び委員を選出するものとする。

（特別委員会の職務）

第１７条　特別委員会は、理事会に所属し、その方針に基づいて付託された業務に関する計画案の策定並びに計画の実施及び予算案の編成並びに予算の執行等についてその責に任ずるものとする。

（特別委員会の改廃）

第１８条　第15条2項の評価に基づき理事会は4年毎に特別委員会の存置もしくは改廃を決める。

2　総会決議により設置された特別委員会の改廃については総会の決議を要するものとする。

（臨時委員会の設置）

第１９条　理事会は、特別委員会の他に臨時又は短期間の目的を有効に促進させるために臨時委員会を設け、特定の問題について諮問し、又は特定の業務を付託することができる。

2　理事会は、臨時委員会を設けるにあたり、予めその目的の他、その設置期間を明らかにし、設置期間以内にその働きについて評価をしなければならない。

3　理事会が臨時委員会の業務が完遂しないと判断した時は、理事会の議決をもって前項の設置期間を 1 年間延長することができるものとし、以降も同様とする。

（臨時委員会の構成及び委員の選出）

第２０条　臨時委員会は、委員長 1 名及び若干名の委員をもって構成される。

2　　理事会は、任期を定めて、臨時委員会の委員長及び委員を選出するものとする。

（臨時委員会の職務）

第２１条　臨時委員会は、その目的に従い、理事会の諮問に対して答申し、あるいは付託された業務に関する計画案の策定並びに計画の実施及び予算案の編成並びに予算の執行等についてその責に任ずる。

（臨時委員会の改廃）

第２２条　第 19 条 2 項の評価に基づき理事会はその設置期間内に臨時委員会の存置もしくは改廃を決める。

第４章　事務所

（事務所の職員）

第２３条　常務理事は、第 8 条の業務を遂行するため、事務所に若干名の職員を置くものとする。

2　事務所の職制及び就業規則については、これを別に定める。

（専門委員）

第５章　機関

（機関）

第２４条　連盟は、規約第 3 条の目的を遂行するための機関として、「日本バプテスト連盟宣教研究所」を設置する。

2　前項の機関に関する管理運営は、連盟理事会が別に定める規則に従って委嘱する委員会がこれを行う。

第６章　事業

（公益事業及びその他の事業）

第２５条　日本バプテスト連盟規約第 39 条に基づき、理事会は、連盟が行う公益事業及びその他の事業の管理運営にあたる。

(1) 出版事業

(2) その他

（互助事業）

第２６条　理事会は、別に定める規程に従って、連盟が行う次の互助事業の管理運営にあたる。

(1) 回転資金制度

(2) その他の共済制度

付　則

1　この規則を変更する場合は、総会又は理事会の発議により、総会において 3 分の 2 以上の多数により議決しなければならない。

2　この規則は、2024 年 4 月 1 日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟監事規則

2005 年 11 月 18 日 第 51 回 定期総会制定
2006 年 11 月 17 日 第 52 回 定期総会改定
2022 年 1 月 20 日 第 67 回 定期総会改定

（目的）

第１条　この規則は日本バプテスト連盟規約第 29 条に基づく監事の職務並びに同第 29 条の 2 に基づく主任監事の職務について定める。

（監事の職務）

第２条　監事は次の職務を行う。

(1) 連盟の財産状況を監査し、理事会及び総会に報告すること。

(2) 総会の決議事項に基づく理事の業務執行状況を監査し、理事会及び総会に報告すること。

(3) 連盟の諸登記事項を確認すること。

(4) 宗教法人法等の法令の定める諸規定の履行状況を確認すること。

(5) 会計監査に関する事項

① 当該各年度の一般会計決算の監査

② 当該各年度の特別会計決算の監査

③ 連盟が直接運営する公益事業及びその他の事業の当該各年度の会計決算の監査

④ 連盟財産に関連する諸業務の監査

⑤ 以上の監査結果の理事会及び総会への報告

(6) 監事の職務遂行に関する事項、監査の手続き等については別に定める。

（監事会）

第３条　監事は監事会を構成する。

2　監事会は総意をもって議決するものとする。

3　第 4 条 2 項(8)により陪席を求められた補佐は、監事会で意見を述べることができるが、議決権を有さない。

（監事の職務の独立性及び権限と義務）

第４条　監事は連盟総会に対する責任を履行するため、その職務の独立性が連盟総会によって保証され、職務の遂行に必要な権限が連盟総会から付与される。

2　監事に付与される権限の範囲は次の通りとする。

(1) 監査に必要な資料を徴求すること。

(2) 事務所の諸規程を含む完全な連盟規程集の貸与を受けること。

(3) 理事会に陪席すること。

(4) 監査目的の達成のため必要と判断した場合、主任監事又はそれに代わる監事が委員会へ陪席すること。

(5) 監査に必要な事項について常務理事を経由して担当者に調査・回答、あるいは資料の提出を依頼すること。

(6) 監査報告書に記載した、指摘・勧告事項に関し、常務理事を経由して担当者から回答を求めること。

(7) 監事会はその職務を十全に果たすために、実務を補佐する者を2名まで選任することができる。

(8) 主任監事は補佐2名に監事会への陪席を求めることができる。

3 監事は、監査報告書による他は職務上知りえた事項をみだりに他に漏洩してはならない。これは退任した後も同様とする。

付 則

1. この規則を変更しようとするときは、総会又は理事会の発議により、総会において3分の2以上の多数決により議決しなければならない。
2. この規則は2023年4月1日から発効する。

○ 日本バプテスト連盟監査に関する施行規程

（2005 年 11 月 18 日第 51 回定期総会制定
2010 年　9 月 2 日第 2 回理事会改定）

（目的）

第１条　この施行規程は、監事規則第 2 条に定める監事及び同第 3 条に定める主任監事の職務遂行に当たり、その円滑な運営と目的の達成を期するため、経理規程第 60 条第 6 項の『監査の手続き』に関する基本事項について定める。

（対象事項による監査の区分）

第２条　連盟規約第 29 条 5 項に定める監査区分に従って、次の通り監査を実施する。

(1) 会計監査　　監事規則第 2 条 1 号に定める「連盟の財産状況の監査」及び同 4 号に定める事項及び同 5 号に関する監査。

(2) 業務監査　　監事規則第 2 条 2 号に定める「総会の決議事項に基づく責任役員の業務執行状況」並びに同 3 号に定める「連盟の諸登記事項の確認」及び同 4 号に定める「宗教法人法等の法令の定める諸規定の履行状況」に関する監査。

（監査の種類）

第３条　監査の種類は経理規程第 58 条に定めるほか、本条の定めるところによる。

(1) 定期監査　　毎会計年度の会計監査、並びに当該年度の業務監査を実施し、総会及び理事会に報告する。

(2) 特別監査　　総会又は理事会の委嘱により、特別の監査目的のために実施し、総会及び理事会に報告する。

(3) 第三者監査　経理規程第 57 条第 3 項に定める、第三者である外部の専門監査機関による監査。

（監査の時期と実施要領）

第４条　監査の時期と実施要領は以下の通りとする。

(1) 前条第 1 項に定める定期監査は、会計監査については毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、業務監査については総会報告書作成後 2 ヶ月以内に行う。

(2) 主任監事は、監査の実施について監事と協議し、当該監査に関わる実施要領を必要に応じて定めることができる。この場合、主任監事は監査対象事項の担当責任者が対応できるよう、事前に実施要領を通知しなければならない。

(3) 前条第 2 項に定める特別監査及び同第 3 項に定める第三者監査については、それぞれの監査対象事項に則して、その都度事前に、主任監事が監事と協議して実施要領を定め、原則として 2 週間前までに、監査担当者並びに監査対象事項の担当責任者に通知するものとする。但し、主任監事は監査の必要に応じて、監査対象事項の担当責任者に対して、事前に通知（指示）しないことがある。

(4) 監査の実施に当たっては、最初に、前回までの監査において、監事が指摘あるいは改善勧告を行った事項の事後処理・改善状況について、当該事項担当者（又は引継ぎを受けた者）から報告を求めなければならない。

（監査結果の指摘事項、勧告事項等）

第５条　主任監事は、監査の結果、指摘事項、勧告事項がある場合はこれらを監査報告書に明記し、期限を定めて常務理事から回答を求めなければならない。

2　常務理事は、前項の指摘事項、勧告事項を当該事項責任者と協議し、これに対する回答は理事会の承認を得た後に、且つ定められた期限内に、書面をもって主任監事に回答しなければならない。

（監査実施マニュアル）

第６条　監査の充実を図るため、監査対象項目毎の監査の具体的な手法等に関する事項は、必要に応じて監査実施マニュアルに定める。

（規程の改廃）

第７条　本規程の改定は、主任監事の発議により、理事会の承認を受けなければならない。

付　則

1　この規程は第 51 回定期総会において議決しなければならない。

2　この規程は 2010 年 9 月 2 日から発効する。

○ ~~日本バプテスト連盟地区宣教主事規程~~ （2024 年 6 月 11 日第 1 回理事会にて廃止）

○ 教会特別支援規程

（1992 年 2 月 26 日 第 4 回理事会制定
1996 年 9 月 11 日 第 2 回理事会改定
2005 年 2 月 9 日 第 3 回理事会改定
2011 年 11 月 8 日 第 57 回定期総会直前理事会）

前　　文

バプテスト教会は、個々に自立した教会であり、他の諸教会と協力伝道を推進するため、日本バプテスト連盟を結成し、これに加盟している。従って、教会は、連盟加盟時点において「自立と協力」を確認してその一員となる。ここで言う「自立」とは、教会がイエス・キリストの恵みにより、独自にその宣教の業を継続的に行い、協力伝道を担う内実を有している状態を現すものであり、財政的自立も含む。しかるに、教会組織をし、自立と協力の中に歩みだした教会が、なんらかの理由で経済的困窮に陥り、宣教の業に困難を来すこともある。この様な場合、協力伝道体である連盟は、教会が立てる「自立を目指す方策」に対して協力支援を行うことができる。制定時の「教会特別支援」が人件費支援に重点を置かれて実施されてきたが、人件費に偏る支援は「自立を目指す方策」に対する教会の取り組みを曖昧にする嫌があった。そこで前回の改定は牧師人件費も教会活動費の一環として位置付けた上で、連盟からの支援を教会の主体性の中で立てられる「自立を目指す方策」への活動費支援とするものであった。

しかし、近年「教会特別支援」の申請が減少している理由の一つに、申請の難しさと困難を極める教会固有の教会形成の事情を見ることができる。そこで今回、前年度経常献金が400万円以下の教会に対して、申請が可能かつ簡便となる改定をあらためて行うこととした。支援を受けた教会が将来、連盟の協力伝道を牽引する教会になっていくことを願いながら、支援を行うものとする。

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟に加盟する教会が、特別な事情のため財政的に自立困難な場合、教会が立てる「自立を目指す方策」に対して、その申請に基づいて支援することを目的とする。

（適用教会と適用条文）

第２条　この規程による支援は、下記の三つを行う。

(1)　第1支援（経常献金400万円以下の教会への支援）
前年度経常献金（借家借室料を除く）が 400万円以下で、この支援により経常献金400 万円を超えることを目指す教会は、第3条から第6条を適用して支援を行う。

(2)　第2支援（経常献金500万円以下かつ400万円を超える教会への支援）
前年度経常献金（借家借室料を除く）が500万円以下かつ400万円を超える教会で、この支援により財的自立の見通しが立つ教会は、第7条から第10条を適用して支援を行う。

(3)　緊急支援（災害・緊急支援）

理事会が特別な事由により支援を認めた教会は、第9条から第10条を適用して支援を行う。ここで言う特別な事由とは、自然災害、事故などによる一時的経済的困窮状況を含む。

（支援期間と支援額／以下第6条までが経常献金400万円以下の教会に適用）

第３条　支援期間は5年以内とし、年度内上限60万円とする。ただし、支援額は当該年度の連盟予算の限度、及び受理件数に基づく算定による連盟の決定に従わなければならない。

（支援の条件及び申請）

第４条　支援を受けようとする教会は、次の条件を満たした上で申請する。

(1)　教会は、経常献金400万円を超える教会を目指す教会への方策を立てなければならない。

(2)　支援期間中、教会は連盟への協力伝道献金を標準比率に沿って献げるよう努めるものとする。

(3)　教会は、支援申請にあたり、また支援期間中、宣教部長が委嘱した者の助言を受けて、その助言について教会総会で審議し、教会の決議を報告しなければならない。

(4)　教会は、宣教部長に対し、支援期間中は3ヶ月に一度、週報などで教会活動の報告をしなければならない。

（申請手続）

第５条　この規程による支援を受けようとする教会は、次の書類を提出しなければならない。

(1)　所定の教会特別支援申請書

(2)　その他、必要に応じて、宣教部長が求める書類

2　教会は、連盟の会計年度を越えて継続して支援を受けようとする場合は、5年の支援期間中であっても、事前に、本条第1号及び第2号の書類をあらためて提出しなければならない。

（決定と執行）

第６条　宣教部長は、前条に定める教会の申請を受けた場合、地区宣教主事ならびに地方連合会長などによる問安を必要に応じて行わなければならない。

2　宣教部長は、地区宣教主事と地方連合会長などによる助言を得た上で、申請に基づき審査し、決定し、執行する。決定にあたり、必要に応じて地区宣教主事会にて協議をしなければならない。

3　宣教部長は、支援期間中の毎年、問安者を当該教会に派遣し、研修や諸集会の実施および参加状況を確認して、評価と助言を行い、それに対する当該教会からの応答を常務理事に報告しなければならない。

4　宣教部長は、教会からの報告が3ヶ月を経過しても得られない場合、支援の執行を停止しなければならない。

（支援期間と支援額／以下第10条までが経常献金500万円以下かつ400万円を超える教会に適用）

第７条　支援期間は5年以内とし、初年度の支援額は年度予算（支援を含む）の3分の1以内で、次年度以降漸減する。ただし、支援額は当該年度の連盟予算の限度、及び受理件数に基づき算定する。

2　申請当初の期間内で自立の見通しが立たず、かつ支援を延長することで自立の見通しが立つと教会が判断する場合、最終年度前に支援期間の延長を申請することが出来る。この場合でも、支援累計期間は8年を越えないものとする。ただし、前項で予算の限度等勘案の結果、余裕がない場合、延長申請は受理されない。

（支援の条件及び申請）

第８条　支援を受けようとする教会は、次の条件を満たした上で申請する。

(1)　教会は、「自立を目指す方策」を立て、期待する支援がその方策の中で占める位置を明確にしなければならない。

(2)　教会は、フルタイムの牧師を招聘している場合、牧師給与は支援後の予算総額（借家借室料を除く）のおよそ70%、かつ、連盟牧師給補助規程付表のおよそ75%を目安としなければならない。

(3)　支援期間中、教会は連盟への協力伝道献金を標準比率に沿って献げるよう努めるものとする。

(4)　教会は、支援申請にあたり、又、支援期間中、常務理事が委嘱した者の助言を受けて、その助言について教会総会で審議し、教会の決議を報告しなければならない。

(5)　教会は、常務理事に対し、支援期間中、毎月所定の用紙で教勢及び会計報告を含む活動報告をしなければならない。

（申請手続）

第９条　この規程による支援を受けようとする教会は、次の書類を提出しなければならない。

(1)　所定の教会特別支援申請書

(2)　その他、必要に応じて、常務理事が求める書類

2　教会は、連盟の会計年度を越えて継続して支援を受けようとする場合は、5年の支援期間であっても、事前に、本条第1号及び第2号の書類をあらためて提出しなければならない。

（決定と執行）

第１０条　常務理事は、前条に定める教会の申請を受けた場合、宣教部ならびに地方連合による問安を必要に応じて行わなければならない。

2　常務理事は、宣教部と地方連合による助言を得た上で、申請に基づき審査し、理事会の議決を得て支援を執行する。ただし、緊急又は軽微な場合は、常務理事が決定し、理事会の追認を受ける。

3　常務理事は、申請時及び支援期間中の毎年、問安者を当該教会に派遣し、助言を行い、それに対する当該教会からの応答を理事会に報告しなければならない。

4　常務理事は、教会からの報告が3ヶ月を経過しても得られない場合、支援の執行を停止しなければならない。

（同一年度の伝道プログラム支援）

第１１条　　本規程に基づき、支援を受けている教会が、さらに伝道プログラム支援を同一年度内に受けようとする場合は、常務理事は申請に基づき、プログラムの有効性を審査し、支援を行うことができるものとする。

（支援適用の段階的移行）

第１２条　　常務理事は、前年度経常献金（借家借室料を除く）が400万円以下の教会が第3条から第6条の第1支援を受けた後に経常献金が増加して、前年度経常献金（借家借室料を除く）が500万円以下かつ400万円を超える教会となった場合、当該教会を第2条第2項の教会とみなした上で、あらためて第7条から第10条を適用して第2支援を行うことが出来るものとする。

（支援終了後の再申請）

第１３条　本規程に基づき、支援を受けて支援が終了した教会は、第12条に該当する場合を除き、原則として再申請を行うことはできない。ただし、特別な事情により再申請が行われた場合は、常務理事は申請に基づき審査し、理事会の議決を得て支援を執行する。

（規程の改定）

第１４条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付 則

この規程は、2012年 4 月 1 日より施行する。

○ 教会（又は伝道所）不動産取得のための特別支援規程
（略称：不動産取得の特別支援規程）

（1980 年 2 月 7 日 第 34 回 年次総会制定
1993 年 2 月 26 日 第 44 回 定期総会改定
1998 年 11 月 13 日 第 47 回 定期総会改定
2005 年 11 月 18 日 第 51 回 定期総会改定
2009 年 11 月 14 日 第 55 回 定期総会改定）

（目的）

第１条　この規程は、教会又は伝道所（以下「教会」という。）の成長と伝道の進展に資するために、不動産取得にあたって、その費用の一部を支援することを目的とする。

（対象）

第２条　この規程によって支援を受けることができる教会は、次の各号の条件を具備していなければならない。

(1) 日本バプテスト連盟加盟教会又はその伝道所
(2) 礼拝を捧げる会堂のための不動産を所有しない教会
(3) 過去 3 年間の協力伝道献金が標準比率に達している教会
(4) 過去 3 年間の年間経常献金が平均で 400 万円以上の教会
(5) 現在会員数 20 名以上の教会

（支援額）

第３条　支援額は 500 万円を上限とし、支援の適用は一回限りのものとする。

（申請）

第４条　支援を受けようとする教会は、次の各号の書類を添付した申請書を常務理事に提出しなければならない。

(1) 支援申請についての教会（伝道所の場合は母教会）総会議事録等
(2) 伝道開始から現在に至るまでの経過説明書並びに将来計画書
(3) 不動産取得に要する費用及び支援希望額並びに教会負担分についての資金計画書
(4) 前 2 年度にわたる教会会計決算書
(5) 当年度教会会計予算書
(6) その他、連盟理事会が必要と認めた書類

（決定）

第５条　常務理事は、当該教会（伝道所の場合は母教会）からの申請に基づき、実地調査をおこない、調査内容を理事会に報告する。理事会は、連盟予算を勘案し、支援額を決定する。

2　申請教会は、不動産取得について、原則として、連盟からの支援額と同額又はそれを超える額を自己資金若しくは回転資金等の借入れによって準備しなければならない。

（改定）

第６条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、連盟理事会の議を経た上、総会の議決を得なければならない。

付　則

1　この規程は、2010 年 4 月 1 日より施行する。

2　第２条(2)において、従来おこなわれてきたＢタイプ支援凍結後に、不動産を自らの資金で取得した教会は、遡って申請することができるものとする。

○ 全国支援・地域協働プロジェクト規程

（2007 年 11 月 17 日 第 53 回定期総会制定
2012 年 11 月 9 日 第 58 回定期総会改定）

前　文

日本バプテスト連盟は、その設立目的に基づき、地域協働による伝道プロジェクトを推進する。地域協働とは、「伝道の目的を共有した複数の教会が、協力して伝道に取り組むこと」を意味し、国内伝道推進の理念として掲げられているものである。

「全国支援・地域協働プロジェクト」は、各地で生まれた地域協働によるプロジェクトを、連盟が全国支援とすることで後押しするものである。この支援を通して、諸教会が相互に宣教の夢や使命を分かち合い、共に労し、共に働く実感をもって、各地で地域協働が起こされていくことを目指す。

（目的）

第１条　この規程は、教会が主体となって、地域にある他の教会の協働を得ておこなうプロジェクトに対し、連盟が財政的支援をおこなうことを目的とする。

（定義）

第２条　地域協働プロジェクトとは、「教会が地域にある他の教会の協働を得て取り組むプロジェクト」のことである。全国支援・地域協働プロジェクトとは、地域協働プロジェクトの中で「地方連合の賛同を得て申請し、連盟総会で選ばれた地域協働プロジェクト」のことである（賛同とは、祈りによって支えることも含む）。

（プロジェクトの種類）

第３条　プロジェクトの種類は、次の各号の通りとする。

(1) 開拓伝道
(2) 教会復興、教会強化
(3) 宣教課題（キリスト教教育、カルト宗教対策、ホームレス支援、平和構築、協力伝道推進など地域における宣教課題）の推進

（支援の内容）

第４条　連盟からの支援の対象となる費用は、プロジェクトに関わる人件費、伝道費、資材費、借家借室料、施設改修費、不動産取得費、研修費、企画準備費、推進費とする。

（支援額、予算に対する支援比率）

第５条　連盟がおこなう支援は、プロジェクトに関わる総予算の 80%以内、かつプロジェクトに関わる年間予算の 80%以内とする。支援総額は 60 万円から 8000 万円の範囲とする。

（不動産処分）

第６条　実施計画に不動産処分が伴う場合、換地差益または売却代金を不動産管理処分規程の定めに拘わらず、連盟からの支援としてプロジェクトに関わる予算計画に組み込むことができる。ただし、不動産処分に関しては、連盟宣教部と協議の上、理事会の承認を得た上で総会に提案しなければならない。

2　前項の場合、第 5 条の定めに拘わらず、連盟がおこなう支援総額は、プロジェクトに関わる総予算の 90%以内、かつプロジェクトに関わる年間予算の 90%以内とする。

（支援期間）

第７条　プロジェクトへの支援期間は 3～8 年を原則とし、最長 10 年までとする。

（総会議案提出の要件）

第８条　「全国支援・地域協働プロジェクト」を希望する教会（伝道所の場合は母教会）は、総会に議案を提出するまでに、以下の要件を備えているものとする。

(1) 日本バプテスト連盟加盟教会であること。

(2) 前 2 年度の協力伝道献金が原則として標準比率に達していること。

(3) プロジェクトの構想段階において、連盟宣教部と地方連合に相談し、助言を得ていること。

(4) プロジェクトの目的と計画を共有した協働する教会の議決を得ていること。

(5) 地方連合総会において、プロジェクトの目的、計画について賛同の議決を得ていること。

(6) 理事会の事前審査を受けていること。

（総会議案提出に要する書類）

第９条　教会は、総会への議案提出にあたって、次の各号の書類を総会議長に提出しなければならない。

(1) 申請書（教会総会議事録添付）

(2) 協働する教会の総会議事録（人的または経済的協力内容を明記のこと）

(3) プロジェクトの種類（第 3 条）及び支援希望額を記した書類

(4) 前年度教会会計決算書・当年度教会会計予算書

(5) プロジェクトの基本計画書（理念、目的、目標、全体計画、年間計画、スケジュール含む）

(6) プロジェクトの予算計画書（総予算、年間予算、借入が伴う場合は返済計画含む）

(7) 地方連合が賛同したことを証する地方連合総会議事録

(8) 不動産処分が伴う場合、不動産処分関係書類

(9) その他、総会議長が求める書類

（理事会による事前審査）

第１０条　理事会は、8 条に定める総会議案提出の要件、ならびに 9 条に定める書類が整っていることを確認するために、事前審査をおこなう。その際、連盟予算、他の申請状況を勘案するものとする。

（プロジェクトの決定）

第１１条　教会は、総会にプロジェクトの議案（教会提案）を提出する。

2　総会の議決により、「全国支援・地域協働プロジェクト」が決定される。

（プロジェクトの実施、連盟理事会への支援申請）

第１２条　実施にあたって教会は、毎年、支援の申請を理事会におこなう。理事会はプロジェクトの実施計画ならびに実施状況を確認した上で、連盟予算を勘案し、各年度ごとに支援額を決定する。

2　支援申請にあたっては、次の各号の書類を理事会に提出しなければならない。

(1) プロジェクト実施計画書、およびプロジェクトに関する予算計画書

(2) プロジェクト実施報告書、およびプロジェクトに関する決算報告書

(3) プロジェクト実施教会の前年度教会会計決算書・当年度教会会計予算書

(4) その他、常務理事が求める書類

（報告及び助言）

第１３条　この規程により支援を受ける教会は、常務理事への報告を理事会毎におこない、必要に応じて常務理事が委嘱する者の助言を受けるものとする。

（支援終了後の責任）

第１４条　支援を受けた教会は、支援終了後においてもプロジェクトの目的またはその働きを継続的に担うものとする。

2　プロジェクトに伴って購入した不動産がその目的を失って残る場合、その不動産を売却し、不動産管理処分規程に基づいて処理する。

（プロジェクトの中止）

第１５条　プロジェクトの継続が困難となり、当初の目的が達成できない場合、教会または理事会はその評価をおこない、理事会はその旨を総会に報告した上で、プロジェクトを中止することができる。

2　プロジェクトが中止される場合、それ以前に教会がプロジェクトに伴って契約した事柄における責任（借入金返済や中止による違約金支払い等）は当該教会が継続して負い、このために連盟からの追加支援はおこなわない。

（細則）

第１６条　この規程の施行に必要な細則は、常務理事の発議により、理事会の３分の２の議決を得て、定めることが出来る。

（改定）

第１７条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の３分の２の議決を得なければならない。

付　則

この規程は、2012 年 11 月 9 日より施行する。

○ ~~全国拠点開拓伝道所支援規程~~　（2024 年 6 月 11 日第 1 回理事会にて廃止）

○ 牧師研修活動支援規程

〔 2011 年 2 月 3 日 第 3 回理事会制定 〕

前　文

日本バプテスト連盟は 2011～20 年の中長期計画大綱の策定において、伝道者養成と教会研修運動支援を重点課題として確認した。牧師の継続研修を励ます施策、なかでも初任地に赴任して５年以内の牧師が、召命と献身の思いに立ち返り、協力伝道の意義と喜びを再確認して、日々の牧師としての働きに臨むことができるよう、その研修を励ましていくために、この規程を制定する。

この規程の活用により、協力伝道の交わりと研鑽の中で牧師が励ましを受け、教会の中でその報告が豊かに分ち合われて、連盟の協力伝道への理解と参与が高められていくことを期待したい。

（目的）

第１条　この規程は、教会又は伝道所（以下「教会」という。）に招聘され立てられている牧師が、伝道や牧会の課題に取り組むために、連盟研修活動への参加を支援することを目的とする。

（対象）

第２条　この規程によって支援を受ける教会および牧師は、次の各号の条件を備えているものとする。

(1) 連盟加盟教会から初めて招聘を受け、赴任して通算５年以内の牧師または伝道師、主事等。

(2) 申請前年度の経常献金が 600 万円以下の教会。

（研修活動）

第３条　この規程が支援する研修活動は次のものである。

(1) 連盟宣教部・総務部および宣教研究所、各特別委員会、日本バプテスト女性連合、日本バプテスト連盟全国壮年会連合、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校が主催する研修会、伝道隊、スタディーツアー、および全国大会等への参加。

(2) 宣教研究所、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校の助言を得て、教会および牧師が立案した個人継続研修（助言者研修も含む）。

（申請）

第４条　「牧師研修活動支援」を受けようとする教会および牧師は、次の各号の書類を宣教部長に提出しなければならない。

(1) 所定の支援申請書

(2) 参加しようとする研修活動の案内書等の写し、あるいは個人で作成した研修計画書

（決定及び実施）

第５条　宣教部長は「牧師研修活動支援」の申請に基づき、研修活動の主催者による交通費補助も勘案した上で、支援額を決定し、常務理事に報告するものとする。

（支援の回数および上限）

第６条　おこなわれる支援は、原則として年度内に総額 50,000 円を上限とする。

（報告）

第７条　「牧師研修活動支援」を受けた教会および牧師は、活動終了後に研修報告を宣教部長に提出するものとする。

（改定）

第８条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付　則　この規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。

○ 伝道プログラム支援規程

2005年2月9日 第3回理事会制定
2005年9月14日 第2回理事会改定
2011年2月3日 第3回理事会改定
2011年11月8日 第57 回定期総会直前理事会改定
2014年6月5日 第1回理事会改定

前　文

日本バプテスト連盟は、その設立の趣旨に基づき、全国的視野に基づいた全国支援拠点開拓伝道をすすめてきた。一方、加盟教会が自らの力で開拓伝道に取り組むことができるように励まし、その伝道に対して積極的に協力支援をすすめていくことも連盟の開拓伝道の働きである。又、諸教会において、伝道が進められていくために、多様で大胆な伝道プログラムに取り組むことを励まし、積極的に連盟の伝道支援をすすめていく必要がある。伝道プログラムへの支援実施においては、地区宣教主事の整えによって、地方連合及び近隣教会の協力を求め、より豊かな伝道の取り組みとなることを期待したい。

（目的）

第１条 この規程は、教会又は伝道所が伝道力を高めて、多様な伝道に取り組む力を養うために支援することを目的とする。

（資格）

第２条 この規程によって支援を受けることができる教会又は伝道所は、申請前年度の協力伝道献金が原則として祈りと励ましの標準比率に達していなければならない。

（支援の対象）

第３条 教会又は伝道所が申請できる支援は、次のものとする。

(1) 伝道所については、第6 条すべての支援。

(2) 申請前年度の経常献金（借家借室料を除く）が原則として700万円以下の教会については、第6条第2号及び第3 号の支援に限る。

(3) 申請前年度の経常献金（借家借室料を除く）が原則として500万円以下の教会又は伝道所への励ましや教会間交流を行うためのプログラムを行う教会については、すべての教会が支援を受けることができるが支援の種類と内容は第6 条第3 号の②の支援に限る。

（申請）

第４条 「伝道プログラム支援」を受けようとする教会又は伝道所は、次の各号の所定の書類を添付した申請書を宣教部長に提出しなければならない。

(1) 所定の支援申請書

(2) 前年度会計決算書および当年度会計予算書

(3) 伝道所の場合は、母教会役員会による所定の支援要請書

(4) その他、宣教部長が求める書類

（決定及び実施）

第５条 宣教部長は「伝道プログラム支援」に関して提出された申請書類に基づき、実地調査をし、連盟　予算を勘案の上、支援の可否および支援額を決定し、常務理事に報告するものとする。

（支援の種類、内容）

第６条 支援の種類、内容は、次の各号の通りとする。

(1) ①開拓伝道所活動費　（借家借室料、伝道費等）

(2) ①離島伝道活動費　（伝道費、維持費、活動費等）

② 開拓伝道所開設助成費（施設整備、資機材購入費等）

③教会維持活動費　（無牧師教会礼拝支援費、教会復興支援費等）

④教会施設整備費　（視聴覚設備、バリアフリー化、牧師館整備等）

⑤広報宣伝費　（ホームページ開設費、チラシ・教会案内印刷費等）

(3) ①教会研修費　（講師招請費、牧師休養助成等）

②教会間パートナーシップ伝道費（人材交流、伝道隊派遣及び受け入れ等）

※本号に限り、すべての教会が支援を受けることができる。本規程第3 条第3 号を参照のこと。

③特別伝道集会開催費、音楽集会開催費（講師招請費、集会場借室料等）

なお、支援によって行われる人材交流や講師招請などは、原則として連盟加盟教会間のものとする。

（支援額の上限）

第７条 前項の種類に応じておこなわれる支援は、原則として60 万円を上限とする。

（支援の詳細）

第８条 支援の各種類についての上限額や連続実施の年限など、支援決定・実施にあたっての詳細は別に定めるものとする。

（報告及び助言）

第９条 この規程により「伝道プログラム支援」を受ける教会又は伝道所は、宣教部長にプログラム実施報告を所定の様式に従って行い、必要に応じて宣教部長が委嘱する者（地区宣教主事、地方連合及び近隣教会等）の助言を受けるものとする。

（改定）

第１０条 この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付 則

この規程は、2014 年 6 月 5 日より施行する。

○ ~~国内宣教師規程~~　（2024 年 6 月 11 日第 1 回理事会にて廃止）

○ 国外伝道宣教師規程

（1964年 8月21日　第18回 年次総会制定
1996年 2月28日　第3回 理事会改定
1998年 9月 9日　第2回 理事会改定
2001年 2月21日　第3回 理事会改定
2002年 9月19日　第2回 理事会改定
2003年10月 7日　第2回 理事会改定
2005年 2月 9日　第3回 理事会改定
2005年11月14日　第51回 定期総会直前理事会改定
2008年 6月 4日　第1回 理事会改定
2014年 2月 6日　第3回 理事会改定
2014年 9月 4日　第2回 理事会改定
2015年 9月 5日　第2回 理事会改定）

第１章　宣教師の働き

第１条　宣教師は、諸外国において、次の各号のいずれかに該当する活動をする。

(1) その国の人々に伝道し、教会の設立を援ける。

(2) 国外に居住する日本語を話す人々に伝道して、その国の教会に導き、その人々に対する牧会を援ける。

(3) 国外に居住する日本語を話す人々に伝道し、その人々のための教会を設立する。

(4) 医療、学校教師、その他の働きを通じて伝道する。

2　前項各号のいずれの方式を選ぶか、又いずれの友好連盟・団体との協力関係によってすすめるかについては、常務理事が調査の上、理事会がこれを決定する。

第２章　宣教師の募集と志願者登録

第２条　常務理事は、諸外国からの宣教師派遣要請等を勘案し、資格、条件等を明記して宣教師の募集を行う。

第３条　宣教師志願者は、日本バプテスト連盟（以下、「連盟」という。）に加盟する教会において5年以上の信仰歴をもつ教会員で、年齢が60歳までの者でなければならない。教役者の場合は、3年以上の牧会、伝道の経験をもつ者、又は国際ミッション・ボランティアとして働いた経験をもつ者でなければならない。

第４条　宣教師となることを希望する者は、応募要綱、申請書類等所定の用紙を請求し、下記の書類を常務理事に提出しなければならない。

(1) 宣教師志願書

(2) 召命、献身についての経過

(3) 信仰告白

(4) 履歴書（世帯を同じにする全家族）

(5) 健康診断書（全家族。常務理事の指定する病院による。）

(6) 宣教師としての抱負

第５条　常務理事は、前条に定める書類を受理した場合、これを宣教師志願者として登録する。

第６条　常務理事は、宣教師志願者として登録された者に対し、必要な情報提供をすることができる。

第３章　宣教師の選考と宣教師候補者

第７条　常務理事は、宣教師の選考にあたり、以下の各号を行い、適当と認めた者を宣教師候補者として登録する。その際、常務理事は候補者選考委員会を設置し、諮問をすることができる。

(1) 第 4 条に定められた書類の審査
(2) 当人と親交を持つ 10 人よりの印象調査
(3) 当人の適性テスト
(4) 当人との面接

第４章　宣教師候補者の準備と訓練

第８条　常務理事は、宣教師候補者として登録された者に対して、正式に任命し派遣する時まで、必要な準備、訓練を与えることができる。又そのための必要経費の一部又は全部を支給若しくは　貸与するものとする。

第９条　常務理事は、宣教師候補者当人の申し出又は理事会の決議に基づき、宣教師候補者の登録を取り消すことができる。

第５章　宣教師の任命と身分

第１０条　常務理事は、理事会の決定に基づき、派遣国を定めて宣教師を任命する。

第１１条　宣教師の身分は、常務理事のもとにある連盟職員とする。

第６章　宣教師の任期

第１２条　宣教師の任期は、宣教師として任命された日から始まる。

2　宣教師の任期は 1 期 4 年、2 期以降は 3 年とし、再任することができる。ただし、宣教師としての資格は 65 歳までとする。

第７章　宣教師の赴任

第１３条　赴任の時期は、常務理事がこれを定める。

第１４条　宣教師と共に赴任する家族は、原則として配偶者と子供に限る。

第１５条　宣教師は赴任の日以前の 2 ヶ月までを準備に用いることができる。

第１６条　赴任の時期及びそのための諸手続きは、常務理事の指示に従う。

第１７条　宣教師の赴任及び任期更新に際し、常務理事は、宣教師との間に覚書を交換し、その任地、任期、任務、通信連絡方法、その他必要な諸事項について相互に了解し、確認しておかなければならない。

第８章　宣教師の活動

第１８条　宣教師は、任地国に到着してから、一定期間その国の国語を習得しなければならない。

第１９条　宣教師は、赴任後、毎月 1 回所定の様式に従って、その活動と会計について常務理事に報告書を提出しなければならない。

第２０条　宣教師は、1 週 2 日の休日を確保することができる。又、任地国の国民の休日を休日とする。

第２１条　宣教師は、毎年 20 日間の休暇をとり、健康の保持を計らなければならない。又、宣教師が任地国内で 10 日間を越えて休暇をとる場合、あるいは国外で休暇をとる場合、常務理事の承認を得なければならない。

第２２条　宣教師が公務で任地国外へ出張する場合は、2 週間前までに常務理事の承認を得るものとする。

第２３条　宣教師が 2 週間を越えて宣教師の公務を離れた場合は、診断書又は理由書を添えて常務理事に報告しなければならない。

第９章　宣教師の定期帰国

第２４条　宣教師の定期帰国は以下の通りとし、常務理事と協議の上、選択することができる。

4 年勤務した場合　　1 年

3年勤務した場合　　6ヶ月
2年勤務した場合　　2ヶ月
ただし、常務理事が特別に認めた場合はこの限りではない。

第２５条　宣教師は、定期帰国中、原則として宣教師館に入居する。又、常務理事の計画に従って、連盟の諸集会並びに教会に対する宣教師活動の報告に一定期間従事する他、研修、休養及び健康診断に用いることができる。

2　定期帰国中の宣教師館入居及び利用に関する事柄については、別途、「日本バプテスト連盟宣教師館使用規程」にて定める。

第１０章　宣教師の給与

第２６条　宣教師の給与は、連盟牧師給補助規程に基づいて、任地国の状況を勘案し、理事会がこれを決定する。

2　前項の給与は、宣教師として任命された日から退任する日までの間支給する。

3　任地国の状況を勘案した給与により将来受給を受ける年金の不利益分については、宣教師との間に交換する覚書に明記し、一時金として宣教師が退任した場合の慰労金に加えて支給する。

第１１章　宣教師の福利厚生

第２７条　宣教師及びその家族は、その任地国に医療保険制度がある場合は、必ずそれに加入しなければならない。

2　宣教師の損害補償に関しては、その加入する損害保険の補償の範囲で賄うものとする。

第２８条　宣教師及びその家族は、毎年１回、適当な医療機関で健康診断を受けなければならない。

第２９条　宣教師及びその家族への慶弔・見舞金は、連盟教役者厚生共済規程を準用する。

第３０条　宣教師又はその家族が重い病気にかかり、帰国して治療を要する場合は、申請書に下記の書類を添えて常務理事に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 医師の診断書・意見書
(2) 任地国の友好連盟の承諾書

第３１条　宣教師又はその家族が病気のため帰国した場合は、治療の後、任務に支障が無いと判断された場合にのみ帰任が認められる。

第３２条　宣教師及びその家族は、連盟が行うリトリートに出席しなければならない。

第１２章　宣教師の子どもの教育に関する費用

第３３条　宣教師の子どもの教育に関する費用について、教会、団体からの支援を受けることができる。また、宣教師の現地での状況を勘案し、教育に関する費用について、教役者厚生共済規程の貸付金制度に準じて貸与することができる。

第１３章　宣教師の辞任及び解任

第３４条　宣教師が辞任を希望する場合は、その旨文書をもって常務理事に申し出なければならない。

第３５条　宣教師の辞任の承認及び解任は、理事会がこれを決定する。

第１４章　財務関係

第３６条　宣教師に選任された者が所定の準備をする場合の費用は、宣教師準備費として支給する。

第３７条　宣教師として選任され、常務理事によって赴任時期が決定された場合は、次の各号の諸　費用を赴任関係費として支給する。

(1) 赴任準備費

査証取得など赴任手続きに必要な実費

(2) 赴任支度金

内規に基づき支給

(3) 赴任旅費

家族全員に対し、任地国への最短経路による旅費の実費

(4) 赴任宿泊費

赴任前 1 週間と任地到着後若干日の宿泊費の実費。ただし、その期間については、常務理事の指示に従う。

(5) 荷物運賃

内規に基づき支給

第３８条　常務理事は、当該年度の宣教師の伝道費、伝道資材費等を国外伝道予算に計上する。常務理事は、総会の決定に従い、その使途を定めて送金するとともに、報告を求めなければならない。

第３９条　第 24 条の定めに従い、宣教師に次の各号の諸費用を支給する。

(1) 帰国旅費

家族全員に対し、任地国より最短経路による旅費の実費

(2) 帰国に伴う荷物運賃

内規に基づき支給

(3) 宣教師活動報告諸費

常務理事がこれを定める。

(4) 外国で就学中の子供の帰国旅費

両親が帰国中、その子供が帰国を希望する場合は、学校所在地から宣教師の帰国中の住居地までの最短経路の実費

第４０条　常務理事が定めるときを除いては、宣教師は募金してはならない。

第４１条　宣教師に課せられる税金は、宣教師個人に関する税金を除き、国外伝道予算より支給する。

第４２条　宣教師が退任した場合の慰労金については、「教役者である連盟職員の慰労金に関する内規」によって支給する。その場合の基準額は、連盟牧師給補助規程によって算出する。

第４３条　教役者である宣教師が教役者を引退した場合の年金及び一時金等の給付については、連盟教役者退職金規程によって支給する。

第１５章　任地国における宣教師住宅

第４４条　任地国における宣教師及びその家族の住居については、連盟から貸与することができる。宣教師住宅及びその費用に関しては、常務理事が現地の住宅事情を勘案し、決定する。

第４５条　任地国において宣教師館を取得または新・改築する場合、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

2　連盟は、宣教師館の取得に関して、派遣国の不動産取得事情を勘案しつつ、派遣国の友好連盟・団体と協約を結ぶこととする。

第１６章　規程の改定

第４６条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付　則

この規程は、2015 年 9 月 5 日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟宣教師館使用規程

2001 年 8 月 1 日制定
2005 年 12 月 8 日改定
2023 年 1 月 24 日改定

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という）宣教師の入居及び利用に関し、宣教師館の適切な管理･運用を行うことを目的として定める。

（定義）

第２条　この規程における宣教師館とは、連盟が任命している宣教師の定期帰国時の住宅、または派遣準備中の宣教師候補者の住宅として所有している施設をいう。

（所在地）

第３条 宣教師館は所在地を下記の通り定める。

埼玉県さいたま市緑区東浦和 7-7-1　バプテストハイツ D

（管理の担当者）

第４条 宣教師館の管理は、常務理事の指示のもとに宣教室がこれを行う。

（入居資格）

第５条　連盟が任命している宣教師及び派遣準備中の宣教師は宣教師館に入居することができる。また、宣教師の入居予定がない期間は、常務理事が必要と認めた場合に限り、宣教師以外の者を入居させることができる。

（同居家族）

第６条　宣教師館に同居することができる家族は、宣教師本人（夫婦の場合は夫妻）及び、宣教師と生計を一にする子ども等で、派遣地に同行する者とする。尚、宣教師の申し出があり、常務理事が許可した場合はこの限りではない。

（同居家族以外の者の滞在）

第７条　入居者が同居家族以外の者を引き続き１ヶ月以上滞在させることを希望するときは、滞在者の氏名、滞在の理由、期間などを記した書面をもって常務理事に願い出た上、その許可を得なければならない。

（入居者の義務）

第８条　入居者はこの規程を誠実に守り、連盟が宣教師館管理上行う諸施策に協力し、常に善良な管理者としての注意をもって、施設を大切に使用しなければならない。

（個別義務）

第９条 入居者は次の各号の場合、直ちに連盟に連絡しなければならない。

（１） 建物または付属施設を毀損･滅失したとき。

（２） 火災、風水害、盗難その他異変のあったとき。

（３） 引き続き１ヶ月以上住宅を留守にするとき。

（宣教師館使用料）

第 10 条 宣教師館使用料は別に定め、宣教師に支給する給与中より控除する。

（公共料金等）

第 11 条 電気料、上下水道料、ガス代、電話料及び衛生費等は入居者負担とする。

（その他の費用）

第 12 条 土地家屋に係わる租税公課は、連盟負担とする。

（修理改造の手続きと費用負担及び損害賠償）

第 13 条 住宅及び付属施設の修理、改造、模様替え、また、植樹等については、常務理事が必要と認めた場合に、連盟負担によりこれを行うものとし、入居者は、無断でこれらの行為をしてはならない。

2 建物、植樹等の手入れは、連盟が必要と認めたとき、連盟負担によりこれを行う。

第 14 条 次に掲げる修理費は、入居者の負担とする。ただし、入居者の移動に伴って、連盟が必要と認めて実施した場合を除く。

（1） 連盟の許可なく実施した一切の修理費

（2） 窓ガラス、電灯笠等の破損修理費

（3） 入居者が設置した空調関係設備などの修理費

（4） 修理費が著しく低額な場合

入居者が故意または過失によって、建物及び付属施設に損害を及ぼした場合は、賠償しなければならない。

第 15 条 宣教師が新たに入居するときは、居住に支障がないように、連盟の費用で清掃、補修する。

（駐車場）

第 16 条 宣教師が住宅に付帯する駐車場の使用を希望するときは、車種、登録番号等を記した書面をもって宣教室長に願い出た上、その許可を得なければならない。

（退去時の手続き）

第 17 条 宣教師館を退去するときは、以下の手続きをとらなければならない。

（1） 退去日程を宣教室長に連絡し、引越し業者を手配する。

（2） 宣教師館の備品に破損・故障がないことを確認する。

（3） 私物はすべて搬出し、食品類などは完全に処分する。

（退去時の諸費用の処理）

第 18 条 連盟は宣教師の移動にかかる実費を負担する。ただし、費用の見積りは事前に宣教室長に提出し、承認を得ておくこと。

2 国外に赴任する際、荷物の一部を国内で保管することを希望する場合は、事前に宣教室長に申し出、許可を得たものに限り、その保管料を連盟が負担する。

第 19 条 入居者が行った改造は、退去の際、入居者の負担によって原状に復するか、又は無償で連盟に提供するものとする。

（転居）

第 20 条 宣教師が自己の希望により転居するときは、引越しに関する諸経費は宣教師負担とする。
ただし、連盟の都合による転居の場合は、荷造り、運送実費とも連盟負担とする。

（規程の改定）

第 21 条 この規程を改定しようとするときは、常務理事の発議により、室長会の承認を得ること。

（付則）

この規程は、2023 年 4 月 1 日より発効する。

○ 国外伝道のための日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度に関する規定（略称：国外伝道推薦留学生奨学金制度）

（2010年 9 月 2 日 第 2回理事会制定）

（制度の目的）

第１条　国外伝道のための日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度（以下「制度」という。）は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の宣教師として志す者が、宣教師としての必要な学位を取得するために、国外・国内の留学資金の一部を給付することを目的とする。

（制度の運営）

第２条　この制度は、連盟理事会がこれを統括する。この制度の運営は、常務理事がこれにあたる。

（申請）

第３条　この制度による奨学金の給付を希望する者は、留学前に次の各号の申請書類を常務理事に提出しなければならない。第2号及び第3号については、各年度毎（4月～3月）に提出しなければならない。

(1) 奨学金給付申請書（連帯保証人連署のこと）

(2) イ．留学前の申請の場合：留学目的、留学希望校、留学計画書（留学期間、その他）

ロ．留学中の年度替わりによる申請の場合：より具体的な研究主題、研究機関の報告書

(3) 留学費用に関する計画書（他団体からの奨学金を受ける場合は、これを明記すること）

(4) 所属教会の推薦状

（応募、審査及び決定）

第４条　常務理事は、この制度に関する募集、審査を行い、奨学金給付の可否及び条件等を決する場合、次の各号の基準を考慮しなければならない。

(1) 申請者の留学計画が連盟の国外伝道の理念と目的に合致していること

(2) 連盟の年度予算により奨学金給付の財源が予め確保されていること

（給付の期間及び金額）

第５条　この制度による奨学金はすべて給付とし、給付の期間は、国外留学の場合は最長5年間、国内留学の場合は最長3年間とする。

2　常務理事がやむを得ないと認めた場合は、前項の期間を延長することができる。ただし、延長した期間に給付した奨学金については、第6条第3項に定める返済義務が生じる。

3　給付の金額については、別に定める。

（奨学金の返還）

第６条　奨学金の給付を受けた者が、宣教師候補者とならなかった場合、これを返還しなければならない。ただし、本人または家族が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のために宣教師候補者となることができなかった場合、実情を調査の上、返還を全額免除することができる。

2 前項に該当する者は、留学終了後満 3 年を経過した日の翌日から 10 年以内に、均等割以上の額の年賦をもって返還しなければならない。

3 第 5 条第 2 項により延長された期間に給付を受けた奨学金は、本条第 2 項の定めに準じて返還しなければならない。

（返還の猶予）

第７条　常務理事は、返還義務者から、次の各号に掲げる事由により、奨学金返還の猶予に関する願い出を受けた時は、事情を調査の上、これを承認することができる。

(1) 予定の留学終了後、進学又は再度留学することとなった場合、その期間

(2) 長期（原則として 6 ヶ月以上）にわたる疾病療養のため、経済的に返還が困難になった場合、その期間

2　前項第 1 号の場合は、進学又は留学を証する書類を、第 2 号の場合は、病院の専門医による診断書を、それぞれ前項の願い書に添付しなければならない。

（返還義務者の連絡）

第８条　返還義務者は、返還義務の残存期間を通じ、常にその現住所を常務理事に連絡し、この制度に関する業務に支障を来たさないよう協力しなければならない。

（制度の解釈）

第９条　常務理事は、この制度の解釈について疑義を生じ、又は解釈の相違を生じて、この制度の運用に支障を来した場合、連盟理事会の裁定を求めなければならない。

（制度の改廃）

第１０条　この制度を改廃する場合は、連盟理事会の議決によらなければならない。

付　則

この細則は、2010 年 9 月 2 日より発効する。

○ 国際ミッション・ボランティア規程

（2003 年 10 月　7 日 第 2 回理事会制定
2005 年 2 月　9 日 第 3 回理事会改定
2005 年 9 月 14 日 第 2 回理事会改定
2014 年 2 月　6 日 第 3 回理事会改定
2015 年 9 月　5 日 第 2 回理事会改定）

第１章　目的

第１条　本規程「国際ミッション・ボランティア」（International Mission Volunteer）は、国外諸国の友好連盟、友好団体からの派遣要請に応え、国外伝道の実りを豊にすることを願い、ボランティアによる派遣を通じて、下記のいずれかを達成することを目的とする。

（1）国外伝道の活性化と裾野を広げる
（2）宣教師の掘り起こし
（3）連盟諸教会の会員が広く世界のバプテストとの出会いを経験し、諸教会に仕える者となる
（4）宣教師の働きを側面から支援する

第２章　募集と志願者登録

第２条　常務理事は、調査の上、派遣国、資格、条件を明記して、次の各号のいずれかに該当する活動を募集する。

（1）語学（日本語等）を媒介として、福音を伝える
（2）スポーツ、音楽指導等を通して、現地教会に仕える
（3）宣教師の子どもの教育をする
（4）その国の連盟、友好団体の要請に応える
（5）その他、常務理事が必要と認めた働き

2　前号各号のいずれの働きを担うかは、関係者、関係機関の話し合いを踏まえ、常務理事がこれを決定する。

第３条　国際ミッション・ボランティアは、連盟に加盟する教会に於いて 2 年以上の信仰歴を持つ忠実な教会員であり、原則として、任命時の年齢が 20 歳から 68 歳までの者。応募資格は、18 歳以上の者に限る。

第４条　国際ミッション･ボランティアとなることを希望する者は､申請書類等所定の用紙を請求し、下記の書類を常務理事に提出しなければならない。

（1）国際ミッション・ボランティア志願書
（2）国際ミッション・ボランティアとしての抱負と計画
（3）信仰告白
（4）履歴書
（5）健康診断書
（6）所属教会の推薦状

（7）保護者の同意書（20 歳未満の場合）

第５条　常務理事は前条に定める書類を受理した場合、これを志願者として登録する。

第３章　選考と候補者

第６条　常務理事は、国際ミッション・ボランティアの選考にあたり、以下の各号を行い、適当と認めたものを候補者として登録する。その際、国外伝道専門委員に諮問をすることができる。

（1）前条に定められた書類の審査

（2）当人との面接

第４章　任命と身分

第７条　常務理事は理事会の決定に基づき、国際ミッション・ボランティアを任命する。

第８条　国際ミッション・ボランティアの身分は常務理事のもとにある連盟職員に準ずる。

第５章　候補者の準備と訓練

第９条　国際ミッション・ボランティアに選任されたものが所定の準備をする場合の費用は、常務理事の決定に基づき準備費として支給される。

第６章　任期

第１０条　国際ミッション・ボランティアの任期は任命された日から始まり、1 年までの期間とする。ただし、再任は妨げない。尚、再任にあたっては、下記の書類を常務理事に提出し、理事会がこれを決定する。

(1) 当人の活動報告書と計画書

（2）健康診断書

（3）推薦教会の推薦状

第７章　赴任

第１１条　赴任の時期は常務理事がこれを決める。また、その他赴任に関する手続きは常務理事の指示に従う。

第１２条　国際ミッション・ボランティアの赴任に際し、常務理事は国際ミッション・ボランティ アとの間に、覚書を交換し、その任地、任務、通信方法、その他必要な諸事項について相互に了解し、確認しておかなければならない。

第８章　活動

第１３条　国際ミッション・ボランティアは赴任後、原則として 1 ヶ月に 1 回所定の様式にしたがって、活動と会計について常務理事に報告書を提出しなければならない。

第１４条　国際ミッション・ボランティアは日曜日を含め、1 週間 2 日の休日を確保するものとする。

第１５条　国際ミッション・ボランティアは前条の休日の他、任地国の国民の休日を休日とする。

第１６条　国際ミッション・ボランティアが休暇を取る場合、2 週間前までに常務理事の承認を得なければならない。

第１７条　国際ミッション・ボランティアとしての活動が 1 年を超え再任された場合、1 年に一度、連盟は帰国報告会を開くことができる。その際の帰国費用は連盟が支弁する。

第９章　処遇

第１８条　国際ミッション・ボランティアの給与は支給しない。但し、活動費および家賃に関する支給は理事会がこれを決定する。

第１０章　福利厚生

第１９条　国際ミッション・ボランティアの損害補償に関しては、その損害保険加入の範囲で賄うものとする。

第１１章　財務関係

第２０条　国際ミッション・ボランティアとして選任され、常務理事によって赴任時期が決定された場合は、次の各号の諸費用が赴任関係費として支給される。

(1) 赴任準備費

査証取得など赴任手続きに必要な実費

(2) 赴任旅費

任地国への最短経路による旅費の実費

(3) 荷物運賃

内規に基づき支給

第２１条　常務理事は、当該年度の国際ミッション・ボランティアの伝道費、伝道資材費等を国外伝道予算に計上する。常務理事は総会の決定に従い、その使途を定めて送金すると共に、報告を求めなければならない。

第２２条　国際ミッション・ボランティアが任期を終え帰国する場合、次の各号の諸費用が支給される。

(1) 帰国旅費

任地国より最短経路による旅費の実費

(2) 荷物運賃

内規に基づき支給

第２３条　国際ミッション・ボランティアに課せられる税金は、個人に関する税金を除き国外伝道予算より支給する。

第２４条　連盟は、国際ミッション・ボランティアとして連続 2 年を超えて派遣された者が退任する場合、慰労金を支給することができる。支給の基準については、別途定める。

第１２章　規程の改定

第２５条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付　則

この規程は、2015 年 9 月 5 日より発効する。

○ 国際ミッション・ボランティア奨励金制度に関する規程

〔 2010 年 9 月 2 日 第 2 回理事会制定 〕

（制度の目的）

第１条　国際ミッション・ボランティア奨励金制度（以下「制度」という。）は、西南学院大学神学部、神学専攻科及び大学院（以下「神学部」という。）の学生が、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の国際ミッション・ボランティアに応募するにあたり学業を休学する必要が生じた場合、休学の間に必要となる学費を給付することを目的とする。

（制度の運営）

第２条　この制度は、連盟理事会がこれを統括する。この制度の運営は、常務理事がこれにあたる。

（申請）

第３条　この制度による奨励金の給付を受ける者は、次の各号の申請書類を休学の始期の 6 ケ月前までに常務理事に提出しなければならない。

(1) 国際ミッション・ボランティア奨励金給付申請書

(2) 国際ミッション・ボランティア志願書

(3) 国際ミッション・ボランティアとしての抱負と計画

(4) 西南学院への休学届の写し

（決定）

第４条　常務理事は、次の各号を確認した上、奨励金の給付を連盟理事会に諮らなければならない。

(1) 申請者の国際ミッション・ボランティアの計画が、連盟の長期的な計画又は伝道者養成構想に適合していること

(2) 年度予算により、給付の財源が予め確保されていること

（制度の改廃）

第５条　この制度を改廃する場合は、連盟理事会の議決によらなければならない。

付　則

この制度は、2010 年 9 月 2 日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟神学奨学金規程

（1982 年 6 月 25 日 第 2 回 理事会制定
1994 年 2 月 16 日 第 3 回 理事会改定
1998 年 2 月 26 日 第 3 回 理事会改定
2005 年 9 月 14 日 第 2 回 理事会改定）

（目的及び名称）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）が次の各号の奨学金制度及び国外留学奨励金制度（以下「奨学金制度」という。）を運営することを目的として定める。

(1) 西南学院大学神学部学生奨学金制度

(2) 神学研究国外留学奨励金制度

(3) 日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度

（運営）

第２条　この規程に基づく奨学金制度は、連盟理事会がこれを統轄する。ただし、前条各号の制度の運営については、それぞれについて定める施行細則によらなければならない。

2　連盟は第 1 条第 1 号の西南学院大学神学部学生奨学金制度の運営を日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下、「全国壮年会」という）に委託する。

3　第 1 条第 2 号及び第 3 号に関連する事務は常務理事の所管とする。

（奨学基金の設定）

第３条　第 1 条第 2 号及び第 3 号の運営に必要な資金は、連盟が設定した人材養成資金をもってこれに充てるものとする。

2　連盟は、この規程の目的に賛同する個人又は団体の献金を受け入れ、又はその他の方法をもって奨学基金の充実に努めるものとする。

（奨学基金の運用）

第４条　前条の奨学基金は、銀行に預金又は信託するものとし、その利息又は収益金に限り、奨学資金として、第 1 条各号の奨学金制度のために用いることができる。

2　前条による奨学基金をもってしても、なお奨学資金が不足するときは、連盟の一般会計等から必要な資金を繰り入れることができる。

（奨学資金に関する予算及び決算）

第５条　第 1 条第 1 号の西南学院大学神学部学生奨学金制度については、全国壮年会から提出される年度の業務報告書及び決算報告書に基づいて必要事項を連盟の定期総会に報告しなければならない。

2　第 1 条第 2 号及び同第 3 号の運営に必要な奨学資金は、これを独立の会計とし、連盟の定期総会に対して、その予算を諮り、又、決算を報告しなければならない。

（経過規程）

第６条　第 2 条の規定に関わらず、連盟が全国壮年会に本制度の運営を委託する以前に、従来の規　定により運用してきた事案については、その事案が終了するまでは、必要により従来の規定によることが出来る。

2　前項に関しては、常務理事は西南学院大学神学部学生奨学金制度に関する施行細則第 4 条により選出された奨学金委員と協議して運用する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、連盟理事会の議決によらなければならない。

付　則

この規程は、2005 年 4 月 1 日より発効する。

○ （1）西南学院大学神学部学生奨学金制度に関する施行細則
（略称：西南神学部学生奨学金制度施行細則）

（1982年 6月 25日 第2回 理事会制定
1994年 2月 16日 第3回 理事会改定
2003年 5月 30日 第1回 理事会改定
2005年 9月 14日 第2回 理事会改定）

（制定の根拠）

第１条　この施行細則（以下「細則」という。）は、日本バプテスト連盟神学奨学金規程第2条に基づいて制定する。

（制度の目的）

第２条　この奨学金制度（以下「制度」という。）は、将来、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）加盟の教会、その他連盟に関係ある諸機関において、専ら伝道奉仕することを志している西南学院大学神学部、神学専攻科及び大学院（以下「神学部」という。）の学生に奨学金を貸与し、その勉学を奨励・援助することを目的とする。

（制度運営の委託）

第３条　連盟は「日本バプテスト連盟神学奨学金規程」第1条第1号の西南学院大学神学学生奨学金制度の運営を日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下「全国壮年会」という。）に委託する。

（委員の派遣）

第４条　連盟は理事の中から1名を奨学金委員として選出し、全国壮年会奨学金委員会の構成員として派遣する。

2　前項の奨学金委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき補充選出された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（委員の所管業務等）

第５条　前条の奨学金委員の所管業務は、次の各号の通りとする。

(1) この制度の運営に関する基本的な事項につき全国壮年会と協議・調整すること。

(2) この制度に関する年度の業務計画、予算案並びにその執行状況、決算等につき常務理事を補佐して連盟理事会に報告し、連盟と全国壮年会連合とが連携して制度の円滑な運用をはかること。

2　前項の奨学金委員の費用は一般会計から支弁する。

（細則の改廃）

第６条　この細則を改廃する場合は、常務理事は第4条第1項により選出された奨学金委員の意向を徴して起案し、連盟理事会の議決によらなければならない。

付　則

この細則は2005年4月1日より発効する。

○ （２）神学研究国外留学奨励金制度に関する施行細則（略称：神学研究留学奨励金制度施行細則）

〔1982年 6 月 25日 第 2 回理事会制定
1994年 2 月 16日 第 3 回理事会改定〕

（制定の根拠）

第１条 この施行細則（以下「細則」という。）は、日本バプテスト連盟神学奨学金規程第２条に基づいて制定する。

（制度の目的）

第２条 神学研究国外留学奨励金制度（以下「制度」という。）は、近い将来において、連盟の伝道者養成機関又は連盟の宣教研究機関の講師等になる見込があると認められる者が、連盟の政策に基づいて国外留学する場合、留学資金の一部を給付することを目的とする。

（制度の運営）

第３条 この制度の運営は、連盟理事会がこれにあたる。

（申請）

第４条 この制度による留学費用の給付を受ける者は、次の各号の申請書類を留学の始期の 6 ケ月前までに常務理事に提出しなければならない。

(1) 留学費用給付申請書

(2) 研究主題、留学先の研究機関、留学期間を含む留学計画書

(3) 留学費用に関する計画書（他団体からの奨学金を受ける場合は、これを明記すること。）

（決定）

第５条 常務理事は、次の各号を確認した上、理事会に諮らなければならない。

(1) 申請者の留学計画が、連盟の長期的な留学計画又は伝道者養成構想に適合しているか否かの判断

(2) 関係予算により、給付の財源が予め確保されているか否かの確認

（細則の改廃）

第６条 この細則を改廃する場合は、連盟理事会の議決によらなければならない。

付 則

この細則は、1994年4 月1 日より発効する。

○ （3）日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度に関する施行細則
（略称：留学生奨学金制度施行細則）

（1994 年 2 月 16 日 第3 回理事会制定
1998 年 2 月 26 日 第3 回理事会改定
2007 年 9 月 5 日 第2 回理事会改定）

（制定の根拠）

第１条　この施行細則（以下「細則」という。）は、日本バプテスト連盟神学奨学金規程第 2 条に基づいて制定する。

（制度の目的）

第２条　日本バプテスト連盟推薦留学生奨学金制度（以下「制度」という。）は、連盟の諸活動を担う必要な人材を養成するために、国外・国内の留学資金の一部を貸与することを目的とする。

（制度の運営）

第３条　この制度の運営は、常務理事がこれにあたる。

（申請）

第４条　この制度による奨学金の貸与を希望する者は、留学前に次の各号の申請書類を常務理事に提出しなければならない。第 2 号及び第 3 号については、各年度毎（4 月～3 月）に提出しなければならない。

(1) 奨学金貸与申請書（連帯保証人連署のこと）

(2) イ．留学前の申請の場合：留学目的、留学希望校、留学計画書（留学期間、その他）
　　ロ．留学中の年度替わりによる申請の場合：より具体的な研究主題、研究機関の報告書

(3) 留学費用に関する計画書（他団体からの奨学金を受ける場合は、これを明記すること）

（応募、審査及び決定）

第６条　常務理事は、別に定める選考規程に基づいて、募集、審査を行い、奨学金貸与の可否、貸与の条件等を決定する場合、次の各号の基準を考慮しなければならない。

(1) 申請者の留学計画が連盟推薦留学生として適当であること

(2) 関係予算により貸与の財源が予め確保されていること

（貸与の期間及び金額）

第７条　奨学金はすべて貸与とし、貸与の期間は、国外留学の場合最長 5 年間、国内留学の場合最長 3 年間とする。

2　常務理事がやむを得ないと認めた場合は、前項の期間を延長することができる。ただし、延長の期間については、第 11 条の適用を受けることはできない。

3　貸与の金額については、別に定める。

（奨学金の返還）

第７条　奨学金の貸与を受けた者のうち、次の各号の一に該当する者（以下「返還義務者」という。）は、次の通り、これを返還しなければならない。

(1) 第 11 条に定める返還免除の適用を受けることができなかった者は、留学終了後満 3 年を経過した日の翌日から 10 年以内に、均等割以上の額の年賦をもって返還しなければならない。

(2) 連盟加盟の教会その他の連盟関係諸機関に就業後、満 3 年未満に退職した者は、退職した日の翌日から 10 年以内に、均等割以上の額の年賦をもって返還しなければならない。

（返還の延滞）

第８条　この制度により貸与した奨学金について、利息は徴収しない。常務理事は、返還義務者が前条に定める期限内に返還できないときは、当該者から別に定める利率による延滞利息を徴収するものとする。

（連帯保証人による償還）

第９条　常務理事は、返還義務者が文書による督促にも関わらず第7 条に定める期限内に返還できないときは、当該者の連帯保証人に、所定の期限内に所定の金額を償還するよう請求するものとする。

（返還の猶予）

第１０条　常務理事は、返還義務者から、次の各号に掲げる事由により、奨学金返還の猶予に関する願い出を受けた時は、事情を調査の上、これを承認することができる。

(1) 予定の留学終了後、進学又は再度留学することとなった場合、その期間

(2) 長期（原則として 6 ヶ月以上）にわたる疾病療養のため、経済的に返還が困難になった場合、その期間

2　前項第 1 号の場合は、進学又は留学を証する書類を、第 2 号の場合は、病院の専門医による診断書を、それぞれ前項の願い書に添付しなければならない。

（返還の免除）

第１１条　常務理事は、この奨学金の貸与を受けた者並びに第 7 条に掲げる返還義務者が次の各号の一に該当した場合、返還すべき金額の全部又は一部を免除することができる。

(1) この奨学金の貸与を受けた者が留学終了後、専ら連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において就業する期間が満 3 年を経過し、又、引き続き同じ職務に従事する見込みがあると認められる場合、奨学金の返還を全額免除する。

(2) 返還義務者で、第 7 条に掲げる条件に従って誠実に返還を履行していた者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、実情を調査の上、その残額の返還を全額免除することができる。

(3) 返還義務者で、第 7 条に掲げる条件による返還を延滞している者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、実情を調査の上、その残額の返還を一部免除することができる。

2　前項の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願い書を常務理事に提出し、承認を得なければならない。

（返還義務者の連絡）

第１２条　返還義務者は、返還義務の残存期間を通じ、常にその現住所を常務理事に連絡し、この細則に関する業務に支障を来たさないよう協力しなければならない。

（細則の解釈）

第１３条　常務理事は、この細則の解釈について疑義を生じ、又は解釈の相違を生じて、この制度の運用に支障を来した場合、連盟理事会の裁定を求めなければならない。

（細則の改廃）

第１４条　この細則を改廃する場合は、連盟理事会の議決によらなければならない。

付　則

この細則は、2007 年 9 月 5 日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟推薦留学生選考規程

（1976 年 7 月 23 日 第 30 回年次総会直後理事会制定
1998 年 2 月 26 日 第 3 回理事会改定
2007 年 9 月 5 日 第 2 回理事会改定）

日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、連盟に関する諸活動のために必要な人材を養成する目的で、国外・国内留学制度を設け、下記の通り選考規程を定めた。

（募集）

第１条　常務理事は、連盟に関する諸活動を担う必要な人材を養成するため、理事会の意向を受けて、研究分野、応募資格、条件等を明記し、連盟推薦留学希望者を募集する。

（応募資格）

第２条　応募者は、次の条件を有する者でなければならない。

(1) 日本に在住し、連盟加盟教会の会員として、2 年以上忠実な教会生活をしている者
(2) 教役者の場合、2 年以上の牧会、伝道の経験を有する者
(3) 日本における学歴は、原則として、大学、神学校等で専門教育を受け、これを卒業した者
(4) 留学制度の目的を理解し、これに協力する者
(5) 連盟内の事情に通じ、連盟代表として関係教会、諸団体との友好親善に尽すことができる者
(6) 留学開始時、原則として、年齢が満 40 歳以下である者
(7) 国外留学の場合、勉学する国の言葉に堪能であること（英語圏留学の場合は、ＴＯＥＦＬ試験５００点以上の者）

（選考）

第３条　常務理事は、次の選考手続きにより奨学金貸与者を決定する。

(1) 若干名の諮問委員に委嘱し、書類審査の上、面接並びに試験を行う。
(2) 諮問委員の具申を受け、理事会に諮る。

（必要書類）

第４条　応募者は、諮問委員による面接並びに試験に先立って、次の書類を提出しなければならない。国外留学の場合は、必要な語学試験を受けなければならない。

(1) 申請書（留学目的、留学希望校、留学期間）
(2) 所属教会又は団体の推薦状
(3) 履歴書、身上書
(4) 留学後の将来設計（連盟における働きの希望を含む）
(5) 最終出身校の成績証明書
(6) 健康診断書
(7) 誓約書（留学決定後に提出するもの）
(8) その他、必要な書類（特に留守家族のある場合の処置について）

（計画や目的の変更）

第５条　連盟推薦留学生は、留学中に、当初の計画及び目的を変更することは出来ない。ただし当初の募集に定められた研究分野内における計画の一部変更は、事前に常務理事の了解を得ることを条件に、変更可能とする。

（留学の中止）

第６条　連盟は、連盟推薦留学生が留学決定後、留学までの期間、あるいは留学中、下記の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、推薦又は留学の取り消しを行うことができる。

(1) 連盟及び関係団体に対して、その名誉を傷つけるようなことをした場合

(2) 勉学の継続に耐えられないと考えられる場合

(3) 留学目的を逸脱する場合

(4) 規程第5 条に抵触すると考えられる場合

(5) その他、留学生として適当でないと考えられる場合

（規程の改定）

第７条　この規程を改定しようとする場合は、理事会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、2007 年9 月5 日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟国外留学生受入れ規程

（1980 年 11 月 21 日 第 3 回理事会制定
1992 年 2 月 26 日 第 4 回理事会改定）

（目的）

第１条 この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の国外伝道活動の一環として、国外のバプテスト諸団体の要請に基づいてこれと協力し、それらの働き人の養成に貢献するため、連盟理事会の指定する日本にある学校及び施設等で学習を希望する者の受け入れを目的として設けるものである。

（留学生の資格）

第２条 留学希望者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) バプテスト教会の忠実な信徒である者
(2) 年齢は、原則として、40 歳以下である者
(3) 原則として、単身留学できる者
(4) 日本語又は英語に堪能である者
(5) 留学後、その働きの分野が明確である者
(6) 当該国のバプテスト連盟（連合）の正式機関より推薦された者又は日本の連盟の承認する機関より推薦された者

（留学期間）

第３条 留学期間は、原則として、1 年間とする。

（提出書類）

第４条 留学を希望する者は、日本語又は英語により、次の各号の書類を常務理事に提出しなければならない。

(1) 申請書
(2) 第 2 条第 6 号記載団体の推薦状
(3) 本人の誓約書
(4) 本人の決意書
(5) 本人の最終出身校の成績証明書
(6) その他、連盟が必要と認める書類

（募集）

第５条 留学生の募集は、適時これを行うものとし、方法、その他についてはこれを別に定める。

（選考と決定）

第６条 留学生の選考及び決定は、前条に基づいて常務理事が書類を受理した場合、宣教委員会にこれを諮り、理事会で決定する。

（奨学金の決定）

第７条 宣教委員会は、留学生に対し、日本バプテスト連盟の財政事情を勘案して、次の各号により、奨学金の支給額を決定する。

(1) 復路（片道）の旅費（最短経路によるエコノミークラスの航空運賃）
(2) 学費奨学金
(3) その他、宣教委員会が承認するもの

（留学中の義務）

第８条　留学生は、留学中、次の各号の義務を負わなければならない。
(1) 別に定める様式による常務理事への報告書の提出
(2) 指定する教会又は団体における一定期間の奉仕

（留学の取り消し）

第９条　常務理事は、留学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該国の推薦機関に連絡した上で、留学を取り消し、奨学金の停止及び奨学金の一部又は全部の返還を命ずることができる。
(1) 成業の見込みのない場合
(2) 留学生として不適当と認められる言動のあった場合

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃については、宣教委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

付　則

この規程は、1992 年 4 月 1 日より施行する。

○ 連合立等神学校支援規程

（1997年10月22日 第2回理事会制定
2003年10月 8日 第2回理事会改定
2013年 6月 5日 第1回理事会改定）

（目的）

第１条 この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）が次の各号に掲げる目的遂行のため、東京バプテスト神学校及び九州バプテスト神学校（以下「連合立等神学校」という。）に協力し、その働きを支援することを目的とする。

(1) キリストの福音を広め、生の全領域で礼拝と平和の実現を祈り、バプテスト教会の形成に務める伝道者の養成

(2) 教会の働きの多様化の中で求められている伝道者の養成及び信徒教育と訓練

(3) 教会の現場に密着し、実践的な働きを目指し、国の内外を問わず隣人との対話を重んじ、地の塩、世の光としての言葉と行動を喚起できる人材の養成

（業務の担当）

第２条 連盟理事会（以下「理事会」という。）は、第１条の目的を円滑に進めるため、常務理事がこの業務を担当し、宣教研究所所長と連携して連合立等神学校支援を遂行する。

第３条 理事会の所管業務は、次の各号の通りとする。

(1) 伝道者の養成及び信徒教育と訓練の目的を遂行するために連合立等神学校に協力要請を行う。

(2) 連合立等神学校と支援方法等について協議する。

(3) 連合立等神学校から提出を受けた前年度活動報告書及び決算報告書を審査の上、予算案を作成し決定する。

(4) 連合立等神学校からの支援申請に基づいて審議の上、支援額を決定する。

(5) 前号の決定について連合立等神学校へ通知する。

(6) その他、理事会が第１条の目的に必要と判断した業務

（支援の条件）

第４条 理事会は、次の各号の条件を満たした連合立等神学校を支援することができる。

(1) 原則として、教師の人数が教育科目数の３分の１以上であること。

(2) 連盟加盟教会の会員である教師の人数が教師の総数の３分の２以上であること。

(3) 原則として、連盟の働きのため毎年度１名以上の伝道者を送り出すこと。

（支援の方法）

第５条 支援の方法は、次の各号の通りとする。

(1) 施設費、人件費、奨学金資金等財政に関する支援

(2) 人事に関する協力支援

(2)

（申請の手続）

第６条 支援を受けようとする連合立等神学校は、毎年１月２０日までに、次年度の支援申請書を理事会に提出しなければならない。

2 既に前項の手続きによって支援を受けている連合立等神学校が、次年度引き続き支援を受けようとする場合も、あらためて所定の手続きをしなければならない。

（支援の執行）

第７条 常務理事は、第３条第５号の通知に基づいて、支援を執行する。

（支援額の支弁）

第８条 奨学金資金の支援については、全国壮年会連合が推進する「神学校献金」（神学生奨学金献金）をもって支弁するが、その他の支援額は、「連合立神学校資金」をもって支弁する。

（報告及び助言）

第９条 支援を受けた連合立等神学校は、毎会計年度終了後２ヶ月以内に、前年度活動報告書及び決算報告書を理事会に提出しなければならない。

2 理事会は前項の報告書を審査する。

3 支援を受けた連合立等神学校は、必要に応じて、常務理事が委嘱する者の助言を受けるものとする。

（規程の改廃）

第１０条 この規程を改廃しようとする場合は、理事会の議決を得なければならない。

付 則

この規程は２０１３年４月１日より発効する。

○ 日本バプテスト連盟ハラスメント防止規程

第1章　目的・定義

（目的）

第1条　この規程は、宗教法人日本バプテスト連盟（以下「連盟」という）規約第3条に掲げる目的のもと、連盟に加盟している教会・伝道所、及び関連する機関、団体、事務所等（以下「連盟等」という）におけるハラスメントを防止し、ハラスメントが生じた場合に被害者を保護するための方策等を定めたものであり、あらゆる暴力を否定し、人権が守られるために定めるものである。

（定義）

第2条　この規程でいうハラスメントとは、性別、社会的出自、国籍、年齢、職業、身体的特徴、性的指向や性自認などを理由に相手の人権を踏みにじる行為をいう。

2　連盟等に関わる全ての人によるハラスメントとは、連盟内、連盟外を問わず優越的地位（牧師・役員などの役職、各奉仕のリーダー等)、なんらかの優越性（相談を持ちかけられている、地位の高さ、年齢の差等）を利用して、相手の意を無視した言動、行いによって教会生活や、労働環境、日常生活に支障をもたらすことをいう。

（ハラスメントの例示）

第3条　前条に定義するハラスメントの具体例を以下に例示する。代表的な類型である「セクシュアル・ハラスメント」と「パワーハラスメント」の典型例を①から⑳まで示す。ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあること、また、これらは限定列挙ではないことに十分留意する必要があり、ハラスメント対策委員会（第3章）は可能な限り、相談に応じ、解決に努めることとする。

（1）　セクシュアル・ハラスメント

① 性的な言動
② 固定化した性別役割の強要
③ 不必要な身体的接触
④ 性的行為の要求
⑤ 性的な冗談やからかい
⑥ 性体験や体形・容姿に関する言及
⑦ 性的な噂を流すこと
⑧ 性自認、性的指向に関する個人情報を当該者の了承を得ず暴露すること

（2）　パワーハラスメント

⑨ 身体的な攻撃（暴行・傷害）
⑩ 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱、暴言）
⑪ 長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すこと
⑫ 他の人の面前で大声での威圧的な叱責を繰り返すこと
⑬ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
⑭ 自身の意に沿わない者に対し、交わりや奉仕・仕事から外し、長期間にわたり別室に隔離したり、集会への出席を禁止する、自宅研修をさせたりすること

⑮　一個人を集団で無視をし、孤立させること
⑯　過大な要求（遂行不可能なことを強制する）
⑰　教会生活、または業務と関係のない私的な雑用を強いること
⑱　個人情報について当該者の了承を得ず暴露すること
⑲　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）
⑳　その他、①～⑲に準ずる行為のほか、前条に定める定義に該当するすべての行為

第２章　ハラスメント行為防止のための遵守事項

（関係者の遵守事項）

第４条　連盟等に関わる人は全て、ハラスメント行為を行ってはならない。

２　連盟等に関わる人は全て、ハラスメントと疑われる行為を見聞きした場合は速やかにハラスメント対策委員会に報告するよう努めなければならない。

第３章　ハラスメント行為への対応

（ハラスメント対策委員会の設置）

第５条　　理事会は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため、ハラスメント対策委員会（以下、「対策委員会」という）を設ける。

２　対策委員会が対応するのは、連盟等の中で発生したハラスメント事案、また、連盟等に関わりのある全ての人が連盟等以外で連盟に関わる肩書を用いた活動をしていた場合に発生したハラスメント事案を原則とする。

（対策委員会の構成及び選任）

第６条　　対策委員会は委員長、相談グループ委員（４名）、対策グループ委員（担当理事１名、常務理事、他２名）で構成される。

２　委員長、委員は連盟加盟教会の会員でなければならない。

３　委員長と委員は理事会が選任する。

４　委員長及び委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

５　委員に欠員が生じた場合は理事会の選任を受けるものとする。補欠による委員の任期は前任者の残存期間とする。

６　委員長あるいは委員が、対策委員会の取り扱うハラスメント事案に関わりあることが認められる場合、当該事案の取り扱いから外れるものとする。

（対策委員会の業務）

第７条　　対策委員会は、次の各号について必要な業務を遂行する。

（１）ハラスメント防止教育の推進

（２）相談グループ：ハラスメントに関する相談・苦情の受付及び対応

（３）対策グループ：ハラスメント解決のための対応（通知、調停、調査委員会設置の検討及び決定、各担当者の選定、理事会への事実認定の報告並びに措置等に関する提案）

第４章　ハラスメント行為への対策

（相談）

第 8 条　ハラスメントを見聞きした人、ハラスメントを受けたと感じた人、および本人が委託した代理人は相談グループの専用ダイヤルに電話をして相談をすることができる。あらかじめ手紙またはメールで相談予約をすることもできる。

（相談グループの働き）

第 9 条　相談グループは交代で相談窓口の業務にあたる。ハラスメントを受けたと感じた人、および本人が委託した代理人の相談を受け付け、問題解決まで援助する。

2　相談グループは相談者が希望し、かつ同グループが重大と認めた事案について対策グループに解決を求める手続きの申し立てを、申立書を提出して行う。

（申立て）

第 10 条　申し立ては次の各号とする。

（1）通知

申し立てを受け、対策グループが必要と認めた場合、対策グループが指名した人が、行為者とされるその人にその行為が事実であったかを確認したうえで注意喚起を行う。

（2）調停

申し立てを受け、対策グループが必要と認めた場合、対策グループは調停員を複数名指名する。調停員は話し合いの場に立ち合い、当事者間の話し合いを円滑に進めるために必要なサポートをする。進行状況に応じて、調停員が調停案を提示することもある。調停は原則として 90 日以内に終了する。調停員は調停結果を対策グループに報告する。

（3）措置

申立人は理事会に対して処分などの具体的措置をとるように求めることができる。

（対策グループの働き）

第 11 条　対策グループは相談グループより申立書が提出された場合、その内容を勘案し、必要な対策を講じる。

2　対策グループは事実関係を調査するためにハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という）を設置することができる。

3　対策グループは調査委員会の報告に基づきハラスメントの判定を行い、措置について審議し理事会に提案する。

（ハラスメント調査委員会の働き）

第 12 条　調査委員会は対策グループが選任する 3 名の委員から構成される。

2　調査委員会は必要に応じて申立人、被申立人、その他関係者から事情を聴取し、120 日以内に事実関係を調査する。調査結果は文書で対策グループに提出する。

（相談、調査期間中のプライバシーの保護、及び留意事項）

第 13 条　対策委員会、理事会、調査委員会は相談者及び、関係当事者のプライバシーの保護及び二次被害の防止に細心の注意を払わなければならない。

2　被申立人、申立人は調査期間中に当該案件について直接話し合いをしてはならない。

3　調査期間中は、申立人も被申立人も、自らの意志に反してその職位や職務の変更を強要されない権利、不利益取り扱いを受けない権利を有する。

（措置勧告の決定及び対応）

第 14 条　理事会は対策グループの提案（第 11 条３項）に基づき措置の決定を行う。理事会は決定した措置が適切に行われるように、被申立人の所属する教会、所属部署等の責任者に通知、勧告をすると共に、決定内容を被申立人に通知する。

２　理事会は、措置についての決定事項を速やかに申立人及び対策委員会に文書で報告しなければならない。

３　措置についての勧告を受けた教会等の責任者、部署の長等はそれに基づいて当該教会、部署としての対応措置を決め、被申立人に対して措置に基づいた処分を行い理事会に報告しなければならない。

４　理事会は教会等、部署の長等から受けた報告内容を、申立人及び対策委員会に口頭あるいは文書で報告しなければならない。

（不服申立て）

第 15 条　理事会は次の各号の手続きに基づく申立人または被申立人からの不服申し立てについて、検討及び適切な措置の再検討を対策委員会に対して命じることができる。

（１）申立人の不服申し立て

申立人は措置や手続きに不服がある場合、理事会に書面でその旨を申し出ることができる。この期限は、措置についての通知を受けてから 30 日以内とする。

（２）被申立人の不服申し立て

被申立人は措置や手続きに不服がある場合、理事会に書面でその旨を申し出ることができる。この期限は措置についての通知を受けてから 30 日以内とする。

（再発の防止）

第 16 条　理事会、連盟等、各部署はハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

２．ハラスメント認定された案件につき、再発の恐れのある場合にはプライバシー、人権に十分配慮した上で、連盟等関係者への情報の伝達や公示等を行い再発防止に努めることとする。

附則

１．本規程は 2021 年 9 月 10 日より施行する。

２．本規程の改定は、理事会決議をもって行うことができるが、それに先立って理事会は対策委員会の理解を得なければならない。

（2021 年 9 月 10 日　第二回理事会承認）

○ 日本バプテスト連盟ハラスメント防止ガイドライン

福音宣教のために相互に連絡し協力している私たちは、日本バプテスト連盟を構成する諸教会に連なるひとりひとりの尊厳が尊重されることを基本的な共通認識とします。

その為に、私たちはあらゆる人権侵害を許さず、教会に関わる人が安心して諸活動を行うことができるように「日本バプテスト連盟ハラスメント防止規程」を定めます。同規程に基づき「ハラスメント対策委員会」を設置して、ハラスメント防止のための活動、相談、解決の取り組みを行います。

その取り組みがどのようになされるのかを示したのがこのガイドラインです。これは、私たちひとりひとりが、ハラスメントを起こさない、被害者を生み出さないための指針であり、発生した問題に対しては、適切に問題解決にあたるための道筋を示すものです。

このガイドラインは、日本バプテスト連盟に加盟している教会、伝道所の教会員、教会・伝道所を利用している人、また連盟加盟教会が招聘した教役者が教会・伝道所以外でその肩書きを用いた活動をしている場合に関係する人等が対象となります。

１．なぜハラスメントは問題なのか

日本国憲法では、私たちは個人として尊重され、法の下に平等であり、信教など様々な自由を定めて、人間が人間らしく生きることを保障しています。国際社会もまた、1948 年、国連において、すべての人と全ての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権　　宣言」を採択しました。

キリストの教会は、社会の中にあって、これらが指し示している「人権尊重」の考え方から逸脱してよいものでは決してなく、社会の中で抑圧されたものに目を注ぎ、救いの業を行ったイエスに倣う私たちだからこそ、むしろすべての人が尊重される社会を強く望むものです。

ハラスメントとは、性別、社会的出自、国籍、年齢、職業、身体的特徴、性的指向や性自認などを理由に相手の人権を踏みにじる行為をいいます。

教会で行われるハラスメント、教役者によるハラスメントは、託されている使命と権能の誤使用であり、信頼で成り立っている関係性だからこその深いダメージを相手に与えるものとして深刻です。

２．ハラスメントについて

ハラスメントとは、優越的地位（牧師・役員などの役職、各奉仕のリーダー)、なんらかの優越性（相談をもちかけられている人、社会的地位が高い、年齢が上位など）を利用して、相手の意を無視した言動、行いによって教会生活や、日常生活に支障をもたらすことです。このガイドラインでは、「セクシュアル・ハラスメント」と「パワーハラスメント」の二つの代表的なハラスメントについて述べますが、ここに当てはまらないケースも考えられます。「ハラスメント対策委員会」は可能な限り、相談に対応していきます。

①　セクシュアル・ハラスメント

「受ける側が望まない性的な言動、振る舞い」の全てを指し、原則として被害者の判断を基準とします。

性的な言動、または、固定化した性別役割の勧め、押し付け、不必要な身体的接触、性的行為の要求、性的な冗談やからかい、性体験や体形・容姿に関する言及、性的な噂を流す、性自認、性的指向の情報を流したり、からかうことなどがこれにあたります。

男性が加害者、女性が被害者になることが典型的ですが、女性から男性、同性間での場合もあります。

【具体例】

・卑猥な冗談を言う
・「男だから」「女だから」という勧めを説教や指導的な場面で行う。
・性的な噂を教会、職場内や SNS で流す。
・交際をしつこく迫る
・挨拶や、祈りの場面において不必要な身体接触をする。
・結婚することを過度にすすめる。
・教役者、役員、役職者等指導的立場の者や職員の選考を性別に基づいて行う。
・相談や、指導的場面で二人きりになることを強要する。
・不必要な食事や送迎の誘い。
・交際している人がいるか、いないのかをしつこくたずねる。
・お茶の用意、食事の用意、客の接待などを女性のみに担当させる。

② パワーハラスメント

職務上の地位や能力の違いなどの優位性を利用して、部下や同僚の職場環境を悪化させること。また、教会内の指導的立場にある教役者、役員、奉仕のリーダーなどによる環境の悪化、精神的苦痛を与えるような言動、行いなどを指します。

【具体例】

・反対意見を許さない。
・故意に無視をする。
・必要な情報を知らせない。
・多くの人の前で非難する、叱る、罵倒する。
・不機嫌な態度を取り続ける
・仕事を与えない。
・過大な要求をする。
・本来の職務とは関係のない仕事をするように強要する。
・人間関係から引き離す。

3．ハラスメント相談

被害を受けたと感じた人は「ハラスメント対策委員会」（以下、対策委員会）に相談することができます。「対策委員会」は、相談を受け付け、援助する「相談グループ」と、申し立て案件に

関する働きをする「対策グループ」で構成されています。「対策委員会」は連盟理事会が選任する、連盟加盟教会・伝道所の教会員です。

相談から解決までの過程において、プライバシーを保護し、相談者本人の主体性と意思、その判断を尊重します。本人が希望しないのに次の段階に進むことはありません。また、相談することによって、二次的被害（中傷、いやがらせ、報復など）が発生しないように細心の注意をしながら被害を受けた人に寄り添い、支えとなり、解決のための努力をします。

（1） 相談受付

ハラスメントを受けたと感じた人は、「相談グループ」の相談専用ダイアルに電話をかけて相談をすることができます。相談は、「相談グループ」の相談員が担当します。または、手紙、メールを出して相談予約をすることができます。その際は、相談員から直接電話で連絡をしますので、都合のよい日程や時間、連絡可能な電話番号を明記してください。最初の相談の際は、いずれの場合も、名前や教会名を名乗る必要はありません。被害者本人が何らかの理由で直接相談できない場合は、本人が委託した代理人などによる相談でも受け付けます。

（2） 相談から問題解決までのプロセス

① 相談と援助

相談員は相談者の話を聞き、助言や援助をしながら解決のための方法を共に考えます。相談者の意思に基づき、必要に応じて「相談グループ」に報告され公正な問題解決に努めます。

また、相談員は、問題解決に必要な方法を相談者の意思を尊重しながら検討し援助します。

② 通知・調停・措置の申立て

相談者が希望し、かつ「相談グループ」が重大と認めたケースの場合は、「対策グループ」に解決を求める手続きの申し立てをすることができます。

「申立て」には「通知」（行為の中止を求める）、「調停」（話し合いによる解決）、又は「措置」（相手に対して何等かの措置を連盟理事会に求める）があります。

ア「通知」

申立てを受け、「対策グループ」が必要と認めた場合、「対策グループ」が指名した人が、行為者とされる人にその行為が事実であったかを確認したうえで注意喚起を行う。

イ「調停」

申立てを受け、「対策グループ」が必要と認めた場合、「対策グループ」は調停員を複数名指名します。調停員は話し合いの場に立ち会い、当事者間の話し合いを円滑に進めるために必要なサポートします。進行状況に応じて、調停員が調停案を提示することもあります。調停は原則として 90 日以内に終了します。調停員は調停結果を「対策グループ」に報告します。

ウ「措置」

被害者が連盟に対して処分などの具体的措置をとるように求めることができます。

申立てを行う際は、申立ての理由を記載した申立書を「対策グループ」に提出します。

③ 措置の申し立てにおける「調査」と「措置の決定」

ア 「ハラスメント調査委員会」の設置

「対策グループ」は「措置」の申立てを適切と認めた場合、事実関係を調査するために、「ハラスメント調査委員会」（以下、調査委員会）を設置します。「対策グループ」は3名の調査委員を選任します。

イ 「調査」

「調査委員会」は必要に応じて申立人、被申立人、その他関係者から事情を聴いて事実関係を120日以内に調査します。

調査期間中は、申立人、被申立人双方が直接話し合いを行わないこと、職位、職務の変更が行われないことを基本とします。

調査結果は、文書で「対策グループ」に提出します。

ウ 「事実認定・勧告・措置」

「調査委員会」の調査結果に基づき、「対策グループ」は措置について審議し、連盟理事会に提案します。その際、各個教会内の問題に踏み込まざるを得ないケースも予想されます。各個教会の主体性尊重において成立している連盟だからこそ、協力伝道の内実として、連盟理事会が措置の決定を行います。連盟理事会は決定した措置が適切に行われるように、被申立人が所属する教会、部署等の責任者に勧告します。また、申立人には口頭あるいは文書で回答します。

勧告を受けた教会の責任者、部署の長は、それに基づいて当該教会、部署としての対応措置を決め、被申立人に対して処分を行います。「対策グループ」は、その対応措置を教会、部署の長から報告を受け、申立人に報告します。

4．不服申立て

（1） 申立人の不服申立て

申立人は、措置や手続きに不服がある場合、連盟理事長に書面でその旨を申し出ることができます。この期限は、措置についての通知を受けてから30日以内とします。

（2） 被申立人の不服申立て

被申立人は、措置や手続きに不服がある場合、連盟理事長に書面でその旨を申し出ることができます。この期限は措置についての通知を受けてから30日以内とします。

（3） 不服の検討

申立人又は被申立人からの不服申立てについて、連盟理事長は「対策委員会」に対して不服の検討及び適切な措置の再検討を命ずることができます。

２０２１年2月２４日

日本バプテスト連盟第６６回定期総会

第３章　経理、財産に関する規程

○ 日本バプテスト連盟経理規程

（1972年　4月 21日 第2回理事会制定
1979年　6月　7日 第2回理事会改定
2001年 10月　3日 第2回理事会改定
2002年　9月 19日 第2回理事会改定
2004年　2月　9日 第3回理事会改定
2005年　9月 14日 第2回理事会改定
2008年　9月　4日 第2回理事会改定
2024年　6月 11日 第1回理事会改定）

経理規程は、連盟の活動に参与するすべての人の働きに関係があります。経理担当者がこれを熟知しなければならないことは勿論ですが、予算の管理、金銭の授受、財産の管理などに直接、間接に関係するすべての人は、この経理規程を理解していなければなりません。

経理規程を制定する意義については、これを次のように要約することができます。

1 経理業務及び関連業務の処理方法に客観的基準をあたえ、業務を均質化し、その円滑な遂行を助ける。

2 経理業務の正確かつ迅速な処理を通じ、諸活動計画の適正な遂行を助ける。

3 内部牽制を容易にし、不正や誤謬を防止する。

4 予算主義会計の特色を明らかにし、予算の編成及び執行に資する。

5 内部監査を容易にする。

6 税務調査等に適確に対応できるようにする。

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の諸活動に伴う予算の編成及び執行業務を適確迅速に処理し、連盟の財政状態を明らかにすると共に、その効率的運営をはかることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　連盟の経理に関し、次に掲げる事項については、この規程に定めるところにより、行うものとする。

(1) 現金、預金、有価証券等の出納、保管並びに資金の調達、運用

(2) 債権及び債務の保全

(3) 固定資産の取得、償却、除却及び保全

(4) 財務に関する伝票及び帳簿の記録、整理、保管並びに財務諸表の作成、報告

(5) 予算の編成、執行並びに決算の実施

(6) 税務に関する事項
(7) 内部監査の運用

（会計年度）

第３条　連盟の会計年度は、連盟規約（以下「規約」という。）第 31 条により、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2　毎会計年度末をもって決算を行う。

（会計単位）

第４条　連盟の会計単位は、連盟理事会（以下「理事会」という。）の定める予算区分による。

2　連盟の経理担当部門は、全会計単位の綜合事務を行うものとする。

（経理担当部門の責務）

第５条　経理担当部門は、適正な予算執行につとめ、財政状態について正確かつ迅速に記録、計算、報告を行うと共に、計数的にこれを管理し、運営の効率化に資するものとする。

2　前項の業務は、経理担当部門の責任者（以下「経理責任者」という。）が常務理事のもとでこれを行う。

（会計諸表）

第６条　この規程によって作成すべき会計諸表は、次の通りとする。

(1) 月次報告
　イ　試算表
　ロ　予算実算比較収支計算書
　ハ　その他の諸表
(2) 期末決算報告
　イ　貸借対照表
　ロ　予算実算比較収支計算書
　ハ　収支差金計算書及び収支差金処理計算書
　ニ　付属明細書
　ホ　財産目録
　ヘ　その他の諸表

（帳票書類の保存期間）

第７条　会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、次の通りとする。

(1) 年次決算報告諸表	永久
(2) 会計帳簿及び会計伝票	10 年
(3) 支払いに関する領収証	10 年
(4) その他の帳簿、伝票、及び証憑書類	5 年

2　前項の保存期間は、帳簿等の締切の時から起算するものとする。

3　保存期間経過後の帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に常務理事の承認を受けなければならない。

（実施要領及び運用）

第８条　この規程の実施に関しては、必要に応じ、実施要領を定めることができる。

2　この規程及び前項の実施要領に定めのない経理事務の処理につき、関係者間に疑義を生じたときは、常務理事が経理責任者の意向を徴した上で、裁定する。

（規程の改廃）

第９条　この規程を改廃する場合には、経理責任者の上申に基づいて、財務理事の発議により、理事会に提出し、その議決を得なければならない。

第２章　帳簿及び勘定組織

（会計伝票）

第１０条　会計上の取引に関する記帳整理は、すべて会計伝票により行うものとする。

2　会計伝票は、入金伝票、出金伝票、及び振替伝票からなるものとし、夫々の形式及び記載要領は、これを別に定める。

3　会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票に添付しなければならない。

4　前項にいう証憑とは、伝票の正当性を立証する請求書、領収証その他の書類をいい、後次の証憑にその効力を継承する。

（会計帳簿）

第１１条　帳簿は、主要簿及び補助簿とする。

（主要簿）

第１２条　主要簿は、次の通りとする。

(1) 綜合総勘定元帳

(2) 予算区分別総勘定元帳

2　総勘定元帳は、勘定科目ごとに口座をもうけ、この規程の目的にそうように記帳しなければならない。

3　仕訳済みの会計伝票は、これを仕訳日記帳に代え、予算区分別総勘定元帳へ転記する資料とする。

4　予算区分別総勘定元帳は、1ケ月ごとに勘定別に分類整理し、振替伝票を作成して、綜合総勘定元帳へ振替える。

5　主要簿の様式及び記載要領は、別に定める。

（補助簿）

第１３条　補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び主要簿との有機的関連のもとに作成する。

2　補助簿の種類、様式及び記載要領は、別に定める。

（帳簿の締切り）

第１４条　毎月末並びに毎会計年度末には各帳簿を締切り、月次並びに期末決算手続を行わなければならない。

（帳簿の更新）

第１５条　帳簿は、原則として、会計年度ごとに更新する。

（勘定）

第１６条　連盟の経理は、別に定める勘定科目により整理する。

2　勘定科目の新設及び改廃は、常務理事が経理責任者の意向を徴した上で決定するものとする。

第３章　予算管理

（予算の目的）

第１７条　予算は、活動計画の大綱の確立と事業の円滑な運営をはかる目的をもって編成し、それによって収支の合理的な管理を行うものとする。

（歳入歳出）

第１８条　規約第 14 条にいう歳入とは、一会計年度において連盟の各種需要をみたすための支払の財源となるべきすべての現金収入をいい、歳出とは、一会計年度において、連盟の各種需要をみたすためのすべての現金支出をいう。

（予算期間）

第１９条　予算編成の期間は、原則として一会計年度とする。ただし、必要に応じて短期に分割し、又長期に継続した期間を定めることができる。

2　前項の一会計年度にわたる予算を年度予算又は歳入歳出予算といい、短期に分割した期間の予算及び長期に継続した期間の予算を、それぞれ短期（分割）予算及び長期（継続）予算という。ただし、長期（継続）予算は 3 ケ年度以内に限るものとする。

（予算の区分）

第２０条　連盟の予算は、一般会計及び特別会計に区分するものとする。

2　前項にいう一般会計とは、経常的な協力献金を主要な歳入として、経常的な歳出を支弁する会計をいい、特別会計とは、連盟が特定の事業収入を伴う事業をする場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、及び経常的な一般会計の歳入・歳出と区分すべき特定の歳入・歳出による場合の会計をいう。

3　前項の特別会計を設置する場合には、理事会の議決及び連盟総会の承認を得なければならない。

（予算の作成）

第２１条　予算案は、活動計画案に基づいて立案しなければならない。

2　財政委員会は予算編成方針を確定の上、理事会が歳入概算額を決定する。

3　財務理事は、前項の決定に基づいて各予算執行責任者より部分歳出予算の請求及び事業収入予算の見積もりを求め、又、経理責任者より綜合歳入予算の見積りを受け、これを統合調整して一般会計予算案及び特別会計予算案を作成する。

4　理事会は、財務理事より提出された一般会計予算案及び特別会計予算案を審議決定し、所定の手続きを経て連盟の定期総会（以下「総会」という。）に提出し、その議決を得なければならない。

（予算の修正）

第２２条　理事会は、会計年度の上期において、前会計年度の決算に於いて生じた各会計の収支差額を翌年度予算に繰り入れる場合または総会後に生じた予見できなかった事由により収支見込に変動が生じる場合で、次の基準のいずれかに該当するときは、財政委員会の発議により総会決定の予算を修正しなければならない。

(1)　収入合計または支出合計が当初予算より 5%以上乖離が予測される場合

(2) 収支差額において予算より 500 万円以上の乖離が予測される場合

2　理事会は、前項の審議をする場合、予算決算に関する総会の議決の趣旨を損なわぬよう配慮するものとし、理事定数の 6 分の 5 名以上の賛成によりこれを議決しなければならない。

3　理事会が前 2 項により修正した予算は、直近の総会に於て追認を受けなければならない。

（予算の執行）

第２３条　各予算執行責任者は、決定された予算の執行にあたって、予算の目的及び予算に関連する諸規定等を遵守すると共に、常に予算と実績を対比、検討して予算目的の効率的な達成につとめなければならない。

2　経理責任者は、予算の執行状況を全体的に把握し、毎月これを財務理事に報告しなければならない。

（予算外支出の禁止）

第２４条　予算外支出は、原則としてこれを認めない。ただし、理事会が止むを得ぬ事由により予算外支出の必要を認めた場合は、この限りでない。

2　前項の議決は、第 22 条第 2 項に準ずるものとする。

（予算の流用の禁止）

第２５条　予算の流用は、これを認めない。

（予備費）

第２６条　予見しがたい予算の不足に充てるため、予算に予備費を計上することができる。

2　予備費を使用する場合は、財務理事の決裁を得なければならない。

第４章　金銭会計

（金銭）

第２７条　この規程において、金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書等をいう。

2　手形及び有価証券は、金銭に準ずるものとして取扱う。

（金銭出納）

第２８条　金銭の出納は、金銭の出納責任者が起票責任者認印のある会計伝票に経理担当者の再鑑をとってから行うものとする。

2　出納責任者は、金銭の出納を記録・照合し、常に在り高を明らかにしておかなければならない。

3　出納責任者は、収納した現金の保管につき、別に定める金額を超える場合は、これを速やかに預金しなければならない。

（収納）

第２９条　金銭の収納は、入金伝票によりこれを行う。

2　収入に対しては、所定の領収証を発行しなければならない。

3　領収書の発行は、出納担当部門がこれにあたり、経理責任者が認印する。

（間接収納）

第３０条　特別の事由がある場合には、出納担当部門以外の部門が金銭の収受を行うことができる。この場合、収受を行った部門は、当該金銭を遅滞なく出納担当部門に引き渡さなければならない。

（支払い）

第３１条　金銭の支払いは、最終受取人からの請求書、その他、その取引を証する書類に基づいて、支払伝票によりこれを行う。

2　支払いに対しては、最終受取人の正規の領収証を取得しなければならない。ただし、止むを得ない事情がある場合は、仮領収証によって支払いを行うことができる。この場合、仮領収証は、遅滞なく正規の領収証と取替えなければならない。

3　最終受取人から正規の領収証を取得することが、社会通念上困難と思われるものについては、支払責任者の記名捺印による代用領収証をもって代用することができる。

（小切手の振出し）

第３２条　小切手の振出しは、常務理事の委任を受けた経理責任者がこれを行う。

2　小切手は、特に必要ある場合のほか、線引小切手とする。

3　小切手の保管は、常務理事の委任を受けた経理責任者がこれにあたるものとする。

（手形の振出しの禁止）

第３３条　金銭支払いのため手形を振り出すことは、これを禁ずる。

（小口現金）

第３４条　特定の小口支払いに充てるため、経理責任者が特に必要と認めた場合には、保管責任者及びそれぞれの使途、支払い金額、精算期日等を定め、定額前渡法による小口現金を置くことができる。

2　前項の小口現金の限度額については、これを別に定めるものとする。

（金銭の過不足）

第３５条　金銭に過不足を生じたときは、出納責任者は遅滞なく、その原因を明らかにし、その処置について経理責任者の指示を受けなければならない。

2　過失、その他、本人の責任に帰すべき事由による金銭の不足については、当該者の弁済を求めるものとする。

3　本人の責任によらない事由による金銭の不足に対する処理については、常務理事に報告し、その決済を受けなければならない。

第５章　資金会計

（金融機関との取引）

第３６条　金融機関と預金取引その他の取引を開始又は廃止する場合は、経理責任者は常務理事の決裁を受けなければならない。

（資金の借入れ）

第３７条　一般会計及び事業収入を伴わない特別会計のため、金融機関より資金を借入れることは、これを禁ずる。

2　事業収入を伴う特別会計の資金の借入れについては、連盟規約第 36 条の手続きにより、これを行うことができる。

（保証契約）

第３８条　連盟が他人のため、第三者と保証契約を締結することは、これを禁ずる。

2　連盟が自己のため、及び規約第 6 条並びに第 39 条に掲げる団体のため保証契約を締結する場合は、規約第 36 条の手続きにより、これを行うことができる。

（担保の提供）

第３９条　連盟の財産は、第 37 条第 2 項による場合のほか、これを担保に提供してはならない。ただし、この場合、規約第 36 条の手続きを経なければならない。

（資金の貸付け）

第４０条　特定の資金を保有し、別に定める規程又は規則により貸付ける場合のほか、原則として、資金の貸付けはこれを行ってはならない。ただし、理事会が貸付けについて特に議決した場合は、この限りでない。

2　理事会は、前項の貸付けが特に緊急を要し、又、別に定める額を超えない金額の場合には、これを財務理事の決裁に委ねることができる。

（立替金の制限）

第４１条　立替金は、同一会計年度内に精算されることが確実であり、かつ前条第 2 項に掲げる所定額を超えない金額に限るものとする。

2　前項の立替をする場合、経理責任者は財務理事の決済を得なければならない。

（出資）

第４２条　連盟においては、規約第 3 条に掲げる目的の達成に必要と認められる場合に限り出資することができる。

2　前項の出資及びその変更、脱退については、理事会の議決を経なければならない。

（有価証券）

第４３条　連盟においては、元本の保証された有価証券に限り、これを取得することができる。

2　有価証券を取得し、及び売却する場合、経理責任者は財務理事の決裁を得なければならない。

第６章　固定資産会計

（固定資産）

第４４条　連盟の固定資産は、次の通り分類する。

(1) 有形固定資産

建物（付属設備を含む。）、構築物、車両、什器備品、土地、建設仮勘定

(2) 無形固定資産

借地権、電話加入権

(3) 投資

出資金、長期貸付金、差入保証金、貸付信託、投資有価証券

（固定資産の取得価額）

第４５条　固定資産の取得価額は、次の各号による。

(1) 購入（請負工事を含む。）に係るものは、購入価額に付帯費用を加算した額

(2) 交換によるものは、交換に提供した物件の帳簿価額、又は交換により取得した物件の適正な時価の評価額

(3) 寄付、贈与によるものは適正な時価の評価額

（建設仮勘定）

第４６条　建物、構築物等のうち建設未了のものは、建設仮勘定により経理するものとする。

2　建設工事完了後、建設仮勘定は、遅滞なく第 44 条第 1 号に掲げる固定資産の種類別に整理振替するものとする。

（資本的支出と修繕費）

第４７条　資本的支出と修繕費との区別は、原則として、次の基準による。

(1) 当該固定資産の価値（使用効果）を増加し、又は耐用年数を延長するために要した費用は、これを資本的支出として、当該固定資産の価額に加算するものとする。

(2) 当該固定資産の原状を維持回復し、又はその価値（使用効果）を継続するに止まる費用は、これを修繕費として処理する。

（固定資産の管理）

第４８条　固定資産の管理については、それぞれ管理者をおき、これにあたるものとする。

2　経理責任者は固定資産台帳を設けて、すべての固定資産の記録及び整理を行わなければならない。

3　固定資産について、修理又は改造を要するものが発生した場合、管理者は遅滞なくその旨を経理責任者に稟議し、所定額を超えるものについては財務理事の決裁を得なければならない。

4　固定資産を毀損し、又は滅失した場合、管理者は遅滞なく経理責任者に対しその状況を報告すると共に、臨時償却等の処理について稟議し、財務理事の決裁を得なければならない。ただし、この場合、所定額を超えるものについては規約第 36 条の手続きを経なければならない。

（減価償却）

第４９条　土地以外の有形固定資産については、定額法に基づいて、それぞれ毎会計年度減価償却を行うものとする。ただし、事業収益を伴う会計においては定率法による減価償却を行うことができる。

2　固定資産の耐用年数及び残存価額の基準は、別に定めるところによる。

3　前項の減価償却に対しては、その減価償却相当額を特定資産として積立てるように努めなければならない。

（有形固定資産の貸与）

第５０条　有形固定資産を他の団体又は個人に貸与する場合には、別に定める手続きによらなければならない。

（固定資産の売却又は廃棄）

第５１条　固定資産の売却又は廃棄を行う場合は、第 48 条第 4 項に定める手続きを経なければならない。

第７章　決算会計

（決算の目的）

第５２条　決算は、一定期間の会計記録を整理し、収支の計算を行い、当該期間の予算執行状況の適否を計数的側面から把握すると共に、その期末の財政状態を明確にすることを目的とする。

（決算の種類）

第５３条　決算は、月次決算及び期末決算とする。

（月次決算）

第５４条　経理責任者は、毎月末に諸会計記録を整理し、第 6 条第 1 号に掲げる書類を締切後 10 日以内に財務理事に提出しなければならない。

（期末決算）

第５５条　経理責任者は、毎会計年度末に、期末決算に必要な手続きを行い、第 6 条第 2 号に掲げる書類を締切後 2 ケ月以内に財務理事に提出し、その承認を得なければならない。

2　規約第 35 条により、財務理事は前項の決算案を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

3　理事会は規約第 14 条第 5 号及び理事会規則第 3 条第 5 号に基づき、前項の決算書を総会に提出し、その承認を得なければならない。

（税務申告）

第５６条　経理責任者は、理事会の承認した決算に基づき、必要に応じて、国税、地方税の申告書を作成し、所定の期日までに申告納付の手続きをしなければならない。

第８章　会計監査

（会計監査の目的）

会計監査については、「日本バプテスト連盟監事規則」および「日本バプテスト連盟監査に関する施行規程」に準じて実施する。

付　則

この規程は、2024 年 6 月 11 日より実施する。

○ 資金運用管理規程

〔 2009 年 2 月 4 日 第 3 回 理事会制定 〕
〔 2024 年 6 月 11 日 第 1 回 理事会改定 〕

（目的）

第１条　本規程は、日本バプテスト連盟「経理規程」に基づき、保有資金の運用管理について定め、もって資金の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

（運用対象）

第２条　この規程が運用管理の対象とする資金は以下の各会計の現預金及び有価証券とする。

① 一般会計
② 設定伝道基金会計
③ 教役者退職一時金・年金会計
④ 職員退職金会計
⑤ 事務所住宅施設管理会計
⑥ 回転資金会計
⑦ 出版収益事業会計
⑧ 宣教研究所会計
⑨ 神学生奨学金会計
⑩ 天城山荘会計

（権限・責務）

第３条　前条に係わる資金の運用管理に関する権限及び責務は、次の通りとする。

1　理事会

(1) 理事会は、資金の運用管理に係わる全権を有し、第 1 条に掲げる目的達成のための責務を負う。
(2) 理事会は運用管理方針を策定し、運用管理方針に定められた範囲内で業務執行権限の一部を財政委員会に委任する。
(3) 理事会は、定期総会に運用管理状況の年次報告をしなければならない。

2　財政委員会

(1) 財政委員会は、理事会から委任を受けた範囲内での業務執行に係わる権限を有するとともに、運用管理状況を理事会に報告する責務を負うものとする。
(2) 財政委員会は業務執行権限の一部を業務執行担当者に委任する権限を有するとともに、業務執行担当者の資金運用管理規程、運用管理方針の遵守に係わる監督責任を負うものとする。
(3) 財政委員会は、運用管理方針を超える状況が生じた場合あるいは懸念される場合は、直ちに理事会に報告し対応の指示を仰ぐものとする。なお緊急かつやむを得ない場合は、事前に理事長の口頭承認を求め、直ちに理事会の事後承認手続きを取るものとする。
(4) 財政委員会は経理規程第５条にいう「経理責任者」である総務部経理室長を業務執行担当者に任命する。

3　業務執行担当者

(1) 業務執行担当者は、財政委員会から委任された業務執行権限の範囲内で資金運用の実務を行なうものとする。

(2) 業務執行担当者は、資金運用管理状況を財政委員会に報告するものとする。
(3) 業務執行担当者は、資金運用管理に関して緊急の事態が発生した場合には遅滞なく財政委員会に報告し対応の指示を仰ぐものとする。

付 則

1　この規程は 2024 年 6 月 11 日から施行する。
2　この規程の改廃は、常務理事と財政委員会が協議の上、財務理事が発議し、理事会の承認を得なければならない。

○ 資金運用管理規程細則

〔 2009 年 2 月 4 日 第 3 回 理事会制定 〕
〔 2024 年 6 月 11 日 第 1 回 理事会制定 〕

（運用管理の基本原則）

第１条　資金の運用管理の基本原則は次の通りとする。

1　運用方針

(1) 元本回収の確実性の確保

(2) 諸活動の準備金としての流動性の確保

(3) 資金運用における効率性の追求

2　運用実務

(1) 財政委員会は、資金の運用管理にあたり、諸活動の準備金としての流動性確保の観点から、各会計執行責任者との綿密な協議と了解の下に運用資金の金額及び運用期間の設定を行なうものとする。

(2) 財政委員会は、毎年度末までに、次年度の「年間資金運用計画」及び「運用利益配分案」を策定し理事会の承認を得るものとする。

(3) 財政委員会は、理事会毎の資金運用管理状況報告に加えて、毎年度終了後速やかに「年間運用実績」及び「運用利益処分案」を作成し、理事会に報告するものとする。

（運用管理基準：預金）

第２条　預金の運用にあたっては、取引先金融機関の健全性を把握し、安全性及び流動性を確保した上で効率的な運用管理を行うこととする。

第３条　運用資金の安全性確保の観点から、取得可能預金は下記の預金とする

イ　普通預金

ロ　定期預金（満期時の元本が保証されるもの）

第４条　財政委員会は、取引銀行を公平公正性及び安全性の確保の観点から選定する。

第５条　財政委員会は金融機関の健全性を定期的に判別し、破綻リスクが懸念される場合の対応を決定する。

（運用管理基準：有価証券）

第６条　有価証券の運用にあたっては、安全性及び流動性を確保した上で効率的な運用管理を行うこととする。

第７条　資金の安全性確保の観点から取得可能有価証券は、下記の団体が発行する債券と定める。

イ　日本国政府　　（国債）

ロ　政府関係機関　　（政府保証債）

ハ　地方公共団体　　（地方債）

第８条　投資判断の基準として下記の格付機関の情報を定期的に徴集する。

イ　格付投資情報センター　（Ｒ＆Ｉ）

ロ　日本格付研究所　　（ＪＣＲ）

第９条　財政委員会は、取引証券会社を公平公正性及び安全性の確保の観点から選定する。

第 10 条 財政委員会は証券会社の健全性を定期的に確認し、破綻リスクが懸念される場合の対応を決定する。

付　則

1　この細則は 2024 年 6 月 11 日から施行する。

2　この細則の改廃は、常務理事と財政委員会が協議の上、財務理事が発議し、理事会の承認を得なければならない。

○ 日本バプテスト連盟公印規程

（2002 年 9 月 19 日 第 2 回理事会制定
2005 年 9 月 14 日 第 2 回理事会改定）

（目的）

第１条　公印の制定、改廃、管理、押印、その他取り扱い事務は本規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　公印とは、理事長その他職位及び業務に関する法令上の地位、又は権利義務の行使主体、並びに連盟及び連盟内組織を表示する印章をいう。

（公印の種類）

第３条　公印の種類は次の通りとする。

(1) 第一種公印　代表役員印（届出印）
(2) 第二種公印　代表役員印（使用印）、連盟印、理事長印、常務理事印
(3) 第三種公印　常務理事印（銀行印）、宣教部印、出版部印、回転資金委員会印

（公印台帳）

第４条　総務部長は、全ての公印につき登録番号を付した公印原簿を作成し、これを保管する。

（公印管理責任者）

第５条　第三条に定める公印の管理責任者は次の通りとする。

(1) 第一種公印　常務理事
(2) 第二種公印　総務部長
(3) 第三種公印　その公印を必要とする部署の長

（管理義務）

第６条　公印管理責任者は、必要に応じてそれぞれ公印の管理代理責任者を定め、公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

2　公印管理責任者及び管理代理責任者は、本規程を遵守し、厳重に公印を管理しなければならない。

（押印申請手続き）

第７条　公印の押印を受けようとする者は、公印管理責任者に対し文書を以て申請しなければならない。

2　前項申請書は、所定の様式により、公印押印文書を所管する部署の長の申請印を押印しなければならない。

3　押印文書については、その記載内容につき決定権限者の承認がなければならない。

（押印手続き）

第８条　公印の名義者は、公印管理責任者に対し押印代理権限を与える。

2　公印管理責任者は、前条の押印申請書、押印文書内容を照合確認し、押印するものとする。

3　公印管理責任者は、公印押印の記録に代え、押印申請書を保存しなければならない。

（制定改廃）

第９条　公印を作製または改刻する必要がある時は、それを必要とする部署の長の承認を得た上で、文書を以て総務部長に申請しなければならない。但し第一種公印、第二種公印については、理事長の承認を必要とする。

2　公印を廃止する時は、当該公印の管理責任者の承認を得た上で、文書を以て総務部長に申請しなければならない。ただし、第一種公印、第二種公印については、理事長の承認を必要とする。

3　廃止された公印は、第一種公印、第二種公印については永久に保存し、第三種公印については十年間保存しなければならない。

（公印事故届）

第１０条　公印の管理責任者又は管理代理責任者は、公印の盗難、紛失、毀損その他の事故が発生した時には、文書を以て速やかに理事長に届出なければならない。

（規程の改廃）

第１１条　この規程の改廃は、理事会が行う。

付　則　この規程は 2005 年 9 月 14 日より施行する。

○ 日本バプテスト連盟文書保存に関する規程

〔　2020 年 2 月 6 日　第 3 回理事会　制定〕

（目的）

第１条　この規程は宗教法人「日本バプテスト連盟」（以下「連盟」という）における文書の保存に必要な基準を定め、適正かつ円滑な文書の保存を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の意義を以下の通り定める。

（１）　文書　連盟の職務遂行に伴い作成、編集、あるいは活用された諸文書および写真のほか、電子媒体など、あらゆる記録物をいう。

（２）　主務部署　当該文書に係る事案を所掌する部署をいう。

（３）　主務部長　当該文書に係る事案を所掌する部署の長をいう。

（４）　完結文書　事案の事務処理が完結した文書等をいう。

（５）　常用文書　事案の事務処理が完結することのない、又は完結するまでに長期間を要するもので、主務部署に常備して執務上使用する文書等をいう。

（６）　保存期間　文書等を管理する必要がなくなるまでの期間をいう。

（７）　保管　主務部署の文書取扱責任者に引継ぐまでの間管理することをいう。

（８）　保存　主務部署の文書取扱責任者が文書等を保存期間が経過し、廃棄するまで管理することをいう。

（９）　移管　主務部長が規定に則って当該文書を「資料保存・管理委員会」に引き渡すことをいう。

（文書の整理及び保管）

第３条　主務部長は主務部署ごとに文書取扱責任者（以下、「取扱責任者」という）を定め、指定された場所に文書を保管し、又は保存し、整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（文書の保存方法）

第４条　文書の保存方法は文書ごとに行う。

（１）　完結文書は完結年度又は暦年毎に整理し、保存する。

（２）　取扱責任者は、完結文書を完結の都度、ファイルに編綴する。

（３）　取扱責任者は、ファイルを当該完結年度の終了後一年間は保管する。ただし常用文書に属するもの、及び特に必要と認めるものは一定期間保管することができる。その後、「資料保存・管理委員会」に引き渡さなければならない。

（４）　取扱責任者は、保管年数が経過した記録物を「資料保存・管理委員会」に引き渡さなければならない。

（５）　取扱責任者は、保存年数が「永久」である文書で完結年度の翌年から起算して 25 年以上経過したものを「資料保存・管理委員会」に移管しなければならない。

（６）「資料保存・管理委員会」は引き渡された文書等を歴史的見地から検討して、なお保存するか、廃棄をするかを最終的に決定することができる。

（文書の保存期間）
第５条　文書の保存期間の区分は、法令に特別の定めのあるもののほか、別表のように定める。

（保存期間の起算日）
第６条　前条に規定する保存期間の起算日は、当該文書が完結文書となった日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日とする。

（規程の改定）
第７条　この規程の改定は、理事会の承認を得なければならない。

（付則）
第８条　この規程は、2020 年 2 月 6 日から施行する。

別　表

文書の種類と保存期間は以下の通りとする。

（１） 永久保存
①連盟規約（宗教法人規則）原本（当初規則及び変更規則）
②規則認証書及び規則変更認証書
③連盟総会議事録、詳細な総会記録、議案書、報告書
④理事会及び常任理事会議事録並びに議案書、報告書
⑤常設委員会、特別委員会、臨時委員会その他の委員会記録
⑥官公庁関係重要文書、法律文書
⑦年度別教勢報告書、「バプテスト」、連盟諸機関名で発行された文書
⑧効力の永続する契約書
⑨全体的な会議、宣教会議、バプテスト大会、機構改革に関する文書
⑩連盟加盟教会、伝道所ならびに教師の移動関係
⑪教役者調査（牧師の現況届）
⑫年次決算報告諸表、総勘定元帳、財産目録、貸借対照表、規定類

（２）10 年間保存
① 満期または解約となった契約書、覚書
② 会計帳簿、会計伝票、収支に関する証憑書類、会計補助簿

（３）5 年間保存
① 報告書類（各機関、教会よりの公式文書）
② 就任式、按手礼執行通知
③ 諸税公課に関する書類
④ 事務所職員名簿および履歴書
⑤ 事務所内人事異動に関する書類

（４）3 年間保存
① 通常の書類、重要な通信文書、注文書
② タイムカード、出勤、休暇、残業の届書

（５）1 年間保存
① 通常の通信文書（日常的な通信文書はその都度廃棄）

○ 宗教法人　「日本バプテスト連盟」　閲覧に関する規程

（2012 年 9 月 4 日　第 2 回理事会　制定
2015 年 6 月 4 日　第 1 回理事会　改定
2020 年 2 年 6 日　第 3 回理事会　改定）

宗教法人「日本バプテスト連盟」（以下「連盟」という）において宗教法人法第 25 条 3 項[1]に基づく閲覧を請求する場合には、この規程に準じて行う。

(目的)

第 1 条　連盟が、連盟加盟教会（以下「教会」という。）の教会の会員（以下「教会員」という。）及びその他の利害関係人に備付書類を閲覧させる目的は、教会員及びその他の利害関係人の一層の利便を図るとともに、連盟及び教会運営の民主性と透明性を高め、より適正な管理運営を図ることにある。

(閲覧を請求できる者の範囲)

第 2 条　閲覧を請求できる者は、教会員及びその他利害関係人であって、第 6 条で規定する書類を閲覧することに正当な利益があり、かつ閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められるものでなければならない。

(正当な利益の解釈)

第 3 条　「閲覧することに正当な利益がある」とは、各書類ごとにその閲覧が連盟及び教会の適正かつ民主的な管理運営および健全なバプテスト教会の形成に資すための閲覧であることをいう。

(不当な目的の解釈)

第 4 条　「閲覧の請求が不当な目的によるもの」とは、連盟の情報を入手して、これを他に譲渡するような場合あるいはその情報を流して連盟及び教会もしくは特定の人に害を与えようとする場合などをいう。

(教会員及びその他の利害関係人)

第 5 条　閲覧が認められる教会員及びその他の利害関係人とは、次の者をいう。

（1）教会員名簿に登録され、なおかつ現在会員としての責務を継続的に果たしている者
（2）当該教会の役員会がその都度承認した者
（3）連盟と取引関係のある債権者及び保証人
（4）その他の正当な利益を有する利害関係人であると理事会が判断した者

(閲覧を請求できる書類)

第 6 条　閲覧を請求できる書類は、宗教法人法第 25 条第 2 項[2]に基づいて連盟が事務所に備え付けている書類及びその他の書類のうち次に列挙する書類とし、書類作成の元になった原因書類などは含まない。

1　「宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。」

2　宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

（１）規則及び認証書
（２）理事会名簿
（３）財産目録
（４）収支決算書
（５）貸借対照表
（６）教会土地、建物に関する書類
（７）理事会及び総会の議事録
（８）事務処理簿
（９）事業に関する書類

(閲覧の方法)

第 7 条　閲覧を希望する者は「備付書類閲覧請求願」に所定の事項をすべて記入して理事会に提出する。ただし、この法人の目的を達成するため、職員の日常業務に必要な閲覧を除く。

2　理事会が「備付書類閲覧請求願」を受け取った場合は、ただちにこれを精査し、その請求があった日から 10 日以内に閲覧させるかどうかを決定する。

3　閲覧者は、請求した書類に限り、原則として連盟が決定した日時に連盟事務所の所定の場所において常務理事又は職員の立会のもとに閲覧する。

4　閲覧者は、閲覧時間について、連盟の働きを妨げることのないように留意しなければならない。

5　閲覧者は、書類を連盟事務所外に持ち出すことはできない。但し、すでに公開されている書類のコピーに関しては常務理事の許可を得るものとする。

6　連盟は、閲覧者が備付書類の一部を改ざんし、あるいは抜き取った行為が発生した場合、その他閲覧を続けることが適切でないと認められる場合は、ただちに閲覧を中止させることができる。

(本人請求による閲覧及び書面による回答)

第８条　連盟は、第５条第１号及び第２号に掲げる閲覧請求者に対しては、閲覧を請求した本人に限り閲覧させ、代理人による閲覧を認めない。

2　閲覧請求者は、閲覧に代えて、書面の質問による回答を要求することはできない。

(代理人請求による閲覧)

第９条　連盟は、第５条第３号、第４号及び第５号に掲げる閲覧請求者が、代理人による閲覧を求めた場合は、これを認めることができる。

(閲覧の拒否)

第 10 条　閲覧請求を拒否した場合は、理事会の議決を得て、請求者にその旨を通知する。

(規程の改正)

第 11 条　この閲覧に関する規程は、理事会の議決により改正することができるものとする。

第 12 条　「日本バプテスト連盟文書保存に関する規程」第 4 条によって資料保存・管理委員会に引き渡された文書の閲覧については別途これを定める。

(付則)

第 13 条　この規程は、2014 年 9 月 4 日から施行する。

一. 規則及び認証書　二. 役員名簿 三. 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表 四. 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類 五. 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿 六. 第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

○ 非公開資料の取り扱いに関する規程

（2020 年 2 月 6 日　第 3 回理事会　制定）

（目的）

第１条　この規程は、宗教法人「日本バプテスト連盟」（以下、「連盟」という。）の資料のうち、非公開とされた資料の取り扱いを定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「資料」とは、連盟の組織又は活動等に関する内容のものであって、連盟の職員及びその関係者等が、職務上作成又は取得した文書一般を言う。

（非公開資料の範囲）

第３条　第２条の資料のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を含む資料は原則として非公開とする。

（１） 個人情報、及びそれが含まれている資料

（２） 連盟以外の者に関する情報であって、公開することによりその者の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害すると認められる情報

（３） 連盟内部又は連盟と連盟以外の者との間における協議、検討等に関する情報であって、公開することにより率直な意見交換又は適切な意思決定を損なう恐れがあると認められる情報

（４） 連盟の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる情報

（５）公にしないとの条件で提供された情報

（非公開資料の取り扱い）

第４条　公開申出に係る資料の一部に前項各号の非公開情報が含まれている場合において、非公開情報の部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分を除いた部分につき閲覧に供するものとする。

（非公開資料の管理責任者）

第５条　理事会は、常務理事を非公開資料の取扱責任者とする。ただし、資料によって、常務理事の他に取扱責任者を置くことができる。

（非公開資料の利用制限期間）

第６条　非公開資料の利用制限期間は、原則として提供されてから 30 年とする。ただし、含まれている個人情報の内容に応じて、理事会がその利用制限期間を定める。

（規程の改定）

第７条　この規程の改定は理事会の承認を得なければならないことにする。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、常務理事が別に定める。

付　則

１．この規程は、2020 年 2 月 6 日から施行する。

○ デジタル資料の取り扱いに関する規程

（ 2020 年 2 月 6 日　第 3 回理事会制定 ）

（目的）

第１条　この規程は、宗教法人「日本バプテスト連盟」（以下「連盟」という。）が諸活動のために作成したデジタル資料の取り扱いを定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条　デジタル資料とは、電子媒体で作成された資料の他に、紙で作成された資料を電子媒体に保存した資料すべてを指す。

（閲覧）

第 3 条　デジタル資料の閲覧及び使用は、「閲覧に関する規程」に準じて行う。

2　デジタル資料の閲覧は指定の場所で、閲覧専用のパソコンでの閲覧を許可する。

（貸出及び複製）

第４条　デジタル資料は原則的に貸出及び複製は認めない。但し、常務理事の決裁がある場合は例外とする。

2　デジタル資料の複製が認められた場合、それに関わる費用は原則的に申請者が負担することにし、複製の媒体の購入、人件費を考慮して、そのつど見積もりを出すことにする。

3．複製が認められた場合、その作業は常務理事の管理で行うこととする。

（譲渡及び寄贈）

第５条　デジタル資料の譲渡及び寄贈は原則的に認めない。但し、寄贈は、著作権法に反しない限り、常務理事の決裁がある場合は例外とする。

2　それに関わる費用は、資料保存管理委員会がそのつど見積もりを出すことにする。

（規程の改定）

第６条　この規程の改定は理事会の承認を得なければならないことにする。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、常務理事が別に定める。

付　則

1．この規程は、2020 年 2 月 6 日から施行する。

○ 日本バプテスト連盟の出版事業の運営に関する規程
（略称：出版事業運営規程）

〔 2009 年 2 月 4 日 第 3 回理事会制定 〕
〔 2024 年 6 月 11 日 第 1 回理事会制定 〕

（規程の目的）

第１条 この規程は、宗教法人日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）が、連盟規約第 39 条に基づく事業として出版事業を運営・管理（以下「運営」という。）するために必要な事項を定めることを目的とする。

（出版事業の目的及び範囲）

第２条 連盟は、次の各号の出版事業について必要な業務を行う。

（1）「聖書教育」を発行し、連盟及び他のキリスト教各派及び関係教会並びにキリスト教主義学校等に対し、全年齢層を対象とした教会教育の教材として、これを提供する。

（2）単行本を発行し、連盟内外また広く一般社会にキリストの福音を広める業を担当する。

（3）その他連盟に加盟する諸教会・伝道所の働きに資するパンフレット、教会学校用品などの印刷物を提供する。

（事務所）

第３条 出版事業の事務所は、さいたま市南区南浦和 1-2-4 の連盟事務所内に置く。

（制作及び発行）

第４条 出版事業は、常務理事の責任の下で、連盟事務所の各室が担う。

（1）「聖書教育」連盟事務所宣教室

（2）単行本その他　専任部門

（企画及び編集）

第５条 各室は第 4 条の企画・編集のために、担当を置くことができる。

（販売及び管理）

第６条 出版事業に関わる出版物の販売及び在庫管理は、連盟事務所総務室にて総括的に担当する。

(財務及び会計)

第７条 出版事業に関わる資金管理、予算、決算、監査等の財務及び会計については、連盟事務所総務室が、制作及び発行部門との協議の下に総括的に担当する。

（税務）

第８条 出版事業に関わる税務は、連盟の行なう他の収益事業と合算して取扱う。

(その他)

第９条 この規程に定めの無い事項に関しては、第４条に定める各室及び第５条に定める各担当の意見を徴して、常務理事が決定する。

（規程の改廃）

第 10 条 この規程を変更しようとするときは、常務理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

付　則

1　この規程は、2024 年 4 月 1 日より実施する。

○ 日本バプテスト連盟旅費規程

（1968年11月20日 第4回 理事会制定
1992年 2月26日 第4回 理事会改定
2005年 9月14日 第2回 理事会改定
2008年 2月 6日 第3回 理事会改定
2011年11月 7日 第57回定期総会
直前理事会改定）

第１章　目的及び適用範囲

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の公務のために国内旅行する者（以下「旅行者」という。）に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、公務の円滑な遂行に資すると共に連盟予算の適正な支出をはかることを目的とする。

2　連盟の公務のために海外旅行する場合の旅費については、別に定める。

（適用範囲）

第２条　この規程に定める旅費は、次の各号の旅行に対して支出される。

(1) 連盟の総会、理事会及び常務理事により選任又は委嘱された理事及び各委員（以下「理事及び委員」という。)が出張した場合

(2) 連盟事務所の職員（以下「職員」という。)が出張した場合

(3) 連盟の教役者が連盟開拓伝道所の牧師として赴任した場合

(4) 職員が赴任又は転勤した場合

2　連盟の嘱託及び臨時雇員の旅費については、その待遇に応じてこの規程を準用する。

第２章　旅費の種類と計算

（旅費の種類）

第３条　この規程における旅費の種類は、鉄道料金、船舶料金、車料金、航空料金、手当、宿泊料、食事代及び荷造運送料とする。

2　鉄道料金は、鉄道旅行について、路程に応じ、別に定める基準によって旅客運賃等により支給する。

3　船舶料金は、水路旅行について、路程に応じ、別に定める基準によって旅客運賃等により支給する。

4　車料金は、鉄道料金を除く短距離陸路旅行について、別に定める基準によって実費を支給する。

5　航空料金は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃により支給する。

6　手当は、旅行中の日数に応じ、別に定める基準によって定額を支給する。

7　宿泊料は、旅行中に必要とした宿泊の回数に応じ、別に定める基準によって支給する。

8　出張先滞在中の食事代及び会議期間中の食事代は1食1,000円としてこれを支給する。但し、旅行移動期間中の食事代については、連盟事務所開催の会議に限り、遠隔地（原則として片道300㎞以上）からの出席者に対して、執行責任者の決裁により1食1,000円を支給することができる。

9　荷造運送料は、赴任又は転勤に際し、通常認められる方法による家財の荷造料及び運送料に対し実費を支給する。

（旅費計算の原則）

第４条　旅費は、最も経済的な通常の経路、方法及び期間による旅行に基づいて計算する。

（旅費計算の特例）

第５条　次の各号に該当する旅行に対しては、旅費計算の特例として取扱う。

(1) 旅行者が公務上の傷病又は天災、その他止むを得ない事由によって予定を変更し、迂回又は滞在した場合、支払責任者はその事実を確認の上、該当する追加の旅費を支払うことができる。

(2) 随行、来賓接待、その他用務の性質上、基準の旅費によっては旅行することが困難であり、旅行者が当該旅費の特例について予め承認を得ている場合、支払責任者は、その事実を確認の上、旅費の実費を支払うことができる。

(3) 旅行者が自己の所有する自動車を利用する場合は、次の通り取扱う。尚、自動車の運行にあたっては、日本バプテスト連盟事務所職員マイカー業務使用規程に定める諸条件を遵守する。

(ｲ) 予め支払責任者の承認をえた場合に限り自己の所有する自動車による旅行を認めるものとする。この場合、自動車旅行の如何に拘わらず第 3 条に規定する所定の旅費を支払う。

(ﾛ) 上記により自動車を利用する場合の高速料金や駐車料金等の経費については、予め支払責任者の承認をえた場合に支払うことができる。

第３章　出張旅費

（出張の依頼又は命令）

第６条　出張の依頼又は命令は、次の各号の手続きによる。

(1) 理事及び委員が理事会又は委員会に出張する場合は、各招集責任者（又はその委任を受けた者）の招集文書をもって出張依頼書とみなす。

(2) 理事及び委員が前号以外の公務のため出張する場合は、理事会又は委員会の決議、或は、理事長又は常務理事の決裁による出張依頼を受けなければならない。この場合、出張依頼には出張先、出張の目的及び時期を含まなければならない。

(3) 職員が公務のため出張する場合は、常務理事の命令（承認を含む。）によるものとする。ただし、常務理事は主事を除く職員の出張命令について直属上司たる主事にこれを委任することができる。職員の出張命令はすべて所定の様式によらなければならない。

(4) 前各号の出張依頼者及び出張命令者は、すべての出張依頼、出張命令に先立って、予め関係旅費予算の支払ができることを確認しなければならない。

（出張の区分）

第７条　出張の区分は、一般出張及び当日出張とする。

2　一般出張は、原則として居住地域外の宿泊を伴う 2 日以上にわたる出張をいう。ただし、居住地域より往復 400 Km 以上の地域に日帰り出張した場合は、一般出張とみなす。

3　当日出張は、居住地域及び居住地域より往復 400Km 未満の地域の日帰り出張をいう。

（一般出張旅費）

第８条　一般出張に対する旅費は、別表 1 により支給する。

（当日出張旅費）

第９条　当日出張に対する旅費は、別表 2 により支給する。

（出張旅費の仮払いと精算）

第１０条　出張依頼又は出張命令を受けた後、出張者は直属上司の承認を得た上、予め旅費概算の範囲内で仮払いを受けることができる。ただし、この場合、出張者は、原則として、帰着後 5 日以内に精算しなければならない。

（出張旅費の請求手続）

第１１条　出張旅費の支給を受けようとする出張者及び前条に定める仮払いを受けた出張者で、その精算をしようとする者は、必要な証憑書類を添え、所定の様式をもって支払責任者に提出しなければならない。

2　この場合、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、それによってその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

第４章　赴任旅費

（赴任旅費）

第１２条　第 2 条第 3 号及び第 4 号に定める赴任又は転勤をする者（以下「赴任者」という。）及びその同居する扶養家族に対しては、別表 3 の通り旅費を支給する。

（着任後の家族の帯同）

第１３条　赴任者が一旦単身赴任し、後日、家族を帯同する場合は、常務理事の承認を得た場合に限り、所定の往復旅費を支給する。ただし、本人が家族の居所に滞在する期間の手当及び宿泊料は支給しない。

（赴任旅費の請求手続）

第１４条　赴任者の旅費請求手続きは、出張に関する第 11 条及び第 12 条の手続きに準じて行う。

第５章　補則

（特別の事由ある旅費）

第１５条　特別の事由ある旅行であって、この規程による出張又は赴任の何れにも該当しない旅行の費用に関して、常務理事の決裁により特別の旅費を支給することができる。

（規程の改定）

第１６条　この規程を改定する場合は、常務理事の発議により連盟理事会で決定する。

付　則

この規程は、2011 年 11 月 9 日より施行する。

旅 費 基 準 表

（2011 年 11 月 9 日より実施）

別表１　一般出張旅費基準

種 類	摘 要
1　鉄道料金	
a　ＪＲ料金	
(ｲ) 旅客運賃	普通料金
(ﾛ) 普通急行料金	１００ ㎞以上
(ﾊ) 座席指定料金	１００ ㎞以上 （利用承認により支給）
(ﾆ) 特別急行料金	１００ ㎞以上 （利用承認により支給） ３００ ㎞以上
(ﾎ) 新幹線 特急料金	１００ ㎞以上 利用承認により自由席料金を支給 ３００ ㎞以上 （利用承認により支給） ５００ ㎞以上
(ﾍ) 寝台料金	５００ ㎞以上 夜行列車利用の場合に利用承認によりＢ寝台料金を支給
b 私鉄料金	
(ｲ) 旅客運賃	普通料金
(ﾛ) 特別急行料金	利用承認により支給
2　船舶料金	利用承認により実費支給
3　航空料金	利用承認により実費支給
4　車料金	
(ｲ) バス料金	実費支給
(ﾛ) タクシー料金	利用承認により支給
5　手　当	一日につき、2,000円。ただし、午後出発の場合及び午前帰着の場合は半額とする。

6　宿泊料 (ｲ) 旅館・ホテル ［一泊］ (ﾛ) 親戚・知人宅 ［一泊］	 領収証により実費支給。 ただし、下記の宿泊料以下の場合とする。 7,000円（朝食付きの場合は8,000円） 定額支給 2,000円
7　食事代 一食につき	出張先滞在中、会議期間中、連盟事務所開催会議の旅行移動期間中 定額支給　1,000円

〔備考〕

1. 定期総会の期間中は、関係理事、監事、委員、主事等の手当は支給しない。
2. 研修を受ける目的をもった出張者又はこれに類する目的の出張者については、その手当を半額とする。
3. 「利用承認」により支給とあるのは、規程第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 7 条による。職員の場合は、事前に出張願書の中で、旅程、経路及び利用機関の記載欄に明記すること。尚、職員が予め出張願書により届出決裁を受けた旅程、経路及び利用機関を変更した場合は、上司の事後承認を得なければならない。
4. やむを得ない理由で上記の宿泊料を超えた場合は、上位職者が旅費申請者と別途協議の上支給額を決定する。
5. 企画旅行を利用する場合は、通常の割引交通費と上記宿泊料の合計額を限度にその料金を支給する。
6. 連盟事務所での会議等に関わる宿泊は、連盟事務所宿泊施設を利用するものとする。連盟事務所宿泊施設を利用できない特別な理由があるときは、上位職者が旅費申請者と別途協議する。

別表２　当日出張旅費基準

種　　類	摘　　要
1　往復 １００ ㎞未満 　手　当	常務理事及び職員を除き、一日につき、2,000円。 ただし、拘束 6 時間未満の場合は半額とする。
2　往復 １００ ㎞以上 　手　当	一日につき、2,000円。ただし、拘束 6 時間未満の場合は半額とする。

(註)　1　利用交通機関に対する旅費は、別表１の通り支給する。
　　2　往復100㎞以上で、宿泊を伴う集会の場合は、一般出張として取扱う。

別表３　赴任（含転勤）旅費基準

種　　類	本　　人	配　偶　者	その他の 扶養家族
1　交通機関に対する旅費	別表 1 を適用	本人と同基準	本人と同基準
2　手　当	一日につき､2,000円。ただし、拘束 6 時間未満の場合は半額とする。	ナ　　シ	ナ　　シ
3　荷造運送料	業者の領収証により実費を支給	ナ　　シ	ナ　　シ

(註)　連盟職員等の採用試験の受験者については、本人を準用する。ただし、手当は支給しない。

○ 日本バプテスト連盟海外旅費規程

（1965年 4月 7日 第2回 理事会制定
1992年 2月 26日 第4回 理事会改定
2005年 9月 14日 第2回 理事会改定）

（目的）

第１条　この規程は、理事会により委嘱された者、又は業務のために命令された職員が、連盟の予算で外国に出張（以下「渡航」という。）する場合に必要な旅費に関し定める。ただし、この規程は留学生及び理事会において旅行の条件を特定された渡航者の場合には適用しない。

（旅費の種類）

第２条　ここに規定する旅費とは、下記のものをいう。

(1) 交通費
(2) 滞在費
(3) 諸雑費

（渡航の要件）

第３条　理事会により委嘱された者の渡航に関しては、理事会の決裁による。

業務上の命令により出張する者の渡航に関しては、常務理事の決裁による。常務理事の業務上の出張に関しては、理事長の承認を得る。渡航を命ぜられた者は、所定の様式に必要事項を記入し、常務理事宛、渡航予定日の遅くとも１ヶ月前までに渡航日程表を提出しなければならない。

（渡航期間）

第４条　渡航の期間は、本国出発の日から帰国の日までとする。

（交通費）

第５条　航空、船舶、鉄道その他交通機関の運賃は、最も経済的な経路及び費用により支給する。

（滞在費）

第６条　滞在費は、宿泊費、食費、サービス料等を総括したものをいい、1日につき、別に定める額を支給する。

（諸雑費）

第７条　諸雑費については、次の各号の通り支給する。

(1) 渡航に要する入出国税、旅券発行料、査証手数料、外貨買入手数料、保険料、健康診断料、注射料、及びこれに要する交通費等は実費を支給する。
(2) 業務上の交際費については、常務理事が必要と認めた範囲内で実費の全部又は一部を支給することができる。
(3) 業務上要した通信費は、実費を支給する。
(4) 渡航中要した医薬、治療費等については、本項第2号を準用する。

2　前項第1号より第4号までの各号については、証憑書類を添付しなければならない。

（国内旅費）

第８条　渡航に伴う本国出発まで及び本国帰着後の国内旅費については、日本バプテスト連盟旅費規程の定めるところによる。

（適用除外）

第９条　渡航日程中に、直接当該出張の本来業務遂行と関係のない視察、講演、説教及び観光等の旅行の部分については、当該期間中の交通費、滞在費及び諸雑費は、これを支給しない。

（休暇及び休暇中の滞在費）

第１０条　渡航日程中、日曜日の他に、1 週間に 1 日の割合で休暇を認める。

2　休暇日の滞在費は、これを支給する。

（規程外事項）

第１１条　本規程に定めのない事項及び解釈上の疑義については、理事会がこれを決定する。

（改定）

第１２条　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付　則

この規程は、2005 年 9 月 14 日より施行する。

○ 日本バプテスト連盟回転資金規程

（1965年 8月 26日 第19回 年次総会制定
1988年 8月 26日 第42回 年次総会改定
2000年 11月 17日 第48回 定期総会改定
2002年 11月 15日 第49回 定期総会改定
2005年 11月 18日 第51回 定期総会改定
2009年 11月 14日 第55回 定期総会改定
2022年 1月 20日 第67回 年次総会改定）

日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、連盟に加盟する諸教会及び伝道所並びに連盟と密接な関係を持ち、かつ、バプテストの主義と理想に基づいて管理運営される事業団体に対し、必要な資金を貸し付ける目的をもって回転資金（以下「本資金」という。）を設定する。本資金は、教会・伝道所並びに各事業団体がそれぞれ所与の活動又は業務を自立的に推進するために必要な資金を、本規程に基づいて貸し付けるために、有効かつ公正に運用されなければならない。又、本資金を利用する団体も、本資金設定の趣旨に従い、誠実に債務を履行しなければならない。

第１章　資金の設定及びその利用条件

第１条　本資金は、次の金員をその貸付資金とする。

(1) 加盟教会・伝道所（以下「教会・伝道所」という。）、及び事業団体からの献金
(2) 本資金の趣旨に賛同してなされた団体並びに個人からの献金
(3) その他

第２条　本資金は、教会・伝道所又は事業団体が自己の負担において行う、次の各号に掲げる目的のための所要経費の全部又は一部の貸付をする。

(1) 土地・建物等不動産の購入
(2) 建物の新築、増改築及び修繕
(3) 借地及び借家
(4) 設備の改善
(5) 什器備品の購入
(6) その他

第３条　本資金の貸付を受けられる団体は、教会・伝道所及び事業団体とする。

第４条　本資金は、その貸付対象となる団体の別により、次の通り区分して運用するものとする。

(1) 教会・伝道所への貸付を目的とする教会部貸付
(2) 事業体への貸付を目的とする事業部貸付

第５条　本資金の貸付を受けようとする団体は、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 貸付を受けようとする団体の本資金借入によって実施しようとする計画が、その団体の本来の目的を達成するのに必要欠くべからざるものであること。
(2) 貸付を受けようとする団体がその団体本来の目的遂行を妨げることなく、所定の期間内に借入金を返済する意志と能力があること。
(3) 貸付を受けようとする団体が、連盟の他の財産から既に貸付を受けている場合には、その借入金を誠実に返済していること。

2　借入金の半額以上を誠実に返済している団体が、更に緊急な必要のために、重ねて貸付を受けようとする場合には、資金に余裕があるときに限り、本規程及び施行細則に定める貸付の限度額と残存借入額との差額を限度として、借入申請を受理することができる。

3　貸付を受けようとする教会・伝道所は、委員会の審査完了以前に、物件を取得し、又は当該物件の取得を目的とした不動産売買契約あるいは工事請負契約（設計委託契約を除く）を締結してはならない。

第２章　回転資金委員会

第６条　本資金を管理、運用するために回転資金委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2　委員会は本資金の管理、運用にあたり、その事業について総会及び連盟理事会（以下「理事会」という。）に対して直接責任を負う。

3　委員会の事務所を埼玉県さいたま市南区南浦和１丁目２番４号日本バプテスト連盟事務所内に置く。

第７条　委員会は、理事会によって選出された次の７名の委員をもって、構成する。

(1) 委 員 長　　１名
(2) 常任委員　　２名
(3) 委　　員　　４名

2　委員長、常任委員は互選によって選任される。

3　委員長及び常任委２名をもって常任委員会を構成する。

4　委員の任期は２年とし、重任を妨げない。

第８条　委員に欠員が生じたときは、理事会は直ちに後任者を選任する。この場合にはその直後の総会において承認を得なければならない。後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

2　委員に事故があって、3ケ月以上その職務を行うことができない場合は、理事会は代務者を選任する。代務者を置くべき事由が止んだときは、代務者はその職を退くものとする。

第９条　委員会は資金の保管、利用の方法及び貸付の可否、返済方法並びに回収困難又は不能の場合の処理方法等、本資金の管理、運用に重要な事項を処理するものとする。

2　委員長は、定期及び臨時の委員会を招集し、その議長となる。

3　定期委員会は、毎年４回招集することができる。

4　委員長は、前項の定期委員会の他に、緊急止むを得ない事由のため、過半数の委員から請求があるとき、又は、委員長が必要と判断したときは、臨時委員会を招集することができる。

第１０条　委員会は、定数の３分の２以上の出席で成立する。

2　委員会の議事は、出席委員の３分の２以上の賛成により決定する。

3　委員会に出席しない委員は、書面による意見開陳はできるが、代理人による出席及び書面又は代理人による表決はできない。

4　委員会の議事に利害関係のある委員は、その議事に参与することはできない。

5　委員会は、必要に応じ、関係者の陪席を求めることができる。

第１１条　常任委員会は、次の各号の職務を掌理する。

(1) 年間（又は期間）の資金需給に関する計画の立案
(2) 年間（又は期間）の貸付に関する計画の立案
(3) 申込団体の貸付申請に関する審査
(4) 第16条に定める貸付のうち小口貸付の決定

(5) 本資金の日常業務並びに会計に関する実務執行の監督
(6) その他、委員会より委託された業務

2　委員長は、必要に応じて常任委員会を招集し、その議長となる。

3　常任委員会の定足数及び表決については、前条の規程を準用する。

第１２条　委員会は、本資金の運用に関する業務を執行するために事務長を置き、連盟総務部長がその任を兼ねる。

第１３条　委員会は、業務の性質に鑑みて誠実、公平を旨とし、確実にこれを執行し、本資金の円滑、迅速な回転に努めなければならない。

2　本資金の運用を円滑にし、かつ、その業務執行に必要な経費に充てるため、貸付金に対しては利息を徴収する。

第１４条　委員長は、少なくとも年 2 回、半期毎の業務並びに会計に関する報告書を理事会に提出しなければならない。

2　理事会は、必要に応じ、委員会に対して、業務並びに会計の報告を求めることができる。

第１５条　理事会は、総会に対し、本資金の業務並びに会計に関する報告をし、その承認を受けなければならない。

第３章　教会部貸付

第１６条　教会部貸付は次の区分をもって運用する。

(1) 一般貸付
(2) 開拓伝道貸付
(3) 緊急特別貸付
(4) 小口貸付

第１７条　貸付を受けようとする教会・伝道所は、借入金の債務者となり、第 24 条の規定により、貸借契約証書を提出しなければならない。

2　教会・伝道所が経営する幼稚園その他の事業のために貸付を受けようとする場合には、当該教会・伝道所が借入金の債務者として責任を負わなければならない。

第１８条　貸付限度額等、以下の項目については、施行細則で定める。

(1) 貸付限度額
(2) 貸付の担保
(3) 貸付利息
(4) 返済期間及び方法
(5) 申請方法
(6) 審査基準

第４章　事業部貸付

第１９条　規程第 3 条にいう事業団体とは次のものをいう。

(1) 天城山荘（直属事業体）
(2) 西南学院（法人事業体）
(3) 西南女学院（同上）
(4) 日本バプテスト連盟医療団（同上）

第２０条　貸付を受けようとする事業団体は、借入金の債務者となり、第 24 条の規定により、貸借契約証書を提出しなければならない。

第２１条　貸付限度額等、以下の項目については、施行細則で定める。

(1) 貸付限度額
(2) 貸付の担保
(3) 貸付利息
(4) 返済期間及び方法
(5) 申請方法
(6) 審査基準

第５章　貸付の審査、決定、契約及び契約解除

第２２条　事務長は、委員会に対する借入の申込を受理したときは、直ちに提出書類を確認し、その結果を委員長に報告する。

2　委員長は、必要に応じ、前項の申込団体に対して委員による実地調査を行うことができる。

3　前項の実地調査に当って、委員は、速やかに調査結果を委員長に報告しなければならない。

第２３条　委員長は、前条の報告を受理したときは、委員会又は常任委員会を招集し、その報告に基づいて貸付の可否を審査しなければならない。

2　委員長は、前項の審査による貸付の可否が決定されたときは、直ちにその決定を申込団体に通知しなければならない。

第２４条　貸付決定の通知を受けた団体は、所定の方式に従って貸借契約証書を作成の上、委員会に提出し、借入金の交付を受けるものとする。

第２５条　委員会は、貸付を受けようとする団体名義の資産に抵当権を設定するなど、貸付を担保する方法を講じなければならない。その詳細は施行細則に定める。

2　貸付決定の有効期間は、貸付決定通知発行の日から 1 年間とする。ただし、小口貸付の有効期間は 3 ヶ月とする。

3　貸付決定後、執行前に重大な変更があった場合は、新たに借入申請書類を提出し、審査を受けなければならない。

第２６条　貸付を受けた団体が次の各号に該当する場合には、委員会は貸借契約を解除する。

(1) 借入金を所定の使途以外のために使用した場合
(2) 正当な理由なくして、3 ケ月以上にわたって、この借入金によって着手すべき目的を中止又は延期している場合

2　貸借契約解除を受けた団体は、直ちに貸付金額を返還するとともに、施行細則で定める延滞過利息に相当する金額を支払わなければならない。

第２７条　貸付執行後、申請内容について事前に委員会の承認を得ることなく重大な変更がなされた場合には、委員会は貸借契約を解除することができる。

2　貸借契約を解除した場合は、前条第 2 項を適用する。

第６章　規程の解釈及び変更

第２８条　この規程の解釈について疑義を生じた場合は、理事会が委員会の意向を徴した上で決定する。

第２９条　この規程の変更については、理事会の発議により、総会の議決を得なければならない。

付　則

第１条　この規程の改正は、2022 年 1 月 20 日より実施する。

○ 日本バプテスト連盟回転資金規程施行細則

（1965年 8月26日 第19回 年 次 総 会
1992年12月 4日 第 3回 理 事 会 改 定
1998年 5月29日 第 1回 理 事 会 改 定
2001年10月 3日 第 2回 理 事 会 改 定
2002年11月12日 第49回 定期総会直前理事会改定
2004年 9月15日 第 2回 理 事 会 改 定
2004年11月10日 第50回 定期総会直前理事会改定
2005年11月18日 第51回 定期総会直後理事会改定
2009年 2月 4日 第 3回 理 事 会 改 定
2009年 9月 4日 第 2回 理 事 会 改 定
2019年 9月 5日 第 2回 理 事 会 改 定）

第１章 教会部貸付に関する細則

（一般貸付）

（貸付限度額）

第１条 規程第 18 条に定める貸付限度額は、教会・伝道所の財政規模に応じ、別表 1 の通りとする。

2 第 1 項にいう財政規模は、当該教会・伝道所の直近過去 2 会計年度の決算により、次の方法で算出して区分する。

(1) 当該教会・伝道所の年間総献金収入額より、臨時的な特別献金（寄付等）を控除した額の平 均年収入をもって財政規模とする。

(2) 事業収入については、当該事業会計の純益又は収支差金のみを第 1 号の財政規模に加算することができる。ただし、この場合でも、献金収入による該当区分の直近上位区分を超えることはできない。

（貸付の担保）

第２条 規程第 18 条に定める貸付の担保は次の各号の通りとする。

(1) 法人格を有する教会が貸し付けを受ける場合は、その法人が現に有する土地・建物等の資産（以下「現有資産」という。）及び今回、本資金で取得する資産（以下「取得予定資産」という。）に共同担保して抵当権を設定する。現有資産に既に銀行等の抵当権が存在する場合も同様とする。ただし、取得予定資産が十分の担保価値を有する場合は、現有資産には抵当権を設定しないことができる。

(2) 法人格を有しない教会・伝道所が貸付を受ける場合は、取得予定資産は連盟の名義とする。この場合に、現有資産の所有権登記名義人が連盟以外である場合は、現有資産に抵当権を設定する。

(3) 第 1 号及び第 2 号により、貸付が担保できない場合は、当該教会・伝道所と協議の上、貸付の担保の方法を決定する。

2 当該教会・伝道所は誠意ある返済の意思を示すため、毎年総会で承認を得た返済計画、並びに、当該年度の協力伝道献金予定額を委員会に提出するものとする。

3 法人化等により名義移管を行う場合は、借入金の完済、又は、移管する資産への抵当権の設定を条件とする。

（貸付の利息）

第３条　規程第 18 条に定める貸付金の利率は次の通りとする。ただし、財政規模 300 万円未満の教会・伝道所については、貸付の日より 1 年間を無利息とする。

返済財源 / 財政規模	献金収入のみ	事業収入あり
１,０００万円未満	年１．０％	年１．２％
１,０００万円以上	年１．５％	年１．８％

2 不動産取得の特別支援規程により支援を受けることができる教会・伝道所については、前項にかかわらず、その利息は年 0.7%とする。

3 元本の返済が約定の完済期間を超える場合は、その延滞した金額に対して年 1.0%の延滞利息を別途に徴収する。

（返済期間及び方法）

第４条　規程第 18 条に定める貸付金の返済期間の限度は、当該教会・伝道所の財政規模及び貸付額に応じて、別表 1 の通りとする。

2 貸付を受けた教会・伝道所の元本の返済方法は、年賦又は月賦払いとする。

3 年賦払いの場合は、元本を返済期間の年数で均分した額又はそれ以上の額を、借入の日より満 1 ヶ年を満了する日までに、毎年支払うものとする。

4 月賦払いの場合は、元本を返済期間の月数で均分した額又はそれ以上の額を、借入の日の翌月から、毎月末までに支払うものとする。

（申請方法）

第５条　規程第 18 条の定めにより貸付を受けようとする教会・伝道所は、所定の申込書に次の事項を記載の上、必要書類を添付して、原則として委員会開催の 1 ヶ月前までに、委員会に提出しなければならない。

(1) 教会・伝道所名及び役員名
(2) 借入希望額及びその使途
(3) 返済金支払い方法及び支払方法の基礎となる収支計画
(4) 借入を決定した総会議事録の写し
(5) 伝道所の場合は、母教会の連帯債務承諾書

2 前項第 2 号の使途には、事業計画書、費用の概算見積書、設計概要図等借入金の使途の概要を知ることができる書類を添付しなければならない。

3 第 1 項第 3 号の収支計画には、教会・伝道所の前 2 年度分の収支決算書及び当該年度の予算書、及び向こう 5 年間の各年度の予算書を添付しなければならない。

4 第 1 項第 4 号の借入のための総会決議は、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決議されたものでなければならない。

（審査基準）

第６条　規程第 18 条に定める貸付の審査基準は次の通りとする。

(1) 規程第 5 条第 3 号に基づき、教会部貸付又は連盟の他の財産からの貸付に対して誠実に返済した事実の有無、あるいは現在受けている貸付に対し、誠実に返済しつつあるか否かを調査すること。

(2) 規程第 18 条に基づき、申請書類の不整不備の有無を照査すること。
(3) 規程第 2 条及び第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、借入目的の適否を調査すること。

2　貸付を受けようとする教会・伝道所は、前 2 年度の協力伝道献金実績が、連盟総会で承認された「協力伝道献金標準比率」を原則として満たしていることとする。

3　前項でいう協力伝道献金の比率とは、当該教会・伝道所の協力伝道献金の年額を経常的献金で除した比率の 2 年間の平均をいう。ここでいう経常的献金とは、年間総献金収入額より建築関係献金、世界祈祷週間献金、神学校献金及び教会員以外の個人又は団体からの臨時的な献金（寄付等）を控除した額である。ただし、借家借室伝道をしている教会・伝道所において、経常会計より借家借室料を支出している場合は、当該金額を年間総献金収入額より控除することができる。

4 伝道開始後 2 年未満の教会・伝道所は、前年度の協力伝道献金の比率によって審査するが、この場合は 300 万円を超える貸付はできない。

5 伝道開始後 1 年未満の伝道所は原則として貸し付けないものとする。

6 貸付を受けようとする教会・伝道所は、貸付金の返済期間中も協力伝道献金の標準比率を満たすような資金計画の作成に努めることとする。

7 貸付を受けようとする教会・伝道所の年間の返済能力は、第 1 条第 2 項で定める財政規模の 25%を最高限度とみなす。

（開拓伝道貸付）

第 7 条　第 1 条から第 6 条までの教会部一般貸付に関する定めの中で、規程第 16 条第 2 号に定める開拓伝道貸付に関する固有な事項について、次のように定める。

(1) 貸付利息は、第 3 条の定めにかかわらず年 0.3%とする。
(2) 返済期間は、第 4 条の定めにかかわらず 15 年以内とする。
(3) 申請書類には、第 5 条で定める書類に加えて、開拓伝道計画（伝道費、土地、建物に関する費用の概算見積書、設計概要図を含む）を提出しなければならない。

(緊急特別貸付)

第 8 条　第 1 条から第 6 条までの教会部一般貸付に関する定めの中で、規程第 16 条第 3 号に定める緊急特別貸付に関する固有な事項について、次のように定める。

(1) 教会・伝道所が台風、暴風雨、豪雨、土砂崩れ、地震、津波、噴火、失火、他からの延焼による火災等によって、教会・伝道所の土地及び建物等に被害が生じた場合、及び建物の設備の老朽化に伴い修繕・改善・取壊し等を要する場合には、当該委員会の判断により、緊急特別貸付を受けることができる。
(2) 前項の貸付を受けることができる教会・伝道所は、原則として、財政規模 600 万円未満とする。
(3) 貸付額は、被害の状況及び当該教会・伝道所の財政規模を勘案し、理事会と協議の上決定する。
(4) 貸付金に利息は課さない。
(5) 貸付金の返済期間及び方法は、当該教会・伝道所と協議の上、その都度定める。
(6) 申請書類には、第 5 条で定める書類に加え、借入原因となった事故等の状況、補修費に係る見積書等、委員会が求める資料を提出しなければならない。なお、本貸付の申請書類提出には定められた期日を設けない。

(小口貸付)

第９条　第 1 条から第 6 条までの教会部一般貸付に関する定めの中で、規程第 16 条第 4 号に定める小口貸付に関する固有な事項について、次のように定める。

(1)　教会・伝道所が宣教推進の目的のため、迅速かつ簡便に貸付を希望する場合は、一般貸付と別枠で小口貸付を受けることができる。

(2)　貸付限度額及び貸付金利は別表 2 の通りとする。

(3)　貸付に際し、貸借契約証書を作成する。ただし、第 2 条第 1 項は適用しない。

(4)　この貸付による返済は原則として月賦払いとし、毎月一定額を返済するものとする。

(5)　第 5 条第 1 項第 3 号に定める収支計画は、直近の決算報告書のみとする。なお、本貸付の申請書類提出には定められた期日を設けない。

第２章　事業部貸付に関する細則

（貸付限度額）

第１０条　規程第 21 条に定める貸付限度額は 1 億円とする。

（貸付の担保）

第１１条　規程第 21 条に定める貸付の担保は次の各号の通りとする。

(1)　事業団体が貸付を受ける場合は、その団体の現有資産及び取得予定資産に共同担保して抵当権を設定する。現有資産に既に銀行等の抵当権が存在する場合も同様とする。ただし、取得予定資産が十分の担保価値を有する場合は、現有資産には抵当権を設定しないことができる。

(2)　前項による抵当権の設定ができない場合は、理事会と協議の上、その他の担保供与の要否及び担保供与の具体的方法を決定する。

（貸付利息）

第１２条　規程第 21 条に定める貸付金の利率は、直属事業体年 1.8%、法人事業体年 2.0%とする。ただし、元本の返済が約定の完済期限を超える場合は、その延滞した金額に対して年 1.3%の延滞利息を別途に徴収する。

（返済期間及び方法）

第１３条　規程第 21 条に定める貸付金の返済期限は 15 年以内とする。

2　貸付を受けた事業団体の元本の返済方法は、年賦又は月賦払いとする。

3　年賦払いの場合は、元本を返済期間の年数で均分した額又はそれ以上の額を、借入の日より満 1 ヶ年を満了する日までに、毎年支払うものとする。

4　月賦払いの場合は、元本を返済期間の月数で均分した額又はそれ以上の額を、借入日の翌月から、毎月末までに支払うものとする。

（申請方法）

第１４条　規程第 21 条の定めにより、貸付を受けようとする事業団体は、所定の申込書に次の事項を記載の上、必要書類を添付して、原則として委員会開催の 1 ヶ月前までに、委員会に提出しなければならない。

(1) 事業団体名及び役員名

(2) 借入希望額及びその使途

(3) 返済金支払方法及び支払方法の基礎となる収支計画

(4) 借入を決定した事業団体理事会等の議事録の写し

2　前項第 2 号の使途には、事業計画書、費用の概算見積書、設計概要図等借入金の使途の概要を知ることができる書類を添付しなければならない。

3　第 1 項第 3 号の収支計画には、事業団体の前 2 年度の収支計算書及び当該年度の予算書、及び返済完了年度までの予算書を添付しなければならない。

（審査基準）

第１５条　規程第 21 条に定める貸付の審査基準は、第 6 条第 1 項を準用する。

第３章　補則

（貸付申込期日の通知）

第１６条　委員会は、毎年度 4 回までの貸付申込期日を予め定め、それを教会・伝道所並びに各事業団体に対して通知しなければならない。

（利息請求）

第１７条　貸付金に対する利息は、毎年 2 回（原則として 3 月及び 9 月）及び元本完済のときに、委員会の請求額に基づいて支払うものとする。

2 前項の利息の支払いが、次期請求時まで遅延している場合は、延滞した利息の未払額は元本に加算するものとする。

3 規程第 26 条及び第 27 条により、委員会が貸借契約を解除した場合は、当該契約解除日から返済完了日までの期間に対して、約定利息に加え年 1.3%の延滞利息を徴収することができる。

（元本返済遅滞の場合）

第１８条　貸付を受けた団体が、約定条件通り元本を返済することが困難な状況に立至った場合は、遅滞の事由を、書面をもって委員会に届け出て、双方で協議するものとする。

2 緊急特別貸付の場合、前項の届け出による教会・伝道所の教勢が、以後の返済計画に重大な支障を来すおそれがあると委員会が判断した場合は、この旨を理事会に報告し、共同して事後の処理にあたらなければならない。

付　則

第１条　この施行細則を変更する場合は、委員会の決議により、理事会の承認を得るものとする。

第２条　この施行細則は、2019 年 9 月 5 日から実施する。

第３条　この施行細則を実施する以前の契約については、契約当時の条件に従って取扱うものとする。ただし、貸付利息については、2009 年 4 月 1 日から改定利率を適用する。

回転資金貸付限度額及び返済期間（月数）限度表

別表1

貸付額＼財政規模	200～300未満	300～400	400～500	500～600	600～800	800～1,000	1,000～1,300	1,300～1,500	1,500～2,000	2,000～2,500	2,500～3,000	3,000～3,500	3,500～4,000	4,000万以上
300万円超～　350万円迄	144	120	96	84	72	60	48	36	24					
350万円超～　400万円迄	156	132	108	96	84	72	60	48	36	24				
400万円超～　450万円迄	168	144	120	108	96	84	72	60	48	36	24			
450万円超～　500万円迄	180	156	132	120	108	96	84	72	60	48	36	24		
500万円超～　600万円迄		168	144	132	120	108	96	84	72	60	48	36	24	
600万円超～　700万円迄		180	156	144	132	120	108	96	84	72	60	48	36	24
700万円超～　800万円迄			168	156	144	132	120	108	96	84	72	60	48	36
800万円超～　900万円迄			180	168	156	144	132	120	108	96	84	72	60	48
900万円超～ 1,100万円迄				180	168	156	144	132	120	108	96	84	72	60
1,100万円超～ 1,500万円迄					180	168	156	144	132	120	108	96	84	72
1,500万円超～ 2,000万円迄						180	168	156	144	132	120	108	96	84
2,000万円超～ 2,800万円迄							180	168	156	144	132	120	108	96
2,800万円超～ 3,000万円迄								180	168	156	144	132	120	108
3,000万円超～ 4,000万円迄									180	168	156	144	132	120
4,000万円超～ 5,000万円迄										180	168	156	144	132
5,000万円超～ 6,000万円迄											180	168	156	144
6,000万円超～ 7,500万円迄												180	168	156
7,500万円超～ 9,000万円迄													180	168
9,000万円超～10,000万円迄														180

小口貸付金返済期間（月数）

別表２

貸付金利（年）	財政規模600万未満は無利息、600万円超は年0．5％								
返済月額 / 貸付額	10,000円	12,000円	15,000円	20,000円	24,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
12万円	12	10	8	6	5	4	3		
24万円	24	20	16	12	10	8	6		
36万円	36	30	24	18	15	12	9		
48万円	48	40	32	24	20	16	12		
60万円	60	50	40	30	25	20	15	12	10
72万円		60	48	36	30	24	18		12
84万円			56	42	35	28	21		14
96万円				48	40	32	24		16
108万円				54	45	36	27		18
120万円				60	50	40	30	24	20
132万円					55	44	33		22
144万円					60	48	36		24
156万円						52	39		26
168万円						56	42		28
180万円						60	45	36	30
192万円							48		32
204万円							51		34
216万円							54		36
228万円							57		38
240万円							60	48	40
252万円									42
264万円									44
276万円									46
288万円									48
300万円								60	50

※財政規模２００万未満の教会は、返済期間を最長で１８０ヶ月まで延長可能

○ 東日本大震災被災地支援特別会計規程

2012 年 11 月 9　第 58 回定期総会制定

日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、2011 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災に関わる災害対応及び復旧に資するため、東日本大震災被災地支援特別会計（以下「本特別会計」という。）を設ける。

第１条（本特別会計の設定）

本特別会計は、日本バプテスト連盟規約第 33 条 2 項に基づき、2012 年度第 2 回理事会の議決及び日本バプテスト連盟第 58 回定期総会の承認をもって設定する。

２．本特別会計の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間とし、始期を 2012 年 4 月 1 日、終期を 2017 年 3 月 31 日とする。尚、理事会が本特別会計の使命が完遂しないと判断した時は、理事会の議決をもって更に 1 年間延長することができるものとし、以降も同様とする。

３．理事会は、総会に対し、少なくとも年 1 回本特別会計の業務並びに会計に関する報告をし、その承認を受けなければならない。

第２条（区分）

本特別会計の資金は、その目的により、次の通り区分して運用するものとする。

（１）東日本大震災被災地における地震、津波及びこれらに起因する二次災害を救援する、震災対策支出

（２）東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する放射能災害を救援する、原発事故対策支出

２．原発事故対策支出は、その災害の危険性及び長期性を鑑み、本特別会計の内に原発事故対策支出引当金 3000 万円を留保するものとする。

第３条（本特別会計の収入）

本特別会計の原資は、次の収入をもって充てる。

（１）東日本大震災被災地支援募金

（２）本特別会計の趣旨に賛同してなされた団体並びに個人からの献金

（３）その他

第４条（本特別会計の支出）

本特別会計の資金は、次の目的に支出する。

（１）東日本大震災被災地（以下「被災地」という。）における救援およびボランティア活動

（２）被災地で行われる地域復興活動および住民との交流活動

（３）被災地支援活動に関わる教会への支援

（４）その他、理事会が認めた支出

２．第 2 条 2 項の原発事故対策支出引当金は、次の目的に支出する。

（１）原発事故現場において、再臨界事故など急激且つ重大な事象が発生した時の災害対応及び復旧目的支出

第５条（本特別会計の清算）

本特別会計は、次に該当する時に、理事会の議決及び日本バプテスト連盟定期総会の承認をもって清算する。

（１）第１条２項に定める期間を満了した時
（２）本特別会計の残余資金が 10 万円を下回った時
２．本特別会計を清算する時は、残余資金を流用することなく本特別会計の設置主旨に沿う働きを継続して担う行政府、公益法人、NGO、その他の団体へ寄付するものとする。

第６条（業務の委託）

理事会は、第４条の目的を達成するための予算作成、支出決裁及びそれに付随する業務を次の者に委託すること　ができる。
（１）理事会が本特別会計の運用を目的に設置する特別委員会及び臨時委員会
（２）(1)の委員会のもとで活動する組織
（３）(1)の委員会の承認に基づいて活動する日本バプテスト連盟加盟教会伝道所および地方連合
（４）その他理事会が指定した団体
２．理事会は、業務の委託後も適時報告を受け、又必要と認める時は報告を求めることができる。

第７条（規程の改廃）

この規程の改廃については、理事会の決議を得なければならない。

付 則

第１条　この規程は、2012 年11 月9 日より実施する。

○ 連盟からの出捐による不動産取得の取扱いに関する規程
（略称：不動産取得の取扱い規程）

（1963 年 8 月 23 日 第 17 回年次総会制定
1995 年 10 月 4 日 第 2 回 理 事 会 改 定）

常務理事は、連盟の総会及び理事会の決定に基づき、連盟予算からその一部又は全部を出捐して不動産を取得する場合、次の要領に従ってその実務を執行しなければならない。

第１章　土地の取得

（予算の確認と通知）

第１条　常務理事は、当該土地の取得に必要な予算財資について確認した後、その確認の通知状を関係教会（以下「教会」という。）に送付しなければならない。

（予算の執行）

第２条　予算の執行は、次の順序によるものとする。

(1) 調査

イ　書面調査

常務理事は、下記に関する事項について教会等から調査書及び必要な書類の提出を求め、予備調査を行う。

(ｲ) 予算内で取得可能かどうか

(ﾛ) 土地の位置、面積、地形、環境、交通の便等、取得目的から見た立地条件の適否

(ﾊ) 登記簿、公図、実測図（境界線確認書）等権利関係、その他契約上の諸事項の確認

(ﾆ) 登記名義人と売主とが異なる場合は、当事者間の売買契約書等、売主の資格を有することを証する書類の確認

(ﾎ) 都市計画の有無、人口動態等、地域社会の発展性（取得目的との関係）

(ﾍ) 他教派との関係

(ﾄ) 居住者の生活の便宜

ロ　実地調査

常務理事は、イの書面による予備調査を終了した後、連盟の事務担当者に必要な指示を与えて実地調査をさせるものとする。ただし、その必要がないと認められる場合は実地調査を省略することができる。

ロの実地調査を担当した者は、その結果を常務理事に文書で報告しなければならない。

(2) 調査結果の審査と決定

常務理事は、前号の調査結果に基づいて審査し、適当と認めたときは土地取得を決定する。

(3) 契約

イ　常務理事又はその委任を受けた者（連盟の事務担当者並びに教会の責任者。以下同じ。）は、前号の決定の後に契約を行う。

ロ　契約代金は原則として実測図による地積に基づいて算出するものとする。

ハ　買主の名義は、所要資金の半額以上を支出した者とする。ただし、支出が同額の場合及び当該教会が法人でない場合は、連盟名義とする。

(4) 支払

常務理事は、契約の条件に従って、予算に基づく当該契約の支払を行う。

（土地の受領）

第３条　常務理事の委任を受けた者は、契約に定められた期日に、なんら瑕疵のないことを確認の上、登記済証等の必要書類によりこれを受領しなければならない。

（登記）

第４条　常務理事の委任を受けた者は、取得した土地に係る登録免許税等につき非課税の適用を受けられる場合は、その手続きを経た後、所有権移転登記を速やかに完了しなければならない。

2　登記権利者の名義は、所要資金の半額以上を支出した者とする。ただし、支出が同額の場合及び当該教会が法人でない場合は、連盟名義とする。

3　登記関係費用は、連盟と当該教会又は伝道所が折半にて負担するものとする。ただし、非課税の適用を受けられない場合の税金は、当該教会又は伝道所が負担するものとする。

4　常務理事の委任を受けた者は、登記完了次第、登記簿、公図等により、登記事項に誤謬のないことを確認した上、連盟並びに教会にて保管するため登記簿謄本（2 通）を取寄せるものとする。

5　前項の確認の際、登記事項に誤謬のあったときは、直ちに更正のための必要な措置をとらなければならない。

（関係書類等の保存）

第５条　常務理事は、前条の登記が完了した後、事務担当者に対し、不動産台帳への登載及び関係書類等の保存を指示するものとする。

第２章　建物の取得

（予算の確認と通知）

第６条　常務理事は、当該建物の取得（建築又は既存建物の購入）に必要な予算財資について確認した後、その確認の通知状を教会等に送付しなければならない。

（予算の執行）

第７条　予算の執行は、次の順序によるものとする。

(1) 建築する場合の調査

イ　書面調査

常務理事は、下記に関する事項について、教会から建築計画書及び必要な書類の提出を求め、予備調査を行う。

(ｲ) 当該建築に関し、教会総会の決議を必要とする場合はその議事録の写し

(ﾛ) 設計図（建物配置図、平・立面図を含む。）、仕様書。ただし、実施設計図の作成に先立ち、基本設計又はそれに準ずる略図を提出し、常務理事の意見を求めなければならない。

(ﾊ) 所要資金調達に関する説明書

(ﾆ) 施工者（入札を求める対象たる施工業者を含む。）の経歴書等の書類

請負契約について、競争入札によるか、特命による随意契約にするかは、常務理事と教会の代表者との協議によって決定する。

(ﾎ) 工事契約書の原案

ロ　実地調査

常務理事は、必要と認める場合、事務担当者に実地調査をさせることができる。

(2) 既存建物を購入する場合の調査

第 2 条第 1 号及び第 7 条第 1 号の事項のうち、該当する項を準用する。

(3) 調査結果の審査と決定

常務理事は、前 2 号の調査報告に基づいて審査し、適当と認めたときは、建物取得を決定する。

(4) 契約

イ　常務理事又はその委任を受けた者は、前記の決定の後に契約を行う。

ロ　注文者の名義は、所要資金の半額以上を支出した者とする。ただし、支出が同額の場合及び当該教会が法人でない場合は、連盟名義とする。

(5) 支払

常務理事は、契約の条件に従って、予算に基づく当該契約の支払を行う。

（建物の受領）

第８条　常務理事の委任を受けた者は、建物の完成受領のとき又は既存建物の受領のときに、これらの建物に何ら瑕疵のないことを確認の上、建物引渡証等（新築の場合）又は登記済証等（既存建物購入の場合）により、これを受領しなければならない。

（登記）

第９条　常務理事の委任を受けた者は、取得した建物について非課税の手続きを経た後、登記を行わなければならない。

2 登記権利者の名義は、所要資金の半額以上を支出した者とする。ただし、支出が同額の場合及び当該教会が法人でない場合は、連盟名義とする。

3 登記関係費用は、連盟と当該教会又は伝道所が折半にて負担するものとする。ただし、非課税の適用を受けられない場合の税金は、当該教会又は伝道所が負担するものとする。

4 常務理事の委任を受けた者は、登記完了次第、登記簿により、登記事項に誤謬のないことを確認した上、連盟並びに教会にて保管するため登記簿謄本（2 通）を取寄せるものとする。

5 前項の確認の際、登記事項に誤謬のあったときは、直ちに更正のための必要な措置をとらなければならない。

（関係書類等の保存）

第１０条　常務理事は、前条の登記を完了した後、事務担当者に対し財産記録簿への記載及び関係書類等の保存を命じる。

（保険）

第１１条　建物を取得した教会は、火災保険に加入しなければならない。

第３章　連盟出捐額の取扱い

（連盟出捐額の取扱い）

第１２条　連盟出捐及び教会の自己資金により、土地、建物を同時に取得する場合は、連盟出捐額は優先して土地取得費用に充当し、残額がある場合は、建物取得費用に充当するものとする。

付　則

1　この規程は、1996 年 4 月 1 日より施行する。

2　この規程を改定しようとする場合は、理事会の議決を得なければならない。

○連盟からの出捐によって取得した不動産の管理及び処分に関する規程（略称：不動産管理処分規程）

（1963年 8月 22日 第17回 年次総会制定
1992年 12月 4日 第3回 理事会改定
1996年 9月 11日 第2回 理事会改定
1998年 5月 29日 第1回 理事会改定
2005年 9月 14日 第2回 理事会改定
2008年 9月 4日 第2回 理事会改定
2009年 9月 4日 第2回 理事会改定
2011年 2月 3日 第3回 理事会改定）

第１章　総則

第１条　この規程は、教会、伝道所（以下「教会」という。）が連盟からその一部又は全部を出捐することにより取得した不動産（以下「不動産」という。）の管理及び処分に関して定める　ことを目的とする。

第２条　不動産の管理及び処分に関しては、連盟規約又は特に規定したものによる外はこの規程の定めるところによる。

第２章　管理

第３条　不動産を取得した場合、非課税の適用が受けられるものについては、連盟の事務担当者並びに教会の責任者は、可及的速やかにその手続きを完了しなければならない。

第４条　教会は、福音宣教の業のため責任をもって不動産の管理、保全にあたらなければならない。

第５条　不動産に係る公租公課等、通常の必要経費並びに営繕費等は、別に定める場合を除き、当該教会がこれを負担するものとする。

2　伝道所の不動産の管理、保全については、その母教会が責任を負うほか、前項の必要経費等を負担するものとする。

第６条　教会は、不動産台帳を設け、次の事項を登載しなければならない。

(1) 土地の場合

イ　所在・地番
ロ　地目
ハ　地積
ニ　取得年月日
ホ　取得価格及び支払額の区分（教会負担額・連盟補助額）
ヘ　登記年月日
ト　所有権の登記名義
チ　変更が生じたときは、その年月日及び事由
リ　その他、必要な事項

(2) 建物の場合

イ　所在・家屋番号
ロ　種類
ハ　構造
ニ　床面積
ホ　建築又は購入年月日

ヘ　建築又は購入価格及び支払額の区分（教会負担額・連盟補助額）
ト　登記年月日
チ　所有権の登記名義
リ　変更が生じたときは、その年月日及び事由
ヌ　その他、必要な事項

第７条　不動産の貸付はこれをなすことができない。ただし、理事会の承認ある場合は、この限りでない。

第８条　教会が理事会の承認を得ることなく、不動産を本来の目的以外の用途に供し、又はこれにより収益した場合、連盟は直ちにその使用を中止させ、これによって生じた損害を当該教会に負担させることができる。

2　教会が理事会の承認を得て行う事業が税法上収益とみなされ、それについて税務申告を行っている場合、教会は、当該収益のうちから次の通り連盟へ拠出するものとする。この「収益」とは税務申告における税引き後利益を指す。

収　益　の　年　額	拠　出　金
100万円までの部分	10　％
100万円を超え500万円までの部分	30　％
500万円を超える部分	50　％

3　前項の拠出金は、専ら自己の不動産を持たない教会の不動産取得支援活動に用いるものとする。

第９条　教会は、連盟からの出捐により取得した不動産による収益については、納税申告書及び教会の総会に提出した事業報告書、決算報告書を、毎会計年度終了後 3ヶ月以内に提出しなければならない。

2　当該不動産及びそれによる収益について理事会が調査又は監査を申し出た場合、これに協力しなければならない。

第３章　処分等

第１０条　伝道所が一時閉鎖した場合、その母教会の総会において一時閉鎖を決議した時から 5 年を経過してもなお、再開又は新規伝道計画が実施されないときは、母教会と協議の上、当該不動産の管理、処分等の取り扱いについて、理事会が決定するものとする。

第１１条　この規程において、処分等とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 教会が不動産を売却、無償譲渡、交換又は担保に供すること。
(2) 主要な建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。
(3) 土地又は主要な建物の用途を変更又は本来の目的以外の用途に供すること。
(4) 連盟からの出捐により取得した土地上の建物を担保に供すること。

第１２条　教会が前条に掲げる行為をしようとするときは、次の手続きを経なければならない。

(1) 前条第 1 号､第 3 号及び第 4 号については、事前に理事会の承認を得なければならない。
(2) 前各号について理事会は総会に報告するものとする。
(3) 第 2 号については、理事会に届け出なければならない。

第１３条　教会が前条第 1 号の手続きを経て不動産を売却するときは､次の順序によるものとする。ただし、都市計画等、公共機関による買収の場合、又は売却代金が少額である等、常務理事が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 常務理事の委任を受けた者(連盟の事務担当者並びに教会の責任者等。以下同様とする。)は、周辺の取引事例等を参考に、当該不動産の適正価格を評定するものとする。
(2) 常務理事の委任を受けた者は、買主の信用状況、買収後の用途等を調査、確認の上、適当と判断したときは、売買の折衝にあたるものとする。
(3) 前号の折衝を行ったものは、その結果を常務理事に文書で報告しなければならない。
(4) 常務理事は、前号の報告を検討し、適当であると認めたときは、不動産売却を決定するものとする。
(5) 常務理事又はその委任を受けた者は、前号の決定ののちに契約を行うものとする。
(6) 常務理事の委任を受けた者は、契約に定められた日時に、不動産売却代金受領と同時に登記済証等の必要書類により、不動産の引渡しを行うものとする。売却代金は、現金又は銀行保証小切手により受領するものとする。
(7) 常務理事の委任を受けた者は、前号に基づく所有権移転登記完了を確認し、売却した不動産が土地の一部である場合には、元の土地及び分筆した土地について、登記簿謄本を夫々2 通取り寄せるものとする。
(8) 連盟の事務担当者並びに教会の責任者は、当該不動産の売却に伴い、夫々不動産台帳の記載事項の抹消又は更生を行った上、売買契約書又はその謄本、登記簿謄本等関係書類を添付し、保管しなければならない。

第１４条　教会が本規程の定める手続きを経て不動産を売却したときは、次の各号に掲げる場合を除き、その売却代金は、原則として、当該不動産の取得時における支出の割合により按分し、連盟の持分については、これを連盟に返還しなければならない。
(1) 移転の目的により土地を売却又は交換する場合は、土地処分に関する申し合わせを適用するものとする。
(2) 都市計画等、公共事業に伴う買収、その他理事会が特例と認めたもので、買収等の金額が 1,000 万円を超えるものについては、当該教会と理事会とが協議してこれを決定するものとする。ただし、補償金は、当該金額に算入しない。
(3) 前号の場合で、買収等の金額が 1,000 万円以下のものについては、換地清算金等処理規程を適用するものとする。

付　則

1　この規程を改廃しようとする場合は、理事会の議を経なければならない。
2　この規程は、2011 年 2 月 3 日より施行する。

○「連盟からの出捐によって取得した不動産の管理及び処分に関する規程」における換地、売却等の土地処分に関しての申し合せ
（略称：土地処分に関する申し合せ）

（1993 年 3 月 24 日第 4 回理事会議決
2005 年 9 月 14 日第 2 回理事会改定）

「『教会』の土地（境内地）の神学的考察」（1992 年 12 月理事会）を受けて、総務委員会は、標記に関して次のように考える。

1. 連盟からの出捐によって取得した不動産とは、「西部社団より移管されたり、南部バプテスト連盟を通して各教会に献げられ、管理、運用を委ねられた土地・建物」をさす。
これによって「ほとんどの教会の土地は、米国南部バプテスト連盟より与えられたものであり、たとえ各個教会の名義のものであっても、後にこれを各個教会に名義変更したに過ぎないものである」と言えよう。明白に自己資金で取得したもの以外は、ほとんどが連盟の出捐による不動産と言えよう。
2. 教会において、土地は伝道のために献げられたものである。「土地も建物もその他の備品も、各々の教会の宣教の課題とその必要に照らして所有することができる。」「私たちは、土地を神の宣教のために用いるという宣教論的視点から、土地所有の誘惑を退ける道を目指したい。」 「ビジョンの伴わない保存を自ら戒めつつ」、「狭い土地での教会形成を余儀なくされている教会や、土地取得ということからまだまだ遠いところにある教会・伝道所の多くあることを覚える時、与えられた各々の土地を協力伝道の広がりの中に返していく方法が、今後選択されてもよいのではなかろうか」。従って、自教会若しくは他教会の伝道を更に意欲的に展開するための、積極策としての一部売却や換地などの土地処分は、これを積極的に認め、推進する。 しかし、これが安易になされないように、具体的に、教会全体の意向として、次の点が満たされなければならない。

(1) 過去の伝道の評価が十分になされていること。
① 売却・換地などの理由が適切であること。社会的状況の変化、環境的状況の変化、当該教会の歴史的悪条件など。
② その他（建築物の老朽化なども考慮）

(2) 新計画に、具体的な伝道の意欲が認められること。
① 換地などの場合、伝道上の立地条件が良好であること。
② 当該教会の自己負担額（借入金も含め）が、原則として、全計画の予算の半分以上であること、即ち、原則として、建築諸費（会堂、教育館、牧師館、駐車設備、備品費、設計監理費等を含む）の半分以下については、売却額又は換地差額を充当することができる。法的事務諸費については、別に売却額又は換地差額から充当することができる。「土地の売却や目的外の利用によって生み出される富が信徒の献げものに取って代ることが安易に選択されるとするならば、それは決して健全な姿とは言えないだろう。」

(3) 連盟諸教会の連帯のことになると判断されること。
当該教会は、これが連盟諸教会の連帯と協力伝道の出来事になるよう努力しなければならない。

① 売却額又は換地差額の残金（(2)の② 参照）は連帯のために、協力伝道特別拠出金として拠出する。(2)の② を参考にして、残金がないような場合にも、原則として、少なくとも売却額又は換地差額の 10%を拠出する。)「土地の活用は、原則的には、協力伝道体としての連盟のビジョンへと返していくべきであろう。あたかも自前で取得したものであるかのごとく、自分の教会の私的所有物だと考えるべきではない。」規程第 13 条参照。

② 過去 3 年間の協力伝道献金状況調査と今後の協力伝道献金約束を確認する。

3. 換地面積は、現有土地の規模に応じて考慮する。原則として、現有土地 200 坪以下は 200 坪以内、現有土地 200 坪以上は等積以内交換とする。但し、連盟全体からみて、諸教会に資するような試行策に関しては考慮する。

4. 連盟出捐の不動産の処分については、当然、連盟理事会の承認を必要とする。規程第 11 条参照。その当初から連盟と緊密な連絡を取り合って計画を進めていくように留意しなければならない。

5. 今後の検討課題

(1) 「目的外の利用」とは何かの検討。

(2) 他教会の伝道計画を支援するための土地処分の基準と方法。

参考例

A 換地（売却）差額が 5 億円で、自己資金（借入金も含む）が、

(a) 2 億円の場合

換地差額の内 2 億円を使えるから、合計 4 億円の建物ができる。残り 3 億円は拠出。

(b) 3 億円の場合

換地差額の内 3 億円を使えるから、合計 6 億円の建物ができる。残り 2 億円は拠出。

(c) 5 億円の場合（借入金も含む）

換地差額の 5 億円を使えることになり、残金はなくなるが、この場合は、5 億円の 10%の 5 千万円を拠出。合計 9 億 5 千万円の建物ができる。

B 換地（売却）差額が 1 億円で、自己資金（借入金も含む）が、

(a) 5 千万円の場合

換地差額 1 億円の内 5 千万円を使えるから、合計 1 億円の建物ができる。残り 5 千万円を拠出。

(b) 8 千万円の場合

換地差額1 億円の内 8 千万円を使えるから、合計 1 億 6 千万円の建物ができる。残り 2 千万円を拠出。

(c) 1 億円の場合

換地差額 1 億円の内 1 億円を使えることになり、残金はなくなるが、この場合は 1 億円の 10%の 1 千万円を拠出。合計 1 億 9 千万円の建物ができる。

○ 連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程
（略称：不動産移管規程）

（1972 年 7 月 26 日 第 26 回年次総会制定
1979 年 8 月 10 日 第 33 回年次総会改定
1996 年 11 月 15 日 第 46 回定期総会改定
2009 年 11 月 14 日 第 55 回定期総会改定）

前　　文

1　この規程制定の意図

日本バプテスト連盟は〔「バプテストの主義と理想」に基づき、規約に従って、互いに協力してキリストの福音を立証し、宣教しようとする教会を「加盟教会」とする〕（規約第 5条）と明記されているように、協力して伝道するために結成されたものであり、その働きは、加盟教会によって担われるべきものである。

しかし、現実には、海外からの多額な献金を継続的に受けてきたことによって、個々の教会が連盟を担うのだとの意識が薄れ、むしろ連盟が何かしてくれる筈だという依存心が生じるなど、主客転倒の様相が見受けられて来た。

連盟が真に協力伝道体として成立するためには、加盟教会が自立した教会であることが必須条件である。

そこで、その具体的改善策の一つとして、「土地、建物の所有権を教会のものとする」ことの基本方針が、第25回年次総会で可決された。それは、教会の自立性を目指す場合、教会の使用する土地、建物についても、諸教会が責任を負うことを明確にすることが必要であるとの視点からである。

現在の土地、建物は、連盟にかかわる教会、伝道所の福音宣教のために、指定献金によって与えられたものであるから、次の 2 項を基本として、土地、建物の所有権を教会に移転する。

(1) 現在、連盟名義になっている教会敷地、建物は教会からの申し入れにより、所定の手続きに従って当該教会へ移管（所有権移転）する。

(2) 教会は、その土地、建物をバプテストの宣教のため、責任をもって、自主的に使用する。

2　不動産移管の具体的条件（問題性）

不動産移管の具体的条件として

(イ) 教会組織

(ロ) 連盟加盟（包括、被包括の関係）

(ハ) 宗教法人格取得

がまず必要である。

また、その際、財産保全のため

(1) 条件付登記

(2) 共有登記

(3) 公共証書を取り交わす。

等の可能性が考えられるが、(1)、(2) は、不動産移管の意図からいえば、全く適切でないと判断した。(3) については、後記の3で若干記す。

3　法的限界性

所有権保全の登記を設定するということは、第三者に当該登記物件の権利名義者を法的に明確に提示し、第三者に対して、当該物件の第一の優先順位を明確にすることである。従って、財産処分、管理等の制限規程を設けても限界があり（公正証書等を取り交わしても、連盟関係内では法律上規制効力があるが、善意の第三者には、対抗するものとはなり得ない。）又、余り細かい点にまで及ぶと、教会に所有権を移転した意味がないという問題が残る。

そこで、取得、管理、脱退、除名、解散時の処分制限等を含めた必要最少限のものに留めた。いずれにしても、最終的には、連盟と教会との信頼関係を根底にしてこの規程を設けたものであるから、お互いに、主から与えられた最善の福音宣教の武器として、これを役立て、活用　されてゆくことを期待したい。

第１章　総則

第１条　この規程は、連盟に加盟する教会（以下「教会」という。）の宗教法人格取得申請に際して、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産（以下「不動産」という。）で、現在連盟名義になっているものの所有権移転並びに移管後の管理保全に関して定めることを目的とする。

第２章　所有権移転

第２条　教会が所有権移転登記を希望する場合は、直近の理事会の30日前までに、連盟宛に次の書類を提出するものとする。

(1) 所有権移転登記申込書
(2) 上記(1)に関する教会総会議事録
(3) 法人格取得後の宣教計画
(4) 宗教法人格取得申請書類の写し
(5) 教会の宗教法人規則案
(6) その他

第３条　常務理事は、前条の書類を受理した場合、次の手続きを経て直近の理事会に提案しなければならない。

(1) 当該書類に基づいて現地の状態を確認する。
(2) 当該教会の代表役員、責任役員等と協議の上、所有権移転に関して十分な理解を得る。

第４条　所有権移転について理事会が承認したときは、所有権移転登記に必要な書類を完備して当該教会に送付しなければならない。

第５条　教会は、所有権移転登記に伴う諸税に関し、非課税の手続きを行った上、当該登記を完了し、できるだけ速やかに当該不動産の登記簿謄本を添付の上、連盟に届け出なければならない。

第６条　教会は、不動産の移管後も引き続き取得時の目的に従って、当該不動産の管理、保全の責任に当たらなければならない。

第３章　教会規則中に記載すべき事項

第７条　教会が理事会に不動産の所有権移転を求める場合、認証を受けようとする宗教法人規

則中に次の事項を記載しなければならない。

(1) 財産の処分等について

イ　この法人の財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産について次に掲げる行為をしようとするときは、事前に連盟理事会の承認を得な　ければならない。

(ｲ) 不動産を売却、譲渡、交換又は担保に供すること。

(ﾛ) 土地又は主要な建物の用途を変更又は本来の目的以外の用途に供すること。

(ﾊ) 連盟からの出捐により取得した土地上の建物を担保に供すること。

ロ　前イの不動産について次に掲げる行為をしようとするときは、連盟理事会に届け出なければならない。

(ｲ) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

(2) 被包括関係廃止の場合の財産処分について

この法人が連盟との被包括関係を廃止しようとするときは、この法人の財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産又はその時価に相当する金額を連盟に返還しなければならない。

(3) 解散の場合の残余財産の処分について

この法人が解散したときは、その残余財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産は、すべてこれを連盟に返還しなければならない。但し、合併を前提とした解散の場合で、且つ、合併後の教会が連盟加盟を維持する場合は、その残余財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産について、自己出捐比率分を合併後の教会のために用いることができる。

付　則

1　この規程を改定しようとする場合は、連盟総会において、出席代議員の 3分の 2以上の同意を得なければならない。

2　この規程は、2009年11月14日より施行する。

○ 不動産移管の手続きについて（解説）

〔1973 年 11 月 22 日 第 4 回理事会議決〕

この手続きは、別記 1 に記載の通りの順序で行いますが、提出書類を作成される前に、「連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程」（以下「規程」という。）をもう一度ご熟読下さい。

必要な手続き、提出書類等について、この規程にそってご説明したいと思います。

Ⅰ　不動産の所有権移転登記を申し出る教会は、宗教法人格を有する教会でなければなりません。（規程第 2 条）

1　既に宗教法人格を有している教会でも、教会規則中に、規程第 7 条の 4 箇条の記載がない場合は、規則変更の手続をする必要があります。

特に連盟作成の古い教会規則ヒナ型に準じて作られたものは、下記の点が不備ですので、ご留意下さい。

(1) 被包括関係廃止の場合の財産の返還について

(2) 残余財産の帰属について

記載事項については、別記 2 の文案を参考にして下さい。これは、一般的な教会規則中に、規程第 7 条の 4 箇条を折込んだものです。

2　まだ宗教法人格を有していない教会は、先ず法人格取得手続きを行って下さい。

その場合、認証を受けようとする教会規則中に記載すべき事項については、前項と同様です。

Ⅱ　上記の手続きが完了したら、不動産移管に関する下記の書類を作成の上、Ⅲの(1) に記載の通りセット(註)して理事会宛に提出して下さい。

(註) (1)から(3)までの書類は、公証役場で認証の手続きをしますので、書類のセットの方法を間違わないようにご留意下さい。

(1) 不動産所有権移転登記申込書（2 部）

・　別紙（様式 1）参照。（実際に使用する用紙は事務所から当該教会宛送付します。）

・　不動産の表示、地目、地積、用途（種類）、構造、床面積は、登記簿に記載されている通り記入して下さい。

・　「取得時の支払額の区分」の欄には、事務所と照合した金額を記入して下さい。増築等のあった場合は、（教会の支払額）の箇所に、別に“増築○○○，○○○円”というように記入して下さい。

・　教会規則中に規定されている員数の責任役員全員が自署、捺印（登録された印鑑を使用）して下さい。

◎　代表役員は、<u>個人印でなく代表役員印（法務局に登録された印鑑）</u>を使用して下さい。

・　抹消、訂正等の箇所がある場合は、上部欄外に“○○字抹消”“○○字訂正”として、その部分を囲み、捺印して下さい。

（例）　　，，

，参字抹消 ，　　（字数は漢数字で）

，，

(2) 教会総会議事録(抄)（2 部）
- 別紙(様式 2)を参照の上、作成して下さい。
- 抹消、訂正等の箇所のある場合は (1)と同様です。

(3) 確認書（2 部）
- 別紙(様式 3)参照。（実際に使用する用紙は事務所から当該教会宛送付します。）
- 不動産の表示、自署、捺印、訂正印等については (1)と同様です。

(4) 教会の宗教法人登記簿謄本（2 部）
公証役場提出用(後述)を含め、2 通を送付して下さい。

(5) 教会の宗教法人規則（1 部）
認証を受けた規則(所轄庁の認証印のあるもの)のコピーを提出して下さい。

(6) その他（各 1 葉）
① 土地実測図
② 建物配置図、平面図
◎ 後に自己資金で追加取得した土地や増築した建物がある場合は、その部分を色分けして下さい。

Ⅲ 認証の手続きについて

(1) 不動産の所有権移転について、理事会で承認された後、公証役場で、「確認書」の認証を受けることになりますので、理事会宛に前項の書類を提出する際は、次の順序でホチキスで綴じた上、夫々の綴じ目に全員が割印して下さい。（2 組共）
① 確認書
② 不動産所有権移転登記申込書
③ 教会総会議事録(抄)

(2) 認証申請には、次の書類が必要ですので、理事会の承認があった旨事務所から連絡を受けてから、事務所宛送付して下さい。
① 委任状（1 通）
- 別紙(様式 4)参照（実際に使用する用紙は事務所から当該教会宛送付します。）
- 自署、捺印、訂正印等については Ⅱ(1)の申込書等と同様です。

② 印鑑証明書（各 1 通）
- 捺印者全員のものを送付して下さい。
- 代表役員の分は法務局の印鑑証明書です。

③ 宗教法人登記の謄本
- 申込書提出の際送付頂いている 2 通の中の 1 通を使用します。

(3) 費用
公証役場に支払う認証の手数料は 11,000 円(1994 年 4 月現在)です。上記書類と同時に送金して下さい。手続完了次第、認証原本 1 通と一緒に公証役場の領収書をお送りします。

Ⅳ 以上の手続きを経た後、所有権移転登記が完了したら直ちに、当該登記簿謄本を添付の上、事務所に届け出て下さい。（規程第 6 条）

◎ 土地の中、教会の責任に係わる瑕疵があるものについては、当該教会の責任で解決してから、所有権移転登記の申込みをして下さい。

◎　認証、登記等、当該手続きに要する費用は、一切当該教会にて負担して頂くことになりますので、お含み置き下さい。

別記１

不動産移管の手続き一覧

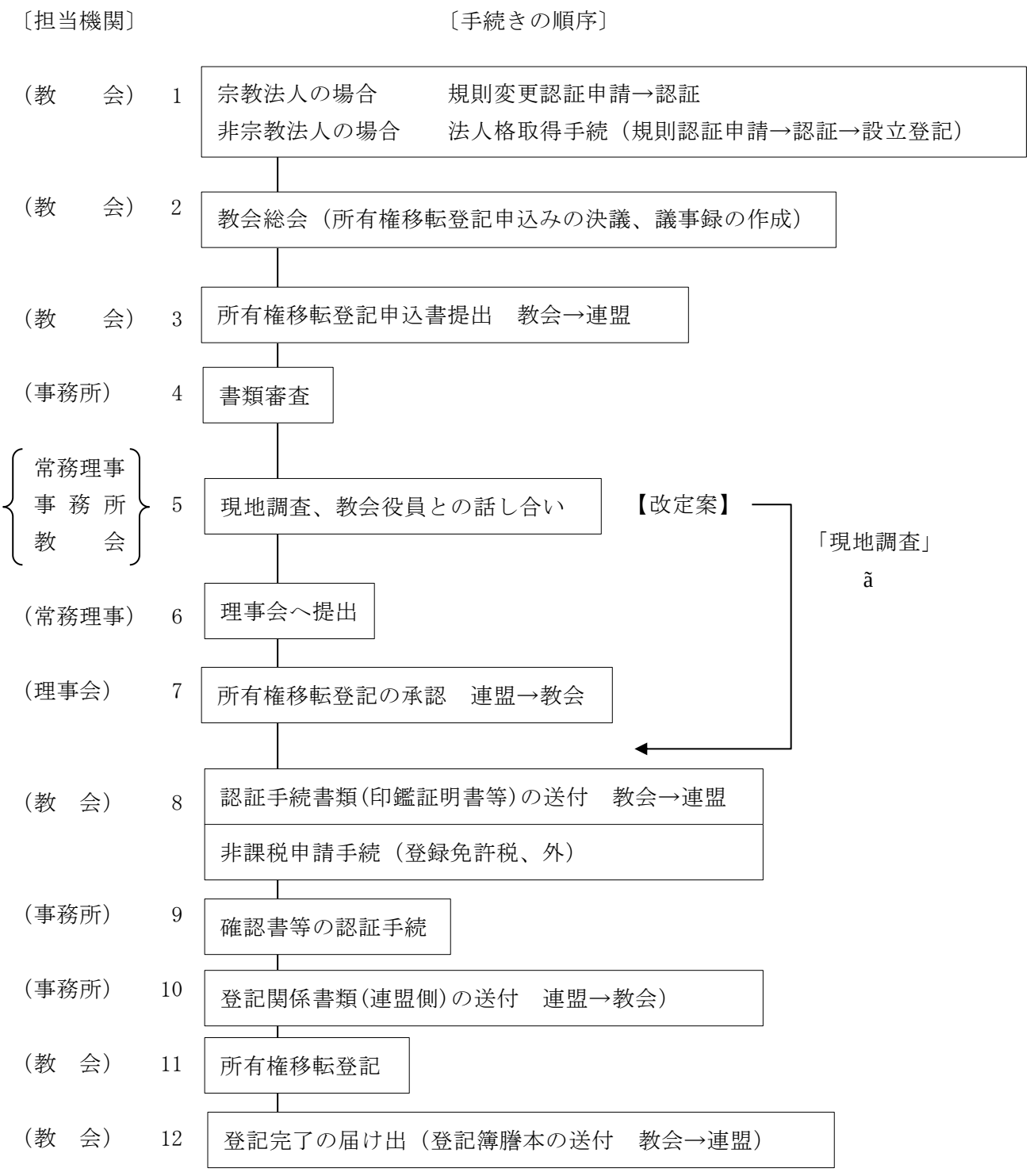

別記２

教会規則中に記載すべき事項（規程第 3 章参照）

第１　財産の処分等（規程第 7 条第 1 号に該当するもの ── 第 2 項）（第 1 項は一般的なもの）

1　次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経た後、その行為の少なくとも 1 ケ月前に教会員その他利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合、又は全面積の 10 分の 1 以下のものである場合、及び第 5 号に掲げる行為が 1 ケ月に満たない期間に係わるものである場合は、この限りでない。

(1)　不動産を処分し、又は担保に供すること。

(2)　借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証すること。

(3)　主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

(4)　境内地の著しい模様替をすること。

(5)　主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを、この法人の規則に規定する目的以外の目的のために供すること。

2　この法人の財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産について、前項に掲げる行為をしようとするときは、次の手続を経なければならない。

(1)　前項第 1 号及び第 5 号については、事前に連盟理事会及び連盟総会の承認を得なければならない。

(2)　前項第 2 号、第 3 号及び第 4 号については、連盟理事会に届け出なければならない。

第２　合併（規程第 7 条第 2 号に該当するもの）

この法人が他の教会と合併しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経て、連盟理事会及び連盟総会の承認を得、＿＿＿＿知事の認証(註：宗教法人法第 33 条による)を受けなければならない。

第３　被包括関係の廃止の場合の財産処分について（規程第 7 条第 3 号に該当するもの）

この法人が連盟との被包括関係を廃止しようとするときは、この法人の財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産又はその時価に相当する金額を連盟に返還しなければならない。

第４　残余財産の帰属（規程第 7 条第 4 号に該当するもの）

この法人が解散したときは、その残余財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産は、すべてこれを連盟に返還しなければならない。その他の残余財産は、責任役員会の定数の全員一致の議決を経て決定したものに帰属する。

（註）「日本バプテスト連盟」の呼称については、同一条文中に繰り返し出てくるので、教会規則中の（包括団体）の項の条文中に

『この法人の包括団体は、宗教法人「日本バプテスト連盟」(以下「連盟」という。)と する』

と記載して、上記関係条文の簡潔化を計る。

様式１

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

日本バプテスト連盟

理事長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

教会印

宗教法人「＿＿　＿＿＿＿　＿＿教会」

代表役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

不 動 産 所 有 権 移 転 登 記 申 込 書

当教会は、日本バプテスト連盟名義の後記不動産を、キリストの福音を宣教する為に使用しておりますが、このたび教会総会において、「連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程」に基づいて、当該不動産の所有権を無償譲渡により当教会に移転願う件につき、別紙の通り決議致しましたので、関係書類を添えて申込みます。

記

不動産の表示

土　　地

所在地	地　目	地積(㎡)	取得時の支払額の区分
			(教会の支払額) 円 (連盟臨時費予算の支払額) 円

建　　物

所在地	用　途	構　造	床面積(㎡)		取得時の支払額の区分
			1 階	2 階	
					(教会の支払額) 円 (連盟臨時費予算の支払額) 円

添付書類

1　教会総会議事録(抄)
2　確認書
3　教会の宗教法人登記簿謄本
4　教会の宗教法人規則
5　図面（土地実測図、建物配置図、建物平面図）

様式２

○○○○年度(註 1)総会議事録(抄)

日　　時　　＿＿＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時から＿＿時迄
場　　所
議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿　副議長＿＿＿＿＿＿＿＿　書記＿＿＿＿＿＿＿＿
現在会員数＿＿＿＿＿＿＿＿　名
出席会員数＿＿＿＿＿＿＿＿　名
委 任 者 数＿＿＿＿＿＿＿＿　名(註 2)

議長は規則第○○条(註 3)により総会の成立を宣した。

議　　事　「連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程」に基づく不動産所有権移転登記申込みの件

〔提案理由〕

・・・・・(註 4)により、現在当教会が使用している日本バプテスト連盟名義の下記不動産の所有権を当教会に移転するように申込みたい。

記

不動産の表示(註 5)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔議事の概要〕(註 6)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この議決を明確にするため議事録を作り、議長並びに出席役員これに署名捺印した。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日(註 7)

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿(註 8)

出席役員

代表役員＿＿＿＿＿＿＿＿

責任役員＿＿＿＿＿＿＿＿

・　＿＿＿＿＿＿＿＿・

・　＿＿＿＿＿＿＿＿・

・　＿＿＿＿＿＿＿＿・

・　＿＿＿＿＿＿＿＿・

責任役員＿＿＿＿＿＿＿＿

この議事録抄本は、原本と相違のないことを証します。(註 9)

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日 (註 10)　　教会印

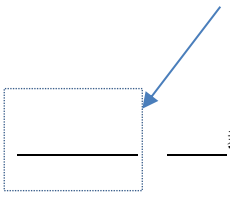

宗教法人「＿＿　＿＿＿＿　＿＿教会」

代表役員　＿＿＿＿＿＿＿＿(註 11)

註　1　「定期」「臨時」等の別

2　教会規則中に、委任状を出席とみなす旨の記載がある場合

3　総会成立の定足数を記載した箇所

4　不動産所有権移転登記を希望する理由

5　不動産所有権移転登記申込書の全記載事項を総会で明示すること。

（例）　・土　地

○○市○○町○○丁目○○番○

（登記簿上の表示を記載）

境内地（又は「宅地」「田」等の地目）

○○○．○○㎡

取得時の教会及び連盟の支払額の区分

教会支払額　　○○○円

連盟臨時費予算支払額　　○○○円

・建　物

○○市○○町○○丁目○○番○（家屋番号○○）

木造亜鉛鋼板葺２階建教会堂・牧師館一棟

１階　○○○．○○㎡

２階　○○○．○○㎡

取得時の教会及び連盟の支払額の区分

教会支払額　　○○○円

連盟臨時費予算支払額　　○○○円

6　主要な質疑、及び議決（「全員一致により可決」等）

7　総会開催の年月日と同じ。

8　この箇所は印とだけ記入し、実際の捺印は不要

9　以上の議事録をコピーしたものに、この奥書き（原本証明）を行う。

10　不動産所有権移転登記申込書と同じ日付

11　教会の角印と代表役員の登録印を捺印

様式３

確　　認　　書

日本バプテスト連盟
理事長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

今般、当教会は、現在当教会が使用している日本バプテスト連盟名義不動産を、無償譲渡により、当教会に所有権移転して頂くよう、別紙「不動産所有権移転登記申込書」記載の通り、申請するにあたって、下記のことを確認いたします。

記

1　所定の手続を経て、所有権移転登記が完了した後においても、「連盟からの出捐によって取得した不動産の移管に関する規程」及び関連規程・申し合せを遵守の上、当教会に託された福音宣教の業のため、責任をもって当該不動産の管理、保全に当ること。

2　前項記載の不動産移管規程第７条第１号の手続きによる場合を除き、当該不動産の所有権を他の如何なる法人又は個人に対しても移転しないこと。

3　将来、換地処分その他の事情により、当教会が移転した場合も、移転先の不動産について、上記規程等並びに当該確認書が有効であること。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日　　教会印

宗教法人「＿＿＿＿＿＿＿＿教会」
代表役員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任役員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・
・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・
・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・
・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・
責任役員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿,

様式４

委　　任　　状

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め下記事項を委任する。

記

＿＿＿＿＿＿＿＿＿教会不動産所有権移転登記申込に伴う確認書の認証申請手続及び受取に関する件

以上

上記の委任相違ありません。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

宗教法人「＿＿＿＿＿＿＿＿＿教会」

代表役員（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿、

責任役員（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿、

・　・

・　・

・　・

・　・

責任役員（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿、

○ 連盟からの出捐により取得した不動産に対する換地清算金等の処理に関する規程

（略称：換地清算金等処理規程）

（1970 年8 月 14 日 第 24 回 年次総会直後理事会制定
1992 年 12 月4 日 第 3 回 理事会改定）

（目的）

第１条　本規程は、連盟からの一部又は全部の出捐によって教会又は伝道所が取得した不動産（以下「不動産」という。）に対し、次の各号に掲げる処分等が行われた場合、当該清算金等の処理について、その執行が適切に行われることを目的とする。

(1) 土地区画整理法（1954 年法律第119号）に基づく換地処分

(2) 都市計画等、公共機関による買収で、原則として買収価格が 1,000 万円以下のもの。

(3) 隣接土地所有者に対する土地一部の売却を理事会が承認したもので、原則として売却価格が 1,000 万円以下のもの。

（適用範囲）

第２条　本規程の適用範囲は、連盟加盟の教会及びその伝道所とする。

（基金）

第３条　連盟は第 4 条に記載の清算金等の一部が入金した場合、これを当該目的のための基金として確実に保管しなければならない。

（按分比率）

第４条　清算金等の処理については、原則として次の要領で連盟と当該教会、伝道所（以下「教会」という。）の間で按分する。

(1) 還付又は入金の場合

清　算　金　等　の　額	当該教会への入金
100万円までの部分	全　　額
100万円を超え500万円までの部分	70　　%
500万円　〃 1,000万円　　〃	50　　%

(2) 納付金の場合

清　算　金　等　の　額	当該教会にて納付
50万円までの部分	全　　額
50万円を超え100 万円までの部分	70　　%
100万円を超える部分	50　　%

（通知）

第５条　教会は、本規程による清算金の入金又は納付若しくは買収等の連絡・申し入れを受けた場合は、直ちに次の書類を添付した通知書を常務理事宛提出しなければならない。

(1) 本件について、清算金等の処理及び使途目的を決議した教会総会の議事録

(2) 土地が当該教会名義の場合は、所轄庁からの換地清算金通知書の写し又は、買収等に関する契約書

(3) その他、本件について必要と思われる書類

（決定と執行）

第６条 常務理事は、前条に定める通知書を受理した場合、理事会の議を経てその決定を執行する。

付　則

1　この規程は、1993 年 1 月 1 日より施行する。

2　本規程を改定する場合は、理事会の議決を得なければならない。

○ 道路、下水道等受益者負担金の補助に関する規程
（略称：受益者負担金補助規程）

〔 1969年 4月17日 第 2 回 理事会制定
1992年 12月 4日 第 3 回 理事会改定 〕

（目的）

第１条 この規程は、日本バプテスト連盟加盟教会に属する伝道所が国又は地方自治体による道路、下水道の敷設のために、所轄官公庁から受益者負担金を請求された場合、当該伝道所に対して、当該負担金の一部を補助することを目的とする。

（適用範囲）

第２条 この規程の適用範囲は、次の各号の通りとする。

(1) 全国支援開拓伝道規程により現に支援を受けている伝道所

(2) 前号以外の伝道所で、常務理事が当該伝道所及びその母教会のいずれも当該負担金を自己の負担（回転資金借入れを含む。）で支弁することは著しく困難であると判断した場合。

（補助額）

第３条 この規程による補助額は、次の各号の通りとする。

(1) 前条第 1 号の伝道所に対しては、宗教法人に対する減免措置適用後の実質負担金額の 50%

(2) 前条第 2 号の伝道所に対しては、前号の実質負担金額の 50%以下で、常務理事が適当と認めた額

（申請）

第４条 この規程による補助を受けようとする場合は、次の各号の書類を常務理事に提出しなければならない。

(1) 母教会の申請書

ただし、牧師 1 名及び執事等の役員 2 名が署名、捺印したもの。

(2) 土地が母教会名義の場合、所轄官公庁からの受益者負担金決定通知書又はその写し

(3) 第 2 条第 2 号の伝道所に関する申請の場合は、母教会及び伝道所の自己負担額に関する説明書

（決定と執行）

第５条 常務理事は、前条に定める申請書を受理した場合、この規程第3 条に基づいて、速やかに補助の可否及び可とする場合にその補助額を決定し、申請教会に対して送金しなければならない。

（補助金の財資）

第６条 この規程による補助金は、協力伝道基金会計より支弁することとし、その予算科目は、

原則として予備費を充当するものとする。

付 則

1 この規程は、1993 年 1 月 1 日より施行する。

2　この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

第2編　連盟教役者関係

○ 日本バプテスト連盟牧師給支援規程

1962年 12月 6 日 第4回 理事会制定
1979年 6 月 7 日 第2回 理事会改定
2000年 5 月 26日 第1回 理事会改定
2005年 9 月 14日 第2回 理事会改定

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟に加盟する教会又はその伝道所に対し、牧師給の全部又は一部を支援する場合に適用するものとする。

（教会に対する支援の決定）

第２条　教会特別支援規程により支援を希望する教会については、次の手続により、その可否及び支援額等を決定するものとする。

(1) 支援を希望する教会は、総会の決議に基づく申請書を常務理事に提出する。この場合の申請手続きについては、関係規程の定めるところによる。

(2) 常務理事は、前号の申請書を受理したときは、関係規程に基づいて支援の可否を検討し、可と判断した場合は、充当すべき予算その他の必要な調査資料を添えて、これを理事会に提議する。

(3) 理事会は、これを審議し、支援の可否及び支援額等を決定する。

（伝道所に対する支援の決定）

第３条　開拓伝道支援規程により支援を希望する伝道所については、次の手続によりその可否及び支援額等を決定するものとする。

(1) 教会がその付属伝道所の牧師給について支援を希望する場合は、総会の決議に基づく申請書を常務理事に提出する。この場合の申請手続については、関係規程の定めるところによる。

(2) 常務理事は、前号の申請書を受理したときは、関係規程に基づいて支援の可否を検討し、可と判断した場合は、充当すべき予算その他の必要な調査資料を添えて、これを理事会に提議する。

(3) 理事会は、これを審議し、支援の可否及び支援額等を決定する。

（支援の基準）

第４条　第2条及び第3条による支援の基準については、それぞれ適用する関係規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第５条　この規程における給与の種類及び構成は、次の通りとする。

(1) 給与（別表牧師給支援規程付表により毎月定額を支給）

イ　基本給

ロ　扶養家族手当

(2) 特別手当（年2回支給）

（基本給の算定基準）

第６条　基本給は、次の要領により算定する。

基本給は、4 月 1 日現在の満年齢を基準とし、別表(1) 給与表により定める。

（扶養家族手当の算定基準）

第７条　扶養家族手当は、扶養親族に対し、別表(2) 扶養家族手当表によって定める。この場合の扶養家族とは、別表(2) 備考の要件を満たす者で、他に生計の途がなく、当該牧師と同居し、主としてその牧師の扶養を受けている者をいう。

2　前項の扶養家族は、次の各号の収入の総和が別表(2) 付記に定める額を超えない者に限るものとする。

(1) 当該親族自身の勤労収入等の収入

(2) 利子、配当、不動産貸付等の資産収入

(3) 償還義務のない奨学金の給付

(4) 年金、恩給等の給付

(5) 他の親族、知人からの仕送り

(6) 当該親族自身のその他の収入

（扶養家族の届出）

第８条　この規程により支援を受ける教会又は伝道所が、当該牧師の扶養親族について次の各号に該当する事実がある場合は、直ちに常務理事に届出なければならない。

(1) 扶養家族たる要件を具備している事実の発生した場合

(2) 扶養家族たる要件を欠く事実の発生した場合

2　前項の届出に際しては、前条第 2 項に該当する収入のないことを証する説明書類又は証憑書類を提出しなければならない。

（扶養家族手当の変更）

第９条　前条の届出に伴う扶養家族手当の変更は、次の要領で行う。

(1) 前条第 1 項第 1 号による変更を要する場合は、その事実の発生した日が当月 20 日までのときは当月分から、21 日以降のときは翌月分から該当する手当を支給する。

(2) 前条第 1 項第 2 号による変更を要する場合は、その事実の発生した翌月から該当する手当の支給を中止する。

（特別手当）

第１０条　特別手当は年 2 回支給する。この場合の支給率については別に定める。

（給与からの控除）

第１１条　給与及び特別手当の支援より控除すべきものは、次の通りとする。

(1) 牧師個人の負担に属する拠出金は、原則として給与より控除する。

(2) 牧師個人の負担に属する貸付金、立替金等は、原則として本人の申出により控除する。

（規程の変更）

第１２条　この規程（別表を含む。）を改定しようとする場合は、常務理事の発議により理事会の議決を得なければならない。

付　則

（規程の発効）

第１条　この規程は、2006 年 4 月 1 日より発効するものとする。

第２条　2006 年 4 月 1 日の給与改定において、改定後の 2006 年 4 月 1 日現在の基本給、諸手当により算出した年間賃金額が、改定前 2005 年度の年間賃金額（以下「従前額」という）を下回るときは、この従前額を保障する。

2　前項の従前額保障は、毎年4月1日現在において改定後の規定により計算した年間賃金額が、従前額を上回る場合には行わない。

3　前項における年間賃金額の計算は、毎年 4 月 1 日現在の基本給、諸手当により算出するものとする。

（註）別表の牧師給支援規程付表は、毎年改定するため、記載省略

○ 日本バプテスト連盟教役者の待機期間中における補助給付に関する規程
（略称：教役者待機補助規程）

〔 1962 年 4 月 12 日 第 2 回 理事会制定
1994 年 5 月 27 日 第 1 回 理事会改定 〕

第１条 この規程は、日本バプテスト連盟加盟教会に属する教役者（以下「教役者」という。）が第 2 条に定める待機の状態になった場合、一時的に補助金を給付し、生活の安定に資することを目的とする。

2 前項にいう教役者の適用範囲については、日本バプテスト連盟教役者退職金規程第 2 条及び第 3 条を準用する。

第２条 この規程において待機とは、次の各号の場合をいう。

(1) 教役者が神学奨学金規程第 1 条第 2 号に基づいて派遣される国外留学生となり、教会又は伝道所を退職した場合

(2) 教役者が傷病による療養のため、関係教会又は伝道所を退職する場合、当該教会又は伝道所からの申請に基づき、連盟と当該教会又は伝道所が分担して給付する。ただし、給付の期間は、原則として 2 年以内とし、分担の比率については、常務理事と当該教会又は伝道所が協議の上決定する。

(3) 教役者が教会又は伝道所を一旦退職した後、次の教会又は伝道所の任地が決定し、当該教会又は伝道所の事情による待機期間中、常務理事の指示に従って連盟関係の業務を行っている場合。ただし、待機の期間は原則として 3 ヶ月以内とする。

(4) 教役者が連盟の常務理事、主事又は宣教師を退職した後、次の教会又は伝道所の任地決定までの待機期間中、常務理事の指示に従って連盟関係の業務を行っている場合。ただし、待機の期間は、原則として 6 ヶ月以内とする。

第３条 教役者が前条に定める待機の状態となり、補助金の給付を希望する場合は、書面をもってその旨を常務理事に届け出なければならない。

2 常務理事は、書面を受理した場合、当該予算を勘案の上、待機期間中の補助の可否及び可とするときの補助金額、補助期間を決定しなければならない。

3 常務理事は、前項の予算を執行した場合、これを直近の理事会に報告しなければならない。

第４条 第 2 条各号の待機期間中の補助給付の基準は、次の通りとする。

(1) 第 2 条第 1 号に該当する場合は、留守家族に対して連盟牧師給補助規程による給与額に次の比率を乗じた額を給付する。

区分 ＼ 期間	留学準備期間	留学期間
配偶者又は二親等以内の扶養親族のある者	100 %以内	80 %以内
上記以外の者	100 %以内	な し

ただし、当該留学生の配偶者に、連盟牧師給補助規程第 8 条第 2 項 別表(3)の付記に定める

額を超える定収入がある場合は、超える部分を給付額より控除するものとする。(後註)

(2) 第 2 条第 2 号に該当する場合は、連盟牧師給補助規程による給与額に次の比率を乗じた額を給付する。

区 分 ＼ 期 間	第1次(6ヶ月)	第2次(6ヶ月)	第3次(1年)
配偶者又は二親等以内の扶養親族のある者	80 %以内	70 %以内	60 %以内
上記以外の者	70 %以内	60 %以内	50 %以内

(3) 第 2 条第 3 号に該当する場合は、連盟牧師給補助規程による給与額に次の比率を乗じた額を給付する。

区 分 ＼ 期 間	3ヶ月
配偶者又は二親等以内の扶養親族のある者	80 %以内
上記以外の者	70 %以内

(4) 第 2 条第 4 号に該当する場合は、連盟牧師給補助規程による給与額に次の比率を乗じた額を給付する。

区 分 ＼ 期 間		第1次(3ヶ月)	第2次(3ヶ月)
任期満了による退職の場合	配偶者又は二親等以内の扶養親族のある者	100 %以内	80 %以内
	上記以外の者	100 %以内	70 %以内
上記以外の退職の場合	配偶者又は二親等以内の扶養親族のある者	80 %以内	80 %以内
	上記以外の者	70 %以内	70 %以内

第５条 この規程を改定する場合は、連盟理事会の議決によらなければならない。

付 則

この規程は、1994 年 5 月27日より発効する。

（註）1994 年 4 月 1 日現在、月額平均 116,666 円、年額 1,400,000 円

○ 日本バプテスト連盟教役者厚生共済規程

（1972 年 11 月 15 日 第 4 回理事会制定
1992 年 12 月 4 日 第 3 回理事会改定
2006 年 9 月 4 日 第 2 回理事会改定
2007 年 5 月 30 日 第 2 回理事会改定）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、教役者に対して慶弔見舞金の贈与をなし、又、その家計が臨時的支出を必要とする場合に資金を貸付けることを目的とする。

（資格）

第２条　日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）の教役者のうち、次の各号の一に該当する者は、この規程に定める制度（以下「この制度」という。）に加入する資格を有する。

(1) 連盟に加盟している教会から、牧会及び伝道の指導者として招聘を受け、それを主要な職務として教会又は伝道所に奉職している牧師及び副牧師

(2) 日本バプテスト連盟教役者退職金規程による制度に加入している者（以下「教役者退職金制度加入者」という）

（加入手続）

第３条　前条に定める資格を有する教役者がこの制度に加入しようとする場合は、常務理事に対し、所定の「加入願書」を提出しなければならない。ただし、前条第 2 号に該当する者は必要としない。

2　常務理事は、前項の「加入願書」を受理した場合、速やかに決裁し、これを担当事務責任者に回付するものとする。

（加入の始期）

第４条　この制度における加入の始期は、常務理事が決裁において指示した日とする。

2　前項の加入の始期は、常務理事が「加入願書」を受理した日より前にさかのぼることはできない。

（資格の中断及び喪失）

第５条　加入者が日本バプテスト連盟教役者退職金規程（以下「教役者退職金規程」という。）第6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号により同制度への加入期間が中断されているときは、この制度の加入資格も中断される。

2　加入者が教役者退職金規程による同制度への加入資格を喪失したときは、この制度の加入資格も喪失する。

（資格中断の解除）

第６条　教役者退職金規程により同制度の加入期間が中断されていた加入者が、その中断を解除されたときは、当該加入者のこの制度の中断も解除される。

第２章　贈与金

（受給資格）

第７条　加入者が慶弔見舞金の贈与を受ける資格は、常務理事が指示した加入の始期より後に、別表（1）「贈与金の支給事由」が発生した場合に与えられる。

2　慶弔金については、当該する事由が発生した日から 2 年を経過した場合、請求権が消滅するものとする。

3　慶弔金の支給事由のうち「本人の死亡」については、教役者退職金制度加入者は請求することができない。

（慶弔金の通知）

第８条　加入者及びその扶養家族に、慶弔金に関係ある事由が発生した場合は、書面に次の事項を記載して、担当事務責任者に提出しなければならない。

(1) 該当する事由の発生に関する説明

(2) 発生した事由に関係する者の氏名

(3) 前号が加入者本人でない場合は、加入者との続柄

(4) 該当する事由の発生した年月日

(5) その他、必要と思われる事項

（慶弔金の贈与額）

第９条　担当事務責任者は、前条の書面を受理した場合、その事由に基づいて別表（１）に掲げる贈与金を加入者に贈るものとする。

（見舞金の通知）

第１０条　加入者が地震、火災、風水害、交通傷害、その他公害等のため、著しく災害を受けた場合は、書面に次の事項を記載して、担当事務責任者に提出しなければならない。

(1)　該当する災害の発生に関する説明

(2)　該当する災害の発生した年月日

(3)　発生した災害による被害の内容、程度に関する説明

(4)　その他、必要と思われる事項

（見舞金の贈与額）

第１１条　担当事務責任者は、前条の書面を受理した場合、直ちにその旨を常務理事に報告し、その決裁を受けなければならない。

2　常務理事は、前項の報告を受けた場合、実情に応じ、慣例を勘案して見舞金の贈与額を決定し、その送付を担当事務責任者に指示するものとする。

3　常務理事は、前項の見舞金贈与に関し、連盟理事会に報告しなければならない。

（受給資格）

第１２条　貸付を受けることができるのは教役者退職金制度加入者に限るものとする。

第３章　貸付金

（貸付金の申請手続）

第１３条　加入者がこの規程による貸付を受けようとする場合、次の事項を記載した申請書を常務理事に提出しなければならない。

(1) 加入者の氏名

(2) 借入希望金額
(3) 借入金の使途目的とその費用総額
(4) 返済条件（返済の始期、月賦又は年賦の別、完済期日を含む。）

（貸付の条件）

第１４条　貸付の事由、貸付限度額は別表（２）の通りとする。

2　1 回の貸付に対する貸付事由は、原則として一つとする。止むを得ない貸付事由が二つ以上ある場合は、常務理事の決済により一つの事由による貸付限度額を超えて貸付けることができる。

3　一旦、この制度による貸付金を借入した加入者が、未だその返済を完了していない場合は、原則として、新規の貸付金を借入れることができない。ただし、止むを得ない事由のある場合は、常務理事の決済により、貸付未返済額を合算の上、貸付をすることができる。

（返済の条件）

第１５条　貸付金の返済条件は、別表（３）の通りとする。

（貸付の決定）

第１６条　常務理事は、第 12 条による申請書を受理したときは、直ちに第 13 条、第 14 条に基づいて審査の上、遅滞なく貸付の可否を決定しなければならない。

2　貸付の可否を決定したときは、担当事務責任者は、直ちにその結果を申請者に通知しなければならない。

3　貸付決定の通知を受けた申請者は、所定の借用証書を作成し、これを担当事務責任者に提出して、貸付金の交付を受けるものとする。

（返済条件の変更）

第１７条　貸付を受けた加入者が傷病、災害その他止むを得ない事情により、当初の条件による返済を履行することが困難になった場合は、返済条件の変更について、担当事務責任者に書面をもって申請しなければならない。

2　担当事務責任者は、前項につき常務理事の決裁を受け、その結果を当該加入者に通知しなければならない。

（利息）

第１８条　貸付金に対しては、無利息とする。

2　貸付金の返済が当初の契約条件より延滞した場合は、次の通り延滞損害金を徴収するものとする。

(1) 返済条件を年賦に換算した上、1 ケ月以上延滞した場合は、その部分に対して年 1.2%の割合
(2) 契約条件の返済完了期限を 1 ケ月以上延滞した場合は、貸付残金に対し年 4.2%の割合

3　担当事務責任者は、前 2 項の延滞損害金の請求を毎年 1 回、原則として 10 月に実施しなければならない。この場合、計算期間は、前年 10 月 1 日より当年 9 月 30 日までとする。

（貸付事由の消滅・変更）

第１９条　貸付金の借入を受けた事由が直ちに消滅し、又は著しく変更された場合、当該加入者は速やかにその借入れた金額を返戻しなければならない。この場合、理由なく返戻が遅延したときの経過利息は、前条第 2 項の延滞損害金の率を準用する。

（不実の事由による貸付金）

第２０条　加入者が不実の事由により貸付けを申請し、貸付けを受けた事実が判明した場合、担当事務責任者は、常務理事の決済を受けた後、可及的速やかに、当該者より貸付金全額の返済を求めなければならない。

2　前項の場合、経過利息として、第 17 条第 1 項の利息のほか、第 2 項の延滞損害金を貸付の始期より徴収するものとする。

第４章　管理・運営

（会計）

第２１条　この制度による贈与金、並びに貸付金の処理及び基金の運用を取扱う会計は、2006 年 10 月 1 日以降、退職金会計に統合して運用する。これを他の会計と相互に流用してはならない。

（会計年度）

第２２条　この会計の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（決算及び報告）

第２３条　この制度の特別会計の決算は、会計年度毎に行い、総会に報告しなければならない。

（運営の責任）

第２４条　この制度の運営は、常務理事の監督のもと、担当事務責任者がその実務にあたるものとする。

（規程の解釈）

第２５条　この規程の解釈につき疑義を生じたときは、担当事務責任者の意向を徴した上で、常務理事が決定する。

（規程の改定）

第２６条この規程の改定は、常務理事の発議により、理事会の議決を経るものとする。

付　則

（発　効）　１．この規程は、2007 年 6 月 1 日より発効するものとする。

（経過措置）２．2006 年 9 月 30 目までに実行された貸付については、2006 年 10 月 1 日以降の未経過期間について改定規程を適用する。担当事務責任者はこれに伴う変更事項について 10 月末日までに常務理事の決裁を受け、該当者に文書をもって通知しなければならない。

３．この制度による贈与金、並びに貸付金の処理及び基金の運用を取扱う会計を、2006 年 10 月 1 目以降、退職金会計に統合して運用することに関わる移行事務については、10 月末日までに総務部長のもとにおいて作業を終了し、常務理事の決裁を受け、退職金会計の期中中間報告の形で第 52 回定期総会直前理事会並びに監事会議に報告し、承認を受けるものとする。

別表（1）慶弔金の贈与額

贈与金の支給事由	金　　額
本人の結婚	100,000円
本人の死亡	100,000円
本人及び配偶者の出産	50,000円
配偶者の死亡	100,000円
本人の父・母・子の死亡	50,000円

別表（2）貸付の条件

貸付の事由	貸付限度額
1　本人及び扶養家族の傷病・出産	1,000,000円
2　扶養家族の死亡	1,000,000円
3　扶養家族の校納金	1,000,000円
4　火災、風水害、地震等の自然災害	1,000,000円
5　その他	1,000,000円

貸付事由3及び5については、その費用総額を証明する書類を添付すること。

別表（3）返済の条件

貸付金額	返済の始期	返済期限
1,000,000円	貸付の翌々月より	60ヶ月

○ 日本バプテスト連盟教役者退職金規程

1964年8月20日第18回年次総会制定
1995年3月15日第3回理事会改定
1997年10月22日第2回理事会改定
1998年11月10日第47回定期総会直前理事会改定
2000年9月20日第2回理事会改定
2002年5月29日第1回理事会改定
2004年9月15日第2回理事会改定
2004年11月10日第50回定期総会直前理事会改定
2006年5月30日第1回理事会改定
2007年9月5日第2回理事会改定
2008年9月4日第2回理事会改定
2010年2月4日第3回理事会改定
2012年6月7日第1回理事会改定
2014年2月6日第3回理事会改定
2015年6月4日第1回理事会改定
2022年2月3日第3回理事会改定
2023年10月11日第2回理事会改定

第１章　総則

（目的）

第１条　教役者退職金規程（以下「本制度」という。）は、連盟加盟教会及び伝道所（以下「加盟教会」という。）等に勤務する者で本制度への加入を認められた者（以下「加入者」という。）の退職又は死亡によって生活の安定がそこなわれることを共同連帯によって防止し、その生活の安定に寄与することを目的とする。

（対象者）

第２条　本制度は、次の者を対象者とする。

①　加盟教会に勤務する、牧師又は副牧師、牧師に準ずる職位に就く伝道師又は主事、その他一般職の職責を与えられていることが明らかな者

②　連盟に専任職員として勤務する牧師等で、連盟職員退職金制度対象以外の者

③　本制度の加入者で、全国支援・地域協働プロジェクトを推進する宣教支援センターの主事として招聘された者

（給付）

第３条　本制度は、第1条の目的を達成するため、加入者の退職、死亡、著しい経済的格差に関して必要な給付を行うものとする。

（管掌）

第４条　本制度の運営は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）が管掌する。

第５条　本制度の運営の一部は、別途定める規則により、加盟教会が行うこととする。

（財政の均衡）

第６条　本制度の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講じられなければならない。

（給付の改定）

第７条　本制度による給付は、前条の許容する範囲内において、加入者の生活水準その他の諸事情の変動に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。

（会計）

第８条　連盟は、本制度の財政を維持するため、教役者退職金特別会計を設けるものとする。

第９条　連盟は、少なくとも 1 年毎に、本制度の財政の現況を適切に開示するため、教役者退職金特別会計報告書（以下「会計報告」という。）を作成しなければならない。

第１０条　連盟は、会計報告を作成したときは、遅滞なくこれを加盟教会に対し公表しなければならない。

（加入審査）

第１１条　本制度への加入申請は、加盟教会の名義をもって行うものとする。

第１２条　本制度への加入を申請する加盟教会は、別途定める加入申請書を連盟へ提出するものとし、日本バプテスト連盟常務理事（以下「常務理事」という。）により受理されたときをもって、加入申請がなされたものとする。

第１３条　常務理事は、受理した加入申請を、毎年 4 月 15 日及び 10 月 15 日に審査し、その承認又は否認を決定する。

第１４条　常務理事は、次の各号に該当するとき、当該加入申請について再審査を行うものとする。

①　第 15 条の各号に定める承認を受けた加入者の現状に、異動が生じたとき

②　加入を申請した者が、審査結果について不服を連盟へ申し出、連盟理事会が常務理事へ審査結果を差し戻したとき

（加入者）

第１５条　本制度への加入申請を行った者の内、次の各号に該当する者を総合して本制度の加入者とする。

①　審査の結果、常務理事が承認した者をⅠ種退職金規定加入者（以下「Ⅰ種加入者」という。）とする

②　Ⅰ種加入者の内、加盟教会における就労時間及び所得の両方が、総就労時間及び総所得の 50%以上であることが明らかな 65 歳未満の者で、且つ常務理事がⅡ種退職金規定加入を承認した者をⅠ種退職金規定とⅡ種退職金規定の同時加入者（以下「Ⅱ種加入者」という。）とする

③　生計を一にする複数のⅠ種加入者がいるとき、常務理事はそのいずれか 1 名に限りⅡ種加入者として承認することができるものとする

③　　被扶養者を、Ⅱ種加入者として承認することはできない

参考：第 15 条

	牧師・副牧師・伝道師・主事	一般職
単身者	Ⅱ種	Ⅰ種
扶養者	Ⅱ種	Ⅰ種
被扶養者	Ⅰ種	Ⅰ種

（加入期間計算）

第１６条　加入日とは、第 13 条の承認を受けた日をいう。

第１７条　加入期間は、Ⅰ種加入者であった期間と、Ⅱ種加入者であった期間を別個に算出するものとする。

第１８条　Ⅰ種加入者の加入期間は、加入日の属する月から、退職日の属する月の前月までの月数を 12 で除した年数とする。

第１９条　Ⅱ種加入者の加入期間は、加入日の属する月から、退職日若しくは満 65 歳到達日のいずれかが属する月の前月までの月数を 12 で除した年数とする。

第２０条　1 年未満の端数については、6 ヶ月以下は切捨て、7 ヶ月以上は切上げるものとする。

第２１条　第 66 条及び第 68 条に定める拠出金が、次の各号の期間を超えて延滞したときは、当該加入者の加入期間から減算する。

①　加盟教会が支払うべき年度拠出金が、拠出期限を超えて丸 1 年を経過したとき

②　加入者が支払うべき年度拠出金が、拠出期限を超えて丸 1 年を経過したとき

2　前項第①号の加入期間の減算を適用されている加入者が、当該加盟教会を退職した場合、退職した月をもって加入期間の減算を停止する

3　加入者が第 1 項第①号に抵触する加盟教会に着任する場合、加入期間の減算を、着任日から起算して 24 ヶ月間猶予する

（中断）

第２２条　Ⅱ種加入者が、異動又は休職により一時的に第 2 条の各号に該当しなくなり、本制度へ継続加入する意志が明らかな場合、常務理事は 5 年間を上限に中断の取扱ができるものとする。

第２３条　第 21 条の延滞した拠出金が補填される見込みがない場合、常務理事は 5 年間を上限に、該当する加入者に対し、中断の取扱ができるものとする。

第２４条　加入期間中に中断期間がある場合、加入期間の計算は、第 20 条の規定に関わらず、1 年未満の端数を切捨てるものとする。

（脱退）

第２５条　加入者は、給付要件の定め以外の理由をもって、本制度を脱退することはできない。但し、加入者が、何らかの事情により給付要件の定め以外の理由により本制度を脱退した場合は、脱退のときから 10 年間、本制度へ再加入することはできない。

第２６条　常務理事は、中断期間が 5 年を超過する加入者について、本制度脱退の取扱ができるものとする。

（受給資格）

第２７条　給付金の受給資格は、次にかかげる順位に基づき生じるものとする。

① 加入者本人
② 配偶者
③ 子
④ 父母
⑤ 孫
⑥ 祖父母
⑦ 兄姉弟妹

（受給権の処分禁止）

第２８条　この規程によって給付を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

（消滅時効）

第２９条　この規程によって給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から満 5 年間、その権利を行使しない時は、時効により消滅する。

（規程の改定）

第３０条　この規程を改定する場合は、連盟理事会の決議を得なければならない。

（疑義）

第３１条　この規程について疑義を生じたときは、連盟理事会が決定するものとする。

第２章　Ⅰ種退職金

（給付要件）

第３２条　Ⅰ種退職金は、加入期間満 1 年以上のⅠ種加入者が、勤務する加盟教会を退職したとき、又は在職期間中に死亡したとき給付する。

（給付金額）

第３３条　Ⅰ種退職金の額は、別表１の通りとする。

別表１

加入期間（年）	Ⅰ種退職金	Ⅰ種弔慰金
1年未満	0	100,000
1	100,000	200,000
2	200,000	300,000
3	300,000	400,000
4	400,000	500,000
5	750,000	600,000
6	900,000	700,000
7	1,050,000	800,000
8	1,200,000	900,000
9	1,350,000	1,000,000
10	1,500,000	1,100,000
11	1,650,000	1,200,000
12	1,800,000	1,300,000
13	1,950,000	1,400,000
14	2,100,000	1,500,000
15	2,250,000	1,600,000
16	2,400,000	1,700,000
17	2,550,000	1,800,000
18	2,700,000	1,900,000
19	2,850,000	2,000,000
20	3,000,000	以降19年目と同額とする
21	3,150,000	
22	3,300,000	
23	3,450,000	
24	3,600,000	
25	3,750,000	
26	3,900,000	
27	4,050,000	
28	4,200,000	
29	4,350,000	
30	4,500,000	
31	4,650,000	
32	4,800,000	
33	4,950,000	
34	5,100,000	
35	5,250,000	
36	5,400,000	
37	5,550,000	
38	5,700,000	
39	5,850,000	
40	6,000,000	
以降1年毎に15万円を加算する		

（給付事務）

第３４条　加入者が勤務する加盟教会は、加入者の退職が確定したときは、ただちに連盟へ通知するとともに、次の書面により給付申請を行うものとする。

①　Ⅰ種退職金給付申請書　　1通

第３５条　加入者が死亡退職し、その相続人が退職金の給付を受ける場合は、前条の書面に加え、次の書面を添付するものとする。

①　加入者の住民票除票　1通
②　相続人が署名捺印した退職金受取同意書　兼　弔慰金受取同意書原本　1通
③　相続に関する戸籍謄本等
④　その他常務理事が求める書類

第３６条　連盟は、加盟教会より給付申請を受理次第、加入者の現状及び意向を考慮した上で、加入継続、中断、給付のいずれかの判断を遅滞なく行い、加盟教会に対し通知するものとする。

第３７条　連盟は、給付の判断を行ったときは、遅滞なく加盟教会に対しⅠ種退職金額を通知し、加盟教会への送金日を確定しなければならない。

第３８条　加盟教会は、連盟よりⅠ種退職金の送金を受付けたときは、連盟が指定する期日までに第 27 条に定める受給者へ退職金として給付し、その事実を第三者が発行する文書を添えて、連盟へ報告しなければならない。

第３章　Ⅰ種弔慰金

（給付要件）

第３９条　Ⅰ種弔慰金は、65 歳未満の加入者が在職中に死亡したときに給付する。

（給付金額）

第４０条　Ⅰ種弔慰金の額は、別表 1 の通りとする。

（給付事務）

第４１条　加盟教会は、勤務する加入者が死亡したときは、ただちに連盟へ通知するとともに、次の書面により給付申請を行うものとする。但し、②　③　④　⑤の書面は、第 35 条の申請を行う場合は省略することができる。

①　Ⅰ種弔慰金給付申請書　1通
②　加入者の住民票除票　1通
③　相続人が署名捺印した退職金受取同意書　兼　弔慰金受取同意書原本　1通
④　相続に関する戸籍謄本等
⑤　その他常務理事が求める書類

第４２条　連盟は、加盟教会より給付申請を受理次第、遅滞なく加盟教会に対しⅠ種弔慰金額を通知し、加盟教会への送金日を確定しなければならない。

第４３条　加盟教会は、連盟よりⅠ種弔意金の送金を受付けたときは、連盟が指定する期日までに第 27 条に定める受給者へ死亡弔意金として給付し、その事実を第三者が発行する文書を添えて、連盟へ報告しなければならない。

第４章　Ⅱ種退職金

（給付要件）

第４４条　Ⅱ種退職金は、加入期間通算 5 年以上のⅡ種加入者が、次の各号に該当したときに給付する。

① 加入者が 65 歳を超過後、勤務する加盟教会を退職したとき

② 加入者が勤務する加盟教会を退職し、復職しないとき

③ 本制度の中断後、5 年を経過したとき

④ 加入者が在職中に死亡したとき

（給付金額）

第４５条 Ⅱ種退職金の額は、別表 2 の通りとする。

第４６条 Ⅱ種退職金額の算出に用いる加入期間は、加入者が満 65 歳を迎えた年をもって上限とし、以降の加入年数を加算しないものとする。

別表 2

加入期間（年）	Ⅱ種退職金
1	0
2	0
3	0
4	0
5	650,000
6	900,000
7	1,150,000
8	1,400,000
9	1,650,000
10	1,900,000
11	2,150,000
12	2,400,000
13	2,650,000
14	2,900,000
15	3,150,000
16	3,400,000
17	3,650,000
18	3,900,000
19	4,150,000
20	4,500,000
21	4,750,000
22	5,000,000
23	5,250,000
24	5,500,000
25	5,750,000
26	6,000,000
27	6,250,000
28	6,500,000
29	6,750,000
30	7,000,000
31	7,250,000
32	7,500,000
33	7,750,000
34	8,000,000
35	8,250,000
36	8,500,000
37	8,750,000
38	9,000,000
39	9,250,000
40	9,500,000
以降１年毎に２５万円を加算する	

（給付事務）

第４７条　加入者が勤務する加盟教会は、加入者の退職が確定したときは、ただちに連盟へ通知するとともに、次の書面により給付申請を行うものとする。

①　Ⅱ種退職金給付申請書　　1通

第４８条　連盟は、加盟教会より給付申請を受理次第、加入者の現状及び意向を考慮した上で、加入継続、中断、給付のいずれかの判断を遅滞なく行い、加盟教会に対し通知するものとする。

第４９条　連盟は、給付の判断を行ったときは、遅滞なく加盟教会に対しⅡ種退職金額を通知し、加盟教会への送金日を確定しなければならない。

第５０条　加盟教会は、連盟よりⅡ種退職金の送金を受付けたときは、連盟が指定する期日までに第 27 条に定める受給者へ退職金として給付し、その事実を第三者が発行する文書を添えて、連盟へ報告しなければならない。

第５章　Ⅱ種弔慰金

（給付要件）

第５１条　Ⅱ種弔慰金は、65 歳未満の加入者が在職中に死亡したときに給付する。

（給付金額）

第５２条　Ⅱ種弔慰金額は、2,000,000 円からⅠ種弔慰金額を控除した額とする。

（給付事務）

第５３条　加入者が勤務する加盟教会は、加入者が死亡したときは、ただちに連盟へ通知するとともに、次の書面により給付申請を行うものとする。

①　Ⅱ種弔慰金給付申請書　　1通

第５４条　連盟は、加盟教会より給付申請を受理次第、遅滞なく加盟教会に対しⅡ種弔慰金額を通知し、加盟教会への送金日を確定しなければならない。

第５５条　加盟教会は、連盟よりⅡ種弔慰金の送金を受付けたときは、連盟が指定する期日までに第 27 条に定める受給者へ死亡弔意金として給付し、その事実を第三者が発行する文書を添えて、連盟へ報告しなければならない。

第６章　付加給付年金

（対象者）

第５６条　付加給付年金は、次の各号の全てに該当するときに給付する。但し、2008 年 9 月 4 日改定施行前の日本バプテスト連盟教役者退職金規程（以下「旧規程」という。）、及び日本バプテスト連盟退職年金移行措置規程（以下「移行措置規程」という。）の受給者を除く。

①　65 歳以上であること

②　本制度のⅡ種加入者で、旧規程加入期間及び本制度加入期間が通算して 20 年以上であること③　厚生年金又は共済年金を受給していること

④　加盟教会に在籍していること。但し、やむを得ない事情があり、常務理事が承認した場合は、本号の適用を免除することができる

（収入基準）

第５７条　付加給付年金規程による給付は、次の収入基準に基づきその額を算出する。

①　単身者の場合、本人の年間の公的年金及び他の収入との合計が平均月額 100,000 円を下回る場合に差額を給付する

②　配偶者扶養の場合、本人及び配偶者の年間の公的年金及び他の収入との合計が平均月額 150,000 円を下回る場合に差額を給付する

③　公的年金以外の収入がある場合は、別途定める規則に沿い個別に判断する

第５８条　収入基準の根拠とする公的年金とは、厚生年金又は共済年金を言う。

第５９条　公的年金加入期間の一部又は全部に、国民年金の加入期間、又は年金保険料の未納期間がある場合、それらの全期間を厚生年金に加入したと仮定した年金給付金額と、実際の年金給付額との差額を、第 57 条の平均月額から控除する。

（給付事務）

第６０条　加盟教会は、付加給付年金規程の給付対象者が在籍する場合、本人の同意を得た上で、次の書面に必要事項を記入の上、連盟へ申請するものとする。但し、第 56 条第 4 号該当者については、常務理事が申請できるものとする。

①　所属する加盟教会発行の在籍証明兼付加給付年金申請書　　1 通

②　住民票、前年度の納税証明書又は所得証明書　　各 1 通

③　その他、連盟が求める書類

第６１条　連盟は、前項の給付申請を受理次第、遅滞なく申請者に対し審査結果を通知しなければならない。

第６２条　付加給付年金受給資格は 1 年更新とし、初回及び継続時の審査結果に基づいて行う。

第６３条　付加給付年金規程の給付事務は年に 2 回、半年後払いとする。

（配偶者給付特例）

第６４条　付加給付年金規程の受給資格者が死亡したときは、死亡した本人と生計を一にする配偶者への給付申請の権利継承を、10 年を上限に認め、第 57 条第 1 号の基準を適用して給付することができる。

（厚生・共済年金加入始期の特例）

第６５条　2013 年 3 月 31 日以前に、厚生年金及び共済年金の非加入期間がある場合、第 59 条の控除を適用しない。

第７章　拠出金

（加入者の拠出）

第６６条　本制度の加入者は、初年度については加入承認の時、2 年目以降については毎年 4 月 1 日を経るごとに、年額 53,000 円を拠出するものとする。

第６７条　中断の取扱を受けた加入者は、中断満了日の次の 3 月 31 日までの拠出金を免除する。

（加盟教会の拠出）

第６８条　加盟教会は、毎年 4 月 1 日を経るごとに、次の拠出金を連盟へ拠出するものとする。

①　加入者が不在の場合、別表 A の拠出金 1 名分

②　加入者が 1 名の場合、別表 A の拠出金 1 名分

③　加入者が 2 名以上の場合、別表 A の拠出金 1 名分に加え、2 人目以降の加入者種別及び人数に乗じた別表 A 又は別表 B の拠出金

参考：第 68 条

	Ⅰ種加入者0名	Ⅰ種加入者1名	Ⅰ種加入者2名	Ⅰ種加入者3名
Ⅱ種加入者0名	別表Ａ×１	別表Ａ×１	(別表Ａ×1)＋(別表Ｂ×1)	(別表Ａ×1)＋(別表Ｂ×2)
Ⅱ種加入者1名	別表Ａ×１	(別表Ａ×1)＋(別表Ｂ×1)	(別表Ａ×1)＋(別表Ｂ×2)	(別表Ａ×1)＋(別表Ｂ×3)
Ⅱ種加入者2名	別表Ａ×２	(別表Ａ×2)＋(別表Ｂ×1)	(別表Ａ×2)＋(別表Ｂ×2)	(別表Ａ×2)＋(別表Ｂ×3)
Ⅱ種加入者3名	別表Ａ×３	(別表Ａ×3)＋(別表Ｂ×1)	(別表Ａ×3)＋(別表Ｂ×2)	(別表Ａ×3)＋(別表Ｂ×3)

別表 A

年度財政規模 （経常的献金額）	拠出金年額 （円）
300 万円未満	165,000
500 万円未満	176,000
600 万円未満	187,000
800 万円未満	220,000
1000 万円未満	264,000
1500 万円未満	297,000
2000 万円未満	330,000
3000 万円未満	374,000
4000 万円未満	407,000
5000 万円未満	440,000
5000 万円以上	473,000

別表 B

年度財政規模 （経常的献金額）	拠出金年額 （円）
300 万円未満	120,000
500 万円未満	
600 万円未満	
800 万円未満	
1000 万円未満	
1500 万円未満	
2000 万円未満	
3000 万円未満	
4000 万円未満	
5000 万円未満	
5000 万円以上	

（連盟の拠出）

第６９条　連盟は、毎年 4 月 1 日を経るごとに、連盟に在職する加入者 1 名につき、374,000 円を拠出するものとする。

（加盟教会拠出の減免）

第７０条　加盟教会は年間経常献金が 3,000,000 円未満の場合は、教会拠出金の減免を申請することができる。

①　加入者が在職している場合は年度拠出金の二分の一

②　加入者が在職していない期間が 12 ヶ月を超える場合は年度拠出金の全額

第７１条　教会拠出金の減免は、加盟教会の申請に基づき、常務理事が承認した場合に適用するものとする。なお、当該承認の有効期間は、承認日から 1 年とし、常務理事は期間満了毎に、再度判断を行うものとする。

第７２条　連盟は、常務理事が承認した教会拠出金減免金額と同額を、協力伝道献金より代理拠出するものとする。

第８章　付則

（施行期日）

第７３条　この規程は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

（同種他制度との通算禁止）

第７４条　他の教派・教団に属する教会等から、加盟教会へ就任した者が本制度加入を申請する場合、加入期間の始期は第 16 条を適用する。

（退職年金・遺族年金制度の廃止）

第７５条　旧規程に定めた退職年金制度及び遺族年金制度は廃止する（2008 年 9 月 4 日付）。

第７６条　旧規程に定める退職年金及び遺族年金に関する権利及び義務は、別途定める移行措置規程、日本バプテスト連盟退職年金補償一時金規程、日本バプテスト連盟退職年金補償金規程に移管する。

○ 日本バプテスト連盟 教役者退職年金移行措置規程

〔 2010 年 2 月 4 日 第 3 回理事会制定 〕

前　　文

日本バプテスト連盟は、2008 年 9 月 4 日改定施行の日本バプテスト連盟教役者退職金規程（以下「旧教役者退職金規程」という）の内、2010 年 2 月 4 日付け改定により廃止された退職年金及び遺族年金の制度に関して適用移行措置を定める目的で、本規程を制定する。

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　この規定は、教役者退職金規程第 3 条に定める加入者で、本規程第 5 条の条件を満たす者（以下「受給権者」という）に適用する。

（給付の種類）

第２条　本規程による給付の種類は次の通りとする。

(1) 退職年金

(2) 遺族年金

（加入期間）

第３条　加入期間は退職金規程第 6 条を適用する。

（年金受給金額の算出方法）

第４条　退職年金及び遺族年金の給付月額は、第 3 条により算出する加入年数に対応する別表(1)の金額に、別表(2)の給付率を適用した後の金額とする。

2　2010 年 4 月 1 日の時点で既に連盟の年金を受給しているもの（以下「年金受給者」という）についても別表(2)を適用する。

第２章　退職年金

（受給資格）

第５条　2010 年 4 月 1 日の時点で、満 50 歳以上の加入者が、次の各号のいずれにも該当する場合、退職年金の給付を受ける資格を取得する。

(1) 満 65 歳以上であること

(2) 加入期間が 20 年以上あること

(3) 教役者等を引退し、かつ、その教会の施設を退去していること

2　前項による退職年金受給者が、連盟加盟の別の教会で教役者等として働く場合、次のいずれの条件も満たさなければ退職年金を受給することはできない。

(1) 教会からの収入が年間 300 万円未満であること

(2) 当該教会の決算における年間経常献金額 600 万円未満の状態が、原則として直近過去 3 年間継続していること

(3) 当該教会に就任することを受諾する前に常務理事に届け出て、退職年金給付の継続に関する所定の事前承認手続きを済ませていること

3 前各項の規程は、年金受給資格を有する教役者が教会の施設に居住することなく臨時的に無給又は実質的にこれと同視しうる手当を受けて教役者等として働くことを妨げるものではない。

(受給手続き)

第６条 加入者が前条に掲げる事由によって年金の給付を受けようとする場合は、その事由の発生した日より 30 日以内に、次の書類を常務理事に提出しなければならない。

(1) 退職年金受給申請書　　1 通

(2) 退職する教会の退職証明書　　1 通

2 退職年金受給申請書と退職一時金受給申請書を同時に提出する場合は、前項第 2 号の書類は兼ねて提出することができる。

3 常務理事は第 1 項の書類を受理した場合、担当事務責任者の意見を徴した上で、直ちに給付の可否を決裁し、その結果を速やかに申請者に通知しなければならない。

(受取方法の選択と受給権の消滅)

第７条 受給権者は退職年金の受給申請時に、受給方法の月払い又は一時払いのいずれかを選択できる。月払いを選択した場合、受給権者の死亡時もしくは 10 年の最低給付期間の満了時いずれか長い方を終えた時に年金受給権は消滅し、一時払いを選択した場合、受給権者への支払いをもって年金受給権は消滅する。

2 年金受給者については前項の月払いを選択した場合と同様とする。

第３章　遺族年金

(受給資格と順位)

第８条 受給権者が、120 ヶ月の最低給付期間の満了以前に死亡した場合は、その者の遺族は、遺族年金を受給する資格を取得する。

2 前項の資格は、受給権者が死亡時に有していた権利(給付金額・給付期間)と同一とする。

3 退職年金受給前に受給権者が死亡した場合、法定相続人に対し、第４条で算出する年金受給金額を、9 条で提出を求められた書類を受理した日から 120 カ月間給付する。

4 遺族年金の給付を受ける遺族の受給順位は、死亡者と生計を同じくしていた者のうち、次にかかげる順位とする。

(1) 配偶者

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 弟妹

5 前 4 項各号に該当する受給権者がいない場合は、生計を異にしている者のうち、次に掲げる順に受給資格を持つものとする。

(1) 子

(2) 父母

(3) 孫

6 同一順位の受給者権が 2 人以上ある時は受給権を共有し、その持分は均等とする。

7　第 4 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号の該当者は、税務上の被扶養者を指す。

（受給手続き）

第９条　前条の法定相続人が遺族年金の給付を受けようとする場合は、その事由の発生した日より 30 日以内に、次の書類を常務理事に提出しなければならない。

(1) 遺族年金受給申請書及び付属書類　　1 式

(2) 法定相続人全員が署名捺印した遺族年金受取同意書　　原本

(3) その他常務理事が求める書類

（給付差止）

第１０条　常務理事は、法定相続人が確定していない遺族年金受給申請書の受理を保留し、法定相続人が確定するまでの間、遺族年金の給付を差止めることができる

（子の特別継承）

第１１条　遺族年金を受給中の配偶者が死亡し、なお配偶者に法定相続人がいる場合は、その受給権を継承するものとする。

（受取方法の選択と受給権の消滅）

第１２条　第 8 条 3 項の場合に限り、法定相続人は遺族年金の受給申請時に、受給方法の月払い又は一時払いのいずれかを選択できる。月払いを選択した場合、120 カ月の給付期間満了時に受給権は消滅し、一時払いを選択した場合、法定相続人への支払いをもって受給権は消滅する。

第４章　その他

（給付方法の変更）

第１３条　常務理事は、月払いを選択した法定相続人に対し、合理的理由を明示した上で 12 カ月以内任意の複数月分を一括して後払いとすることができる

（財源）

第１４条　本規程に基づく給付金は、日本バプテスト連盟の特別会計である教役者退職金会計から支弁する。

（管理責任）

第１５条　常務理事は本規程の管理責任を負う。

2　次の場合、常務理事は連盟理事会に報告又は具申する。

(1) この規程の改定及びこの規程の解釈に疑義を生じた事項

(2) その他本規程の適正な運用に関する事項

（運用の委託）

第１６条　常務理事は本規程の運用に係る事務を、任意に委託できることとする。

（規程の改廃）

第１７条　本規程は 2010 年 4 月 1 日に発効し、受給権者に対する全ての給付完了をもって廃止する。

2　本規程の改定は、連盟理事会の決議をもって行う。

（受給権の移転制限）

第１８条　本規程に定めるいかなる権利も譲渡又は担保に供することはできない。

付　則

この規程は、2010 年 2 月 4 日より施行する。

別表（1） 退職年金の給付額

加入年数（年）	退職年金月額（円）	退職一時金（円）
20	50,000	5,320,000
21	52,000	5,540,000
22	54,000	5,750,000
23	56,000	5,960,000
24	58,000	6,170,000
25	60,000	6,390,000
26	62,000	6,600,000
27	64,000	6,810,000
28	66,000	7,030,000
29	68,000	7,240,000
30	70,000	7,450,000
31	72,000	7,660,000
32	74,000	7,880,000
33	76,000	8,090,000
34	78,000	8,300,000
35	80,000	8,520,000
36	82,000	8,720,000
37	84,000	8,940,000
38	86,000	9,150,000
39	86,000	9,150,000
40	86,000	9,150,000

別表（2） 給付率表

受給権者生年月日	給付率
～1945年3月31日	100%
1945年4月1日～1946年3月31日	90%
1946年4月1日～1947年3月31日	86%
1947年4月1日～1948年3月31日	82%
1948年4月1日～1949年3月31日	78%
1949年4月1日～1950年3月31日	74%
1950年4月1日～1951年3月31日	70%
1951年4月1日～1952年3月31日	66%
1952年4月1日～1953年3月31日	62%
1953年4月1日～1954年3月31日	58%
1954年4月1日～1955年3月31日	54%
1955年4月1日～1956年3月31日	50%
1956年4月1日～1957年3月31日	45%
1957年4月1日～1958年3月31日	40%
1958年4月1日～1959年3月31日	35%
1959年4月1日～1960年3月31日	30%

○ 日本バプテスト連盟 教役者退職年金補償一時金規程

〔 2010 年 2 月 4 日 第 3 回理事会制定 〕

前　文

日本バプテスト連盟は、2008 年 9 月 4 日改定施行の日本バプテスト連盟教役者退職金規程の内、2010 年 2 月 4 日付け改定により廃止された退職年金制度による逸失利益を補償する目的で給付する一時金（以下「補償一時金」という）について、本規程を制定する。

（適用範囲）

第１条　本規程は、2010 年 4 月 1 日時点で 50 歳未満且つ教役者退職金規程に定めた加入年数が既に 20 年を超過する者（以下「有資格者」という。）に適用する。

（補償一時金の給付）

第２条　補償一時金は、有資格者が満６５歳以上で退職するときに、別途定めた教役者退職金規程に定める退職金（以下「教役者退職一時金」という。）に加算して給付する。

2　給付は有資格者からの申請が受理された後に執行される。

（加入期間）

第３条　加入期間は退職金規程第６条を適用する。

（補償一時金の算出方法）

第４条　補償一時金の給付金額は、第 3 条により算出する加入年数に対応する別表(1)の金額に 10 分の 3 を乗じた後の金額とする。

（補償一時金の相続）

第５条　本規程の適用を受ける有資格者が､65 歳以上でかつ教役者退職金の給付前に死亡した場合は、補償一時金の法定相続人への移転を認め、教役者退職一時金と同時且つ自動的に併給する。

（財源）

第６条　本規程に基づく給付金は、日本バプテスト連盟の特別会計である教役者退職金会計から支弁する。

（適用期間）

第７条　本規程は 2010 年 4 月 1 日に発効し、有資格者に対する全ての給付完了をもって廃止する。

（管理責任）

第８条　常務理事は本規程の管理責任を負う。

2　次の場合、常務理事は連盟理事会に報告又は具申する。

(1) この規程の改定及びこの規程の解釈に疑義を生じた事項

(2) その他本規程の適正な運用に関する事項

（運用の委託）

第９条　常務理事は本規程の運用に係る事務を、任意に委託できることとする。

（受給権の移転制限）

第１０条　この規程によって受ける権利を譲渡し又は担保に供してはならない。

付　則

この規程は、2010 年 2 月 4 日より施行する。

別表(1)　補償一時金の給付額

加入年数(年)	補償一時金(円)
20	5,320,000
21	5,540,000
22	5,750,000
23	5,960,000
24	6,170,000
25	6,390,000
26	6,600,000
27	6,810,000
28	7,030,000
29	7,240,000
30	7,450,000
31	7,660,000
32	7,880,000
33	8,090,000
34	8,300,000
35	8,520,000
36	8,720,000
37	8,940,000
38	9,150,000
39	9,150,000
40	9,150,000

○ 日本バプテスト連盟 教役者退職年金補償金規程

〔 2010 年 2 月 4 日 第 3 回理事会制定 〕

日本バプテスト連盟は、2008 年 9 月 4 日改定施行の日本バプテスト連盟教役者退職金規程の内、2010 年 2 月 4 日付け改定により廃止された退職年金制度による逸失利益を補償する目的で給付する補償金について、本規程を制定する。

（適用範囲）

第１条　本規程は、2010 年 4 月 1 日時点で 50 歳未満且つ教役者退職金規程に定める加入期間が 20 年に満たず 65 歳まで勤続すれば 20 年を超える教役者に適用する。

（補償金の給付）

第２条　本規程第 1 条に該当するものに対し、補償金を支払う。

（補償金の算出方法）

第３条　補償金額は、加入時から 2010 年 3 月 31 日までに拠出した退職金規程個人拠出金の総額に等しい金額とする。

（補償金の支払い期間）

第４条　補償金の支払いは、2010 年 4 月 1 日から 2010 年 4 月末日の期間に行う。

（財源）

第５条　本規程に基づく補償金は、日本バプテスト連盟の特別会計である教役者退職金会計から支弁する。

（適用期間）

第６条　本規程は 2010 年 4 月 1 日に発効し、全ての補償金支払い事務の完了をもって廃止する。

（管理責任）

第７条　総務部長は本規程の管理責任を負う。

2　次の場合、総務部長は常務理事に報告又は具申する。

(1) 本規程の解釈に疑義を生じた事項

(2) その他本規程の適正な運用に関する事項

（運用の委託）

第８条　総務部長は本規程の運用に係る事務を、任意に委託できることとする。

（受給権の移転制限）

第９条　この規程によって受ける権利を譲渡し又は担保に供してはならない。

付　則

この規程は、2010 年 2 月 4 日より施行する。

○ 日本バプテスト連盟 年金制度移行助成規程

（2010 年 2 月 4 日 第 3 回理事会制定
2012 年 2 月 9 日 第 3 回理事会改定）

日本バプテスト連盟は、教役者の年金制度移行に伴う財政負担軽減を図ることにより、教会又は伝道所（以下「教会」という）の円滑な制度移行を促進する目的で、本規程を制定する。

（適用範囲）

第１条 この規程は次の各号に該当する教会を対象に適用する。

(1) 2010 年 4 月 1 日以降に厚生年金保険の適用事業所登録を新規に行う教会。

(2) 登録手続きを行おうとする年度の前年度及び前々年度の教勢報告書による経常的献金額の平均が 600 万円未満であった教会。

（助成の対象）

第２条 前条の適用を受ける教会が、厚生年金保険の適用事業所登録を行う結果、事業者負担分として新たに支出を義務付けられた社会保険料を対象に助成する。

(1) 本規程でいう社会保険料とは、厚生年金保険料、協会けんぽ保険料及び児童手当拠出金の合計をいう。

（助成する金額）

第３条 第 1 条の適用を受ける教会が、新たに支出を義務付けられた社会保険料について、別表(1)に定める金額を助成する。

（適用期間及び特例）

第４条 本規程の適用期間は 2010 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日登録申請分とする。

2 特例として、次の各号に該当する教会は、前項にかかわらず将来第 1 条に該当した時に本規程を適用する。

(1) 就任する教役者がいない場合

(2) 就任する教役者が老齢年金を受給中の場合

(3) 就任する教役者が他の職業を兼業し、兼業先における就労日数が教会における就労日数より多い場合

(4) 就任する教役者が無給又はその収入が該当法令の定める下限を下回る場合

(5) 外国籍者で特殊な事情を有するもの、その他個別の事情があり連盟理事会が厚生年金制度への移行延期を認めた場合

3 前項による特例措置の適用は、該当教会が第 1 項の適用期間内に連盟理事会に申請し承認を得た場合に限るものとする。

（財源措置）

第５条 本規程の助成金は、教役者退職金会計から支弁する。

（助成金の給付）

第６条 助成金の給付を受けようとする教会は、保険料納付を証する文書を 3 カ月ごとに連盟総

務部に提出しなければならない。

2　連盟総務部は、前項の文書を確認した後、助成金3カ月分をまとめて該当教会が指定した金融機関に振り込むものとする。

（管理責任）

第７条　本規程は、常務理事が管理責任を負う。

（助成する金額の補強）

第８条　本規程の目的が適宜達成されつつある現状を鑑み、移行期中の教会財政に対する支援強化を図るため、第3条に基づく助成が満了した教会を対象に、2012年4月1日より別表（2）に定める金額を助成する。

付　則

この規程は、2012年2月9日より施行する。

別表（1） 教会拠出額に対する助成比率

過去２年度の 経常的献金額平均	初年度	２年目	３年目
３００万円未満	100%	60%	30%
４５０万円未満	80%	50%	30%
６００万円未満	50%	30%	00%

別表（2） 教会拠出額に対する助成比率

過去２年度の 経常的献金額平均	３年目	４年目	５年目
３００万円未満	別表(1)を適用	30%	30%
４５０万円未満	別表(1)を適用	30%	30%
６００万円未満	30%	30%	00%

○ 日本バプテスト連盟 年金制度移行支援室設置規程

〔 2010 年 2 月 4 日 第 3 回理事会制定 〕

日本バプテスト連盟は、教役者の年金制度移行に伴う教会・伝道所（以下「教会」という）の事務負担の軽減を図ることにより、教会の円滑な制度移行を促進する目的で、本規程を制定する。

（適用範囲）

第１条 この規程は、2010 年 4 月 1 日以降に、厚生年金保険の適用事業所登録を新規に行う連盟加盟教
会を対象に適用する。

（支援室の設置）

第２条 連盟は総務部内に年金制度移行支援室（以下「支援室」という。）を設置する。

（支援室の業務）

第３条 支援室は、連盟加盟教会や教役者の個別事情を考慮した移行プラン作成及び実行を支援する。

2 支援室は、第 1 条の適用を受ける連盟加盟教会に対し、厚生年金保険制度の申請に係る書類作成および申請手続きを支援する。

（設置期間）

第４条 支援室の設置期間は 2010 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日とする。

2 支援室の設置期間終了後は、本件業務を総務部へ引継ぎ、継続して連盟加盟教会の要望に対応する。

（財源措置）

第５条 第 3 条の業務に係る実費は、教役者退職金会計から支弁する。

（管理責任）

第６条 支援室は、総務部長が管理責任を負う。

付 則

この規程は、2010 年 2 月 4 日より施行する。

第3編　機　関

○ 日本バプテスト連盟宣教研究所の運営に関する規程
（略称：宣教研究所運営規程）

（1995年 3月 15日 第 3回 理事会制定
2000年 2月 23日 第 3回 理事会改定
2001年 5月 30日 第 1回 理事会改定
2003年 2月 19日 第 3回 理事会改定
2010年 6月 3日 第 1回 理事会改定
2010年 9月 2日 第 2回 理事会改定
2012年 2月 9日 第 3回 理事会改定）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）が第45回定期総会（1994年11月）の決定に基づいて設置する「日本バプテスト連盟宣教研究所」を運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の目的）

第２条　宣教研究所は、次の各号について必要な業務を遂行する。

(1) 連盟諸教会・伝道所に資する宣教論並びに宣教方策の総合的研究

(2) 牧師等、教会指導者の継続研修・訓練

(3) 連盟諸教会・伝道所、諸機関及び各運動体の活動情報の収集と伝達

(4) その他、連盟理事会（以下「理事会」という。）の委嘱に基づいて、宣教研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が承認する業務

（事務所）

第３条　宣教研究所の事務所は、埼玉県さいたま市南区南浦和1丁目2番4号の連盟事務所内に置く。

（基本金）

第４条　宣教研究所の基金・資金は、日本バプテスト連盟の総会で決議された基金・資金及び献金をもって充てるものとする。

（活動経費等の支弁）

第５条　宣教研究所の運営に要する経費は、次の各号により支弁するものとする。

(1) 前条の基金・資金と、その運用利息

(2) 連盟一般会計予算からの繰入

(3) その他の収入

（運営）

第６条　宣教研究所は、理事会が委嘱する運営委員会が、これの運営にあたる。ただし、運営委員会委員長（以下「委員長」という。）の人選については、連盟定期総会の承認を要するものとする。

第２章　運営委員会及び所長等

（運営委員会の構成等）

第７条　運営委員会は、委員長、運営委員（以下「委員」という。）3 名、宣教研究所所長（以下「所長」という。)の合計 5 名をもって構成する。

2　委員長、委員及び所長は、連盟加盟教会の会員でなければならない。

3　委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。委員長に事故あるときは、所長が議長を代行する。

（運営委員の任期）

第８条　運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合は、理事会の選任を受けるものとする。補欠による委員の任期は前任者の残存期間とする。

（運営委員会の業務）

第９条　運営委員会は、次の各号の業務を行うものとする。

(1) 宣教研究所の業務全般の監理

(2) 宣教研究所次年度活動計画の策定及び予算案の編成、承認に関する事項

(3) 前年度活動報告及び決算書の作成、承認に関する事項

(4) 専門研究委員の人選

(5) 所長及び常勤所員の特別研究・研修期間の決定と発令（特別研究・研修期間は在任 6 年に対し、3 ヶ月を目安とする）

(6) その他、宣教研究所に関する事項

2　運営委員会は、前項の業務について、理事会に報告し、承認を得るものとする。

（所長）

第１０条　宣教研究所に所長を置く。所長は、連盟の教役者の中から理事会がこれを選任し、任命する。

2　所長は、宣教研究所全般の業務を執行し、またこれを統括する。

3　所長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は 2 年とする。

4　所長の身分は、連盟職員「主事」に準じ、その職責は「部長」に準ずるものとする。

5　所長の給与は、連盟職員給与規程に準じ、常務理事がこれを決定する。

6　所長の定年は、第 4 項の規定にかかわらず、満 65 歳とする。

（常勤所員及び非常勤所員）

第１１条　宣教研究所に若干名の常勤所員を置くことができる。常勤所員は、連盟加盟教会の教会員の中から運営委員会がこれを推薦し、連盟理事会が承認、任命する。

2　常勤所員は、所長の下で宣教研究所の業務を分担、執行する。

3　常勤所員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は 2 年とする。

4　常勤所員の身分は、連盟職員「主事」に準じ、その職責は「室長」に準ずるものとする。

5　常勤所員の給与は、連盟職員給与規程に準じ、常務理事がこれを決定する。

6　常勤所員の定年は、第 4 項の規定にかかわらず、満 65 歳とする。

7　所長は、常勤所員のほか、運営委員会の議を経て、非常勤所員を置くことができる。非常勤所員の待遇については、連盟事務所臨時職員に準じ、常務理事がこれを決定する。

（事務所の職員）

第１２条　所長は、その業務を遂行するため、事務所に若干名の職員を置くことができる。職員の待遇については、連盟事務所の職員に準ずる。

（専門研究委員）

第１３条　所長は、その業務遂行のため、運営委員会の議を経て、専門研究委員を置くことができる。

2　専門研究委員の身分は、連盟専門委員に準ずるものとする。

第３章　財務

（財務）

第１４条　宣教研究所の経理財務については、連盟経理規程及び旅費規程によるものとする。

第４章　その他

（規程の改廃）

第１５条　この規程を変更しようとするときは、運営委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

付　則

この規程は、2012 年 2 月 9 日より実施する。

第4編　事業団体関係

第１章　直属事業体関係

~~○ 天城山荘の運営に関する規程~~　（2024 年 6 月 11 日第 1 回理事会にて廃止）

~~㈠ 日本バプテスト連盟天城山荘委員会規程~~　（2024 年 6 月 11 日第 1 回理事会にて廃止）

第２章　西南学院大学神学部関係

○ 伝道者養成に関する協議会規程

（1997 年 3 月 12 日 第 3 回連盟理事会制定
1997 年 3 月 14 日 西南学院理事会）

（目的）

第１条　この規程は、学校法人西南学院（以下「学院」という。）と宗教法人日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）が取り交わした「学校法人西南学院と宗教法人日本バプテスト連盟との伝道者養成に関する確認書」［1997 年 2 月 6 日発効］に従い、伝道者養成等に関する事項を定め、もって、学院と連盟（以下「両法人」という。）が将来にわたり、密接な関係を保持しつつ、協力して伝道者養成等の円滑な推進に努めることを目的とする。

（組織）

第２条　前条の目的を達成するため、伝道者養成に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の構成員）

第３条　協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学院理事長

(2) 連盟理事長

(3) 学院常任理事　　4 名

(4) 連盟常任理事　　4 名

2　協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることが出来る。

（議長）

第４条　協議会に議長を置く。

2　議長は、前条第 1 項の構成員のうち、協議会を主催する法人の理事長がこれにあたる。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、構成員の互選によって議長を定める。

（運営）

第５条　両法人は、年 1 回以上、協議会を開催する。

2　協議会を主催する法人は、持ち回りとする。

3　議長は、協議会の開催予定日から少なくとも 10 日前に、会の日時、場所及び協議事項を示して通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

（協議事項）

第６条　協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 伝道者養成に関する事項

(2) 寄附金に関する事項

(3) その他、両法人が特に協議する必要があると認めた事項

2　協議会の合意事項については、両法人の理事会の承認を得て、その推進に努めるものとする。

（小委員会）

第７条　協議会は、効率的な運営を図るため、協議会の中に小委員会を設け、特定事項について協議させることができる。

（事務）

第８条　協議会に関する事務は、協議会を主催する法人がこれにあたる。

（費用の負担）

第９条　協議会出席に係わる旅費及び宿泊費等は、当該法人の負担とし、その他の費用は、協議会を主催する法人の負担とする。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、協議会の議を経て、両法人の理事会の承認を得るものとする。

附　則

1　この規程は、1997 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の制定に伴い、「学校法人西南学院・宗教法人日本バプテスト連盟二者協議会」は 1997 年 3 月 31 日をもって廃止する。

○ 学校法人西南学院と宗教法人日本バプテスト連盟との伝道者養成に関する確認書

〔 1997 年 2 月 6 日 〕

学校法人西南学院（以下「学院」という。）と宗教法人日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、下記の事項を確認する。

尚、この確認書により、1974 年 2 月 27 日付「西南学院大学神学部・西南聖書学院に関する確認書」及び 1978 年 8 月 29 日付「確認書(西南学院大学神学部の用地、建物及び図書に関する確認書)」は解消するものとする。

記

１．連盟においては、伝道者養成ということは、連盟存立の基本的要件となるべきことであり、1918 年からの日本バプテスト西部組合時代以来、学院との緊密な協力関係のもとでこれを行ってきた。戦後は、1947 年連盟結成の年、西南学院専門学校に神学科が復活され、続いて 1949 年西南学院大学発足後は大学の一学科として、又 1966 年にはその一学部として開設された。別に、1961 年に西南聖書学院が併設されたが、同聖書学院は、諸般の事情から 1975 年 3 月をもって閉鎖された。一方、連盟と学院両者の協力のもとに 1974 年に設置された神学部運営委員会は 1983 年には解散して、神学部の管理・運営が学院に委ねられ、伝道者養成機関として今日に至っている。

この協力関係は今後も持続し、連盟はそのために最善の努力を払う。連盟との密接な関係を有する学院においても神学の教育と研究並びに伝道者の養成をその設立の重要な使命としている。従って、神学部を今後共連盟、学院両者の協力のもとに維持することは、両者の使命と目的に全く合致するものである。

２．西南学院大学神学部の設置者は、学院であって、神学部の管理・組織・運営は今後共学院の責任において行う。又、学院は、神学部を連盟の伝道者養成という重要な働きを担っている教育機関としてもこれを位置付け、学院の存立する限り連盟との密接な関係を保持しつつ、連盟の伝道者養成に協力する。

これに関連して、学院は創立以来の連盟との関係を明確にするため、1993 年 11 月 25 日付認可となった学校法人西南学院寄附行為の改正にあたって 1992 年 11 月 26 日付作成された「確認書」を学院規程集に収録し、学院関係者に周知する。

尚、学院は、学院設置の趣旨に賛同される国内外の同信の人々から捧げられた各種の資産（干隈の土地、図書等を含む）について、その寄附者の意志を体し、誠実にこれを運用する。

３．以上１、２の確認に基づき、連盟は、学院に対し、又は学院のために以下の協力を行うものとする。

(ｲ) 神学部運営のために６億円をまとめて寄附し、この他に毎年 1,000 万円以上の額を寄附する。

(ﾛ) 諸教会に対し、伝道者となることを目指す学生を神学部に推薦するよう奨励する。

(ハ) 諸教会に対し、神学部卒業生を牧師、伝道者として招聘するよう奨励する。
(ニ) 神学部学生に対する「西南学院大学神学部学生奨学金制度」を今後も継続する。

４． 本確認書の変更は、双方の合意によるものとする。

付記：付属文書として、「西南学院大学神学部の西新校地への移転並びに千隈校地等売却に伴う将来構想」を添付する。

○ 西南学院大学神学部の西新校地への移転並びに干隈校地等売却に伴う神学部の将来構想

〔1997 年 2 月 6 日〕

はじめに

西南学院（以下「学院」という。）は、将来計画の重要性に鑑み、全学院的な視野のもとに学院将来計画委員会を設置し、1993 年 11 月 26 日の臨時理事会において承認された「学院将来計画策定にあたっての基本構想」を基に審議を進めている。そのうち、標記神学部の将来構想については、1997 年 2 月 6 日、学院と日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）によって交わされる予定の「学校法人西南学院と宗教法人日本バプテスト連盟との伝道者養成に関する確認書」（以下、「確認書」という。）に基づいて、神学部移転計画委員会において検討を始めている。

標記神学部の将来構想に関する主な内容は以下の通りであり、このことを連盟に対して示すものである。

Ⅰ．神学部の西新校地への移転について

神学部の西新校地への移転については、1983 年 5 月 27 日の二者協議会において確認された確認事項 4「神学部キャンパス移転について」に「この問題は西南学院大学内の問題であり、西南学院に一任する」とある。従って、学院は、神学部の西新校地への移転については解決しているものと理解している。尚、この移転によるメリットとしての次の 4 つが挙げられる。

1. 学院内における「建学の精神」の推進、強化
2. 全学が同一場所に集中することによる教員、学生の交流の充実
3. 研究の効率化、教育内容の充実
4. 校舎・事務室の統合・合理化等に伴う経常費の節減

Ⅱ．神学部移転に伴う諸施設の整備について

神学部が現実に西新校地に移転するまでに整備されなければならないものは次の 5 項目（1.～5.）であり、学院としてはそれぞれの項目の右側に述べられているような考えを持っている。これらに関する費用については、大学第 8 次財政計画［1998 年度～］以降に組み入れられることになる。干隈校地が売却されたときは、売却に伴う補償費もこの費用の中に加えられる。

1. 教室……西新キャンパスの教室を使用する。
2. 教員研究室……各自 1 室を用意する。
3. 神学部図書館(分館)……大学図書館に移管する。
4. 神学部用チャペル……部屋、場所は確保する。
5. 神学寮……現状程度は確保する。

［独身寮 33 室（現在 14 室使用)、家族寮 16 室(現在 14 室使用)］

尚、上記の他に、現高等学校講堂を中心とした宗教センターの設置や神学館の設置等の希望

も出ている。

Ⅲ．神学部の財政について

神学部の財政については、「確認書」に基づき以下（1.～3.）の通りとする。

1. これまでの連盟と学院の分担(各々50%)による神学部の財政は、1997 年度以降、大学の　　財政に一本化し、全て学院が責任を持つ。
（教員の待遇、研究条件等は、現行通り他学部と同一とする。）
2. 連盟から寄せられる 6 億円の寄附金は、伝道者養成充実のための神学部関連施設を含む大学施設の基金（第 2 号基本金「固定資産取得の積み立て」）とする。
3. 連盟から寄せられる毎年 1,000 万円以上の寄附金は、大学の経常費に算入する。

むすび

学院は、上述のように標記神学部の将来構想に関する主な内容を掲げ、上記Ⅱについては関係諸機関との調整協議の上、その実現に向けて努力するものとする。

付記：学院は、連盟諸教会の意向を考慮し、伝道者養成の働きを充実するため、現在の「二者協議会」に代わる「学院・連盟協議会」（仮称）を新たに設置し、「神学教育協議会」は今後共これを継続する。

第5編　その他(参考資料)

○ 日本バプテスト連盟教役者会規約

（名称）

第１条　本会は、「日本バプテスト連盟教役者会」と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、事務長の所属する場所に置く。

（組織）

第３条　本会は、日本バプテスト連盟内の教役者をもって組織する。

（目的）

第４条　本会は、福音伝道の活発な働きをするために、主にある交わりをあつくし、共に親睦を計ることをその目的とする。

（活動）

第５条　本会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 修養会

(2) 研究会

(3) 協議会

(4) その他

（総会）

第６条　総会は、2 年に1 回行う。ただし、幹事会が必要と認めるときには、臨時総会を開くことができる。総会は、会員総数の過半数をもって成立する。

（役員）

第７条　本会は、その活動のため幹事4 名、人事委員3 名、会計監査2 名を置く。

（役員の職責）

第８条　幹事の職責は、教役者会の事務を司り、会の運営を円滑にし、会員との連絡を計る。

2　人事委員の職責は、新入会員及びその他教役者会に関係する人事に関して協議する。

（任期）

第９条　役員の任期は、2 年とし、重任を妨げない。

（選出方法）

第１０条　役員は、総会において選出する。

（事務長）

第１１条　本会は、その活動のため、事務長を置くことができる。

2　事務長には事務長手当を支給する。額は別に定める。

（事務長の職責）

第１２条　事務長の職責は、幹事会の指導の下に、教役者会の記録帳簿書類の保管、会計事務並びに会員への連絡事務等に当る。

2　事務長は幹事会に出席し、発言することができる。

（事務長の任期）

第１３条　事務長の任期は、3 年とし、重任を妨げない。

（事務長の選出）

第１４条　事務長は、幹事会の推薦により、総会で決定する。

（入会）

第１５条　入会希望者は、所定の手続きに従って申請書類を作成し、これを幹事まで提出する。幹事はこれを人事委員会に附託して審査の上、入会を決定する。新規入会した者については次期総会で報告する。

（退会）

第１６条　次の事由のあったとき、退会したものと認める。

(1) 資格の喪失

(2) 死亡

2　該当者のあったとき、幹事はこれを人事委員会に付議し、総会に提出する。

3　教役者会に 10 年以上在籍した者が退会した場合、退会時に記念品を贈呈する。額は別に定める。

（会費）

第１７条　会員は、会費を納入しなければならない。額は別に定める。

（慶弔）

第１８条　会員及び退会した者が死亡した場合は、弔電を差し上げることとする。

（規約改正）

第１９条　本規約の改正は、総会の出席総数の3 分の2 以上の同意を得なければならない。

付　則

この改訂規約は、1974 年4 月1 日より実施する。

この改正規約は、1976 年4 月1 日より実施する。

この改正規約は、1978 年8 月3 日より実施する。

この改正規約は、2000 年7 月6 日より実施する。

この改正規約は、2002 年7 月4 日より実施する。

細　　則

1　教役者会々員の資格：本規約でいう教役者とは、教会の招聘をうけて直接伝道牧会の職務に献身従事し、現に牧師、伝道師、主事、宣教師等の働きをしているものをいう。

2　入会手続き：入会希望者は次の書類を作成する。

(1) 入会申込書

(2) 教会の推薦状

3　研究会：研究会は、本会の目的達成のために、すべての教役者共通の問題を研究する。

(1) その主題と研究者は、全教役者より公募し、幹事がこれを提出する。

(2) 研究期間は1 年とし、担当者は次期研究会で発表する。

(3) 研究費は幹事がこれを定める。

4　第 11 条に定める事務長手当は、年間 36 万円とし、年2 回に支給する。

5　第 17 条に定める記念品の額は 15,000 円を上限とする

6　第 17 条に定める会費は、年額 5,000 円とし、年1 回払いとする。尚、教役者会の会計年度は4 月1 日より翌年3 月 31 日までとする。

7　この細則は、1974 年4 月1 日より実施する。

この改正細則は、1976 年4 月1 日より実施する。

この改正細則は、1978 年8 月3 日より実施する。

この改正細則は、1991 年9 月 18 日より実施する。

この改正細則は、2000 年7 月6 日より実施する。

この改正細則は、2002 年7 月4 日より実施する。

○ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約

（1978 年 5 月 4 日 第 1 回総会制定
2008 年 8 月 30 日 第 43 回総会改定）

（名称）

第１条 本会は、「日本バプテスト連盟全国壮年会連合」と称する。

2. 前項の名称は、「全国壮年会」と略称することができる。

（事務所）

第２条 本会の事務所は、さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟事務所内に置く。

（構成単位）

第３条 本会は、日本バプテスト連盟（以下、「連盟」と略称する。）に加盟する教会及び伝道所（以下、「教会」と略称する。）の壮年会、兄弟会またはこれに類する集まり、個人（以下、「壮年会等」と略称する。）をもって構成単位とする。

（目的）

第４条 本会は、各教会壮年会等が相互の啓発をはかり、交流親睦を深めると共に伝道活動を積極的に協力しあうことを目的とする。

（活動及び事業）

第５条 本会は、第４条の目的達成のため次の活動及び事業を行う。

(1) 伝道者養成に関わる事業として「日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度」（略称「奨学金制度」）に基づく、伝道者養成のための神学校献金に関する、連盟理事会より委託を受けた事業の運営。

(2) 各教会の壮年会等を対象とする全国規模の研修会、修養会、霊交会、大会等の開催。

(3) 各教会の壮年会等による全国規模の伝道活動の推進。

(4) 各教会の壮年会等及び各地方連合壮年会等の諸活動の情報交換及び相互協力活動の奨励。

(5) その他本会の目的に適合した事業。

2. 上記（1）の「奨学金制度」の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会（以下、奨学金委員会という）を設ける。その運営に関する規程は別に定める。

（総会）

第６条 本会は、第 5 条に定める活動及び事業を具体的に計画・実施するため総会を置く。

2. 総会の構成及び運営については別に定める。

（役員）

第７条 本会は、総会で決定した諸活動計画及び事業計画を遂行するため次の役員を置く。

(1) 会　　長　　1 名
(2) 副 会 長　　1 名
(3) 事務局長　　1 名
(4) 書　　記　　1 名
(5) 会　　計　　1 名
(6) 監　　査　　2 名

2. 役員は総会において選出するが、第 3 ～ 5 号については会長が委嘱し、総会の承認を受けるものとする。
3. 各役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
4. 会長を除くその他の役員は、同一の役職において引き続き 2 期を越えて選出することは出来ない。
5. 役員に欠員を生じた時、又は 6 ヵ月以上事故ある時は役員会においてその代務者を選任する。代務者は、その置くべき事由が止んだときは、その職を退くものとする。
6. 各役員の職務分掌は別に定める。

（役員会）

第８条 前条第 1 項 1 号～5 号の各役員は、協力して次の業務を遂行するため、役員会を組織するものとする。

(1) 本会の活動計画案、事業計画案を策定しそれらに伴う予算案を編成して、これを総会に提案する業務。
(2) 総会で決定した活動計画、事業計画を推進し、予算を執行する業務。
(3) 推進した活動、事業と予算執行結果（決算）を総会に報告する業務。
(4) 総会が役員会に付託したその他の業務。
(5) 役員会が本会の目的遂行のため必要と認めたその他の業務。

2. 役員会は、会長がこれを招集する。

（地方連合との協力）

第９条 本会は、本会の活動を全国的に徹底させるため、各地方連合の壮年会等の組織と協力する。

2. 本会の会長は、前項の協力活動を活発にするため、必要に応じ、地方連合壮年会等代表者会議（以下、「代表者会議」と略称する。）を招集することができる。
3. 代表者会議の構成及び運営については別に定める。

（会費・献金）

第１０条 本会の活動及び運営に要する費用は、次の財資によりこれを支弁する。

(1) 各教会の壮年会等よりの会費。
(2) 各教会の壮年会等よりの特別献金。
(3) 本会の活動及び事業に賛同する個人及び団体よりの献金。
(4) その他

（奨学金制度の運営及び事務局経費の支弁）

第１１条 奨学金制度の運営に関わる費用は、「神学校献金額」の年間 10%を限度として充当することができる。

2. 事務局費は、各教会の壮年会等よりの会費を充てる。

（会計年度）

第１２条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

（規約の改正）

第１３条　本規約を改正する場合は、総会において 3 分の 2 以上の多数決により議決しなければならない。

（発効）

第１４条　この規約は、1977 年 8 月 19 日より発効する。

2. 改正規約は、1989 年 7 月 4 日より発効する。
3. 改正規約は、1993 年 8 月 28 日より発効する。
4. 改正規約は、1995 年 8 月 25 日より発効する。
5. 改正規約は、1997 年 8 月 29 日より発効する。
6. 改正規約は、2000 年 9 月 16 日より発効する。
7. 改正規約は、2006 年 8 月 26 日より発効する。
8. 改正規約は、2008 年 8 月 31 日から発効する。

○ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約　細則

（1978年5月 4 日 第 1 回総会制定
2008年8月30日 第43回総会改定）

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約（以下、「規約」と略称する。）において、別に定めることと規定した事項について定めることを目的とする。

（細則にない事項）

第２条　この細則に定めていない事項で、日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下「全国壮年会」と略称する。）の運営に必要な事項は、規約第8条に定める役員会（以下、「役員会」と略称する。）の決定によるものとする。

2.　前項の役員会の決定について疑義が生じた場合は、総会において裁定するものとする。

第２章　事業

（事業）

第３条　規約第5条第1項に定める「伝道者養成のための神学校献金に関する、連盟理事会より委託を受けた事業」とは、神学校献金を推進し、西南学院大学神学部学生奨学金支援のための「奨学金制度」の運営を行うものとする。

2.　神学校献金の目標額の設定は、地方連合壮年会等代表者会議の議を経て、総会において決定する。

第３章　総会の構成

（代議員数）

第４条　規約第3条に定める各教会壮年会等は、規約第6条に定める総会に対し、それぞれ3名までの教会員を代議員として派遣することができる。

（傍聴者）

第５条　各教会の壮年会等の会員は、代議員でない場合でも、総会に出席し、傍聴することができる。

2.　前項の傍聴者は、総会において発言することができる。但し、表決権はない。

（総会の開催）

第６条　総会は、これを定期総会と臨時総会に分ける。

2.　定期総会は、年1回開催しなければならない。

3.　役員会は、総会の期日及び開催地を決定し、それを少なくとも期日の60日前に各教会壮年会等に通知しなければならない。

（代議員の登録）

第７条　前条の通知を受けた各教会壮年会等は代議員として派遣しようとする教会員の氏名を期日の30日前までに通知し、登録しなければならない。

（総会の成立）

第８条　総会は、出席代議員をもって成立する。

2. 総会の定足数については、特にこれを定めない。

（議案の発議）

第９条　各教会壮年会等及び役員会は、総会に議案を提出することができる。

2. 教会壮年会等が前項の議案を提出しようとする場合は、総会期日の 30 日前までにその議案を、役員会に提出しなければならない。

（議案の通知）

第１０条　役員会は、教会壮年会等が総会に提出する議案及び役員会が総会に提出する議案を文書にまとめ、これを総会の 20 日前までに各教会壮年会等に通知しなければならない。

（議案の追加）

第１１条　各教会壮年会等及び役員会は、第 7 条に定める期日以後に議案を提出しようとする場合は、当該議案の提出の可否について総会の議決を得なければならない。

（議事）

第１２条　議長は、議案提出者に対して議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付すものとする。

2. 採決は、特別の定めがある他は、過半数をもってこれを決する。

3. 特に定めのない事項については、日本バプテスト連盟総会議事規定に準じるものとする。

第４章　総会の運営

（総会役員）

第１３条　総会は、その運営のため次の総会役員を置く。

(1) 議　長　　1 名

(2) 副議長　　1 名

(3) 書　記　　1 名

2. 総会の役員は、総会の冒頭において、出席代議員の中より選出する。

3. 総会は、総会役員の選出にあたり、2 期を越えて同一人を選出することはできない。

（議長の職務）

第１４条　議長は、総会を代表し、且、議場の秩序を維持し、議事を円滑に促進することを職務とする。

（副議長の職務）

第１５条　副議長は、議長を補佐して議場の秩序を維持し、議事を整理促進することを職務とする。

2. 副議長は、議長の事故ある場合、議長の職務を代行する。

（書記の職務）

第１６条　書記は、総会の議事録作成にあたる。

（選挙）

第１７条　役員及び総会役員の選挙は、次の手順による。

(1) 各教会壮年会等は総会に対し、規約第 7 条 2 項に基づく役員の候補者及び細則第 13 条 2 項に基づく総会役員の候補者を推薦することができる。

(2) 総会は、推薦された役員候補者及び総会役員候補者につき、挙手による採決、または無記名投票による選挙のいずれかにより選出するものとする。
(3) 無記名投票による選挙の場合、いずれの候補者も過半数の投票を得られなかった場合、総会は、得票順による倍数の候補者により、決選投票をしなければならない。
(4) 前項による決選投票においても過半数の得票者がない場合の取り扱いは、議場において決することができる。

第５章　役員

（役員の職務）

第１８条　規約第７条に基づく役員の職務は、規約第８条に基づく職務の他、それぞれ次の通りとする。

(1) 会長は、全国壮年会を代表し、役員会の議長となり、役員会の業務遂行を監督・指導する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
(3) 事務局長は、書記及び会計を統括して本会の活動、運営の業務の遂行にあたる。
(4) 書記は、役員会の議事録を作成し、及び各教会壮年会等に対し、必要な事務連絡にあたる。
(5) 会計は、全国壮年会の会計全般にわたる業務にあたる。
(6) 監査は、全国壮年会の前年度業務活動および会計決算について監査し、その監査結果を総会に報告する。

第６章　会費

（会費）

第１９条　規約第 10 条第１項に定める会費は、一人当たり年額 1500 円とする。(2008 年度より適用)

第７章　代表者会議の構成

（構成員）

第２０条　代表者会議の構成員は、次の通りとする。

(1)　役員
(2)　地方連合壮年会等の代表者及び神学校献金推進委員
(3)　奨学金委員会の委員長及び委員長が指名した委員
(4)　規則改定委員会の委員長及び委員長が指名した委員
ただし地方連合壮年会等のブロック代表者の陪席を認める。

第８章　事務

（事務局）

第２１条　本会の活動及び事業の推進のために、細則第 18 条に基づき、事務局長の統括のもとに事務局を置き、職員若干名を置く。
事務局職員の業務は、別に定める。

付　則

第１条　この細則を改正しようとする場合は、総会または役員会の発議により、総会において出席代議員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第２条　この細則は 1978 年 1 月　1 日より発効する。

2. この改正細則は 1989 年 7 月　4 日より発効する。
3. この改正細則は 1993 年 8 月 28 日より発効する。
4. この改正細則は 1995 年 8 月 25 日より発効する。
5. この改正細則は 1997 年 8 月 29 日より発効する。
6. この改正細則は 1998 年 8 月 22 日より発効する。
7. この改正細則は 2000 年 9 月 16 日より発効する。
8. この改正細則は 2006 年 8 月 25 日より発効する。
9. この改正細則は 2008 年 8 月 31 日から発効する。

○ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程

（略称：全国壮年会奨学金規程）

（2000 年 9 月 16 日　第 35 回総会制定
2009 年 8 月 29 日　第 44 回総会改定）

第１章　総則

（制定の根拠）

第１条　この規程は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約第 5 条第 2 項に基づいて制定する。

（制度の目的）

第２条　この奨学金制度（以下「制度」という。）は、将来、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）加盟の教会、その他連盟に関係ある諸機関において、専ら伝道奉仕することを志望している西南学院大学神学部、神学専攻科及び大学院（以下「神学部」という。）の学生（以下「神学生」という。）に奨学金を貸与し、その勉学を奨励・援助することを目的とする。

2　神学部聴講生が第 7 条に定める奨学金申請を希望する場合は、第 5 条に定める奨学金委員会において実情を審査の上、申請を承認することができる。

（運営と管理）

第３条　この制度は日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下「全国壮年会」という。）が連盟理事会から委託を受けてこれを運営する。

2　全国壮年会はこの制度の運営に関する年度の業務報告書および決算書を連盟理事会に報告する。

（奨学資金）

第４条　奨学資金は全国壮年会が推進する「神学校献金」をもってこれに充てるものとする。

2　全国壮年会はこの制度の目的に賛同する個人または団体の献金を受け入れ、または他の方法をもって奨学資金の充実に努めるものとする。

第２章　委員会

（奨学金委員会）

第５条　全国壮年会は、この制度の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会（以下「奨学金委員会」という。）を設ける。

2　奨学金委員会は、全国壮年会より選出された 5 名の委員、連盟理事会より選出された 1 名の委員及び神学部専任教員より選出された 1 名の委員の合計 7 名をもって構成する。

3　全国壮年会会長は委員会に出席することができる。また、奨学金委員会は日本バプテスト連盟常務理事の出席を要請することができる。

4　委員の任期は 2 年とし留任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたとき補充選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　奨学金委員会の委員長および書記等各担当は、委員の互選により選出する。

6　奨学金委員会は、定例委員会を年 3 回開催する。また、必要に応じて委員長は奨学金委員会を招集することができる。

（奨学金委員会の所管業務）

第６条　奨学金委員会の所管業務は、次の各号の通りとする。

(1) この制度の運営に関する年度の業務計画案及び予算案を作成し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務
(2) この制度の運営に関する年度の業務報告書及び決算書を作成し、これを全国壮年会役員会へ提出する業務
(3) この制度の奨学金に関する貸与額、返還条件（返還猶予及び返還免除を含む）に関する基本方針を策定し、これを全国壮年会連合役員会へ提案する業務
(4) 奨学生の募集、選考、貸与額及び返還条件等の決定に関する業務
(5) 奨学金の返還状況を確認し、延滞者に対して返還を督促する業務
(6) その他、奨学金委員会がこの制度の運営に必要と判断した業務

第３章　制度の運営

(奨学金申請の資格)

第７条　この規程による奨学金の貸与を申請することのできる神学生の資格は、次の各号を満たしていること。
(1) 奨学金申請時に連盟加盟教会の会員であること。
(2) 連盟加盟教会の会員となって、貸与を受ける年度の 4 月の時点での信仰生活の期間が、継続して 2 年以上の者であること。
(3) 第 2 条に定める目的の志望が明らかで、連盟加盟教会より推薦を受けた者であること。
(4) その他、本条第 2 号及び第 3 号に該当する沖縄バプテスト連盟の加盟教会員については、同連盟理事会よりの推薦があり、かつ、この規程を遵守することが確認される場合、原則として第 1 号の会員に準じて取扱うことができる。

(申請の手続)

第８条　この規程による奨学金の貸与を受けようとする神学生は、申請書用紙に所要事項を記入し、本人及び推薦人 2 名（推薦教会の牧師及び執事等の役員）が連署・押印の上、推薦教会の総会決議書（承諾書）を添付し、これを所定の期日までに奨学金委員会へ提出しなければならない。
2 既に前項の手続きにより奨学金の貸与を受けている神学生が、次年度引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合も、あらためて所定の手続きをしなければならない。
3 申請にあたって前年度申請時の推薦教会を変更する場合は、所定の「推薦教会変更に伴う確認書」を 1 項の様式に加え提出する。

(選考及び決定)

第９条　奨学金委員会は、前条の申請手続きをした神学生を選考し、奨学金貸与の可否、貸与の条件等を決定する場合、次の各号の基準を考慮しなければならない。
(1)　第 2 条に定める目的を志望する召命を表す文書等による適否
(2)　在学生の場合、西南学院大学「履修規程」第 9 条に定められた単位数の取得の有無
2　奨学金委員会は、前項による選考の結果について、速やかに申請した神学生及び推薦教会に通知しなければならない。

(奨学金の種類及び貸与の条件)

第１０条　奨学金はすべて貸与とし、その種類を次の通り区分する。
(1) １種奨学金：この奨学金は、校納金のうち授業料、施設費に相当する金額の全部又は一部とする。
(2) ２種奨学金：この奨学金は、神学生の生活費の一部に充当するものとする。
2　交付の方法については、以下の通りとする。
(1)　１種奨学金は、大学が指定した期日までに交付する。
(2)　２種奨学金は、原則として半年毎に所定額を交付する。
3　１種及び２種の奨学金を貸与する期間は、通算 4 年間（過去を含む）を限度とし、各対象神学生への貸与期間は以下の通りとする。

(1) 学部の神学生へは 2 年間（但し、短大、高専卒および専門学校出身の入学者には 3 年間貸与も可能）
(2) 選科の神学生へは 3 年間
(3) 専攻科の神学生へは 1 年間
(4) 大学院の神学生へは 2 年間
(5) 学部の聴講生へは 1 年間

4 3 項の期間は所定の就学期間に限るものとし、留年の期間は含まないものとする。ただし、疾病等による休学期間並びにその他の事由によるもので、奨学金委員会が認めた者については、この限りでない。

5 他教派の神学校（部）を卒業の後、専攻科に入学した者について、推薦教会並びに神学部教授会が留年を必要と認めた場合、2 年目に限り 1 種奨学金のみ貸与することができる。

6 2 種奨学金の貸与を受けることができる者は、1 種奨学金の貸与を受けている者に限る。

（奨学金の返還）

第１１条 この制度の奨学金を受けた者は、卒業又は退学の後、次の各号の通り、これを返還しなければならない。

(1) 1 種奨学金について、第 15 条に定める一部免除の適用を受けた者は、卒業の日から満 10 年以内に奨学金の貸与額の 2 割以上を返還しなければならない。
(2) 第 15 条に定める返還免除の適用を受けることができなかった者は、卒業後 4 年を経過した日の翌日から 4 年以内に、均等割以上の額の年賦をもって全額返還しなければならない。
(3) 神学部を中途退学した者又は神学部を卒業後 4 年未満に連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関を退職した者は、退学・退職した翌月から 4 年以内に均等割以上の額の年賦をもって全額返還しなければならない。

（貸与奨学金の利息）

第１２条 この制度により貸与した奨学金について、利息は徴収しない。

（推薦教会による償還の責任）

第１３条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者が文書による督促にもかかわらず、第 11 条に定める期限内に返還できないときは、その義務者の推薦教会が償還の責を負うものとし、所定の期限内に所定の金額を償還するよう請求するものとする。

2 奨学金貸与期間中に推薦教会が変更となった場合について、それぞれの推薦教会は、推薦期間に貸与を受けた金額に応じて償還の責任を分担する。

（返還の猶予）

第１４条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者から、次の各号に掲げる事由により、奨学金返還の猶予に関する出願を受けたときは、調査の上、これを承認することができる。

(1) 進学又は留学の期間
(2) 長期（原則として６ケ月以上）にわたる疾病療養のため経済的に返還が困難になった場合、その期間

2 前項第 1 号の場合は、進学又は留学を証する書類を、第 2 号の場合は、病院の専門医による診断書を、それぞれ出願書に添付しなければならない。

3 奨学金返還の義務者が夫婦である場合、どちらか一方の返還まで残りの方の返還を猶予することができる。

4 卒業後の赴任待機中の者については、３年を限度として返還を猶予することができる。

（返還の免除）

第１５条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者が、次の各号の条件に適合した場合、返還すべき金額の一部又は全額を免除することができる。

(1) 奨学金返還の義務者が神学部を卒業の後、連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する期間が 4 年を経過し、さらに引き続き同じ職務に従事す

る見込みがあると認められる場合に限り、本 15 条を適用する。連盟関係諸機関については、別に定める。

(2) 前 1 号の適用を受けた者が、卒業の日から満 10 年以内に 1 種奨学金の貸与額の 2 割以上を返還した場合、その残額を免除し、2 種奨学金は全額免除とする。

(3) 奨学金返還の義務者が卒業後、前 2 号の適用を受けた者の配偶者となった場合には、前 2 号と同様に奨学金の返還の一部、又は全額を免除する。

(4) 奨学金返還の義務者で、第 11 条に定める条件に従って誠実に返還を履行していた者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、奨学金委員会は実情を調査の上、その残額の返還を全額免除することができる。

(5) 奨学金返還の義務者で、第 11 条に定める条件による返還を延滞している者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、奨学金委員会は実情を調査の上、その残額の返還を一部又は全額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者又はその関係者は、所定の「奨学金返還免除願い書」を奨学金委員会に提出し、同委員会の「奨学金返還免除承認書」の交付を受けなければならない。

（奨学金返還義務者と奨学金委員会との連絡）

第１６条 奨学金返還の義務者は、返還義務の残存期間を通じ、常にその現住所を奨学金委員会に連絡し、この規程に関する業務の妨げにならないよう協力しなければならない。

第４章 規程の扱い

（規程の解釈）

第１７条 奨学金委員会は、この規程の解釈について疑義を生じ、又は解釈の相違を生じて、この制度の円滑な運営が妨げられた場合、全国壮年会役員会の裁定を求めなければならない。

（規程の改廃）

第１８条 この規程を改廃する場合は、奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付 則 〔2000 年 9 月 16 日〕

（注）

1. この規程は、西南学院所管の「西南学院大学神学部学生奨学金規程」及び「西南神学部学生奨学金制度施行細則」を継承し、新たに起草したものである。
2. この規程は 2001 年度新入生及び進学者から施行する。(2001 年度以前の入学者は「西南神学部学生奨学金制度施行細則」を準用する。)

付 則 〔2005 年 8 月 27 日〕

（施行）

① この規程は 2005 年度を初年度とする神学生から施行する。

② 第 10 条第 2 項の貸与期間について、2005 年度入学の学部 1 年生に関しては移行措置をとる。すなわち通算 5 年間を限度とする。

付 則 〔2008 年 8 月 30 日〕

（施行）

この規程は 2008 年 8 月 31 日から発効する。

２種奨学金は、2007 年度第 42 回全国壮年大会総会において、2007 年度の奨学金貸与神学生に遡り適用されることが決議された。また移行措置として、貸与期間は１種奨学金貸与残存期間に合わせることとした。

付 則 〔2009 年 8 月 29 日〕

（施行）

① この規程は 2009 年 8 月 30 日から発効する。

② 2 種奨学金の返還免除については、2007 年度卒業生から適用するものとする。

○ 連盟加盟の教会、および連盟関係諸機関について

（2006年2月 8 日2005年度 第3回 理 事 会 承 認
2006年8月25日 第41回全国壮年会連合総会制定）

「(日本バプテスト連盟) 西南学院大学神学部学生奨学金制度に関する施行細則」および、「全国壮年会連合奨学金制度に関する規程」における「連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する者」を次のように定義する。

＜西南学院大学神学部奨学金制度に関する施行規則＞

（制度運営の委託）

第３条　連盟は「日本バプテスト連盟神学奨学金制度」第1条第1項の西南学院大学神学生奨学金制度の運営を日本バプテスト連盟全国壮年会連合(以下「全国壮年会」という)に委託する。

＜全国壮年会連合奨学金制度に関する規程＞

（返還の免除）

第１５条　奨学金委員会は、第11条に定める奨学金返還の義務者が、次の各号の条件に適合した場合、返還すべき金額の一部を免除することができる。

(1)　奨学金返還の義務者が神学部を卒業の後、連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する期間が満3年を経過し、又、引き続き同じ職務に従事する見込みがあると認められる場合、奨学金の返還を一部免除する。連盟関係諸機関については、別に定める。

1　「連盟加盟教会」において「専ら伝道の業に従事する者」

① 連盟加盟教会（伝道所を含む）から招聘を受け、牧師、伝道師、主事等の職責を与えられ、それを主要な職務として教会又は伝道所に勤務している者（日本バプテス連盟教役者退職金規程第2条参照)。

② その職務が､原則として教会における勤務時間及び給与のいずれにおいても、総勤務時間及び総収入の 50%以上であることを条件とする（日本バプテスト連盟教役者退職金規程第 3条2項参照)。

③ 上記②の条件に満たないものの、当該教会総会が将来的に②の条件を満たす形での招聘を目指す決意を表明している場合、②に準じて扱う。

④ 教会付属幼稚園、保育園等の教諭・職員等は対象外とする。

2　「連盟関係諸機関」において「専ら伝道の業に従事する者」

① 連盟において国内・国外伝道派遣宣教師に任命された者。

② 連盟事務所で職員として雇用された者（臨時職員を除く)。

③ 連盟宣教研究所で所員として雇用された者（非常勤所員を除く)。

④ 天城山荘で勤務する職員のうち、専任伝道者としての働きを担う者。

⑤ 日本バプテスト女性連合で専任職員として雇用された者（臨時職員を除く)。

⑥ 連盟が母体となって設立された法人事業体で勤務する職員のうち、次の者。

ア）学校法人西南学院･･･大学神学部教員、宗教主事（高校、中学等含む）および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。

イ）学校法人西南女学院･･･宗教主任（大学、短大、高校、中学等含む）および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。

ウ）日本バプテスト連盟医療団･･･職員の内、専任伝道者としての働きを担う者。

付　記

この規程は、2006年8月25日より施行する。

○ 日本バプテスト女性連合規約

この規約は、日本バプテスト女性連合が日本バプテスト連盟と友好的連帯関係を保つ団体として、自主的に活動し、宣教の進展に寄与し得るために定めるものである。

第一章　総則

（名称）

第１条　この団体は「日本バプテスト女性連合」と称する。
以下「連合」と言う。

（事務所）

第２条　本連合は事務所を、埼玉県さいたま市南区南浦和１丁目２番４号に置く。

（目的）

第３条　本連合は日本バプテスト連盟に加盟する諸教会および教会に属する伝道所（以下、教会および伝道所という)において伝道奉仕に励む女性たちが、その祈りと力を結集して全世界にキリストの福音を伝えることを目的とする。

（事業）

第４条　本連合はその目的を達成するために、つぎのことを行う。

- 総会
- 全国集会および地方集会の開催
- 世界バプテスト祈祷週間ならびに世界バプテスト祈祷週間献金の推進と実施
- 機関誌『世の光』および推進文書の発行
- 情報の交換
- 後継者の育成
- 内外の諸団体との交流
- その他

第二章　組織と運営

（構成）

第５条　本連合は、その目的達成のために協力し合う教会および伝道所の女性会（またはそれに準ずるもの）をもって構成する。

（加盟と脱退）

第６条　本連合の目的達成に協力しようとする教会および伝道所の女性会（またはそれに準ずるもの）は本連合に加盟することができる。

２　前項の教会および伝道所の女性会（またはそれに準ずるもの）で特別の事情のある場合には本連合より脱退することができる。

３　前二項の場合は連合にその旨通知する。

（役員）

第７条　本連合はつぎの役員を置く。

会長　　１名
副会長　　２名
書記　　１名
会計　　１名

２　役員は総会において選出する。

３　役員の任期は２年とし、引きつづき２期を超えて在任することはできない。

4　選出については別に細則を定める。
5　欠員が生じた場合は、補充することができる。
決定に関しては、役員会に一任する。

（役員の任務）

第 8 条 役員の任務はつぎの通りとする。

・　会長は本連合を代表する。
・　副会長は会長を助け、必要に応じてその任務を代行する。
・　書記は記録の作成とその管理にあたる。
・　会計は、女性連合会計の全体像を把握し、円滑な予算運営を推進する。
・　役員の任務の執行は選出された年の翌年の 4 月 1 日からとする。

（役員会）

第 9 条　役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

（実行委員会）

第 10 条 全国的な連絡を密にし、実務を遂行するために実行委員会を置く。
実行委員会については別に細則を定める。

（幹事）

第 11 条 本連合は幹事を置く。
なお幹事補を置くことが出来る。
2 幹事は実務を担当し、本連合の事務局長を兼ねる。
3 幹事は実行委員会が推薦し、総会が承認する。
4 幹事は役員会および実行委員会に出席する。
5 幹事の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
6 幹事のもとに事務職員を置くことができる。

（小委員会）

第 12 条 本連合は『世の光』編集委員会を設ける。また必要に応じて他の小委員会も設けることができる。
『世の光』編集委員会については別に細則を定める。

第三章　事務

（事務局）

第 13 条 本連合運営のために事務局を置く。業務執行の事務処理はすべて事務局で行う。

（事務職員）

第 14 条 事務局は事務局長の統括のもとに、事務局職員で構成する。事務局長は規約第 11 条第 2 項により、幹事がこれを兼ねる。事務局の服務規程については、日本バプテスト連盟の規程を参考にし、役員会が決める。

第四章　総会

（組織）

第 15 条　本連合は規約第 3 条の目的を遂行するために総会を開く。

・ 総会は年次総会と臨時総会とする。
・ 総会は連合加盟の各女性会（またはそれに準ずるもの）より派遣された代議員をもって構成する。
・ 総会に派遣される代議員数は、各女性会（またはそれに準ずるもの）より 2 名とする。議長、副議長、役員候補者選考委員長は職責上代議員となる。したがって所属する女性会は、他に 2 名の代議員を出すことができる。役員、実行委員でも代議員になることができる。

・ 加盟女性会の陪席者は、総会の同意があれば発言できる。ただし議決権はない。
・ 未加盟教会・伝道所も陪席することができるが、発言することはできない。
・ 総会の議事の方法については別に細則を定める。

（招集）
第 16 条　総会は会長が招集する
2　会長は、毎年 1 回総会を招集しなければならない。
3　会長は、加盟教会・伝道所の 3 分の 1、または実行委員の過半数から要求されたとき、臨時総会を招集しなければならない。

（総会役員）
第 17 条 総会は議長、副議長および書記を選出する。

（総会成立の定足数）
第 18 条 総会は、加盟女性会の半数以上の出席（委任を含む）がなければ、議事を開き、議決することはできない。

（議決事項）
第 19 条 総会はつぎに掲げる事項を議決する。
・ 加盟の承認
・ 活動経過報告
・ 決算承認
・ 役員選出
・ 幹事承認
・ 会計監査選出
・ 次年度活動計画
・ 次年度予算
・ その他

（権限の委任）
第 20 条 総会閉会中緊急な必要が生じた場合は、実行委員会がこれを処理することができる。この場合は、次の総会において承認を受けなければならない。

第五章　財務

（経費の支弁）
第 21 条　本連合活動にかかわる諸費用は連合に加盟する女性会（またはそれに準ずるもの）よりの会費、特別献金、および『世の光』会計からの繰入金をもって支弁する。
2　会費および『世の光』誌代は総会において定める。

（会計の区分）
第 22 条 連合の会計は一般会計および特別会計とする。

（特別会計）
第 23 条 特別会計はつぎの通りとする。
・ 『世の光』会計
・ 世界祈祷週間会計
・ その他

（特別会計の設置）
第 24 条 特別会計を設ける場合には、つぎの通りとする。
・ 総会の決議を要する。
・ その目的、事業計画および予算、責任の所在、会員に対する報告および決算方法、その他必要な事項をあらかじめ明らかにしなければならない。
・ 特別会計と一般会計の間で資金の流用をする時は総会の承認を得なければならない。

（特別会計の改廃）
第 25 条　特別会計を改廃する場合は、総会の議決を要する。
（会計年度）
第 26 条　本連合の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
（会計監査）
第 27 条　会計監査 2 名は総会で選出する。任期は 2 年とし、引きつづき 2 期を超えて在任することはできない。

2　会計監査は選出された翌年の 4 月 1 日から執行し、連合の会計を監査する。
3　監査内容については別に細則を定める。

第六章　規約の変更
（規約の変更）
第 28 条　本連合の規約の変更は総会または実行委員会の発議により、総会の 3 分の 2 以上の賛同を得なければならない。

付則
本規約は 2015 年 4 月 1 日より施行する。

○ 「連盟立」幼稚園、保育園に関する取り決め

〔1973 年 11 月 22 日 第4 回理事会議決〕

第１条　「連盟立」幼稚園又は保育園は、設置が認証された（又は認証を受けようとする）規則の謄本を連盟理事会に送付し、承認を得なければならない。

第２条　「連盟立」幼稚園又は保育園は、次に掲げる事項について事前の承認又は報告の義務を負うものとする。

(1) 事前の承認を要するもの
- (ｲ) 不動産の処分について
- (ﾛ) 債務の負担について
- (ﾊ) 規則の改廃について

(2) 報告の義務を負うもの
- (ｲ) 運営に関する基本方針並びに年間事業計画及び事業報告（年1 回、書類作成後1 ケ月以内）
- (ﾛ) 予算及び決算（年1 回、書類作成後1 ケ月以内）
- (ﾊ) 管理責任者、園長の人事に関して

◎　連盟立幼稚園、保育園（1994 年4 月現在）
平和の子保育園（新森小路）、和歌山ひかり幼稚園（和歌山）、立川平和幼稚園（立川）、福島こひつじ幼稚園（福島）

○ 宗教法人「　　教会」規則（ヒナ型）

第１章　総則

（名称）

第１条　この教会は、宗教法人法による宗教法人であって、「＿＿＿＿＿＿教会」という。

（事務所の所在地）

第２条　この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を　　に置く。

（註）所在地については、土地の登記簿謄本（住居表示が実施されている場合は、その表示）　　で所在地番を確認して記載する。

（目的）

第３条　この法人は、「バプテストの主義と理想」に基づいてキリストの福音の立証と宣教をなすため、礼拝、礼典、儀式及び行事を行い、教会員及び求道者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務及び事業を行う。

（包括団体）

第４条　この法人の包括団体は、宗教法人「日本バプテスト連盟」（以下「連盟」という。）とする。

（公告の方法）

第５条　この法人の公告は、事務所の掲示場に＿日間掲示し、及び週報に掲載して行う。

第２章　役員その他の機関

第１節　代表役員及び責任役員

（員数）

第６条　この法人には＿人の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員とする。

（註）　員数は、法律により、3 人以上であれば何人でもよいが、必ず定数を記載する。

（資格及び選任）

第７条　代表役員は、総会の決議によって招聘されたこの教会の牧師の職にあるものをもって充てる。

2　代表役員以外の責任役員は、総会において、教会員のうちから選任する。

（任期）

第８条　代表役員の任期はこの教会の牧師の在任期間とする。

2　代表役員以外の責任役員の任期は＿年とする。ただし、再任については細則に定める。

3　補欠の責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、その後任者又は代務者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

（代表役員の職務権限）

第９条　代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

（責任役員会及びその職務権限）

第１０条　責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

(1) 年次計画の策定
(2) 予算編成及び決算（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）の承認
(3) 歳計剰余金の処置
(4) 基本財産の設定及び変更
(5) 宗教法人法第 23 条に掲げる行為に関する事項　*（財産処分等の公告）*
(6) 事業の管理運営に関する事項
(7) 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
(8) 法人の合併並びに解散及び残余財産の処分

(9) 包括団体である連盟と関係ある事項
(10) この法人の人事に関する事項
(11) この法人の事務のうち、責任役員が必要と認める事項
(12) その他、この規則に定める事項

2　責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の__分の__以上から、責任役員会の招集を請求されたときは、速やかに招集しなければならない。

3　責任役員会は、責任役員の定数の__分の__以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4　責任役員会に出席できない者は、あらかじめ通知された議事事項について、書面をもって意思表示をすることができる。ただし、他の者を代理人として表決を委任することはできない。

5　責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除いて、責任役員の定数の過半数で決する。

6　責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。

7　会議には、議事録を作成しておくものとする。

第２節　代務者

（置くべき場合）

第１１条　次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

(1) 代表役員又は責任役員が死亡、解任、辞任、任期満了、その他の事由によって欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 代表役員又は責任役員が病気、旅行その他の事由によって３ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

（資格及び選任）

第１２条　代表役員の代務者は、副牧師等の教役者（以下「教役者」という。）が就任しておれば、総会においてその教役者のうちから選任し、教役者のないときは、総会において他の責任役員のうちから選任する。

2　代表役員以外の責任役員の代務者は、総会において教会員のうちから選任する。

（職務権限）

第１３条　代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務の全部を行う。

2　代務者は、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

第３節　仮代表役員及び仮責任役員

（選定）

第１４条　代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、責任役員会において代表役員以外の責任役員のうちから、仮代表役員を選定しなければならない。

2　責任役員又はその代務者は、その責任役員又は代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、総会において、教会員のうちから、その議決権を有しない責任役員又は代務者の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

（職務権限）

第１５条　仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について、当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代ってその職務を行う。

第４節　役員の解任

（代表役員の解任）

第１６条　代表役員が次の各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の__分の以上の議決、及び総会において出席教会員の__分の__以上の議決により、当該代表役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合

(2) 職務上の義務に明らかに違反した場合
(3) 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合

（責任役員の解任）

第１７条　代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の__分の__以上の議決及び総会において出席教会員の__分の__以上の議決を経て、代表役員は、当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第 3 号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

（代務者の解任）

第１８条　代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前 2 条の規定を準用する。

（註）　役員の解任については、規則記載事項として指導がなされている。

第５節　教会員

（教会員の定義）

第１９条　教会員とは、この教会の信仰告白に賛意を表し、かつ、これを守る者で、責任役員会並びに教会総会の承認を受けた者を言う。

2　教会員は、教会員名簿に登録するものとする。

（教会員の義務）

第２０条　教会員は、この法人の目的達成のために努めるものとする。

第６節　教会総会

（教会総会）

第２１条　この法人の議決機関として、教会総会（以下「総会」という。）を置く。

2　総会は、教会員として責任を担っている現在会員をもって構成し、各々平等の資格で参加する。現在会員の資格については、これを別に定める。

3　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

4　総会は、代表役員が招集する。

5　代表役員は、毎年__回、__月（及び__月）に定期総会を招集しなければならない。

（註）　定期総会は、毎年 2 回開催することが望ましい。1 回は予算編成のため、会計年度の始期以前に、他の 1 回は決算承認及び剰余金（不足金）処分のため、会計年度の終了後 2 ヶ月以内に開くことになる。

6　代表役員は、責任役員の定数の__分の__以上又は現在会員の総数の__分の__以上から、会議の目的である事項を示して請求されたときは、臨時総会を招集しなければならない。

7　会議には、議事録を作成しておくものとする。

（議事及び議決の定足数）

第２２条　総会は、現在会員の__分の__以上の出席又は委任状がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、委任状は議決権を有しない。

2　総会に出席できない者は、あらかじめ通知された議事事項について、書面をもって意思表示をすることができる。ただし、他の者を代理人として表決を委任することはできない。

3　総会の議事は、規則に別段の定めがある場合を除いて、出席教会員の過半数で議決し、賛否同数のときは、議長の裁決による。

（処理事項）

第２３条　総会において処理すべき事項は、次の通りとする。

(1) この法人の主目的遂行についての決議
(2) 牧師、副牧師、伝道師等、教役者の人事に関する事項
(3) 執事、その他、教会の人事に関する事項
(4) 基本財産の設定及び変更
(5) 宗教法人法第 23 条第 1 号から第 5 号までに掲げる行為に関する事項
(6) 予算の編成及び決算の審査並びに財産目録の検査
(7) 宗教法人法第 6 条に規定する事業の開始又は廃止に関する件

(8) 規則及び細則の変更に関する事項
(9) 法人の合併及び解散に関する事項
(10) 包括団体である連盟と関係ある事項
2　前項各号に定めるもののほか、この法人の重要な事務は、総会の議決を経なければならない。
（総会の役員）
第２４条　総会に、総会役員として議長及び副議長各１人並びに書記若干人を置く。
2　総会役員は、総会において、教会員のうちから選出する。
3　総会役員の職務は、次の通りとする。
(1) 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、総会を代表する。
(2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
(3) 書記は、総会の記録、その他の事務を行う。

第３章　財務

（資産の区分）
第２５条　この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。
2　基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。
(1) 土地、建物、その他の不動産
(2) 公債、社債、その他の有価証券
(3) 長期保存の目的で積み立てた財産
(4) 基本財産として指定された献金
(5) 総会の議決により、基本財産に編入された金品
3　普通財産は、基本財産以外の財産、財産から生じる果実、献金、寄付金、その他の収入とする。
（基本財産の設定及び変更）
第２６条　基本財産の設定及び変更をしようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経なければならない。
（基本財産の管理）
第２７条　基本財産である現金は、郵便局若しくは銀行に預け、又は確実な有価証券に替えるなどの適正な方法で管理しなければならない。
（財産の処分等）
第２８条　次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経たのち、その行為の少なくとも１ヶ月前に、教会員その他利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告しなければならない。ただし、第３号から第５号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合、又は軽微なものである場合及び第５号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合であって責任役員会の承認を得たときは、公告することを要しない。
(1) 不動産を処分し、又は担保に供すること。
(2) 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄をすること。
(3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
(4) 境内地の著しい模様替えをすること。
(5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを、この法人の主たる目的以外の目的のために供すること。
2　この法人の財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産について前項に掲げる行為をしようとするときは、次の手続きを経なければならない。
(1) 前項第１号及び第５号については、事前に連盟理事会の承認を得なければならない。
(2) 前項第２号、第３号及び第４号については、連盟理事会に届け出なければならない。
（財産目録の作成）

第２９条　財産目録は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に前年度末現在によって作成し、責任役員会及び総会の承認を得なければならない。

（註）　「３ヶ月以内」は、宗教法人法所定の期間であるが、「２ヶ月以内」にできればなお良い。

（経費の支弁）

第３０条　この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

（予算の編成）

第３１条　予算は、毎会計年度開始＿ヶ月前までに編成し、責任役員会及び総会の議決を経なければならない。これを変更しようとする場合も同様である。

（註）　通常「１ヶ月前」

2　予算作成後に止むを得ない事由を生じたときは、責任役員会及び総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（予算の区分）

第３２条　予算は、経常収支及び臨時収支の二部に分け、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

（註）　「経常収支及び臨時収支の二部」を「一般会計及び特別会計」に置き替えてもよい。

（予備費の設定及び使用）

第３３条　予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用する場合は、責任役員会の承認を得なければならない。

（特別会計の設定）

第３４条　特別な必要があるときは、責任役員会及び総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

（註）　第 32 条を「一般会計及び特別会計」とした場合は、この条文は不要である。

（決算書類の作成）

第３５条　財産目録を除く決算書類は、毎会計年度終了後＿ヶ月以内に作成し、責任役員会及び総会の議決を受けなければならない。

（註）　第 29 条の財産目録を「２ヶ月以内」とし、ここでも、「決算書類は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に･･･」としてもよい。

（歳計剰余金及び予算外収入の処置）

第３６条　歳計に剰余を生じたとき又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、責任役員会及び総会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第３７条　この法人の会計年度は、毎年＿月 1 日に始まり、＿＿＿月＿日に終るものとする。

（註）　通常、次のいずれかとなる。

(ｲ)　毎年 1 月 1 日に始まり、その年の 12 月 31 日に終る･･･

(ﾛ)　毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る･･･

（会計監査）

第３８条　この教会に会計監査＿＿人を置く。

2　会計監査は、この教会の財務を監査し、総会に報告する。

3　会計監査は、総会にて教会員の中から選出する。

4　会計監査の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

5　会計監査は、任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

6　会計監査には、責任役員又は教会員の配偶者及び利害関係を有する者が含まれてはならない。

7　会計監査が第 16 条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の＿分の＿以上の議決、及び総会において出席教会員の＿分の＿以上の議決により、当該代表

役員を解任することができる。この場合において、同条第３号中「代表役員」とあるのは「会計監査」と読み替えるものとする。

（註）　設置する場合に規定する。

第４章　公益事業及びその他の事業

（事業）

第３９条　この法人は、次の公益事業、その他の事業を行う。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（註）　事業を行っている場合、その名称を記入する。

２　前項の事業に関する細則は、責任役員会及び総会の議決により別に定める。

第５章　補則

（規則の変更）

第４０条　この規則を変更しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経た上、＿＿知事の認証を受けなければならない。

（註）　所轄の都道府県名を＿＿＿＿の個所に入れる。

（合併）

第４１条　この法人が他の教会と合併しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経て、連盟理事会に報告した上、＿＿＿＿知事の認証を受けなければならない。

（註）　所轄の都道府県名を＿＿＿＿の個所に入れる。

（被包括関係廃止の場合の財産処分について）

第４２条　この法人が連盟との被包括関係を廃止しようとするときは、この法人の財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した財産又はその時価に相当する金額を連盟に返還しなければならない。

（解散）

第４３条　この法人が解散しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経て、連盟理事会に報告した上、＿＿＿＿知事の認証を受けなければならない。

（註）　所轄の都道府県名を＿＿＿＿の個所に入れる。

（残余財産の帰属）

第４４条　この法人が解散したときは、その残余財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した財産はすべてこれを連盟に返還しなければならない。但し、合併を前提とした解散の場合で、且つ、合併後の教会が連盟加盟を維持する場合は、その残余財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産について、自己出捐比率分を合併後の教会のために用いることができる。 その他の残余財産は、責任役員会の定数の全員一致の議決を経て決定したものに帰属する。

（清算人）

第４５条　この法人が解散したときは、総会で特に清算人を選定しない限り、代表役員が清算人となる。

（備付書類及び帳簿）

第４６条　この法人の事務所には、常に次の書類及び帳簿を備え付けるものとする。

(1) この法人の規則及び認証書並びに細則
(2) 役員名簿
(3) 予算書及び決算書、財産目録、貸借対照表
(4) 責任役員会及び総会の議事録
(5) 事務処理簿
(6) 教会員名簿

（公告）

第４７条　次の各号を実施するときは、宗教法人法の定めに従い公告しなければならない。

(1) 法人設立
(2) 財産処分等
(3) 被包括関係の設定・廃止に係る規則変更

(4) 合併
(5) 解散

（包括団体の規則の効力）

第４８条　連盟規約中、この法人に関係がある事項に関する規定は、この法人についても効力を有する。

（施行細則）

第４９条　この規則の施行に関する細則は、責任役員会の議決を経て総会が定める。

付　則

1　この規則は、この法人の設立登記をした日（＿＿＿＿年＿＿月＿＿日）から施行する。

2　この規則施行当初の代表役員及び責任役員は次の通りとする。

代表役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〃　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〃　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〃　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 非法人「　　教会」規則（ヒナ型）

〔 2006 年度 第3回理事会承認
2010 年度 第1回理事会改定 〕

第1章 総 則

(名称)

第１条　この教会は、宗教法人法第２条（１）による宗教団体であって、「＿＿＿＿＿教会」という。

(事務所の所在地)

第２条　この宗教団体（以下「教会」という。）は、事務所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

(目的)

第３条　この教会は、「バプテストの主義と理想」に基づいてキリストの福音の立証と宣教をなすため、礼拝、礼典、儀式及び行事を行い、教会員及び求道者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務及び事業を行う。

(包括団体)

第４条　この教会の包括団体は、宗教法人「日本バプテスト連盟」（以下「連盟」という。）とする。

(公告の方法)

第５条　この教会の公告は、事務所の掲示場に＿日間掲示し、併せて週報に掲載して行う。

第2章　教会員

(教会員の定義)

第６条　教会員とは、この教会の信仰告白に賛意を表し、かつ、これを守る者で、責任役員会の議を経て教会の承認を受けた者を言う。

2　教会員は、教会員名簿に登録するものとする。

(教会員の義務)

第７条　教会員は、この教会の目的達成のために努めるものとする。

第3章 教会総会

(教会総会)

第８条　この教会の議決機関として、教会総会（以下「総会」という。）を置く。

2　総会は、教会員として責任を担っている現在会員をもって構成し、各々平等の資格で参加する。現在会員の資格については、これを別に定める。

3　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

4　総会は、代表役員が招集する。

5　代表役員は、毎年＿回、＿月（及び＿月）に定期総会を招集しなければならない。

6　代表役員は、責任役員会が決めたとき、又は現在会員の総数の５分の１以上から、会議の目的である事項を示して請求されたときは臨時総会を招集しなければならない。

7　会議には、議事録を作成しておくものとする。

(議事及び議決の定足数)

第９条　総会は、現在会員の＿分の＿以上の出席又は委任状がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、委任状は議決権を有しない。

2　総会に出席できない者は、あらかじめ通知された議事事項について、書面をもって意思表示をすることができる。ただし、他の者を代理人として表決を委任することはできない。

3　総会の議事は、規則に別段の定めがある場合を除いて、出席教会員の過半数で議決し、賛否同数のときは、議長の裁決による。

（処理事項）

第１０条　総会において処理すべき事項は、次の通りとする。

(1) 第３条の目的遂行に関する事項
(2) 牧師、副牧師、伝道師等、教役者の人事に関する事項
(3) 責任役員、その他、教会の人事に関する事項
(4) 基本的な財産の設定及び変更に関する事項
(5) この教会の財産の処分に関して第２８条に規定された事項
(6) 年次計画、予算の編成及び決算の審査並びに財産目録に関する事項
(7) 教会の主たる目的以外の事業の開始又は廃止に関する件
(8) 規則及び細則の変更に関する事項
(9) 教会の合併及び解散に関する事項
(10) 包括団体である連盟と関係ある事項
(11) その他責任役員会が重要と判断する事項

（総会の役員）

第１１条　総会に、総会役員として議長及び副議長各１人並びに書記若干人を置く。

2　総会役員は、総会において、教会員のうちから選出する。
3　総会役員の職務は、次の通りとする。

(1) 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、総会を代表する。
(2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
(3) 書記は、総会の議事を記録する。

第4章　役員その他の機関

第1節　代表役員及び責任役員

（員数）

第１２条　この教会には__人の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員とする。

（資格及び選任）

第１３条　代表役員は、総会の決議によって招聘されたこの教会の牧師の職にあるものをもって充てる。代表役員以外の責任役員は、総会において、教会員のうちから選任する。

（任期）

第１４条　代表役員の任期はこの教会の牧師の在任期間とする。

2　代表役員以外の責任役員の任期は__年とする。ただし、再任については細則に定める。
3　補欠の責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、その後任者又は代務者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

（代表役員の職務権限）

第１５条　代表役員は、この教会を代表し、その事務を総理する。

（責任役員会及びその職務権限）

第１６条　責任役員は、責任役員会を構成する。

2　責任役員は、次の各号に掲げる事項を担当する。

(1) 総会議案の立案策定に関する事項
(2) 総会議決事項の執行に関する事項
(3) 教会の予算、行事の執行及び決算に関する事項
(4) 前各号に準じ、責任役員会が必要と認める事項

3　責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の__分の__以上から、責任役員会の招集を請求されたときは、速やかに招集しなければならない。

4　責任役員会は、責任役員の定数の__分の__以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
5　責任役員会に出席できない者は、あらかじめ通知された議事事項について、書面をもって意思表示をすることができる。ただし、他の者を代理人として表決を委任することはできない。
6　責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除いて、責任役員の定数の過半数で決する。
7　責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。
8　会議には、議事録を作成しておくものとする。

第2節　代務者

（置くべき場合）

第１７条　次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。
(1) 代表役員又は責任役員が死亡、解任、辞任、任期満了、その他の事由によって欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
(2) 代表役員又は責任役員が病気、旅行その他の事由によって３ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

（資格及び選任）

第１８条　代表役員の代務者は、副牧師等の教役者（以下「教役者」という。）が就任しておれば、総会においてその教役者のうちから選任し、教役者のないときは、総会において他の責任役員のうちから選任する。
2　代表役員以外の責任役員の代務者は、総会において教会員のうちから選任する。

（職務権限）

第１９条　代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務の全部を行う。
2　代務者は、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

第3節　仮代表役員及び仮責任役員

（選定）

第２０条　代表役員又はその代務者は、この教会と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、責任役員会において代表役員以外の責任役員のうちから、仮代表役員を選定しなければならない。
2　責任役員又はその代務者は、その責任役員又は代務者と特別の利害関係がある事項について　は、議決権を有しない。この場合においては、総会において、教会員のうちから、その議決権を有しない責任役員又は代務者の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

（職務権限）

第２１条　仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について、当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代ってその職務を行う。

第4節　役員の解任

（代表役員の解任）

第２２条　代表役員が次の各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の３分の２以上の議決、及び総会において出席教会員の３分の２以上の議決により、当該代表役員を解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
(2) 職務上の義務に明らかに違反した場合
(3) 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合

（責任役員の解任）

第２３条　代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の３分の２以上の議決、及び総会において出席教会員の３分の２以上の議決を経て、代表役員は、当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第３号の「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

（代務者の解任）

第２４条　代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前２条の規定を準用する。

第5章　財　務

（財産の区分）

第２５条　この教会の財産は、基本的な財産及び普通財産とする。

2　基本的な財産は、次の各号に掲げる財産とする。

(1) 土地、建物、その他の不動産
(2) 国債、地方債等の公債
(3) 長期保存の目的で積み立てた財産
(4) 基本的な財産として指定された献金
(5) 総会の議決により、基本的な財産に編入された金品

3　基本的な財産の明細は、連盟出捐関係を明確にして、別紙財産目録に記載する。

4　普通財産は、基本的な財産以外の財産、財産から生じる果実、献金、寄付金、その他の収入とする。

（基本的な財産の設定及び変更）

第２６条　基本的な財産の設定及び変更をしようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経なければならない。

（基本的な財産の管理）

第２７条　基本的な財産である現金は、郵便局若しくは銀行に預け、又は確実な有価証券に替えるなどの適正な方法で管理しなければならない。

（財産の処分等）

第２８条　次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経たのち、その行為の少なくとも１ヶ月前に、教会員その他利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告しなければならない。ただし、第３号から第５号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合、又は軽微なものである場合及び第５号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合であって責任役員会の承認を得たときは、公告することを要しない。

(1) 不動産を処分し、又は担保に供すること。
(2) 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く）又は予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄をすること。
(3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
(4) 境内地の著しい模様替えをすること。
(5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを、この教会の主たる目的以外の目的のために供すること。

2　この教会の財産のうち、連盟からその全部又は一部の出捐を受けることによって取得した不動産について前項に掲げる行為をしようとするときは、次の手続きを経なければならない。

(1)　前項第１号及び第５号については、事前に連盟理事会の承認を得なければならない。
(2)　前項第２号、第３号及び第４号については、連盟理事会に届け出なければならない。

(財産目録の作成)
第２９条　財産目録は、毎会計年度終了後３ヶ月以内に前年度末現在によって作成し、責任役員会及び総会の承認を得なければならない。
(経費の支弁)
第３０条　この教会の経費は、普通財産をもって支弁する。
(予算の編成)
第３１条　予算は、毎会計年度開始__ヶ月前までに編成し、責任役員会及び総会の議決を経なければならない。これを変更しようとする場合も同様である。
２　予算作成後に止むを得ない事由を生じたときは、責任役員会及び総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(予算の区分)
第３２条　予算は、一般会計及び特別会計の二部に分け、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。
(予備費の設定及び使用)
第３３条　予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用する場合は、責任役員会の承認を得なければならない。
(決算書類の作成)
第３４条　財産目録を除く決算書類は、毎会計年度終了後__ヶ月以内に作成し、責任役員会及び総会の議決を受けなければならない。
(歳計剰余金及び予算外収入の処置)
第３５条　歳計に剰余を生じたとき又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、責任役員会及び総会の議決を経て、その一部又は全部を基本的な財産に編入することができる。
(会計年度)
第３６条　この教会の会計年度は、毎年__月１日に始まり、__月__日に終るものとする。
(会計監査)
第３７条　この教会に会計監査__人を置く。
２　会計監査は、この教会の財務を監査し、総会に報告する。
３　会計監査は、総会にて教会員の中から選出する。
４　会計監査の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

第6章　公益事業及びその他の事業

(事業)
第３８条　この教会は、次の公益事業、その他の事業を行う。

２　前項の事業に関する細則は、責任役員会及び総会の議決により別に定める。

第7章　補則

(規則の変更)
第３９条　この規則を変更しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経なければならない。
(合併)
第４０条　この教会が他の教会と合併しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経て、連盟理事会に報告しなければならない。
(被包括関係廃止の場合の財産処分について)
第４１条　この教会が連盟との被包括関係を廃止しようとするときは、この教会の財産のうち、連盟からその全部又は一部の出捐を受けることによって取得した財産はその全部又は一部の財産、若しくはその現在価値に相当する金額を連盟に返還しなければならない。

(解散)

第４２条　この教会が解散しようとするときは、責任役員会及び総会の議決を経て、連盟理事会に報告しなければならない。

(残余財産の帰属)

第４３条　この教会が解散したときは、その残余財産のうち、連盟からその全部又は一部の出捐を受けることによって取得した財産はすべてこれを連盟に返還しなければならない。但し、合併を前提とした解散の場合で、且つ、合併後の教会が連盟加盟を維持する場合は、その残余財産のうち、連盟からその一部又は全部の出捐を受けることによって取得した不動産について、自己出捐比率分を合併後の教会のために用いることができる。

2　その他の残余財産は、責任役員会の定数の全員一致の議決を経て「バプテストの主義と理想」に基づく宗教団体、またはそれに準ずるものに帰属する。

3　前項による帰属が定まらない場合は、その他の残余財産は宗教法人日本バプテスト連盟に帰属する。

(清算人)

第４４条　この教会が解散したときは、総会で特に清算人を選定しない限り代表役員が清算人となる。

(備付書類及び帳簿)

第４５条　この教会の事務所には、常に次の書類及び帳簿を備え付けるものとする。

(1) この教会の規則及び認証書並びに細則
(2) 役員名簿
(3) 予算書及び決算書、財産目録、貸借対照表
(4) 責任役員会及び総会の議事録
(5) 事務処理簿（教会日誌、週報綴り、諸記録綴り等）
(6) 教会員名簿

(包括団体の規則の効力)

第４６条　連盟規約中、この教会に関係がある事項に関する規定は、この教会についても効力を有する。

(施行細則)

第４７条　この規則の施行に関する細則は、責任役員会の議決を経て総会が定める。

付　則

1　この規則は、＿＿＿＿年＿月＿日から施行する。

2　この規則施行当初の代表役員及び責任役員は次の通りとする。

代表役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任役員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〃　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〃　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〃　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 宗教法人法

〔昭和 26 年 4 月 3 日 法 律 第 126 号〕

改正　昭和 27 年 7 月 31 日　法律第 271 号
同　37 年 5 月 16 日　同 第 140 号
同　37 年 9 月 15 日　同 第 161 号
同　38 年 7 月 9 日　同 第 126 号
同　41 年 4 月 5 日　同 第 47 号
同　43 年 6 月 15 日　同 第 99 号
平成　6 年 10 月 1 日　同 第 89 号

宗教法人法をここに公布する。

宗教法人法

目次

第 1 章　総則（第1 条～第 11 条）
第 2 章　設立（第 12 条～第 17 条）
第 3 章　管理（第 18 条～第 25 条）
第 4 章　規則の変更（第 26 条～第 31 条）
第 5 章　合併（第 32 条～第 42 条）
第 6 章　解散（第 43 条～第 51 条）
第 7 章　登記
第 1 節　宗教法人の登記（第 52 条～第 65 条）
第 2 節　礼拝用建物及び敷地の登記（第 66 条～第 70 条）
第 8 章　宗教法人審議会（第 71 条～第 77 条）
第 9 章　補則（第 78 条～第 87 条）
第 10 章　罰則（第 88 条・第 89 条）
附則

第１章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2　憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、　この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

（宗教団体の定義）

第２条　この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

(1) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体。

(2) 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体。

（境内建物及び境内地の定義）

第３条　この法律において「境内建物」とは、第1 号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第2 号から第7 号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固

有の土地をいう。

(1) 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物

（附属の建物及び工作物を含む）

(2) 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）

(3) 参道として用いられる土地

(4) 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

(5) 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられれる土地

(6) 歴史、古記等によって密接な縁故がある土地

(7) 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

（法人格）

第４条　宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2　この法律において、「宗教法人」とは、この法律により法人となった宗教団体をいう。

（所轄庁）

第５条　宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2　次に掲げる宗教法人にあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

(1) 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

(2) 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であって同号に掲げる宗教法人を包括するもの

(3) 前2 号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

（公益事業その他の事業）

第６条　宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2　宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

（宗教法人の住所）

第７条　宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記の効力）

第８条　宗教法人は、第7 章第1 節の規定により登記しなければならない事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもって、第三者に対抗することができない。

（登記に関する届出）

第９条　宗教法人は、第7 章の規定による登記（所轄庁の嘱託によってする登記を除く。）をしたときは、遅滞なく登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（宗教法人の能力）

第１０条　宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

（宗教法人の責任）

第１１条　宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2　宗教法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の決議に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

第２章　設立

（設立の手続き）

第１２条　宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) 事務所の所在地
(4) 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
(5) 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代　　表役員についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項
(6) 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項
(7) 第6 条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営（同条第2 項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。）に関する事項
(8) 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分（第 23 条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。）予算、決算及び会計その他の財務に関する事項
(9) 規則の変更に関する事項
(10) 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項
(11) 公告の方法
(12) 第5 号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、その事項
(13) 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項

2　宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適当な方法でするものとする。

3　宗教法人を設立しようとする者は、第 13 条の規定による認証申請の少なくとも1 月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。

（規則の認証の申請）

第１３条　前条第1 項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則二通に左に　掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 当該団体が宗教団体であることを証する書類
(2) 前条第3 項の規定による公告をしたことを証する書類
(3) 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類
(4) 代表役員及び定数の過半数に当たる責任役員に就任を予定されている者の受諾書

（規則の認証）

第１４条　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めたときはその規則を認証する旨

の決定をし、これらの要件を備えていないと認めたとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によってはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。

(1) 当該団体が宗教団体であること。

(2) 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

(3) 当該設立の手続が第 12 条の規定に従ってなされていること。

2　所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第1 項の場合において、所轄庁が文部大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議　会に諮問してその意見を聞かなければならない。

4　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から3 月以内に、第1 項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは、当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

5　所轄庁は、第1 項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第 12 条第

1 項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

（成立の時期）

第１５条　宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因って成立する。

第１６条及び第１７条　削除（昭 37 法 161）

第３章　管理

（代表役員及び責任役員）

第１８条　宗教法人には、3 人以上の責任役員を置き、そのうち1 人を代表役員とする。

2　代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によって定める。

3　代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4　責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5　代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

6　代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

（事務の決定）

第１９条　規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

（代務者）

第２０条　左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならない。

(1) 代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因って3 月以上その職務を行うことができないとき。

2　代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代ってその職務を行う。

（仮代表役員及び仮責任役員）

第２１条　代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

2　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなったときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

3　仮代表役員は、第1 項に規定する事項について当該代表役員に代ってその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代ってその職務を行う。

（役員の欠格）

第２２条　次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（財産処分等の公告）

第２３条　宗教法人（宗教団体を包括する宗教法人を除く。）は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第 19 条の規定）による外、その行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第3 号から第5 号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第5 号に掲げる行為が一時の期間に係るものであ　る場合は、この限りでない。

(1) 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

(2) 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証すること。

(3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

(4) 境内地の著しい模様替をすること。

(5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第2　　条に規定する目的以外の目的のために供すること。

（行為の無効）

第２４条　宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、　前条の規定に違反してした行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもって対抗することができない。

（財産目録等の作成及び備附）

第２５条　宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時及び毎会計年度終了後 3 月以内に、財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2　宗教法人の事務所には、常に左に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 規則及び認証書

(2) 役員名簿

(3) 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

(4) 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

(5) 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

(6) 第6 条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

3　宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備

えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを　閲覧させなければならない。

4　宗教法人は、毎会計年度終了後4 月以内に、第2 項の規定により当該宗教法人の事務所に備

えられた同項第2 号から第4 号まで及び第6 号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5　所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

第４章　規則の変更

（規則の変更の手続）

第２６条　宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合に　おいて、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）

を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2　宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第 27 条の規定による認証申請の少なくとも2 月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3　宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第 27 条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗　教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。

4　宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前三項の規定に違反すると認めたときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部大臣に通知することができる。

（規則の変更の認証の申請）

第２７条　宗教法人は、前条第1 項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類2 通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

(2) 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前条第2 項の規定による公告をし、及び同条第3 項の規定による承認を受けたことを証する書類

(3) 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前条第2 項の規定による公告及び同条第3 項の規定による通知をしたことを証する書類

（規則の変更の認証）

第２８条　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を

備えているかどうかを審査し、第 14 条第1 項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

(1) その変更をしようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

(2) その変更の手続が第 26 条の規定に従ってなされていること。

2　第 14 条第2 項から第5 項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第4 項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

第２９条　削除（昭 37 法 161）

（規則の変更の時期）

第３０条　宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因ってその効力を生ずる。

（合併に伴う場合の特例）

第３１条　合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に関しては、この章の規定にかかわらず、第5 章の定めるところによる。

第５章　合併

（合併）

第３２条　二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

（合併の手続）

第３３条　宗教法人は、合併しようとするときは、第 34 条から第 37 条までの規定による手続をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

第３４条　宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第 19 条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2　合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から2 週間以内に、財産目録及び第6 条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3　合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から2 月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4　合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第３５条　合併に因って一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

2　合併に因って宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第 12 条第1 項及び第2 項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

3　前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第 38 条第1 項の規定による認証申請の少なくとも2 月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因って宗教法人を設立しようとする旨を第 12 条第2 項に規定する方法により公告しなければならない。

第３６条　第 26 条第1 項後段及び第2 項から第4 項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同条各項中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1) 第1 項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは、「当該関係の廃止に係る規則の変更その他当該関係の廃止」

(2) 第2 項中「第 27 条」とあるのは「第 38 条第1 項」、「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」

(3) 第3 項中「第 27 条」とあるのは「第 38 条第1 項」、「前項」とあるのは「第 34 条第1 項」

(4) 第4 項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手続」、「前3 項」とあるのは「第 34 条から第 37 条まで」

第３７条　合併に伴い第 35 条第3 項又は前条において準用する第 26 条第2 項の規定による公告をしなければならない場合においては、当該公告は、第 34 条第1 項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第 35 条第3 項の規定による公告を他の公告とあわせてするときは、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

（合併の認証の申請）

第３８条　宗教法人は、第 33 条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第 35 条第1 項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類2 通に、同条第2 項の規定に該当する場合にはその規則2 通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第 19 条の規定による手続）を経たことを証する書類

(2) 第 34 条第1 項の規定による公告をしたことを証する書類

(3) 第 34 条第2 項から第4 項までの規定による手続を経たことを証する書類

(4) 第 35 条第1 項又は第2 項の規定に該当する場合には、同条第1 項又は第2 項の規定による手続を経たことを証する書類

(5) 第 35 条第2 項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類

(6) 第 35 条第3 項又は第 36 条において準用する第 26 条第2 項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証する書類

(7) 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第 36 条において準用する第 26 条第3 項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

2　前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名でするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因って設立しようとする宗教法人の所轄庁をもって当該認証を申請すべき所轄庁とする。

（合併の認証）

第３９条　所轄庁は、前条第1 項の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第 14 条第1 項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

(1) 当該合併の手続が第 34 条から第 37 条までの規定に従ってなされていること。

(2) 当該合併が第 35 条第1 項又は第2 項の規定に該当する場合には、それぞれの変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

(3) 当該合併が第 35 条第2 項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2　第 14 条第2 項から第5 項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第4 項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第 35 条第1 項又は第2 項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

3　第1 項又は前項において準用する第 14 条第4 項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に対してすれば足りる。

第４０条　削除（昭 37 法 161）

（合併の時期）

第４１条　宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因って設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第57条の規定による登記をすることに因ってその効力を生ずる。

（合併の効果）

第４２条　合併後存続する宗教法人又は合併に因って設立した宗教法人は、合併に因って解散した宗教法人の権利義務（当該宗教法人が第6 条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第６章　解散

（解散の事由）

第４３条　宗教法人は、任意に解散することができる。

2　宗教法人は、前項の場合の外、左に掲げる事由に因って解散する。

(1) 規則で定める解散事由の発生
(2) 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）
(3) 破産
(4) 第 80 条第1 項の規定による所轄庁の認証の取消
(5) 第 81 条第1 項の規定による裁判所の解散命令
(6) 宗教団体を包括する宗教法人におあっては、その包括する宗教団体の欠亡

3　宗教法人は、前項第3 号に掲げる事由に因って解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（任意解散の手続）

第４４条　宗教法人は、前条第1 項の規定による解散をしようとするときは、第2 項及び第3 項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

2　宗教法人は、前条第1 項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第 19 条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から2 月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

3　宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

（任意解散の認証の申請）

第４５条　宗教法人は、前条第1 項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第 19 条の規定による手続）を経たことを証する書類
(2) 前条第2 項の規定による公告をしたことを証する書類

（任意解散の認証）

第４６条　所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手続が第 44 条の規定に従ってなされているかどうかを審査し、第 44 条第1 項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2　第 14 条第2 項から第4 項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第4 項中「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証書」と読み替えるものとする。

第４７条　削除（昭 37 法 161）

（任意解散の時期）

第４８条　宗教法人の第 43 条第1 項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付に因ってその効力を生ずる。

（清算人）

第４９条　宗教法人が解散（合併及び破産に因る解散を除く。）したときは、規則に別段の定がある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除く外、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2　宗教法人が第 43 条第2 項第4 号又は第5 号に掲げる事由に因って解散したときは、裁判所は、　前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3　第 22 条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

4　宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定がなければ、宗教法人の解散に因って退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかったものにつ　いても、また同様とする。

5　第2 項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散に因って退任するものとする。

（残余財産の処分）

第５０条　解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産の場合を除く外、規則で定めるところによる。

2　前項の場合において、規則にその定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

3　前2 項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第５１条　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 70 条、第 73 条、第 75 条、第 76 条及び第 78 条から第 82 条まで並びに非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）第 35 条第2 項、第 36 条、第 37 条ノ2 、第 136 条から第1 3 7条まで及び第1 3 8条の規定（法人の解散及び清算）は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第 70 条中「理事」とあるのは「代表役員又ハ其代務者」と、同法第 75 条中「前条」とあるのは「宗教法人法第 49 条第1 項」と読み替えるものとする。

第７章　登記

第１節　宗教法人の登記

（設立の登記）

第５２条　宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から2 週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

(1) 目的（第6 条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）
(2) 名称
(3) 事務所
(4) 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
(5) 基本財産がある場合には、その総額
(6) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
(7) 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第 23 条第1 号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項
(8) 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
(9) 公告の方法

3　宗教法人は、設立の登記をした後2 週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（昭 38 法 126・一部改正）

（従たる事務所の新設の登記）

第５３条　宗教法人の設立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては2 週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所

在地においては3 週間以内に前条第2 項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　宗教法人の設立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第５４条　宗教法人が主たる事務所を移転したときは、2 週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第 52 条第2 項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては3 週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4 週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

（昭 38 法 126・一部改正）

（変更の登記）

第５５条　第 52 条第2 項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては3 週間以内に、変更の登記をしなければならない。

第５６条　削除（昭 38 法 126）

（合併の登記）

第５７条　宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から、主たる事務所の所在地においては2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては3 週間以内に合併後存続する宗教法人については変更の登記を、合併に因って解散する宗教法人については解散の登記を、合併に因って設立する宗教法人については第 52 条第2 項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第５８条　宗教法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、第 43 条第1 項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第2 項各号に掲げる事由に因る解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては3 週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第５９条　削除（昭 38 法 126）

（清算結了の登記）

第６０条　宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては3 週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第６１条　宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2　各登記所に宗教法人登記簿を備える。

第６２条　削除（昭 38 法 126）

（登記申請書の添付書類）

第６３条　設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2　従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。但し、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3　解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

4　合併に因る設立又は変更の登記の申請書には、第1 項又は第2 項に掲げる書類の外、第34 条第3 項及び第4 項の規定による手続きを経たことを証する書類並びに合併に因って解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本を添えなければならない。

5　この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添えなければならない。

（昭 38 法 126・一部改正）

（登記事項の公告）

第６４条　登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（商業登記法の準用）

第６５条　商業登記法（昭和 38 年法律第125号）第2 条から第5 条まで（登記所及び登記官）、第7 条から第 18 条まで、第 20 条から第 23 条まで、第 24 条第1 号から第 12 号まで及び第 14 号、第　26 条（登記簿等及び登記手続の通則）、第 55 条第1 項、第 56 条から第 59 条まで、第 61 条第1 項　及び第3 項、第 66 条、第 68 条第2 項、第 69 条、第 70 条（合名会社の登記）並びに第107条から　第120条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記に準用す　る。この場合において、同法第 56 条第3 項中「商法第 64 条第1 項」とあるのは、「宗教法人法　第 52 条第2 項」と、同法第 61 条第3 項中「商法第129条第2 項の規定により会社を代表する」　とあるのは「宗教法人法第 49 条第1 項の規定による」と読み替えるものとする。

（昭 38 法 126・全改）

第２節　礼拝用建物及び敷地の登記

（登記）

第６６条　宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることができる。

2　敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

（登記の申請）

第６７条　前条第1 項の規定による登記は、当該宗教法人の申請によってする。

2　登記の申請書には、礼拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する書類を添えなければならない。

（登記事項）

第６８条　登記官は、前条第1 項の規定による申請があったときは、その建物又は土地の登記用紙中甲区事項欄に、建物については当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨を記載しなければ　ならない。

（昭 38 法 126・一部改正）

（礼拝の用途廃止に因る登記の抹消）

第６９条　宗教法人は、前条の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなったときは、遅滞なく同条の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前条の規定による登記をした土地が礼拝の用に供する建物の敷地でなくなったときも、また同様とする。

2　登記官は、前項前段の規定による申請に基き登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前条の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

（昭 38 法 126・一部改正）

（所有権の移転に因る登記の抹消）

第７０条　登記官は、第 68 条の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同条の規定による登記を抹消しなければならない。

2　前条第2 項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。

3　前2 項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

（昭 38 法 126・一部改正）

第８章　宗教法人審議会

（設置及び所掌事務）

第７１条　文部省に宗教法人審議会を置く。

2　宗教法人審議会は、文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する。

3　宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

（委員）

第７２条　宗教法人審議会は、10 人以上 20 人以内の委員で組織する。

2　委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験のある者のうちから、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。

（昭 43 法 99・一部改正）

（任期）

第７３条　委員の任期は、2 年とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第７４条　宗教法人審議会に会長を置く。

2　会長は、委員が互選した者について、文部大臣が任命する。

3　会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

（委員の費用弁償）

第７５条　委員は、非常勤とする。

2　委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

（庶務）

第７６条　宗教法人審議会の庶務は、文化庁文化部において処理する。

（昭 27 法 271・昭 41 法 47・昭 43 法 99・一部改正）

（運営の細目）

第７７条　この章に規定するものを除く外、宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、文部大臣の承認を受けて、宗教法人審議会が定める。

第９章　補則

（被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止等）

第７８条　宗教団体は、その包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第 26 条第3 項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による通知前に又はその通知後2 年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対し不利益の取扱をしてはならない。

2　前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

3　宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止した場合においても、その関係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免れることはできない。

（報告及び質問）

第７８条の２　所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、　この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の
　関係者の同意を得なければならない。

(1) 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第6 条第2 項の規定に違反する事実があること

(2) 第 14 条第1 項又は第 39 条第1 項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第 14 条第1 項第1 号又は第 39 条第1 項第3 号に掲げる要件を欠いていること。

(3) 当該宗教法人について第 81 条第1 項第1 号から第4 号までの一に該当する事由があること。

2　前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3　前項の場合においては、文部大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

4　所轄庁は、第1 項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5　第1 項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6　第1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公益事業以外の事業の停止命令）

第７９条　所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第6 条第2 項の規定に違反する事実があると認めたときは、当該宗教法人に対し、1 年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

2　前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3　所轄庁は、第1 項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たっては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭ですることを認めなければならない。

4　前条第2 項の規定は、第1 項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

（昭 37 法 161・一部改正）

（認証の取消し）

第８０条　所轄庁は、第 14 条第1 項又は第 39 条第1 項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第 14 条第1 項第1 号又は第 39 条第1 項第3 号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から1 年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

2　前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3　宗教法人について第1 項の規定に該当する事由があることを知った者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。

4　第1 項の規定による認証の取り消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法（平成5 年第 88 号）　第 20 条第3 項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めたときは、その補佐人の数を3 人までに制限することが出来る。

5　第 78 条の2 第2 項の規定は、第1 項の規定による認証の取消をしようとする場合に準用する。

6　所轄庁は、第1 項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7　第1 項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第 27 条第2 項の規定は、適用しない。

（昭 37 法 161・一部改正）

（不服申立ての手続における諮問等）

第８０条の２　第 14 条第1 項、第 28 条第1 項、第 39 条第1 項若しくは第 46 条第1 項の規定による認証に関する決定、第 79 条第1 項の規定による事業の停止の命令又は前条第1 項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議委員会に諮問した後にしなければならない。

2　前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあった日から4 月以内にしなければならない。

（昭 37 法 161・追加）

（解散命令）

第８１条　裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

(1) 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

(2) 第2 条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は1 年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

(3) 当該宗教法人が第2 条第1 号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後2 年以上にわたってその施設を備えないこと。

(4) 1 年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。

(5) 第 14 条第1 項又は第 39 条第1 項の規定による認証に関する認証書を交付した日から1 年を経過している場合において、当該宗教法人について第 14 条第1 項第1 号又は第 39 条第1 項第3 号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

2　前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3　第1 項の規定による裁判は、理由を附した決定をもってする。

4　裁判所は、第1 項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5　宗教法人又は第1 項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。

6　裁判所は、第1 項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7　前5 項に規定するものを除く外、第1 項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

（随伴者に対する意見を述べる機会の供与）

第８２条　文部大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証に関し宗教法人の代表者若しくは代理人若しくは第 12 条第1 項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人　が意見を述べる場合又は第 79 条第1 項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者 若しくは代理人が口頭により弁明する場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護人等としてこれらの者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、必要があると認めたときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を3 人までに制限することができる。

（礼拝用建物等の差押禁止）

第８３条　宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第7 章第2 節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産の場合を除く外、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押えることができない。

（宗教上の特性及び慣習の尊重）

第８４条　国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に関係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に関し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に関して法令の規定による正当の権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

（解釈規定）

第８５条　この法律のいかなる規定も、文部大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉　する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

第８６条　この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第８７条　第 80 条の2 第1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申し立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（昭 37 法 140・全改）

第１０章　罰則

第８８条　次の各号の一に該当する場合においては、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は精算人は、1 万円以下の過料に処す。

(1) 所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えてこの法律の規定による認証（第 12 条第1 項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

(2) 第9 条又は第 43 条第3 項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

(3) 第 23 条の規定に違反して同条の規定による公告をしないで同条各号に掲げる行為をしたとき。

(4) 第 25 条第1 項若しくは第2 項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第2 項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

(5) 第 25 条第4 項の規定による書類の写しの提出を怠ったとき。

(6) 第 51 条において準用する民法第 79 条第1 項又は第 81 条第1 項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(7) 第 51 条において準用する民法第 82 条第2 項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

(8) 第7 章第1 節の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

(9) 第 79 条第1 項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行ったとき。
(10) 第 78 条の2 第1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第８９条　宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第 12 条
第1 項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、1 万円以下の過料に処する。

附　則　抄

1　この法律は、交付の日から施行する。
2　宗教法人令（昭和 20 年勅令第719号）及び宗教法人令施行規則（昭和 20 年司法、文部省令第1 号）は、廃止する。
3　この法律施行の際現に存する宗教法人令の規定による宗教法人は、この法律施行後も、同令の規定による宗教法人として存続することができる。
4　第2 項に掲げる命令の規定は、前項の宗教法人（以下「旧宗教法人」という。）については、　この法律施行後も、なおその効力を有する。
5　旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）　に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因って、この法律の規定による宗教法人（以下、「新宗教法人」という。）となることができる。
6　二以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因って、一の新宗教法人となることができる。
7　第 34 条第2 項から第4 項までの規定は、前項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人になろうとする場合に準用する。この場合において、同条第2 項中「前項の規定による公告」とあるのは「附則第6 項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となろうとする決定」と、「第6 条の規定による事業」とあるのは「公益事業その他の事業」と読み替えるものとする。
8　第5 項又は第6 項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、旧宗教法人のうち、教派、宗派及び教団にあってはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあってはその所在地の登記所において、当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の謄本を添えなければならない。
9　第6 項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第7 項において準用する第 34 条第3 項及び第4 項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。
10　第6 項の規定により一の新宗教法人となろうとする旧宗教法人が第7 項において準用する第 34 条第2 項から第4 項までの規定による手続を経ないで、所轄庁に対し規則の認証の申請をしたときは、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、1 万円以下の過料に処する。
11　旧宗教法人が第5 項又は第6 項の規定により新宗教法人となろうとする旨の決定及び当該新　宗教法人に係る規則に関する決定は、当該旧宗教法人における規則の変更に関する手続きに従ってするものとする。
12　旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則　の変更に関し議決の権限を有する機関を有しないものにあっては、前項に規定する決定をするに当って、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、信者その他の利害関係人の意向を反映させるため必要があると認めたときは、当該旧宗教法人の規則にかかわらず、特に現任の総代と同数の総代を選任して、当該決定に参与させることができる。

13　旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括関係の廃止は、当該関係の廃止が当該旧宗教法人が第5 項又は第6 項の規定により新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができるものとする。

14　前項の規定により旧宗教法人が被包括関係を廃止しようとする場合の手続に関しては、第 11 項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

(1) 旧宗教法人令第6 条後段の規定による手続きを経ることを要しないこと。

(2) 当該被包括関係の廃止に関し当該旧宗教法人の規則中に当該旧宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合においても、その権限に関する規則の規定によることを要しないこと。

(3) 第 12 条第3 項の規定による公告と同時に、当該旧宗教法人を包括する宗教団体に対し当該被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければならないこと。

15　旧宗教法人は、第5 項又は第6 項の規定により新宗教法人となろうとするときは、この法律施行の日から1 年6 月以内に、第 13 条の規定による認証の申請をしなければならない。

16　前項の規定による申請があった場合における認証については、第14条第4 項中「3 月」とあるのは、「1 年6 月」と読み替えるものとする。

17　旧宗教法人は、第 15 項の期間内に認証の申請をしなかった場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかった場合においては、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日（その日が当該認証の申請をすることができる期間の満了の日前である場合には、当該期間の満了の日）において、これらの日前において解散したものを除いて、解散する。

18　旧宗教法人が第5 項又は第6 項の規定により新宗教法人となったときは、その設立の登記をした日において、当該旧宗教法人は解散し、その権利義務（当該旧宗教法人が行う公益事業その他の事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）は、新宗教法人が承継する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法及び非訟事件手　続法の規定は適用しない。

19　第5 項又は第6 項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で当該旧宗教法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

20　旧宗教法人が第5 項又は第6 項の規定により新宗教法人となった場合においては、当該宗教法人が所有する旧宗教法人令第 15 条に規定する建物又はその敷地について同条の規定による登記をした事項（当該建物又はその敷地について旧宗教法人令の規定による登記をしたものとみなされた事項を含む。）は、当該宗教法人が新宗教法人となった日において、第 68 条の規定に　よる登記をしたものとみなす。

21　前項の建物及びその敷地については、第 83 条中「その登記後」とあるのは、「旧宗教法人令又は旧宗教団体法（昭和 14 年法律第 77 号）の規定による登記後」と読み替えるものとする。

22　旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第5 項又は第6 項の規定により新宗教法人となったものの所轄庁は、第5 条第1 項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

23　当分の間、宗教法人は、第6 条第2 項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であって、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第 25 条第1 項の規定にかかわらず、当該会計年度にかかわる収支計算書を作成しないことができる。

24　前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

25　附則第 23 項の場合において、宗教法人は、第 25 条第2 項（第1 号、第2 号及び第4 号から第　6 号までを除く。）の規定にかかわらず、同項第3 号に規定する収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

附　則（昭和 27 年7 月 31 日法律第271号）抄

1　この法律は、昭和 27 年8 月1 日から施行する。
附　則（昭和 37 年5 月 16 日法律第140号）抄
1　この法律は、昭和 37 年 10 月1 日から施行する。
附　則（昭和 37 年9 月 15 日法律第161号）抄
1　この法律は、昭和 37 年 10 月1 日から施行する。
附　則（昭和 38 年7 月9 日法律第126号）抄
この法律は、商業登記法の施行の日（昭和 39 年4 月1 日）から施行する。
附　則（昭和 41 年4 月5 日法律第 47 号）抄
1　この法律は、昭和 41 年5 月1 日から施行する。
附　則（昭和 43 年6 月 15 日法律第 99 号）抄
（施行期日）
1　この法律は、行政手続法（平成5 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

日本バプテスト連盟

〒336-0017　埼玉県さいたま市南区南浦和 1-2-4
TEL048-883-1091　FAX048-883-1092
『規程集』2023 年 4 月 1 日作成版